

薩摩川内市 地域防災計画

【一般災害対策編】

令和8年度

薩摩川内市防災会議

薩摩川内市 地域防災計画の目次

一 般 災 害 対 策 編 目 次

PAGE

第1部 総則

第1章 計画の目的等	1-1-1
第2章 計画の方針、構成	1-2-1
第3章 防災関係機関の業務の大綱	1-3-1
第4章 市の地域特性及び災害特性	1-4-1
第5章 災害の想定	1-5-1

第2部 災害予防計画

第1章 災害に強い施設等の整備

第1節 土砂災害等の防止対策の推進計画	2-1-1
第2節 河川災害・高潮等の防止対策の推進計画	2-1-7
第3節 防災構造化の推進計画	2-1-11
第4節 建築物災害の防止対策の推進計画	2-1-14
第5節 ライフラインの災害防止対策の推進計画	2-1-17
第6節 防災研究の推進計画	2-1-21

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1節 防災組織の整備計画	2-2-1
第2節 通信・広報体制の整備計画	2-2-5
第3節 気象観測体制の整備計画	2-2-10
第4節 避難体制の整備計画	2-2-11
第5節 救助・救急体制の整備計画	2-2-21
第6節 交通確保体制の整備計画	2-2-23
第7節 救援物資等の輸送体制整備計画	2-2-25
第8節 医療体制の整備計画	2-2-27
第9節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備計画	2-2-28
第10節 複合災害対策体制の整備計画	2-2-37

第3章 市民の防災活動の整備

第1節 防災知識の普及啓発計画	2-3-1
第2節 防災訓練の実施計画	2-3-6
第3節 自主防災組織の育成計画	2-3-11
第4節 市民及び事業者による地区内の防災活動促進計画	2-3-16
第5節 防災ボランティアの育成計画	2-3-17
第6節 企業防災の推進計画	2-3-20
第7節 要配慮者の安全確保計画	2-3-21

第3部 災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

第1節 応急活動体制計画	3-1-1
第2節 情報伝達体制計画	3-1-25
第3節 災害救助法の適用及び運用計画	3-1-30
第4節 受援・応援体制計画	3-1-34
第5節 自衛隊の災害派遣計画	3-1-37
第6節 技術者・技能者及び作業員の確保計画	3-1-43
第7節 ボランティアとの連携等計画	3-1-47
第8節 災害警備体制計画	3-1-51

第2章 警戒避難期の応急対策計画

第1節 気象警報等の収集・伝達計画	3-2-1
第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画	3-2-6
第3節 広報計画	3-2-12
第4節 水防計画	3-2-17
第5節 土砂災害等の防止対策計画	3-2-30
第6節 避難計画	3-2-34
第7節 交通確保・規制計画	3-2-48
第8節 緊急輸送計画	3-2-50
第9節 緊急医療計画	3-2-54
第10節 要配慮者への緊急支援計画	3-2-63

第3章 事態安定期の応急対策計画

第1節 避難所の運営計画	3-3-1
第2節 食料の供給計画	3-3-6
第3節 応急給水計画	3-3-10
第4節 生活必需品の給与計画	3-3-13
第5節 医療計画	3-3-16
第6節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策計画	3-3-18
第7節 動物保護対策計画	3-3-22
第8節 し尿・ごみ・清掃計画	3-3-23
第9節 障害物の除去対策計画	3-3-26
第10節 行方不明者の捜索、遺体の処理等計画	3-3-28
第11節 住宅の供給確保計画	3-3-32
第12節 文教対策計画	3-3-35
第13節 義援金・義援物資等の取扱い計画	3-3-40
第14節 農林水産業災害の応急対策計画	3-3-42

第4章 社会基盤の応急対策計画

第1節 電力施設の応急対策計画	3-4-1
第2節 ガス施設の応急対策計画	3-4-3
第3節 上水道施設の応急対策計画	3-4-5
第4節 下水道施設の応急対策計画	3-4-6

第5節 電気通信施設の応急対策計画	3-4-7
第6節 道路・河川等公共施設の応急対策計画	3-4-8
第4部 特殊災害対策計画	
第1章 海上災害対策計画	
第1節 予防対策計画	4-1-1
第2節 応急対策計画	4-1-3
第2章 鉄道事故対策計画	
第1節 予防対策計画	4-2-1
第2節 応急対策計画	4-2-2
第3章 道路事故対策計画	
第1節 予防対策計画	4-3-1
第2節 応急対策計画	4-3-4
第4章 危険物等災害対策計画	
第1節 予防対策計画	4-4-1
第2節 応急対策計画	4-4-4
第5章 林野火災対策計画	
第1節 予防対策計画	4-5-1
第2節 応急対策計画	4-5-3
第5部 災害復旧・復興計画	
第1章 公共土木施設等の災害復旧計画	
第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進計画	5-1-1
第2節 激甚災害の指定計画	5-1-9
第2章 被災者の災害復旧・復興支援計画	
第1節 被災者の生活確保計画	5-2-1
第2節 被災者への融資措置計画	5-2-7

第 1 部 総 則

第 1 部 総則

第 1 章 計画の目的等

第 1 計画の目的

薩摩川内市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条及び水防法第 33 条（昭和 24 年法律第 193 号）の規定に基づき、薩摩川内市防災会議が作成する計画であって、薩摩川内市、鹿児島県、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、市における災害に関わる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市の保全を図り、もって市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 用語の定義

この計画においてあげる用語の意味は、それぞれ次のとおりとする。

市 : 薩摩川内市
県 : 鹿児島県
災 対 法 : 災害対策基本法
原 災 法 : 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）
救 助 法 : 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
指 定 行 政 機 関 : 災対法第 2 条第 3 号に規定する指定行政機関
指 定 地 方 行 政 機 関 : 災対法第 2 条第 4 号に規定する指定地方行政機関
指 定 公 共 機 関 : 災対法第 2 条第 5 号に規定する指定公共機関
指 定 地 方 公 共 機 関 : 災対法第 2 条第 6 号に規定する指定地方公共機関
市 地 域 防 災 計 画 : 災対法第 42 条の規定に基づき薩摩川内市防災会議が作成する地域防災計画
県 地 域 防 災 計 画 : 災対法第 40 条の規定に基づき鹿児島県防災会議が作成する地域防災計画
防 災 業 務 計 画 : 災対法第 2 条第 9 号に規定する防災業務計画
市 災 対 本 部 : 災対法第 23 条の規定に基づき設置する薩摩川内市災害対策本部
県 災 対 本 部 : 災対法第 23 条の規定に基づき設置する鹿児島県災害対策本部
県 地 方 本 部 : 県地域防災計画の規定に基づき地方に設置する鹿児島県災害対策地方本部
本 部 長 : 薩摩川内市災害対策本部長
県 本 部 長 : 鹿児島県災害対策本部長
県 地 方 本 部 長 : 鹿児島県災害対策地方本部長
消 防 局 : 薩摩川内市消防局
消 防 団 : 薩摩川内市消防団
支 所 等 : 樋脇支所、入来支所、東郷支所、祁答院支所、甕島振興局、下甕支所
災 害 : 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、
 地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及
 ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害
 をいう。（災対法 第 2 条第 1 号）

第2章 計画の方針、構成

第1 計画の方針

この計画は、市の防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他の必要な災害対策の基本を定め、総合的かつ、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものであり、計画の樹立並びに推進にあたっては、次の方針を基本とする。

薩摩川内市の防災基本構想

快適で魅力的な住み続けたいまちづくり

1 健やかに生き生きと暮らせるまちづくり

地域ぐるみによる高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者に対する災害時の救助体制、避難所、避難場所の周知及び誘導、一般市民はもとより避難行動要支援者に対する防災体制の確立を推進する。

2 快適で魅力的な住み続けたいまちづくり

災害の発生を未然に防止し、又は災害による被害の拡大を防ぐため、関係機関と協力して各種法令に基づく各種防災対策を推進する。

安全・安心な暮らしを実現するため、防災意識向上や、安全対策を含む防災関連情報の周知、地域ぐるみの活動の推進、関係施設の整備、災害発生時に即応できる体制の強化などに努める。

3 地域の豊かな個性で活力を生み出すまちづくり

市内の危険箇所の現状、地域住民のおかれた環境を周知し、過去の災害経験を伝承する。再度の災害に備え、蓄積された災害情報を活かし、防災情報の収集及び伝達体制を確立し、危険箇所や避難情報を迅速に市民へ提供できる体制を目指す。

4 安全性と利便性の質を高めるまちづくり

自然災害から市民の生命や財産を守り、被害を軽減するため、地震・津波対策や土砂災害・洪水対策など安全で災害に強い社会基盤の整備に取り組みます。

5 市民みんなで考え、行動するまちづくり

市民に対する防災知識の普及や広報活動を積極的に行うとともに、防災訓練の実施や自発的な防災活動への参加を促す等、市民における自助、共助による防災意識の高揚と自主防災組織の更なる強化を推進します。

第2 計画の留意事項

1 減災への取組み

災害対策の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」とする。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の実情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

2 複合災害への備え

市は、施策の推進にあたっては、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性も認識し、適宜、地域防災計画等を見直すとともに、施策の充実に努めるものとする。

3 被災者のニーズを踏まえた復旧・復興の推進

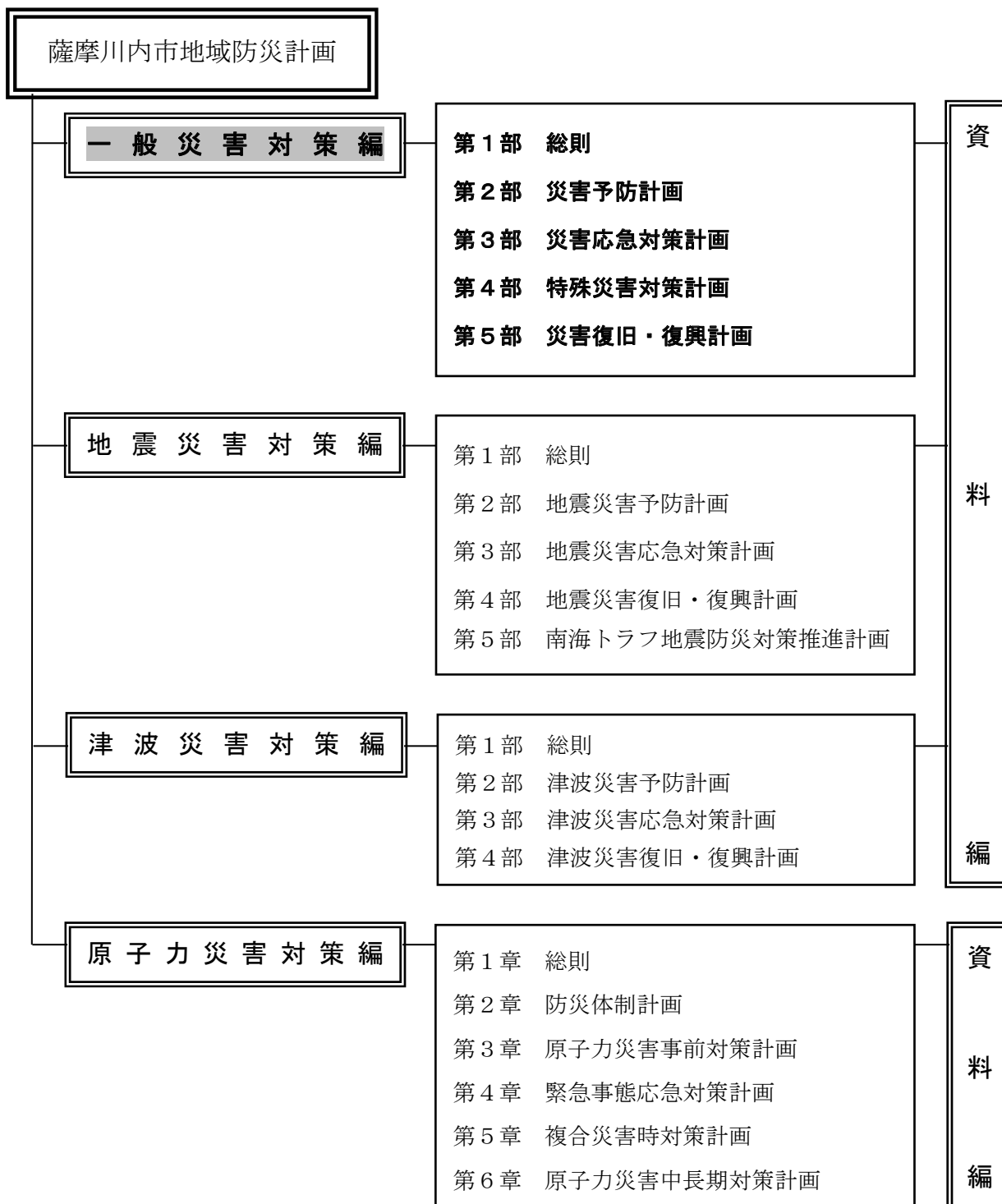
被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに各種制度等を効果的に活用し、生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。

【 総則 】

〈第 1 部 第 2 章 計画の方針、構成〉

第 3 計画の構成

本計画は、過去に発生した災害及び地形、気象、その他地域の特性から想定される災害に対し、次の事項について定めたものである。



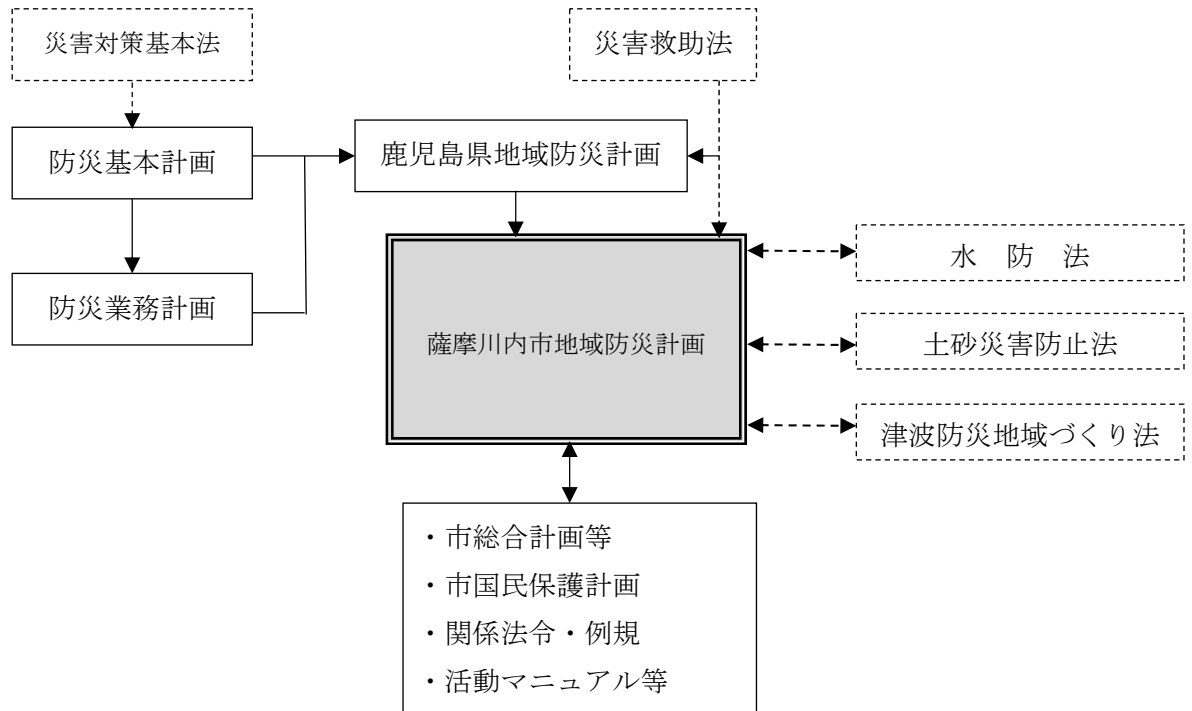
第 4 計画の修正

この計画は、災対法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

第 5 他計画との関係

この計画は、災対法第 4 2 条の規定に基づき、防災業務計画、県地域防災計画に矛盾、抵触するものであってはならない。

また、水防法との十分な調整を図るとともに、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条の規定に基づく市基本構想及び市基本計画に矛盾することのないよう検討を行う。



本計画の構成における各編の概要

①一般災害対策編	
第 1 部 総則	一般災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他）及び特殊災害（林野火災、海上災害、鉄道事故、道路事故、危険物災害等）に関して、危険箇所の現況、想定される災害を明示し、防災対策の基本方針、市及び関係する防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱等を定める。
第 2 部 災害予防計画	防災組織や施設、災害危険箇所等に関する整備・改良・点検及び防災訓練や防災知識の普及等、災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に防止するための施設等の整備、事前措置を中心に計画を定める。
第 3 部 災害応急対策計画	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の拡大を防止するための組織、災害情報収集・伝達、災害予報・警報の発令・伝達及び消防・水防活動、並びに被災者に対する応急的救助の措置等に係る計画を定める。
第 4 部 特殊災害対策計画	特殊災害に関する災害発生時における応急的措置についての計画を定める。
第 5 部 災害復旧・復興計画	災害復旧の実施にあたっての事業計画等に関する基本的方針、生活安定の確保、資金援助等についての計画を定める。

【 総則 】

〈第1部 第2章 計画の方針、構成〉

②地震災害対策編	
第1部 総則	地震災害に関して、危険箇所、想定される震源等を明示し、一般災害対策同様に防災対策の基本方針等を定める。
第2部 地震災害予防計画	地震災害発生時における被害の拡大を防止するため、施設の整備、事前措置等に係る計画を定める。
第3部 地震災害応急対策計画	地震災害発生時における応急的措置の対策について、職員の動員配備、災害対策本部の設置基準、被害情報の収集、被災者の救援・救助活動、避難対策等の応急措置に係る計画を定める。
第4部 地震災害復旧・復興計画	地震災害における復旧・復興の実施にあたっての事業計画等に関する基本的方針、生活安定の確保、資金援助等に係る計画を定める。
第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震における関係者との連携確保、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助等に係る計画を定める。
③津波災害対策編	
第1部 総則	津波災害に関して、危険箇所、想定される津波規模等を明示し、一般災害対策同様に防災対策の基本方針等を定める。
第2部 津波災害予防計画	津波災害発生時における被害の拡大を防止するため、施設の整備、事前措置等に係る計画を定める。
第3部 津波災害応急対策計画	津波災害発生時における応急的措置の対策について、職員の動員配備、災害対策本部の設置基準、被害情報の収集、被災者の救援・救助活動、避難対策等の応急措置に係る計画を定める。
第4部 津波災害復旧・復興計画	津波災害における復旧・復興の実施にあたっての事業計画等に関する基本的方針、生活安定の確保、資金援助等に係る計画を定める。
④原子力災害対策編	
第1章 総則	川内原子力発電所における原子力災害の防災対策に関して、防災関係機関等が処理すべき事務または業務の大綱等を定める。
第2章 防災体制計画	原災法の規定による対応として、九州電力からの警戒事態、施設敷地緊急事態の通報及び原子力緊急事態宣言発出時における市の対応基準、活動体制及び組織、所掌事務等を定める。
第3章 原子力災害事前対策計画	原災法及び災対法等に基づき実施する事前対策の基本方針を定め、日常における各種の活動体制の整備、事業者の責務、事業者防災業務計画に関する諸手続き、事業者からの報告の徴収及び立入検査、原子力防災専門官との連携、総合的な訓練等に係る計画を定める。
第4章 緊急事態応急対策計画	警戒事態、施設敷地緊急事態通報時や原子力緊急事態発生時等における応急対策を中心に記載し、情報の収集・緊急連絡体制、活動体制、安全確保の方針、防護対策及び被ばく管理、避難誘導、避難場所での生活、要配慮者等への配慮に関する計画を定める。
第5章 複合災害時対策計画	複合災害時における災害応急体制、情報の収集・緊急連絡体制、防護活動、緊急輸送活動体制、救急・救助、消火及び医療活動、市民への情報伝達活動について定める。
第6章 原子力災害中長期対策計画	原子力緊急事態解除宣言後の緊急時モニタリング調査、その結果の公表、市民への心身の健康相談体制の整備、風評被害等の影響を軽減する措置等に係る計画を定める。

第 3 章 防災関係機関の業務の大綱

防災関係機関は、その施策が直接的なものであると間接的なものであるかを問わず、一体となつて災害の防止に配慮しなければならない。

市、県、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

第 1 薩摩川内市

市は、第 1 段階の防災機関として概ね次の事項を担当し、また救助法が適用された場合は、県（知事）の通知に基づき必要な救助の実施にあたる。

- ア 市防災会議に係る事務に関すること。
- イ 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。
- ウ 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
- エ 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること。
- オ 罹災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。
- カ 被災した市管理施設の応急対策に関すること。
- キ 災害時における文教、保健衛生対策に関すること。
- ク 災害時における交通輸送の確保に関すること。
- ケ 被災者に対する融資等被災者復興対策に関すること。
- コ 被災施設の復旧に関すること。
- サ 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。
- シ 災害対策に係る広域応援協力に関すること。

第 2 鹿児島県

県は、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災業務又は業務を助け、これらを統合調整するとともに、概ね次の事項を担当し、また救助法に基づく応急救助を実施し、かつ市町村に対し必要な防災上の指示、勧告を行う。

- ア 県防災会議に係る事務に関すること。
- イ 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。
- ウ 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
- エ 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること。
- オ 罹災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。
- カ 被災した県管理施設の応急対策に関すること。
- キ 災害時の文教、保健衛生、警備対策に関すること。
- ク 災害対策要員の供給、斡旋に関すること。
- ケ 災害時における交通輸送の確保に関すること。
- コ 被災者に対する融資等被災者復興対策に関すること。
- サ 被災施設の復旧に関すること。
- シ 市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、斡旋に関すること。
- ス 災害対策に係る「九州・山口 9 県災害時相互応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関すること。

第 3 指定地方行政機関

(1) 九州管区警察局

- ア 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援指導・調整に関する事。
- イ 広域的な交通規制の指導・調整に関する事。
- ウ 災害時における他管区警察局との連携に関する事。
- エ 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事。
- オ 災害に係る情報の収集・伝達の連絡調整に関する事。
- カ 災害時における警察通信の運用に関する事。
- キ 津波警報等の伝達に関する事。

(2) 九州総合通信局

- ア 非常通信体制の整備に関する事。
- イ 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事。
- ウ 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器、移動電源車及び可搬型発電機の貸出しに関する事。
- エ 災害時における電気通信の確保に関する事。
- オ 非常通信の統制、監理に関する事
- カ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事。

(3) 九州財務局（鹿児島財務事務所）

- ア 公共土木施設等の災害復旧事業費の検査の立会いに関する事。
- イ 災害つなぎ資金の貸付けに関する事。
- ウ 災害復旧事業費の貸付けに関する事。
- エ 災害時における金融機関の金融緊急措置の指導に関する事。
- オ 提供可能な国有財産の情報提供に関する事。
- カ その他防災に関し財務局の所掌すべき事。

(4) 鹿児島労働局（川内労働基準監督署）

- ア 工場、事業所における労働災害の防止に関する事。
- イ その他防災に関し労働局の所掌すべき事。

(5) 九州農政局

- ア 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧に関する事。
- イ 農業に係る防災、災害応急対策及び災害復旧に係る指導調整並びに助言に関する事。
- ウ 応急用食料の調達・供給対策に関する事。
- エ 主要食料の安定供給対策に関する事。
- オ その他防災に関し農政局の所掌すべき事。

	(6) 九州森林管理局（北薩森林管理署） ア 国有林野及び民有林直轄区域内の治山事業の実施に関する事。 イ 国有保安林、保安施設等の保全に関する事。 ウ 災害応急対策用木材（国有林）の需給に関する事。 エ その他防災に関し森林管理局の所掌すべき事。
	(7) 九州経済産業局 ア 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関する事。 イ 被災商工業の事業者に対する金融、税制及び労務に関する事。 ウ その他防災に関し経済産業局の所掌すべき事。
	(8) 九州産業保安監督部 ア 電気施設、ガス、火薬類等の保安の推進に関する事。 イ 各取扱業者に対する予防体制の確立の指導等に関する事。 ウ その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべき事。
	(9) 九州地方整備局（鹿児島港湾・空港整備事務所、川内川河川事務所及び川内出張所、鶴田ダム管理所、鹿児島国道事務所鹿児島維持出張所、鹿児島国道事務所阿久根維持出張所） ア 港湾、海岸災害対策に関する事。 イ 高潮、津波災害等の予防に関する事。 ウ 直轄公共土木施設の整備と維持・管理に関する事。 エ 直轄河川の水防に関する事。 オ 直轄国道の維持改修に関する事。 カ 「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施 キ その他防災に関し整備局の所掌すべき事。
	(10) 九州運輸局（鹿児島運輸支局） ア 自動車運送事業者に対する輸送命令に関する事。 イ 被災者、救済用物資等の輸送調整に関する事。 ウ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運送事業者に協力要請を行う事。 エ 港湾荷役の確保のため、港湾運送事業者に協力要請を行う事。 オ 船舶運航事業者に対する航海命令に関する事。 カ 港湾運送事業者に対する公益命令に関する事。 キ その他防災に関し運輸局の所掌すべき事。
	(11) 国土地理院九州地方測量部 ア 地殻変動の監視に関する事。 イ 災害時における地理空間情報の整備・提供に関する事。 ウ 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関する事。

【 総則 】

〈第 1 部 第 3 章 防災関係機関の業務の大綱〉

	(12) 鹿児島地方気象台 ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備を行うこと。 エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
	(13) 第十管区海上保安本部（串木野海上保安部） ア 海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関すること。 イ 警報等の伝達に関すること。 ウ 情報の収集に関すること。 エ 海難救助等に関すること。 オ 排出油等の防除に関すること。 カ 海上交通安全の確保に関すること。 キ 治安の維持に関すること。 ク 危険物の保安措置に関すること。 ケ 緊急輸送に関すること。 コ 物資の無償貸付又は譲与に関すること。 サ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。 シ 警戒区域の設定に関すること。 ス その他防災に関し海上保安部の所掌すべきこと。
	(14) 九州地方環境事務所 ア 災害廃棄物等の処理対策に関すること。 イ 環境監視体制に関すること。 ウ 飼育動物の保護等に関すること。
	(15) 九州防衛局 ア 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整 イ 災害時における米軍部隊との連絡調整

第 4 自衛隊

- (1) 陸上自衛隊第 8 師団第 12 普通科連隊・第 8 施設大隊、海上自衛隊佐世保地方総監部・第 1 航空群、航空自衛隊第 5 航空団防衛部
- ア 人命救助、消防、水防、救助物資、道路の応急復旧、医療、感染症予防、給水等のほか災害通信の支援に関すること。
- イ その他防災に関し自衛隊の所掌すべきこと。

第 5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、市及び県が処理すべき防災業務に関し積極的に協力する。

- (1) 九州旅客鉄道株式会社（川内駅）、日本貨物鉄道株式会社
- ア 鉄道施設等の防災、保全に関すること。
- イ 災害時における鉄道車両等による人員の緊急輸送の協力に関すること。
- ウ 災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送の協力に関すること。
- (2) 西日本電信電話株式会社（鹿児島支店）
- 災害時における電気通信サービスの確保に関すること。
- (3) 日本郵便株式会社（川内郵便局）
- ア 災害時における郵便事業運営の確保に関すること。
- イ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
- (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (ロ) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
- (エ) 為替預金及び簡易保険業務の非常取扱い
- (オ) 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請
- (カ) 被災者の救護を目的とする寄附金の送金のための郵便為替の料金免除
- (キ) 郵政公社医療機関による医療救護活動
- (ク) 災害ボランティア口座
- ウ 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること。
- (4) 日本銀行（鹿児島支店）
- ア 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節
- (ア) 通貨の円滑な供給の確保
- (イ) 現金供給のための輸送、通信手段の確保
- (ロ) 通貨および金融の調節
- イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
- (ア) 決済システムの安定的な運行に係る措置
- (イ) 資金の貸付け
- ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- オ 各種措置に関する広報
- カ その他防災に関し日本銀行鹿児島支店の所掌すべきことのほか、所要の災害応急対策

指定公共機関及び指定地方公共機関

- | |
|--|
| <p>(5) 日本赤十字社（鹿児島県支部）</p> <p>ア 災害時における医療救護等に関すること。</p> <p>イ 災害時におけるこころのケアに関すること。</p> <p>ウ 救援物資の備蓄と配分に関すること。</p> <p>エ 災害時の血液製剤の供給に関すること。</p> <p>オ 義援金品等の受付に関すること。</p> <p>カ 災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関すること。</p> <p>キ 災害時の外国人の安否調査に関すること。</p> |
| <p>(6) 日本放送協会（NHK薩摩川内支局）及び報道関係機関</p> <p>ア 気象予報・警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。</p> <p>イ 社会事業団等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。</p> |
| <p>(7) 自動車運送機関（日本通運株式会社川内支店、南国交通株式会社川内営業所、鹿児島交通株式会社川内営業所、公益社団法人鹿児島県トラック協会北薩地区研修センター等）</p> <p>災害時における貨物自動車による救助用物資及び避難者の輸送協力に関すること。</p> |
| <p>(8) 海上輸送機関（甕島商船株式会社）</p> <p>災害時における船舶による救助用物資及び避難者の輸送協力に関すること。</p> |
| <p>(9) 電力供給機関（九州電力送配電株式会社川内配電事業所）</p> <p>ア 電力施設の整備及び防災管理に関すること。</p> <p>イ 災害時における電気供給確保に関すること。</p> <p>ウ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。</p> |
| <p>(10) 鹿児島県医師会（川内市医師会、薩摩郡医師会）</p> <p>災害時における医療救護、助産に関すること。</p> |
| <p>(11) 鹿児島県歯科医師会（薩摩川内市歯科医師会、薩摩郡歯科医師会）</p> <p>ア 災害時における歯科医療に関すること。</p> <p>イ 身元確認に関すること。</p> |
| <p>(12) 鹿児島県薬剤師会（鹿児島県薬剤師会川内市地区）</p> <p>災害時における薬剤の管理及び供給に関すること。</p> |
| <p>(13) 鹿児島県看護協会</p> <p>災害看護に関すること。</p> |
| <p>(14) 鹿児島県建設業協会（鹿児島県建設業協会川内支部、同甕島支部、同宮之城支部）</p> <p>ア 公共土木施設の被害情報の収集に関すること。</p> <p>イ 公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧に関すること。</p> |

第6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事項を担当し、当該業務の実施を通じて防災に寄与するとともに、県及び市が処理する防災業務に関し自発的に協力する。

(1) 土地改良区

ア 農業用ダムやため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備及び防災管理に関すること。

イ 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること。

(2) 済生会川内病院及び病院等経営者

ア 防災に係る施設の整備及び避難訓練の実施等の災害予防の対策に関すること。

イ 災害時における収容患者の避難誘導に関すること。

ウ 被災負傷者の収容保護に関すること。

エ 災害時における医療、助産等の救護に関すること。

オ 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。

(3) 要配慮者利用施設経営者

ア 介護保険関係法令等に基づく、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成及び防災設備等の整備及び避難訓練の実施等の災害予防の対策に関すること。

イ 災害時における施設入所者の避難誘導に関すること。

(4) 薩摩川内市社会福祉協議会

ア 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。

イ 福祉救援ボランティアに関すること。

(5) 金融機関

被災事業者に対する資金の融資及び斡旋に関すること。

(6) 学校法人

ア 防災に係る施設の整備、防災教育の実施及び避難訓練等災害予防の対策に関すること。

イ 災害時における幼児、児童、生徒及び学生の避難誘導に関すること。

ウ 災害時における応急教育の対策に関すること。

エ 被災施設の災害復旧に関すること。

(7) 水道事業者

ア 水道施設の整備と防災管理に関すること。

イ 災害時における水の確保に関すること。

ウ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。

(8) 漁業協同組合・内水面漁業協同組合

ア 漁船の遭難防止の対策に関すること。

イ 水難救助の応援に関すること。

ウ 救助用物資及び避難者の輸送協力に関すること。

(9) 北さつま農業協同組合

災害時における応急食糧の確保等の協力に関すること。

【 総則 】

〈第 1 部 第 3 章 防災関係機関の業務の大綱〉

公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	
(10)	鹿児島県酪農乳業株式会社 災害時における応急食糧の確保等の協力に関すること。
(11)	北薩森林組合 森林組合の所掌する災害対策・復旧の協力に関すること。
(12)	北薩農業共済組合川薩支所 災害時における応急食糧の確保等の協力に関すること。
(13)	商工会議所・商工会 災害時における物資供給等の協力に関すること。
(14)	肥薩おれんじ鉄道株式会社 鉄道施設等の防災、保全及び鉄道車両等による緊急輸送の協力に関すること。
(15)	南日本ガス株式会社 ガス施設の整備及び防災管理、ガス供給確保、応急対策及び災害復旧に関すること。
(16)	その他公共団体及び防災上重要な施設の管理者 それぞれの職務に関する災害予防、応急対策及び災害復旧に関すること。

第 7 市民及び事業所の基本的責務

市民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、市及び県が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

1 市民の責務

基 本 的 責 務
「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助けあって確保する」共助が防災の基本である。
市民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から食品、飲料水等の備蓄など、自主的に風水害等に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする市・県・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。
また、市民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、自ら災害教訓の伝承に努め、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、市及び県と連携・協働し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

2 事業所の責務

基 本 的 責 務
事業所の管理者（事業者）は、自らの防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、市、県及びその他の行政機関と連携・協働し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町村が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第4章 市の地域特性及び災害特性

第1 薩摩川内市の地域特性

1 概 要

(1) 地形

薩摩川内市は、鹿児島県の西北部に位置する本土地域と、上甕島、中甕島、下甕島で構成される甕島地域に分れ、総面積 682.92 k㎡を有している。

市域は、東シナ海に面した海岸線、市街地部を流れる一級河川・川内川や藺牟田池をはじめとする緑豊かな山々や湖、地形の変化の美しい甕島、各地の温泉など、多種多様な自然環境を有している。

◆市の自然的防災上の特徴

- ①九州の三大長流の一つで、豊富な水量が流下する川内川の下流域を占める。
- ②紫尾・八重山山系に囲まれ、九州山地から段丘、平野部と変化に富んだ地形を形成
- ③絶壁、リアス式などの特異な地形を持つ甕島（高潮・海上交通の孤立化の懸念）
- ④水と緑と海洋の良好な自然（過去に洪水・高潮・地震など各種災害を経験）

本土地域は、九州の三大長流の一つである川内川の下流流域を占め、九州山地の一部紫尾・八重山山系に周囲を抱かれ、大小段丘、中小河川、湖、平野部と変化に富んだ地形を形成している。また、甕島地域は、南北に細長い島で中心部を山地が縦貫し、東海岸は海岸線が出入りし良港に恵まれるが、西海岸は絶壁地帯が多く、秋から冬にかけての季節風による強風・波浪が続く日が多い。

これらの多彩で美しい自然環境も、夏から秋にかけては豪雨や台風が襲来し、住家をはじめ農作物や海岸近くの諸施設に甚大な被害をもたらしている。

(2) 地質

本土地域の地質は、海岸河口域で安山岩を基盤とし、その上層部に砂丘、砂層が発達し、各河川の流域は、沖積された砂礫層、砂交り礫質、粘土層、ローム層その他主として洪積層から構成されている。また、甕島では、上甕島の古第三期の砂岩・頁岩互層と下甕島の紫尾山系と同様な花崗岩類からなる地質に代表される。

本県地質の特徴とされているシラス土壌の分布は、川内川の河口付近の市街地部でシラス土壌の分布割合は低く、東側に火山岩類安山岩とともに広く分布する。

※ シラス土壌は、火山灰で相当の軽石と少量の安山岩、水成岩の礫を含んでいるが、普通土壌の比重約2.6倍に比し、シラスは2.3倍程度で比較的に水に運ばれやすい土壌である。

2 薩摩川内市の気象概況【 資料編*1 参照 】

気象は、一般に広大な地域にわたる現象であるので、鹿児島県全域の概況と本市の部分的事情を考慮して、県の防災計画及び本市の諸資料から分析した概況は次のとおりである。

鹿児島県は、日本列島の最南端に位置し、気象は、海岸を黒潮及びその分流の対馬暖流に洗われ、一般に温暖多雨で陽光に恵まれた温帯から亜熱帯性気候帯に属している。本市は温帯に属し、海岸地帯と東側山間部とに多少の差がみられ、わずかに 11 月から 3 月頃までの間に霜と年に数日の雪をみる程度である。

気温は、年間平均 17～18℃位である。降水量は年間平均約 2,500～3,000 ミリで、5～8 月に集中する傾向がある。

また、市域は、川内川等の影響で濃霧が多く、年間およそ 40 日程度濃霧が発生し、特に 11 月～2 月頃が多い。

3 薩摩川内市の災害（洪水害）の特性【 資料編*2 参照 】

薩摩川内市は、昔から「水の都」といわれ、川内川が産業の発展に寄与した効果は非常に大きかったが、その反面、豪雨のたびごとに川内川をはじめ中小河川が氾濫し、多くの耕地や農作物等に甚大な被害を与えてきた。

台風の多くは、7～10 月頃に大雨を伴い南西から北東への進路で襲来し、大きな被害をもたらしている。また、潮風により、農作物に塩害被害を与えている。

川内川の治水対策としては、昭和 6 年に川内川改修工事が開始され、昭和 41 年 3 月に洪水調節と発電を兼ねた多目的用途の鶴田ダムが完成している。更に昭和 44 年にはたん水防除事業による永田排水機場の完成を皮切りに内水排除施設の設備が図られ、洪水による被害は著しく減少してきているが、本県災害の大半を占める台風の被害は、その襲来のたびに豪雨を伴い、未だ多くの被害をもたらしており、本市域の川内川の計画流量に対する堤防の現況等を含めた地域的、自然的状況を考慮するとき、一般災害としての洪水災害を防止する川内川を含めた河川の抜本的改修が望まれる。

*1 ● 資料 1.4.1 薩摩川内市域における年間降水量

*2 ● 資料 1.4.2 災害の記録

第 5 章 災害の想定

第 1 災害危険箇所

薩摩川内市における災害危険箇所は、洪水害、土砂災害等の危険箇所が指定されている。これらの危険性を十分配慮し災害の種類・規模を想定することが重要である。管内に指定される災害危険箇所は以下の種類が該当する。

1 洪水害危険箇所

- (1) 災害危険区域
- (2) 重要水防箇所【 参考編*1 参照 】
- (3) 防災重点ため池

2 土砂災害に係る危険区域

- (1) 土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域）

土砂災害防止法に基づき、県が指定した区域であり、対象とする土砂災害には、急傾斜地の崩壊（傾斜度が 30 度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。）、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象）及び地すべり（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。）（以下「急傾斜地の崩壊等」と総称する。）があり、またその危険度に応じ土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域がある。

- (2) 山地災害危険地区

山地災害危険地区は、林野庁と県が共同で調査を行ったもので、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区に区分される。

- (3) 道路災害危険箇所

道路斜面等の道路防災総点検の点検調査に基づき、防災カルテで作成する点検対象は、①落石・崩壊、②岩石崩壊、③地すべり、④土石流、⑤盛土、⑥擁壁、⑦橋梁基礎の洗掘の項目である。

「対策が必要と判断される」と評価された箇所において、防災カルテを作成し災害発生の可能性のある要因を的確に把握することを目的に調査され、道路管理者が日常点検や対策工事の必要性や緊急性の判断に活用するために作成する。

*1 参考 1.5.1-(1) 重要水防箇所評定基準

第 2 既往災害

1 洪水害

過去の災害事例は、集中豪雨や台風による河川の氾濫・溢水がほとんどである。過去の主な災害を資料編「災害の記録」に示す。

(1) 人的被害、家屋被害等の最多記録

・ 人的被害数	死者	8 人（昭和 40 年 8 月 5 日～台風 15 号）
	重軽傷	273 人（昭和 44 年 6 月 29 日～集中豪雨）
・ 住家被害数	全壊	766 戸（昭和 40 年 8 月 5 日～台風 15 号）
	半壊	769 戸（昭和 40 年 8 月 5 日～台風 15 号）
	一部損壊	13,136 戸（昭和 40 年 8 月 5 日～台風 15 号）
	床上浸水	3,153 戸（昭和 44 年 6 月 29 日～集中豪雨）
	床下浸水	2,606 戸（昭和 47 年 6 月 17 日～集中豪雨）

第 3 災害の想定

1 風水害

薩摩川内市における風水害は、集中豪雨や台風等の気象現象を誘因とする水害が多い。水害には、低地での浸水被害や溪流での鉄砲水等による土石流、急傾斜地や地すべり地での斜面崩壊、山腹崩壊等がある。

(1) 洪水害

過去の災害から、大雨時に氾濫・溢水や河川への被害を発生するおそれがある水防上重要な地点が存在する。これら河川の危険箇所、重要水防箇所等の河川やため池における浸水、水があふれる等の大規模な洪水害を想定する。

また、既往風水害のうち、排水ポンプ施設の整備された昭和 62 年以降において、最大規模であった平成 18 年（2006 年）7 月 22 日～23 日にかけての大雨（県北部豪雨災害）と同程度の豪雨に加え、平成 11 年（1999 年）9 月 24 日に襲来した台風第 18 号による大雨・暴風と同程度の台風による被害が懸念されるため、これらと同程度の災害を想定災害として位置づける。

(2) 土砂災害

ア 土石流災害及び崩壊土砂流出災害

市には、多数の土砂災害警戒区域等が分布し、土石流や崩壊土砂流出による住宅や道路等への被害を想定する。

イ 急傾斜地の崩壊及び山腹の崩壊

斜面地に住宅等を建設した場合等は、その周辺に急傾斜地を伴う場合が多い。地形条件で制約される上に、シラス等の弱い土質が表面を覆っているため、急斜面は全体的に崩壊の危険性をはらんでいる。そのため、市内に多数分布する急傾斜地の崩壊及び山腹の崩壊等による住宅や道路等への被害を想定する。

ウ 地すべり

市内には地すべりが発生すると予想される箇所は一部把握されているが、地すべりは、梅雨期や台風期の降雨によって動きが活発になる場合もある。この地すべりによる住宅、道路等への被害を想定する。

(3) 火災

市には、木造住宅の密集地、消防水利施設が不足する地区、道路の狭小により消防自動車進入困難地域、通行途絶する危険性や孤立化するおそれがある地域等があるため、これらの地域における現有の消火能力で対応できない等の延焼が拡大する火災を想定する。

想定される被害の総括表【薩摩川内市】

想定項目\災害名 ＼年月日		県北部豪雨災害 (平成 18 年 7 月)		台 風 18 号 (平成 11 年 9 月)	
気象概況		・ 連続降雨量 770 mm		・ 最大瞬間風速・風向 51m/s ・ 連続降雨量 87 mm	
人的被害	死者数	1	名	－	名
	行方不明	－	名	－	名
	重傷	－	名	－	名
	軽傷	－	名	11	名
建物被害	全壊	9	戸	3	戸
	半壊	61	戸	6	戸
	一部破損	4	戸	2,922	戸
	床上浸水	18	戸	3	戸
	床下浸水	83	戸	10	戸

第 2 部 災害予防計画

第2部 災害予防計画

第1章 災害に強い施設等の整備

第1節 土砂災害等の防止対策の推進計画	☐ 本部総括班 ☐ 農林水産班 ☐ 建設班
第2節 河川災害・高潮等の防止対策の推進計画	☐ 農林水産班 ☐ 建設班
第3節 防災構造化の推進計画	☐ 建設班
第4節 建築物災害の防止対策の推進計画	☐ 建設班 ☐ 教育班 ☐ 各公共施設管理担当班 ☐ 消防班
第5節 ライフラインの災害防止対策の推進計画	☐ 上下水道班 ☐ 九州電力(株) ☐ 南日本ガス(株) ☐ 西日本電信電話(株) ☐ 日本放送協会
第6節 防災研究の推進	☐ 本部総括班 ☐ 建設班 ☐ 農林水産班

第1節 土砂災害等の防止対策の推進計画

土砂災害に関して、次の方針に基づき必要な措置を推進する。

- ①県が行う事業の円滑な遂行に協力するとともに、積極的な土砂災害防止事業の推進を関係機関に要請する。また、緊急性を要するような場合には、必要に応じ市単独の事業として実施する。
- ②市民のおかれた環境を知らせるため、市の災害危険箇所の周知と啓発を図る。
- ③防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるように、必要な警戒・避難体制の整備を推進する。
- ④地区コミュニティセンター、小・中・義務教育学校、高等学校、公園空地等の避難所等の確保と管理、避難誘導及び収容体制等を含めた避難所等の検討並びに整備体制の充実に努める。

《 主な担当班 》

☐本部総括班 ☐農林水産班 ☐建設班

第1 土砂災害の防止策

1 急傾斜地崩壊防止対策【 資料編*1*2 参照 】

*1 ● 資料2. 1. 1-(1) 急傾斜地崩壊危険区域

*2 ● 資料2. 1. 1-(2) がけ地近接住宅

【 一般災害対策編 】

〈第2部 第1章 第1節 土砂災害等の防止対策の推進計画〉

(1) 危険箇所の実態調査及び県指定の促進

- ア 斜面崩壊の危険性のある箇所について、実態調査を行って現況を把握し、今後の対策等について検討する。
- イ 危険性の高い箇所については、県の指定を受け防止対策が実施されるよう、地元との調整を図る。
- ウ 継続的な追跡調査が実施できるよう、危険斜面等の台帳を作成する。

(2) 排水、崖面対策等の実施

- 必要に応じて次の排水対策や崖面対策等を実施する。
- ア 地表水が崖面と反対側に流下するよう排水溝を設置し、又は既設の擁壁や石垣背後の排水状況を調査する等、排水対策を実施する。
- イ 崖地や台地端部の大きな樹木を伐採する。
- ウ 亀裂や割れ目の生じている斜面や浮き石の不安定な箇所について、ビニールシート及びコンクリート等で整備補強する。
- エ 二次災害防止のためのシート、杭等を購入保管し、市民から要望があった場合、シートを設置する等の応急対策を検討する。

(3) 点検パトロールの実施

- 梅雨時期前等に危険箇所のパトロールを行い、災害を未然に防止するための適切な対策を講じる。

(4) 宅地開発における防災指導の強化

- 斜面崩壊等の発生し易い地域における宅地開発に際しては、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、盛土規制法と言う。）、建築基準法、都市計画法、災対法、土地利用対策要綱等により災害防止の措置に係る指導や監督を強化する。

2 地すべり防止対策

(1) 地すべり対策等の実施

- 必要に応じて次のような抑制工や抑止工対策を実施する。
- ア 地すべりの最大の誘因である地下水の変化を抑えるために、地表水や地下水の排除を促す対策として、横ボーリング工、集水井工等や地すべりの移動を抑えるための押え盛土工、頭部排土工などの抑制工を実施する。
- イ 発生している地すべりの拡大を防ぐため、くい工、シャフト工、アンカー工、擁壁工等の抑止工を用いる。
- ウ 二次災害防止のためのシート、杭等を購入保管し、市民から要望があった場合、シートを設置する等の応急対策を検討する。

(2) 警戒・避難体制の整備

- 過去に発生した地すべり等の土砂災害発生時の時間雨量、地下水位の変動量、地盤の変動量、研究機関の成果等を参考として、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）の基準を検討し警戒・避難体制の整備を行う。

3 土石流災害防止対策

(1) 土石流危険渓流の実態調査

ア 土石流危険渓流について、実態調査及びパトロールを実施し現状把握に努める。

イ 危険性の高い未指定渓流については、防止対策が実施されるよう要請する。

(2) 砂防事業の推進

ア 県が実施する砂防事業が円滑に進むよう協力するとともに、砂防指定区域内における制限行為についての遵守に努める。

イ 災害予防対策の実施

ウ 土石流危険渓流に指定されている渓流や崖地の付近において災害防止対策工事の施工に協力し、災害予防に努める。

エ 過去に発生した土石流等の土砂災害発生時の時間雨量、近隣の通行規制基準としての雨量、研究機関の成果等を参考にして、土石流警戒・避難基準雨量を協議、設定するための調査の実施を検討する。

オ 既設工作物の点検を実施し、亀裂や深掘れ部に対し早急に補修を実施する。

(3) 警戒・避難体制の整備

過去に発生した土石流等の土砂災害発生時の時間雨量、道路の通行規制の基準雨量、研究機関の成果等から協議設定された土石流警戒・避難基準雨量等を参考として、避難の雨量基準を検討し警戒・避難体制の整備を行う。

4 山地災害防止対策【 資料編*3*4 参照 】

(1) 危険地区調査

危険地区について調査及びパトロールを実施し、その実態を十分に把握するとともに、必要に応じ山地災害を防止するための適切な対策を講じる。

(2) 治山事業の推進

ア 崩壊、土砂流出等を防止するため、森林整備事業の推進に努める。

イ 復旧治山、予防治山について関係機関に協力を要請し、土地所有者の理解を得て事業の推進に努める。

ウ 保安林整備の充実を図るとともに、地域住民の協力を得て、その拡大に努める。

5 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等【 資料編*5 参照 】

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から市民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

(1) 土砂災害警戒区域の指定

県は、土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形や地質、土地の利用状況などについて基礎調査を行い、その結果を市長に通知するとともに公表し、市長の意見を聴いた上で、区域の指定を行う。

市は土砂災害防止法第 8 条に基づき、市地域防災計画において各区域毎に警戒避難体制に関

*3 〇 資料2. 1. 1-(3) 山地災害危険地区（山腹崩壊）

*4 〇 資料2. 1. 1-(4) 山地災害危険地区（崩壊土砂流失）

*5 〇 資料2. 1. 1-(5) 土砂災害警戒区域

【 一般災害対策編 】

〈第2部 第1章 第1節 土砂災害等の防止対策の推進計画〉

する事項について定め、情報伝達、警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の市民への周知を図る。

(2) 土砂災害特別警戒区域の指定

県は、土砂災害により建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、住民の安全を確保する取組を行うため、地形や地質、土地の利用状況などについて基礎調査を行い、市長の意見を聴いた上で、区域の指定を行う。

特別警戒区域内では、住宅宅地分譲や老人ホーム、病院等の要配慮者関連施設を建築するための開発行為に知事の許可を要するほか、建築基準法による建築物の構造規制、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し知事は移転等の勧告が可能となる。

6 盛土規制法に基づく規制区域等

盛土等による災害から県民の生命・財産を守るため、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域として指定し、規制区域内で行われる盛土等に許可を要するなどの規制を行う。

また、規制区域内における既存盛土等に関する調査を実施し、不法・危険盛土等に対して是正措置の命令等を行う。

(1) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定

ア 県は、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域の地形や地質、土地の利用状況などについて基礎調査を行い、その結果を市長に通知するとともに公表し、市長の意見を聴いた上で、区域の指定を行う。

イ 市長は、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと特定盛土等規制区域の指定をする必要があると認めるときは、その旨を県知事に申し出ることができる。

(2) 行為規制等

県は、宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内では、土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土、土捨て行為や一時的な堆積などの行為を許可の対象とするほか、不法・危険盛土等に対して是正措置等の命令を行う。

7 その他の災害危険箇所【 資料編*6 参照 】

各種法令の指定要件に該当しない危険箇所について掌握し、地域住民へ周知するとともに、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

第2 災害危険箇所の点検・警戒避難体制の整備

1 災害危険箇所の点検体制の確立

出水期前に県北薩地域振興局建設部及び農林水産部、消防機関、警察、防災関係機関等の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検体制を計画的に確立する。

*6 資料2. 1. 1-(6) その他の災害危険箇所

2 災害危険箇所に係る避難場所等防災情報の周知・徹底

災害危険箇所に係る避難場所、避難所及び避難路、避難方法を、次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

- (1) 災害危険箇所、避難場所、避難所、避難路及び避難方法を市地域防災計画に明示、位置付ける。
- (2) 災害危険箇所のほか、避難場所、避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図（防災マップ）の作成、掲示・配付
- (3) 広報紙、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や自治会等の総会等あらゆる機会・手段を通じて周知に努める。

3 災害危険箇所の警戒避難体制の整備

- (1) 災害危険箇所の警戒体制の確立

災害危険箇所のある地区の自主防災組織や市民は、常日頃から危険箇所の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合には、早めに避難できるように心がける。

なお、気象予報・警報等が出された場合には、災害危険箇所のある地区の市民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移行できる体制を確立しておく。

- (2) 避難計画の整備

災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の市民を対象に、下記の内容の避難計画を作成しておく。

ア 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び要配慮者の状況、要配慮者利用施設の状況を把握しておく。

イ 市民への情報伝達方法の整備

市防災行政無線のほか、有線放送、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法について、効果的な運用方法を整備しておく。

ウ 避難場所、避難所及び避難路の指定

災害の種類ごとに、災害の危険から緊急に逃れるための施設・場所を指定緊急避難場所として指定するとともに、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して、災害後、被災者を一時的に滞在させるため公共施設等を指定避難所として指定する。避難路についても、途中にがけ崩れや洪水、高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。

また、指定緊急避難場所や指定避難所における市民の世話人を配備する等の措置を講じる。

エ 避難誘導員等の指定

消防団員や自主防災組織のリーダー等、避難する際の誘導員を定め、特に、地域の高齢者等の要配慮者については、誘導担当者を定めておく等の措置を講じる。

オ 避難指示等基準の設定

レベル4土砂災害危険警報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、レベル4土砂災害危険警報及びレベル4土砂災害危険警報の補足情報となる河川砂防情報システムによる危険度レベル（レベル1、2、3、4）気象庁の防災情報提供システムや気象庁ホームページのレベル3土砂災害警

【 一般災害対策編 】

〈第2部 第1章 第1節 土砂災害等の防止対策の推進計画〉

報の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

カ ハザードマップ等の作成

土砂災害に関する情報の伝達方法・避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

キ 市民の自主的避難の指導

土砂災害の発生のおそれがある場合の市民の自主的避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて指導に努める。避難対象地区内の住民避難は、隣保協同の精神に基づいて組織された自主防災組織等により地域ぐるみで、早めに行うよう努める。

このため、市及び各防災関係機関は協力して、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努める。

ク 避難訓練の実施

市及び各防災関係機関の長は、地区内の自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、適宜、土砂災害を想定した避難訓練を実施するように努める。

第2節 河川災害・高潮等の防止対策の推進計画

近年の急激な都市化の進展と土地利用の変化、住民生活様式の変化に伴い、災害発生の要因は複雑・多様化し新たな対応を迫られている。また、河川の個別の治水対策だけでは土砂災害や洪水害を防ぐことは困難であり、流域全体の総合的な計画検討が求められている。総合的な治水対策を推進するために、計画的な河川の整備等の対策を検討するとともに、水防体制の確立、災害記録の蓄積とその被害状況の把握に努め、住民への広報啓発活動等のソフト面の対策の確立を目指す。

《 主な担当班 》

□農林水産班 □建設班

第1 河川災害の防止対策

1 河川の改修計画、整備計画

- (1) 過去の災害や河川施設の老朽化等を考慮して計画的な河川改修を推進する。
- (2) 森林保全事業等により山地部の保水能力を高め、急激かつ大量の出水を防止する。
- (3) 宅地開発等の進展に伴う雨水流出量の増加を考慮した改修計画の見直しの必要性等について検討する。
- (4) 橋脚の塵芥の排除及び補修、橋台、石積の深掘れ箇所の補強等、河川管理の充実を積極的に促進する。
- (5) 災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため浸水、水があふれる等その他異常気象により災害の発生するおそれがある箇所について、その実態の把握に努める。
- (6) 河川の総合開発事業
 - ア 飲料水、農業用水、工業用水等の貯留確保及び治水対策事業の推進を検討する。
 - イ 農地、農業施設の洪水による被害を防止するため、関係河川改修の促進に努める。
 - ウ 流木被害防止のため、伐採時期、流失防止箇所の選定等指導強化に努める。
- (7) 水防災意識社会再構築ビジョンに基づく施策の推進
 - ア ホットラインの運用や水位周知河川の拡充など、ハード整備と一体となったソフト対策の推進に努める。
 - イ 川内川大規模氾濫減災協議会等の場を活用し堤防補強等のハード対策への協力や住民目線に立ったソフト対策を推進する。

2 河川等重要水防箇所等の把握、周知【 資料編*1*2 参照 】

河川管理者において把握している河川等の重要水防箇所及び水防箇所に基づき、市民への危険箇所の周知に努めるとともに、河川災害の危険性等を必要に応じ、地域の住民に周知する。

市は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努め

*1 ● 資料2. 1. 2-(1) 重要水防箇所及び危険予想箇所

*2 ● 資料2. 1. 2-(2) 重要水防箇所外の危険と予想される箇所

【 一般災害対策編 】

〈第2部 第1章 第2節 河川災害・高潮等の防止対策の推進計画〉

るとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される災害の危険を住民等に周知する。

- (1) 河川の形状、地盤高に応じた浸水危険性の把握
- (2) 避難路上の障害物等の把握
- (3) 指定避難所等の配置状況・堅牢度等の把握
- (4) 危険箇所内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討

3 重要水防箇所の巡視等

水防管理者は、異常降雨によって河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたとき等には、重要水防箇所等の堤防の巡視を行うとともに、当該箇所ごとに監視のための市職員及び消防団員を配置する。通報その他災害予防上必要な事項については、本地域防災計画に定めるところによる。

4 浸水被害軽減地区の指定等

水防管理者は、浸水想定区域(当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域を除く。)内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地等の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定する。

5 地域の実施方針の推進

気候影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うため、水防法第15条の9又は第15条の10に基づき組織された「大規模氾濫減災協議会」の構成員は、「地域の実施方針」として取りまとめられた内容について、取組を推進する。

6 洪水浸水想定区域等を活用した水害リスク情報の周知等

河川管理者は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は、浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、水防法に基づき、全ての一級・二級河川において、洪水浸水想定区域を指定する。

また、河川管理者及び市町村長は、それぞれの立場において、各河川の浸水実績等を把握し、浸水深や発生頻度等を踏まえて水害リスクを評価するよう努めるものとする。

市長は、洪水浸水想定区域や浸水実績等を踏まえ、防災活動や住民避難が円滑に行われるよう、避難場所や避難経路等の情報を記載したハザードマップの作成等を推進し、水害リスク情報として周知しなければならない。

第2 高潮災害等の防止対策【 資料編*3 参照 】

1 海岸保全施設の整備

- (1) 災害の特徴

高潮の発生原因は、台風や低気圧等の通過に伴って海面の上昇、吹き寄せである。高潮による危険性は、地盤高の低い河口、急深なV・U字形の入江等の地域で高く、更に、台風が満潮

*3 資料2.1.2-(3) 潮汐表

時と重なると被害が拡大すると想定される。

(2) 災害予防計画

- ア 平常時から海岸堤防や護岸等の海岸保全施設におけるパトロールを行い、漏水や破損箇所が発見及び応急対策工の計画的な検討に努める。
- イ 中規模の高潮の浸入を完全に防止するような防波堤等の補強及び整備を検討する。
- ウ 台風の通過に満潮が重なると予測されるときには、海岸線の道路や危険が予想される地区の住民等に対して適切な情報を伝達し、通行の規制や避難等の措置を講じる。
- エ 市民に対しては日頃から広報、啓発活動を行い、高潮災害に対する知識を普及し、高潮発生時に心理的及び集団的なパニック防止に努める。また、災害時に適切な行動がとれるよう、市民意識の向上に努める。
- オ 高潮災害に必要な資機材の備蓄倉庫等は高台に設置する。

2 海岸及び漁港災害予防計画

海岸及び漁港に対する災害は、高潮だけでなく、越波や浸食、潮害等多岐にわたっている。これらを未然に防ぐために、海岸に係る保全等を図る。

(1) 海岸保全対策

- ア 施設整備事業の推進
- イ 海岸保全地域の指定
- ウ 漁港、海岸保全施設整備事業の推進
- エ 漁港区域・海岸保全区域の指定

(2) 漁港施設災害予防対策

漁港の修築、改修、局部改良等の事業を推進する。

(3) 港湾・漁港施設の機能確保

港湾・漁港施設は、離島区域の生活を支え、災害時の海上交通ルートによる避難、救出者の搬送及び緊急物資等輸送のため、海上輸送拠点機能を確保し、岸壁、集積地、背後道路等の整備に努め、災害時の物資輸送機能の確保に努める。

《 高潮の概要 》

高 潮	
発生原因	台風等の通過によって、吸い上げと吹き寄せが起こり、これが長波となって伝播
特 徴	- ア 1hPa 下がることによって約 1 cm 吸い上げられる。 - イ 台風の東側では台風の進行速度が加わるため、風速が大きくなり、吹き寄せ量も大きくなる。 - ウ 吹き寄せ量は気圧差にほぼ比例する。 - エ 高潮としての海面の上昇と低下が数時間継続する。 - オ 圧力は、ほぼ静水圧分布する。 - カ 満潮時と重なると、最高潮位は高くなる。 - キ 高潮の計算精度は、風速の推定速度でほぼ決まる。

参考資料：地域防災計画の実務（京都大学防災研究所編）

【 一般災害対策編 】

〈第2部 第1章 第2節 河川災害・高潮等の防止対策の推進計画〉

3 高潮リスクの低減

県及び市町村は、港湾における高潮リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策を推進するものとする。

近年の高波災害や気候変動を踏まえ、必要に応じて、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するものとする。

また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。

港湾管理者は、コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を推進するものとする。

第3 ため池災害等の防止対策 【 資料編*4 参照 】

1 管理者等による点検

堤体や樋管の状況、漏水の有無等について定期的な点検と、出水時期前及び地震発生後における点検パトロールを実施する。

2 ため池改修計画等の作成

- (1) 特に豪雨等により決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池については、関係法令に基づいて計画的かつ重点的な整備に努める。
- (2) 点検結果に基づき、必要があれば詳細調査を実施し、堤体の補強、漏水防止、余水吐きや樋管（斜樋、底樋）整備等の改修計画を立案する。
- (3) 年次計画に基づき、水防上重要なため池から逐次改修を進めていく。
- (4) 老朽・危険なため池は、緊急性の高い順に受益関係者と協議のうえ、補修・点検等の検討を行う。
- (5) 県及び市は、ダムや防災重点農業用ため池が万が一決壊した場合を想定し、人的被害を軽減するため、被害想定区域や避難場所等を示したハザードマップを作成するなど、減災対策に努める。

3 防災重点ため池 【 資料編*5 参照 】

*4 資料2.1.1-(8) その他の災害危険箇所

*5 資料2.1.1-(8) その他の災害危険箇所

第3節 防災構造化の推進計画

災害を予防するには、個々の災害危険箇所等に対する対策と同時に土地利用の規制、土地区画整理、都市計画道路の整備といった総合的な基盤整備事業を通じ、防災対策を進めていく必要がある。したがって、市では次の計画により「災害に強いまちづくり」として都市防災を推進する。

《 主な担当班 》

□建設班

第1 防災を考慮した土地利用の推進

1 土地区画整理事業の推進

既成市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業等の推進を検討し、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設との相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する道路、公園・空き地等の都市基盤施設を整備する。

2 新規開発に伴う指導

- (1) 土地利用に関しては、都市計画法をはじめ建築基準法、国土利用計画法、農地法、森林法、道路法、河川法、文化財保護法、砂防法、土砂災害防止法、環境保全法等の関連法に基づき、安全で快適な住環境と自然と調和した土地利用計画を確立し、整備・開発・保全の方針を定めて対応していく。
- (2) 「都市計画法」に基づく開発許可制度により一定規模以上の開発行為に対しては、開発許可の基準に基づき、開発行為に対する指導を推進する。
- (3) 宅地造成地の災害防止対策
「盛土規制法」に基づき、県が実施する行政指導監督に協力し、宅地造成者又は施工者に万全の措置をとらせるものとする。
また、県及び市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップの作成に努める。さらに、市は、大規模盛土造成地マップを公表するとともに、宅地の耐震化を実施するよう努める。
- (4) 建築基準法による災害危険区域対策
建築基準法第39条の規定により指定された災害危険区域については、建築を制限し、災害防止に努める。
- (5) がけ地近接住宅移転の把握
実態調査を実施し、がけ地近接等危険住宅の把握に努める。
- (6) 宅地開発における防災指導の強化
斜面崩壊等の発生しやすい地域における宅地開発に際しては、建築基準法、都市計画法、災対法、土地利用対策要綱等により災害防止の処置に係る指導を行う。

3 立地適正化計画策定の推進

市町村は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

第2 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

1 都市防災構造化対策の推進

都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべき地区については、道路・公園、河川・港湾等の都市基盤施設や防災拠点、避難所、避難道路、避難誘導標識等の整備に係る事業と連携し、地区の防災化対策を推進する。

2 道路・公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備

(1) 道路の整備（延焼遮断帯機能の確保）

災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、避難道路、緊急輸送道路の消防活動困難区域の解消に努め、多重性・代替性の確保を検討する。

また、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

(2) 緑化の推進

市民参加による緑の保全と育成を通じた、総合的な緑化推進に努める。

(3) 公園・緑地の確保

ア 公園は、火災延焼及び建物倒壊等から避難者の生命を保護する機能を有する。災害時の緊急避難場所として整備拡充を行う。

イ 公園の未整備地区は、その整備促進に努める。

ウ 防災拠点や避難場所となる緑地等の整備を推進するとともに、災害応急対策設備を確保し、公園の防災機能の充実を推進する。

(4) 延焼遮断帯

ア 避難時の安全性の確保と延焼遮断帯となる樹木の特性を利用し、火災危険区域、木造密集地域、公共施設等の立地する地域には、樹木の耐火性、配植等から熱遮断の効率を考慮した樹林帯、街路樹、生垣や庭木等の延焼遮断帯となる緑化を検討する。

イ 延焼遮断緑地や道路、公園等を確保するため、街路樹の整備と狭幅員道路の拡幅、建築物のセットバック等による総合的な整備の促進に努める。

3 火災危険地域 【 資料編*1 参照 】

火災危険地域については、指定必要地区の検討を行う。

*1 ● 資料2.1.3-(1) 火災危険地域

第3 市街地等の都市空間対策

1 擁壁等の安全化

道路部において擁壁、ブロック塀等、窓ガラス等を設置する場合、建築基準法に基づき設計時に安全性を考慮したうえで、道路防災総点検等を行い、必要な補強・補修等の対策を講ずる。

2 屋外広告物の規制

屋外広告物は、「構造及び設置方法は、倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼすおそれのないもの」として一定規模以上の広告物に対して、県により掲出許可基準を設けている。そのため、風水害時の落下等によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い施設については、特に設置者への指導を県とともに推進する。また、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

第4節 建築物災害の防止対策の推進計画

公共施設には、勤務者や来訪者が多数出入りし、災害発生時には不特定多数の人が被害に見舞われることも予想される。そのため、新たに建築する公共施設は不燃化・耐震化を推進するとともに、老朽施設の更新・補強についても検討していく。

また、文化財は、まちの貴重な資産として後世に残し育む必要がある。災害による被害を軽減し、日頃から火災等の災害の防止に努める。

《 主な担当班 》

☐建設班 ☐教育班 ☐各公共施設管理担当班 ☐消防班

第1 公共施設及び防災拠点施設の安全性の確保

1 公共施設等の安全性の確保

(1) 防災管理体制の確立

ア 防火管理者の選任

イ 災害予防及び災害発生時の責任、役割区分の明確化（防災組織の確立）

ウ 避難体制の確立

職員及び入所者に対し避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施する等自主防災管理体制の整備に努めるものとする。更に関係機関との連絡体制も整備する。

エ 防災施設、設備の整備

(ア) 不燃化、安全化の促進

(イ) 消防用設備等の整備

(ウ) 防災施設、設備の点検整備

(2) 避難所となる公共施設の建築

公共建築物にあっては、災害時に有効な避難施設となり得るような改築等を検討する。

2 防災拠点施設の安全性確保

(1) 防災拠点施設の指定

災害復旧の実施上の重要性、地域特性等を考慮し、防災拠点施設を指定し、復旧優先順を検討する。

ア 防災中枢施設（市役所等）

イ 治安施設（警察署・交番等）

ウ 消防施設（消防局、消防署、分署等）

エ 医療施設（救急告示病院、総合病院等）

オ 避難施設（地区コミュニティセンター、集会所、小・中・義務教育学校等）

カ 要配慮者関連施設（福祉施設、保育施設、老人福祉施設等）【 資料編*1参照 】

(2) 防災拠点施設については、災害時に施設の機能の確保・保持ができるよう安全性の確保を行う。

*1 資料2.1.4-(1) 福祉関係機関・福祉施設

第2 一般建築物の安全性の確保

1 防災指導等による不燃化、安全化の促進

家屋密集度の高い地域については、建築物の不燃化を推進し、火災延焼防止のための延焼遮断帯や緑地帯、避難場所等の防災空間の設置、道路拡幅等の促進に努める。

2 市民等への意識啓発

(1) 建築物不燃化等の必要性の啓発

建築確認申請を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について、普及・啓発を図るとともに、既存建物については、改修時の相談に応じる。

(2) がけ地近接危険住宅の移転の啓発

がけ地近接等危険住宅の移転について、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

(3) 建築物等における石綿使用有無の把握

建築物等の所有者、管理者又は占有者に対し、建築物等に石綿を含む建築材料が使用されているか否かの把握に関する知識の普及を図るよう努める。

(4) 融資制度等の活用による不燃化等の促進

ア 民間住宅に対する住宅金融支援機構の賃貸住宅融資制度等を活用して、耐火建築物及び準耐火建築物の建設を促進する。

イ 特定賃貸住宅建設融資利子補給補助事業制度を活用した民間賃貸住宅の耐火建築物建設を促進する。

ウ 鹿児島県中小企業融資制度（耐震改修支援資金）により、事業用建築物の耐震改修を促進する。

エ 老朽化した木造等の既設公営住宅の建替事業により、中高層耐火建築物への建替え、公営住宅の耐火建築物の建設を促進する。

(5) 住宅用防災機器設置の促進

市火災予防条例に基づき、住宅用防災機器の設置を促進する。

3 特殊建築物等の安全性の確保

不特定多数の者が利用する特殊建築物等の施設については、「建築物防災週間」において、消防局等の協力を得て、防災査察を実施する。

4 文化財に関する事前措置

(1) 文化財管理者に対する防災指導

教育班は、文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を、以下のとおり行うものとする。

ア 防火管理の体制を整備する。

- ・防火管理者のもと適切な火元責任者を定め、担当責任を明らかにする。
- ・防火委員会を設けて、計画的な防火管理を行う。
- ・防火講習会、研究会に参加して防火知識の習得に努める。
- ・文化財防火デー（1月26日）を設定し、防災訓練等を実施するなど防火意識の高揚を図る。

【 一般災害対策編 】

〈第2部 第1章 第4節 建築物災害の防止対策の推進計画〉

イ 施設内の整理整頓を図る。

ウ 火気の使用を制限する。

- ・火気の使用は、一定の場所を定める。
- ・指定建造物の周囲では、喫煙、たき火等を絶対に禁止する。

エ 火災危険の早期発見と警戒

- ・定期的に防火診断を受ける。
- ・防火管理者・火元責任者の自主検査を実施する。

オ 火災の起こりやすい器具等に注意する。

灯明、ローソク、線香、取り灰、火消しつぼ、火ばち、こたつ、こんろ、かまど、煙突、電気配線、電気器具、石油ストーブ、石油こんろ、プロパン器具

カ 次の消防に関する計画を作成するとともに、自衛消防隊を組織し、訓練を行う。

防火管理計画、消火・通報・避難訓練計画

第5節 ライフラインの災害防止対策の推進計画

上水道及び下水道施設の耐震性等を強化し、災害時の被害を最小限にとどめ、速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な施策を実施するものとする。

また、水道事業者及び下水道管理者は、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。

公共下水道は、進展する市街化に対応し浸水災害等の被害を防止するため、雨水、下水の迅速な排除が行えるよう、また、市街地の環境整備及び公共用水域の水質汚濁を防止するため、施設の整備増強に努める。

電気、ガス、通信は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合その供給は緊急を要するため、電気、ガス及び通信事業者はこれらの供給を円滑に実施するための措置を講ずるものとする。

市は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。

《 主な担当班・機関 》

- ☐ 上下水道班 ☐ 九州電力(株) ☐ 南日本ガス(株) ☐ 西日本電信電話(株)
☐ 日本放送協会

第1 上水道施設の災害防止

1 災害に強い上水道施設の整備の推進

上水道施設は、生命の維持や日常生活に不可欠なため、各水道事業者は、災害に備え機能が保持できるよう施設整備を行っているが、今後、特に施設の更新時を捉えて耐震化を推進するとともに、引き続き、以下の対策により、被害発生抑制と影響の最小化を図り、災害に強い上水道施設の整備を推進する。

- (1) 水源施設、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
- (2) 老朽化した水道施設、管路施設等の点検・更新の推進
- (3) 水道施設の耐震化・停電対策の推進
- (4) 浸水のおそれがある水道施設における対策の推進
- (5) 土砂崩壊による被災のおそれがある水道施設における対策の推進
- (6) 給水区域の分割による配水管網のブロック化の推進
- (7) 系統間の相互連絡管の整備による広域的なバックアップ体制の推進

2 応急体制の確立、給水施設等の整備の推進

(1) 防災対策

施設の重要度、人口及び将来計画を十分配慮して、施設の防災対策を検討する。

【 一般災害対策編 】

〈第2部 第1章 第5節 ライフラインの災害防止対策の推進計画〉

- ア 将来の水需要の増大に対応して新たな水源の確保に努める。
- イ 気象台の気象予報・警報に対処し、災害が予想されるときは、各施設の点検整備を行うとともに、各家庭における用水確保の啓発及び排水制限等の措置を検討する。
- ウ 埋設管が敷設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件下にある施設の被害軽減に努める。
- エ 災害時応急体制の確立
災害時に備えて緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備を行い、災害時には関係者と連携してその体制の実行に努める。
- オ 応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し、その保管場所、方法について確認しておく。
- カ 被災者への応急給水に必要な取水、配給水施設等の整備を推進する。
- キ 広域応援体制
災害時の水不足を防止し、安定的な供給体制を確保するため、広域的な連携を推進する。
 - (ア) 水資源の確保・配給体制
 - (イ) 災害時の応急復旧体制
 - (ウ) 資機材の確保体制
 - (エ) 災害時の職員及び工事関係者の対応マニュアルの作成を検討する。
 - (オ) 広域的水源対策（海水淡水化等）の活用
 - (カ) 給水車、配給用ポリ容器・袋・貯留タンク等の調達確保について検討しておく。

第2 下水道施設の災害防止

1 老朽施設、管路施設等の点検・補修

下水道施設は、災害に備え機能が保持できるよう施設整備を推進する。

- (1) 耐震性の劣る配管から铸铁管等への敷設替えの推進
- (2) 老朽化した施設、管路施設等の点検・補修の推進
- (3) 人員・資機材等の広域的な応援体制の確立
- (4) 処理場等の耐震化・停電対策の推進

2 応急体制の確立、仮設トイレ等の整備の推進

(1) 防災対策

施設の重要度、人口及び将来計画を十分配慮して、施設の防災対策を検討する。

- ア 埋設管が敷設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件下にある施設の被害軽減に努めるため、道路管理者や地下埋設物管理者の連携のもと、下水道管網の現況把握及び台帳作成について検討する。
- イ 災害時応急体制の確立
災害時の緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備を行い、災害時には関係者と連携してその体制の実行に努める。
- ウ 応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し、その保管場所、方法について検討する。
- エ 仮設トイレの確保
災害時は水の供給不足から下水処理が不能となることを想定し、仮設トイレの確保と周辺環境の整理について、地域住民との連携協力を図っていく。

オ 汚物の貯留・中継施設の確保、処理施設の代替方策等について、周辺市町との連携協力体制を図っていく。

カ 下水道工事計画にあわせての老朽管路の更新を拡充する。

(2) 土砂災害や洪水害対策

ア 応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し、その保管場所、方法について検討する。

イ 停電時に備え、予備動力等の整備点検を行い、また、その運転方法について関係者によく熟知させる。

ウ 気象台の気象予報・警報に対処し、災害が予想されるときは、各施設の点検整備を行うとともに、各家庭における用水確保の啓発及び排水制限等の措置を検討する。

エ 宅地開発の進展に対応した整備計画の見直しを適宜行う。

第3 電力施設の災害防止【九州電力(株)・九州電力送配電(株)】

1 電力設備の災害予防措置

(1) 整備計画

台風等の災害時に電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐震環境の整備に努める。

(2) 防災体制

九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社では、変電、送電設備、配電設備や通信設備の防災について、保安規程、災害等対策規程等に基づき次のような予防対策を行っている。

ア 防災組織の確立

イ 情報連絡及び動員体制の確立

ウ 応急対策用資機材の備蓄

エ 関係設備の点検及び防護措置の実施

オ 災害危険箇所や要注意箇所における予防工事の推進

カ 災害時における通信回線の確保、強化

キ 需要家に対する災害予防のための点検、広報活動の推進

ク 他電力会社との相互応援体制の確立、強化

第4 ガス施設の災害防止【南日本ガス(株)】

1 ガス施設の災害防止措置

(1) 整備計画

ガス施設において、災害発生を未然に防止することはもちろんのことであり、災害発生時は被害を最小限とするために、また、災害発生地域でのガスによる二次災害防止と供給継続及び保安確保を図るために、今後整備するガスの製造、供給に係る設備の整備、体制及び運用について総合的な災害防止対策を講ずる。

(2) 防災体制

ア 体制の整備

災害発生時においては、二次災害の防止、供給停止地域の極小化及び円滑な復旧体制を確立する。

イ 対策計画の作成

【 一般災害対策編 】

〈第2部 第1章 第5節 ライフラインの災害防止対策の推進計画〉

設備対策に必要な情報の入手等を行い、二次災害防止のための対策計画を作成する。

ウ 支援体制

被害の程度によって、応援隊の派遣要請、需要家に対する代替エネルギーの確保等に努める。

2 ガス供給世帯への啓発

ガス供給世帯に対しあらゆる機会をとらえてガスの正しい使い方及びガスもれの際の注意事項を広報するとともに、特に、火災等災害時には必ず「ガス栓」を閉じるよう周知徹底を図る。

第5 通信施設の災害防止【西日本電信電話(株)、日本放送協会】

1 通信施設の災害防止措置

(1) 整備計画

西日本電信電話株式会社は、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について予防措置を講じ万全を期する。

(2) 電信電話施設の防災体制

西日本電信電話株式会社においては、電信電話施設の防災について、次のような施策により施設の補強等の予防対策を行っている。

- ア 情報収集、連絡体制の強化
- イ 関係設備の点検整備
- ウ 応急措置計画の点検、確認
- エ 災害関係回線の点検、確認及び応急措置の準備
- オ 災害対策用資機材等の点検、確認及び事前処理
- カ 災害発生危険設備の補強及び防護
- キ 無駐在局への出動体制の強化
- ク 職員等の非常呼出等動員体制の確立

2 放送施設の災害防止措置

(1) 放送施設等の防災体制

日本放送協会においては、「日本放送協会災害対策規程」に基づき次のような災害予防対策を行っている。

- ア 消耗品、資機材等の定量常備
- イ 無線中継状態の把握
- ウ 移動無線機等の伝搬試験
- エ 仮演奏所及び仮設送信所用場所の調査選定
- オ 電力会社、警察、国土交通省等の利用し得る通信回路の調査
- カ その他、警戒時に必要と認められる事項

第6節 防災研究の推進計画

関係研究機関の協力により、災害及び災害対策に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努めるものとする。

《主な担当班》

☐本部総括班 ☐建設班 ☐農林水産班

1 地域危険度の調査研究

防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップの作成に努める。

2 シラスの防災対策についての研究

特殊土壌であるシラスの防災対策について、砂防、治山、農地保全の各方面から、総合的な調査研究に努める。

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1節 防災組織の整備計画	☐ 本部総括班 ☐ 消防班
第2節 通信・広報体制の整備計画	☐ 本部総括班 ☐ 広報班 ☐ 情報収集応援班 ☐ 消防班
第3節 気象観測体制の整備計画	☐ 本部総括班 ☐ 消防班
第4節 避難体制の整備計画	☐ 本部総括班 ☐ 広報班 ☐ 福祉班 ☐ 教育班 ☐ 消防班
第5節 救助・救急体制の整備計画	☐ 本部総括班 ☐ 救護支援班 ☐ 福祉班 ☐ 建設班 ☐ 消防班
第6節 交通確保体制の整備計画	☐ 農林水産班 ☐ 建設班
第7節 輸送体制の整備計画	☐ 本部総括班 ☐ 財政車両管理班 ☐ 農林水産班 ☐ 経済対策班 ☐ 消防班
第8節 医療体制の整備計画	☐ 本部総括班 ☐ 救護支援班 ☐ 福祉班 ☐ 消防班
第9節 その他の災害応急対策 事前措置体制の整備計画	☐ 本部総括班 ☐ 市民支援班 ☐ 福祉班 ☐ 建設班 ☐ 農林水産班 ☐ 経済対策班 ☐ 上下水道班 ☐ 消防班
第10節 複合災害対策体制の整備計画	☐ 本部総括班

第1節 防災組織の整備計画

大規模災害における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、防災組織の確立、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平素から応援体制を整備しておく。【 参考編*1 参照 】

また、地域防災会議の委員について、多様な視点が反映できる構成とし、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立など、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災

*1 〇 参考 2.2.1-(1) 地すべり、崖崩れ等の起こる主な原因とその予防対策

力向上を図る。

《 主な担当班 》

☐本部総括班 ☐消防班

第1 市の応急活動実施体制の整備

1 職員の動員（初動体制）の確立【 参考編*2 参照 】

- (1) 災害発生時に職員が迅速に対応できるよう、平素から配備基準等を確認し、毎回人事異動後、各班において災害応急対策連絡網を作成しておく。
- (2) 交通の途絶、職員の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、専門的経験・知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し、職員の非常参集体制の整備を図る。

2 災害警戒本部・警戒支部の運営体制の整備

- (1) 警戒情報の収集、伝達体制
災害の兆候等、今後見込まれる災害の危険性を確認し、警戒すべき情報の収集、関係機関、市民への情報伝達体制を確認しておく。
- (2) 組織動員・連絡体制
災害の発生、被害の拡大のおそれを考慮し、災害対策本部に移行するための基準等を確認し、災害対策本部の設置及び動員を確保できる組織並びに連絡体制を確立しておく。

3 災害対策本部・災害対策支部の運営体制の整備

- (1) 災害対策本部（支部）運営マニュアルの作成
災害対策本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部（支部）を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。
- (2) 災害対策本部・支部等職員用物資の確保
災害対策本部・支部等の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の飲料水、食料、毛布等を備蓄する。

第2 平常時の防災組織相互の連絡調整、体制の整備

1 情報連絡体制の充実

- (1) 情報連絡体制の明確化
情報連絡体制を明確化するため、伝達ルート多重化と情報連絡窓口の明確化に努める。
- (2) 勤務時間外の体制
勤務時間外においても防災関係機関との情報収集・連絡体制を確保するため、情報連絡窓口等体制の明確化に努める。

2 防災関係機関との協力体制の充実

*2 ● 参考 2.2.1-(2) 職員初動体制一覧表

【 一般災害対策編 】

〈第2部 第2章 第1節 防災組織の整備計画〉

(1) 警察（警察署）

市は、平素から警察署との緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう応援体制の整備を推進する。

(2) 消防機関（消防局）

市は、「消防相互応援協定」等を通じて、他市町村等の消防機関の支援による人命救助活動等の充実に努める。

(3) 自衛隊

市は、防災訓練の実施等を通じて、平素から自衛隊との連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努めるものとする。

(4) その他

市及び県は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。

第3 業務継続性の確保

- 1 市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るよう努める。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、平常時から訓練等を実施し、業務継続計画の評価・検証等を行い、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しなどに努める。

- 2 特に、県及び市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくよう努める。

第4 広域応援体制の整備

1 応援体制の整備

(1) 支援活動の準備

ア 被災市町村及び各関係機関から、応援要請を受けた場合、直ちに派遣の措置が講じられるよう、支援対策本部の設置、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等について準備計画を査定しておく。

また、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

イ 職員は派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないよう、食糧、衣類、情報伝達手段等各自で賄うことができる自己完結型の体制を心がける。

(2) ボランティアとの連携体制の充実

ア 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアの事前登録並びに活動拠点等の整備を促進する。

イ 災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施される日本赤十字社鹿児島県支部や市社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

2 県及び市町村間との相互応援体制の整備

平素から締結している消防相互応援の体制整備を推進するとともに、鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等に基づき、県及び県内の他市町等に対する応援を求める場合を想定し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

また、県外の市等ともあらかじめ大規模災害時の広域応援に関する協定を締結し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

3 緊急消防援助隊の編成

市外への消防広域応援については、県の要請により緊急消防援助隊を中心に派遣する。

第5 人材の育成

迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行する防災組織の整備を推進すると共に、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

第2節 通信・広報体制の整備計画

災害に速やかに対処するため、平常時から応急対策等に必要な通信施設や設備を有効適切に使用できるよう点検整備するとともに、資材の調達方法、調達先について整備、拡充に努める。

- ① 未整備又は不足、若しくは老朽・陳腐化している防災施設、設備や資機材の計画的な整備を推進する。
- ② 災害発生によりその機能が損なわれるおそれのある施設、設備や資機材については、代替手段や予備手段の確保、非常用電源の整備、被害を受けにくい保管設置場所の確保等の整備を推進する。また、効果的・効率的な防災対策を行うため、I o T、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。
- ③ 市及び県は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。

《 主な担当班 》

□本部総括班 □広報班 □情報収集応援班 □消防班

第1 通信施設の整備

1 防災行政無線通信施設の整備【 資料編*1 参照 】

防災行政無線とは、「災害時における災害応急対策及び住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため市において設置する無線通信設備」をいい、次の計画を推進する。

(1) 防災行政無線通信施設

市民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するための市防災行政無線（屋外同報方式及び戸別受信方式）及び災害現場等との通信を確保するための移動無線系設備や衛星携帯電話等を整備するなど多種多様な通信手段で、確実に情報収集・伝達ができる体制の整備を推進する。

特に、災害発生の危険性の高い、以下のような災害危険箇所のある区域を重点に積極的に整備を進める。

- ア 土砂災害警戒区域等
- イ 水防計画に定められた河川等の危険箇所のある地区
- ウ 山地災害危険地区のある地区
- エ 宅地造成工事規制区域のある地区
- オ 建築基準法に基づく危険区域のある地区
- カ 高潮危険地区
- キ 高齢化の進んでいる過疎地区
- ク 主要交通途絶予想箇所のある地区

*1 資料 2.2.2-(1) 防災行政無線通信施設等の整備状況一覧表

ケ その他、市防災計画に掲載されている災害危険箇所のある地区

2 全国瞬時警報システムの維持

全国瞬時警報システム（以下、「J－A L E R T」という。）は、気象情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市の防災行政無線を直接起動し、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムである。

また、市は、国からの送信の他、必要により自ら J－A L E R T を起動し、緊急情報を伝達する。

3 消防無線施設の整備

消防無線とは、「市内における消防、救急活動を円滑に実施するため消防局において設置した無線通信設備」をいい、次の整備を推進する。

- (1) 市消防計画に基づき推進する。
- (2) 消防通信体制の整備状況【 別冊 消防計画 参照 】

4 防災相互通信用無線の整備計画

防災相互通信用無線局は、災対法第 2 条に規定する指定行政機関、指定公共機関（地方機関を含む。）、地方公共団体及び地域防災関係団体（地域の防災対策を実施するための行政機関、公共機関及び地方公共団体の出先機関並びに企業等によって組織された団体）が開設することができる。

また、防災相互通信用無線局の開設にあっては、防災関係機関相互間で災害対策のための適切な無線局の運用ができるよう平常時及び災害発生時における無線局の運用について協定等を結ぶ等、鹿児島地区非常通信協議会への加入が条件となっている。

- (1) 災害時の通信を円滑に行えるよう基地局の整備を県と連携して推進する。
孤立化が予想され、防災相互通信用無線が配備されていない地区等へは、早急な防災相互通信用無線の配備に努める。
- (2) 防災関係機関は無線局の整備、増強を行うとともに、迅速かつ的確な情報通信を行うため、運用体制の整備充実を行う。
- (3) 通信設備優先利用の協定
災対法に基づく通信設備の優先利用について、その必要を認める機関とあらかじめ協議しておく。
- (4) 非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を図るため、平常時から非常通信の訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

非常通信を利用できる時期は、各種災害等の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合で、自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52 条の規定に基づき、非常通信の活用を図る。

災害時の通信体制を整備するとともに、鹿児島地区非常通信協議会と連携し、毎年、通信体

【 一般災害対策編 】

〈第2部 第2章 第2節 通信・広報体制の整備計画〉

制の総点検及び非常通信訓練を実施するように努める。

第2 災害時優先電話（有線通信設備）の整備計画【 資料編*2 参照 】

災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・報道等の機関については、一部の電話回線をあらかじめ交換機の優先発信グループに収容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的に通話可能となる。

(1) 災害時優先電話の使用については、西日本電信電話(株)へ依頼する。

(2) 災害時優先電話等の有効的な運用体制の整備を行う。

(3) 優先電話の機能周知、設置場所の適正化と災害時における運用体制を確立する。

(4) 災害時優先電話の登録

本項については資料編を参照する。

(5) 防災関係機関は、災害時優先電話を有効に活用できるよう西日本電信電話(株)の規定に基づき、多様な有線回線の確保に努める。

(6) 電気通信設備の整備と防災管理に努め、有線通信設備を効果的に活用できるよう、電話網運営体制の整備検討を行う。

(7) 災害時優先電話の機能周知、設置場所の適正化と災害時における運用体制を整備推進する。

第3 各種防災情報システムの整備

1 防災情報の一元化

防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、各種防災情報システムの整備、充実を行う。

(1) 災害時の膨大な情報通信を円滑に処理し、市災対本部が的確な指示等を行うための防災情報システム整備の検討を行う。

(2) 災害情報データベースの整備

既存の各種情報メディアを活用して、次のようなデータベース化と一元的な情報管理により応急復旧作業の効率化を検討する。

ア 安否情報（死亡者の氏名・住所、避難状況等）

イ 火災情報（建物被災程度等）

ウ 生活支援情報（災害弔慰金や義援金の支給、仮設住宅の入居、倒壊家屋の処理等）

2 防災情報システムの整備

(1) 防災情報通信施設としては、「鹿児島県総合防災システム」及び国の総合防災情報システム（SOBO-WEB）を整備し、その運用を行っている。

(2) 気象情報自動伝達システムにより得られた気象情報の所在官公署及び市民等（特に要配慮者関連施設）への伝達体制を確立する。（気象情報自動伝達システムの概要及び運用方法は、県地域防災計画「気象警報等の収集・伝達」を参照する。）

(3) 災害に強い通信網を構築し、県、市、消防局間で衛星回線と地上回線の非常通信ルートの確保を推進する。

*2 資料 2.2.2-(2) 主要防災関係機関電話一覧表

3 独立電源施設の確保

大規模災害においては、停電復旧作業に時間を要することから、非常用電源設備の浸水対策等を講じるとともに、長時間対応可能な設備の整備に努める。

(1) 庁舎内の独立電源

本庁舎の照明等の機器を含めた非常電源として、ディーゼル発電機（100KVA）を常備している。

(2) 支所等における電源設備等の確保

各支所等においても独立電源施設の整備確保を検討する。

(3) 防災行政無線設備の電源の確保

2日以上に及ぶ停電に備えて、中継局、屋外拡声子局の燃料、非常用発電機の確保を図る。

(4) 民間電源設備等の利用

停電に備えて、民間のディーゼル発電機と移動電源車等の利用について連携を図る。

4 アマチュア無線等の活用【 資料編*3 参照 】

災害の発生時、有線通信の途絶時の代替えとして、アマチュア無線、タクシー無線等を活用し、災害情報の収集や伝達、応援要請等に役立てる。そのため、あらかじめ無線登録状況を確認し、協力が得られるようにしておく。なお、必要があれば応援協定の締結を図る

市は、災害時の情報伝達手段の多重化を図るため、防災行政無線、インターネット、SNS等のデジタル媒体に加え、コミュニティFM（FMさつまさんだい）を含む放送媒体を組み合わせた広報体制の整備に努めるものとする。

特に、停電時においても電池式ラジオ等により情報取得が可能であることを踏まえ、避難所等におけるラジオの確保や、市民に対する平時からのラジオ活用の啓発について検討するものとする。

第4 広報体制の整備

1 広報、広聴体制の確立

(1) 市民への広報、広聴体制

災害時に市民への被害状況や避難、生活支援に関する情報等を迅速かつ的確に提供し、市民からの要望・相談を広聴する体制、方法を確立する。

市は、災害時に円滑な情報伝達が行われるよう、平時からコミュニティFM（FMさつまさんだい）を活用した防災知識の普及啓発に努めるものとする。

このため、防災週間や防災訓練等の機会を捉え、防災情報の周知や災害時の行動に関する啓発を行い、市民が災害発生時にコミュニティFMを情報入手手段として活用できる意識の醸成を図るものとする。

(2) 報道機関への通報体制

ア 報道機関を通じての広報については、情報を迅速・的確に発信する。

この際、コミュニティFM（FMさつまさんだい）の活用を図る。

イ 市災対本部での広報の一本化を行い、混乱を防ぐ。

*3 資料 2.2.2-(3) アマチュア無線クラブ防災協力連絡網

【 一般災害対策編 】

〈第2部 第2章 第2節 通信・広報体制の整備計画〉

ウ 市は、災害時における市民への情報伝達を迅速かつ確実に行うため、報道機関を通じた広報に加え、地域に密着した情報伝達手段であるコミュニティFM（FMさつまさんだい）を重要な広報媒体として位置付け、積極的に活用するものとする。

この際、市災害対策本部が発信する公式情報を基に、避難情報、被害状況、避難所の開設状況、生活支援に関する情報等について、反復かつ分かりやすい表現により放送が行われるよう連携を図るものとする。

(3) 情報通信ネットワーク、インターネット・メールを通じた情報交換

情報化の進展に伴い、情報通信ネットワーク、インターネット（市ホームページ、市公式LINE、X等のソーシャルメディア、ポータルサイト）、鹿児島防災Web、緊急速報（エリアメール等）、地上デジタル放送等の多様な媒体の活用体制の整備に努めるとともに、情報の地図化による伝達手段の高度化に努めるものとする。

デジタルに馴染みのない方や通信が途絶した場合の代替手段として、紙媒体での情報提供の仕組みの構築も検討するものとする。

(4) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障害者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請しておく。

(5) コミュニティFMによる災害時情報提供

市は、災害時における市民への情報伝達の充実を図るため、コミュニティFM（FMさつまさんだい）との連携体制を構築し、次に掲げる事項について活用を図るものとする。

ア 避難指示等の発令状況、避難所の開設・混雑状況、給水所・物資配布場所、医療機関の稼働状況その他市民生活に直結する情報の提供

イ 高齢者、障害者等の要配慮者に配慮した、聞き取りやすく簡潔な情報提供

ウ 通信障害や停電等により、インターネットや携帯端末による情報入手が困難となった場合における代替的かつ有効な情報伝達手段としての活用

エ デマや誤情報の拡散防止を目的とした正確な情報の反復周知

第3節 気象観測体制の整備計画

地方気象台や県から気象予報・警報情報の収集を行うとともに、土砂災害や河川の氾濫の危険性を早期に市民に伝達するため、雨量、河川水位の情報の観測体制を整備し、また、局地的な集中豪雨等の異常気象の観測と併せ、情報伝達、早期警戒・避難等の体制の確立を推進する。

《 主な担当班 》

☐本部総括班 ☐消防班

第1 気象観測体制の整備

1 現況【 資料編*1*2*3 参照 】

- (1) 薩摩川内市の雨量・水位観測所
- (2) 薩摩川内市の地震計

2 整備計画

- (1) 災害発生の危険予知や適切な避難指示等が発令できるよう、新設する雨量観測所を含めて、テレメーター方式への切り替えを関係機関に要請する。
- (2) 河川氾濫、土砂災害等の危険性が高い地区での雨量観測所の新設を検討する。
- (3) 市全域あるいは災害危険地域周辺の気象データを速やかに収集できる施設の整備を推進する。
- (4) 観測体制の確立
防災関係機関と相互に連携し、早期に雨量・水位情報の収集・伝達体制を確立する。また、通報基準に基づき、観測異常値の報告、連絡等の実践的な訓練を行い、災害に備える。
 - ・観測基準・報告基準の整備（単独のみ）
 - ・情報収集担当の明確化、役割分担
 - ・優先地区の検討、周知
- (5) 情報伝達体制の整備
本章第2節 通信・広報体制の整備計画を参照する。
- (6) 避難体制の整備
本章第4節 避難体制の整備計画を参照する。

第2 河川砂防情報システムの活用

河川砂防情報システムの活用により、県内の河川水位、雨量、ダム情報、河川監視カメラ画像洪水予報、土砂災害危険度レベル等の水害や土砂災害に関する情報を県から入手し、市民に情報提供する。

*1 〇 資料 2.2.3-(1) 雨量観測所

*2 〇 資料 2.2.3-(2) 水位観測所

*3 〇 資料 2.2.3-(3) 地震観測計

第4節 避難体制の整備計画

《 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定並びに指定上の留意事項 》	
指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、都市農地、公民館、学校等の公共的施設等を対象に風水害のおそれのない場所に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、市民への周知徹底を図る。 特に、浸水想定区域については、洪水予報用の伝達方法及び避難場所等について市民に周知するため、洪水ハザードマップの配布その他の必要な措置を講じる。 なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
指定上の留意事項	ア 洪水、土砂災害の危険地域においては、地形的に安全な場所であり、かつ水流及び湛水に耐える建造物であること。 イ 火災発生時における危険地域においては、風上の方角で家屋の密度の低い地域にある耐火構造物であること。 ウ 土石流又はがけ崩れの危険地域においては、地形的に安全な場所で、できる限り堅牢な構造物であること。

《 主な担当班 》

☐本部総括班 ☐広報班 ☐福祉班 ☐教育班 ☐消防班

第1 避難施設、設備整備計画

1 避難施設の選定条件

災害から市民の生命等を守る避難施設には、次の条件が必要である。

- (1) 避難の原因となる一次災害に対して絶対安全であるとともに、それによって引き起こされる二次災害やその他の災害に対しても安全であること。
- (2) 高齢者や子供等要配慮者の避難を考慮して、避難施設はなるべく居住地の近辺にあること。
- (3) 避難施設への避難路も、安全性が確保されている必要があるとともに、非常時でも容易に避難施設に到達できること。

したがって、避難施設等の整備にあたっては、以上の条件を考慮して推進する。

2 避難施設設置計画

- (1) 避難施設としては、さしあたっての危険を回避するための避難場所（避難地）、被災者の応急生活の場所となる避難所及び避難地等に到達するための避難路とに大別される。避難所の設置にあたっては、なるべく被災地に近く集団を収容できるような建物として、次の中から安全性やその設備状況等を考慮して適切な場所を選定する。

- ア コミュニティ施設（自治公民館・地区コミュニティセンター）
- イ 小・中・義務教育学校、高等学校
- ウ その他公共施設
- エ その他民間施設

(2) 指定緊急避難場所

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

(3) 指定避難所

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定する。

(4) 福祉避難所の検討

指定避難所内の一般のスペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定をするよう努める。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。さらに、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するよう努めるものとする。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、受け入れ対象者を特定して公示ができるよう努めるものとする。更に、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(5) 学校を指定する場合の配慮等

学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(6) 整備計画

- ア 災害危険地区内にある避難所や災害時の安全性に不安のある避難所、老朽化した避難所等

については、避難所の新設や改良（鉄筋コンクリート造りや耐火建築物への変更）について検討する。

イ 一人あたりの避難所面積は、原則として2㎡/人以上とし、この基準により算定される収容人員より大幅に少ない場合には、避難所の新設や拡張等について検討する。

この際、大規模災害時の避難所の機能低下や喪失についても留意する。

ウ 避難所が近辺にない地区については、避難所の新設を検討する。

エ 地域住民が避難所等へ安全かつ速やかに到達できるよう、避難所誘導標識等の設置を進める。

誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に伴う修正の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

また、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

オ 二次避難所を中心に、救援物資輸送や傷病者の救助収容に有効なヘリコプターの発着場の整備に努める。特に、夜間照明設備等の設置を推進する。

カ 市災対本部と避難施設との連絡を確保するため、電話回線、防災行政無線、パソコン等の通信施設の整備を検討する。

キ 指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ、避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるとともに、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

ク 指定避難所において救護施設、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図る。

ケ 指定避難所において、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう長時間対応可能な電源を確保するため、再生可能エネルギーの活用も含めた非常用発電設備等の整備に努める。

コ 学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

サ 避難所に必要な設備のうち、最低限必要と考えられる設備等については、年次計画にしたがって逐次整備していく。また、不足設備等の緊急調達方法や場所について、事前に検討しておく。

(7) 避難所における備蓄等の推進

指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生

活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

(8) 避難の実施に関する整備

ア 過去における主な災害、あるいは地域的条件を考慮し地区別に具体的な避難所、避難経路等を、あらかじめ市民に周知しておき、避難が円滑に行われるよう伝達の方法も含め整備しておく。

特に、浸水想定区域がある場合、洪水予報等の伝達方法及び避難場所等について市民に周知するため、洪水ハザードマップの配布その他の必要な措置を講じるものとする。

イ 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して発令したり、屋内での安全確保措置の区域を示して発令したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

国（国土交通省）及び都道府県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

ウ 自治会及び自主防災組織等は、避難所への避難が困難な場合があるため、事態切迫時に一時的に危険を回避する場所を確保するよう努める。

エ 各避難所の責任者をあらかじめ定めておき、収容予定地区及び氏名等のリストを平常時において作成しておく等、避難者の受け入れや生活支援等が円滑に進むようにしておく。

オ 学校、病院、宿泊所等多数の者を収容する施設では、平素から避難計画を策定し、警察、消防団等と協力し、要配慮者に十分考慮した避難訓練等を行い、災害に備える。

(9) 自主避難体制の整備

ア 市は、災害時における住民の自主避難については、広報紙をはじめあらゆる機会を通じて住民に対する指導に努めるものとする。

イ 自治会及び自主防災組織等は、安否確認を兼ねた地域ぐるみの避難体制の整備に努める。

ウ 住民は、災害時に自ら危険だと判断した場合においては、隣近所、声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

エ 指定緊急避難場所及び指定避難所とは別に、自治会及び自主防災組織等が公民館、集会所等の身近な施設を自主的に開設・運営する避難所等として市町村に登録を行い、市が災害時に避難状況の把握や支援を行うことを目的とした、いわゆる「自治会避難所」の運用を行っている。

「自治会避難所」は、市の発令する避難情報の有無に関わらず、自治会及び自主防災組織等

が自らの判断で開設することから、迅速な対応が可能であること、また、身近な施設を利用するため移動の利便性や安全性が高いことなども期待されるため、市は、指定避難所以外に避難所活用が見込まれる施設・場所の洗い出し・リスト化と併せて、「自治会避難所」登録等について必要な検討を行う。

(10) 自宅療養者等の避難誘導

県及び保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等発生時における自宅療養者等の被災に備え、管内の市町村が、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認できるよう、必要に応じて把握している自宅療養者等の情報を提供する。

また、市は、把握した情報に基づき、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するように努める。

県は、これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

(11) 在宅避難者等の避難体制の強化

ア 市及び県は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するように努めるものとする。

イ 県及び市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するように努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第2 要配慮者の避難体制の整備

1 要配慮者の避難体制の強化

避難行動要支援者の避難については、以下の点に留意し、「薩摩川内市避難行動要支援者避難支援計画全体計画（以下、「市避難行動要支援者避難支援計画」という。）」を踏まえ、地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難指示等の伝達体制の確立

市は、日頃から要配慮者、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

なお、浸水想定区域内の要配慮者関連施設のうち、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、市地域防災計画に、その名称及び所在地並びに利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるような洪水予報等の伝達方法を定める。（水防法第15条）

(2) 地域ぐるみの避難誘導体制の整備

市は、避難行動要支援者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法を、事前に具体的に定めて

おく。

また、市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(3) 要配慮者の実態に合わせた避難場所等の指定・整備

避難場所等の指定や避難経路の設定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮する。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO法人やボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、避難所においては、高齢者や身体障害者等の介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワー等介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮する。

(4) 浸水想定区域、土砂災害警戒区域に係る体制の整備

それぞれの区域内に、防災上の配慮を要する者が利用する施設があり、災害の発生時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合、浸水想定区域についてはこれらの名称及び所在地をその区域ごとに把握するとともに、それぞれの区域については災害時の情報の収集及び伝達、予報又は警報の伝達に関する事項をその区域ごとに定めておく。

2 各施設管理者の避難計画の作成

各施設の管理者は、各施設の実状に応じた具体的な集団避難計画を作成する。避難計画は、入院患者、児童生徒等の心身の発達過程を考慮し、何よりも、生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

第3 各種施設における避難体制の整備

1 要配慮者利用施設の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には、「避難行動要支援者」が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

なお、水防法第15条第1項及び土砂災害防止法第8条第1項の規定により、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）の管理者等については、施設の利用者の洪水時又は土砂災害が発生する恐れがある場合の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画の作成及び訓練の実施が義務付けられている。（水防法第15条の3、土砂災害防止法第8条の2）

(1) 水防法第15条の3及び土砂災害防止法第8条の2に規定する要配慮者利用施設

【資料編*1 参照】

(2) 避難体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に避難指示等や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ施設所在地域における浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や、日没前での職員の事前動員など、入所者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また、要配慮者利用施設の管理者は、日頃から、他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努める。

(3) 緊急連絡体制等の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における避難指示や誘導にあたっての情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

(4) 設備の整備・物資の確保

要配慮者利用施設の管理者は、洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するためのファックスや携帯電話等の設備を整備する。

また、夜間に避難を行う場合に備え、電池式照明器具や避難者が誘導員と識別しやすい誘導用ライフジャケット等必要な物資を用意するとともに、屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資の確保に努める。

(5) 防災教育・避難訓練の充実

要配慮者利用施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な避難行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者等の実態などに応じた避難訓練を定期的の実施するよう努める。

2 駅、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の避難体制の整備

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や利用者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、施設管理者は、日頃から、他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制作りに努める。

(3) 緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確認するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

3 学校における児童生徒の避難体制の整備

教育長は、管内の学校における児童生徒の避難体制を、以下の方法により整備する。

(1) 集団避難計画の作成

ア 教育長は、管内学校の児童生徒の集団避難計画を作成するとともに、各校長に対し、学校の実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。

イ 避難計画は、児童生徒の心身の発達過程を考慮し、何よりも、生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。

ウ 災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

(2) 避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。

(3) 避難誘導体制の強化

ア 避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるように、あらかじめ連絡網を整備しておく。

イ 校長は、避難誘導が安全かつ迅速に行われるように努める。

ウ 危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

オ 児童生徒を帰宅させる場合の基準を定め、周知しておく。

カ 児童生徒が自宅等にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童生徒及び保護者に周知徹底しておく。

キ 校長は、災害種別に応じた避難訓練を、日頃から実施しておく。

ク 校長は、学校行事等による校外での活動時の対応について、事前踏査により避難場所等について確認しておく。

ケ 校長は、部活動等において、活動場所が学校施設外となる場合等は、避難場所、安否確認方法等について確認しておく。

(4) 避難場所の指定・確保

教育長は、市地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難場所を定めておく。

第4 広域避難体制の整備

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締

結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第5 避難所の収容・運営体制の整備

1 避難所の開設・収容体制の整備

避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合において、知事又は知事の通知を受けて、市長が行う。市長は救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について、直ちに知事に報告する。

災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は、市長が実施する。

また、避難所を開設したときは、市民等に対し、周知・徹底するものとし、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるよう努める。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

2 避難所の運営体制の整備

(1) 市は、避難所ごとに、避難所の運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、運営における女性の参画を推進し、市民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、避難所管理運営マニュアルを作成し、避難所の管理運営体制の整備に努める。

(2) 市は、指定避難所が指定管理者により管理されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるように努めるものとする。

また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

3 避難所の生活環境改善システム等の整備

市は、県と連携し、避難所や被災者の情報等を一元的に把握できる仕組みの整備に努めるとともに、関係機関の協力のもと、避難所への食料や生活用品の迅速な供給システムの整備、及びプライバシー確保、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。

4 避難所巡回パトロール体制の整備

市は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズ把握や防犯対策のため、

薩摩川内警察署と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。・

第5節 救助・救急体制の整備計画

風水害等では、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、関係機関等は、生き埋め等からの救助・救急体制の整備に努める。

市は、総力をあげて救助、救急活動を行うものとするが、詳細な計画内容は市消防計画に準ずる。

《 主な担当班 》

☐本部総括班 ☐救護支援班 ☐福祉班 ☐建設班 ☐消防班

第1 救助、救急体制の整備

1 関係機関等による救助・救急体制の整備

(1) 救助、救急体制の整備

ア 県及び市町村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行い役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

イ 常備消防を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。

ウ 当該地域で予想される災害、特に土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。

また、甕島、中山間地域、沿岸地域においては、豪雨や地震等による道路交通及び海上交通の途絶により孤立化するおそれのある集落等については、当該集落との情報伝達手段の確保、救出・救助活動にあたる防災関係機関等との相互情報連絡体制、孤立化した集落からの地域住民等の救出方法等について、事前に、関係機関と十分に検討しておく。

このほか、次の事項についても検討する。

(ア) 相互連絡が可能で確実な通信手段の確保衛星携帯電話など、相互連絡が可能な手段の整備に努める。

(イ) 通信機器の市民向け研修の充実

集落等に整備された衛星携帯電話や防災行政無線（デジタル）などは、集落全員が使用できるよう研修の実施やわかりやすいマニュアル整備に努める。

(ウ) 救急患者などの緊急搬送手段の確保

ヘリコプター等が離着陸可能なスペース（防災対応離着陸場）の確保や、地元漁業協同組合等との人員・物資等の搬送に関する災害時の応援協定の締結を検討するなど、緊急搬送手段の確保に努める。

(エ) 食料・飲料水、非常用発電機等の備蓄の整備

孤立化した集落においては、電気・水道・ガス等のライフラインが途絶し、地域住民の生活の維持に支障をきたす可能性がある。

このため、当該地域においては、各家庭での食料・飲料水等の防災用品の準備や、避難所における備蓄物資の整備に努める。

また、停電により夜間の照明、携帯電話などの通信機器の電源を確保する必要があることから、非常用発電機の備蓄に努める。

エ 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

オ 傷病者の速やかな搬送を行うため、広域災害緊急医療情報システム（E M I S）等の整備を図り、医療情報収集体制の強化を推進する。

カ 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立に努める。

キ 土砂崩れ等による生き埋め等からの救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協定を締結するなど連携を図る。

第2 救助・救急用装備、資機材の整備

1 装備・資機材等の整備計画

土砂崩れ等による生き埋め等の救出・救助事象に対応するため、消防局、消防団、自主防災組織等において、必要な救助用装備・資機材の整備を検討する。

第6節 交通確保体制の整備計画

あらかじめ風水害及び大規模災害発生時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路(以下「緊急交通路」という。)を選定し、当該緊急交通路を重点に耐震性、安全性を強化し、大規模災害の防止及び軽減並びに災害発生時における迅速、的確な災害応急対策に資する。

道路管理者は、災害が予想される箇所から優先的に緊急交通路をはじめとする道路の整備を行う。

《 主な担当班 》

□農林水産班 □建設班

第1 道路整備計画

1 交通施設整備計画

- (1) 土砂崩壊、落石、倒木等の危険箇所については、現況調査を行い法面防護工等の設置を検討する。
- (2) 道路、橋梁等の被害を防止し、また、被害の誘因となるものを排除するため、パトロールを強化し道路の維持補修に努める。
- (3) 災害時の避難、災害応急対策等の障害となるような幅員の狭い橋や老朽橋については、架け替えや拡幅等を検討する。
- (4) 通過交通量の分散・緩和と災害時における交通途絶に応じた迂回路や緊急交通路の指定等の事前対策も十分検討する。
- (5) 狭あいな生活道路については、民家等の建築時におけるセットバック指導に併せて道路拡幅を図る。
- (6) 道路整備計画
 - ア 道路の新設、改良

道路の新設、改良にあたっては、避難路・延焼遮断帯を考慮し、歩道整備、街路樹のスペースを確保していく。
 - イ 道路の新設により、排水系統が変わる場合の対策を検討する。
 - ウ 道路本体の雨水処理及び排水先の流下能力の検討をする。
 - エ 道路新設により、新たな危険箇所が発生する場合の対策を行う。
 - オ 都市計画道路の整備促進を図る。
 - カ 市道の改良を進めるとともに、人にやさしい市道への改善を進める。
 - キ 林道の改良事業を推進する。
 - ク 交通安全確保のため、歩道の整備、防護柵、街路灯、カーブミラー等の設置を交通事情に対応して計画的に行う。

2 道路施設等の点検、整備計画

台風、大雨等の異常気象時における道路機能の確保のため、市道について、次の改修、改良工事等を実施する。また、県道や国道の改修、改良工事等を要望していく。

- (1) 路面排水の継続的な排水整備を図るとともに、既設暗渠の改修に努める。
- (2) 地盤の軟弱箇所及び湧水を伴う箇所について、路盤の改良に努める。
- (3) 側溝等の機能が有効に発揮されるよう、土砂、塵芥等の滞留や破損状況について点検し、災害防止のための適切な措置を講じる。
- (4) 台風、大雨等の異常気象時における橋梁の機能確保のため、事前調査を実施し、出水時において余裕高のない箇所の整備を推進する。
- (5) 幅員の狭い道路や橋梁等について、拡幅や架け替え等の改良を検討する。

第2 法面崩壊等防止対策

1 法面崩壊等防止対策

- (1) 危険箇所の対策

市道の危険箇所については、防災点検調査に基づき、法面保護工等の災害防止対策について危険度に応じ検討推進する。

- (2) 関係機関への要請

県道等における危険箇所に対する対策工事の早期完成を県に要請するとともに、実施が円滑に進むよう地元調整等について協力する。

- (3) 危険箇所の監視

パトロールを適宜実施し、危険箇所の状況を監視するとともに、法面中の浮石等落石のおそれがあるものの除去等を行う。

第7節 救援物資等の輸送体制整備計画

交通施設等の機能停止により、住民の避難・救出及び救援物資の輸送に支障をきたすおそれがあることから、緊急医療、物資輸送、集積施設等の機能確保を迅速に行えるよう、輸送体制の強化を図る。

《 主な担当班 》

☐本部総括班 ☐市民支援班 ☐財政車両管理班 ☐農林水産班 ☐経済対策班 ☐消防班

第1 輸送体制の整備

1 災害を想定した輸送体制の確立

(1) 輸送基盤の確保

道路・港湾・漁港施設の損壊等により輸送対象の変化に迅速に対応できるよう、日頃から災害の種別、規模、地区、輸送手段（車両・船舶・航空機等）ごとの輸送計画を確立する。

この際、甕島地区については、地域が孤立化し、避難・被災者の救出に支障をきたすことが想定されることから、漁港等輸送拠点を指定し、緊急医療、物資輸送、集積施設等の機能を確保する。

(2) 輸送（集積）拠点等

ア 甕島に対する輸送拠点

輸送方法	輸送拠点	連絡先
船舶等	漁港	県、市
航空機	各指定ヘリポート	県危機管理防災局 自衛隊

イ 物資の集積拠点

災害時の救援物資や資機材等を集積する拠点の開設場所等は以下のとおりとする。

区分	施設
県指定	○川内地方卸売市場 ○さつま町公設地方卸売市場 (本市近傍の施設)
市指定	○薩摩川内市総合福祉会館 (社会福祉協議会) ○防災資機材倉庫 ○樋脇地区コミュニティセンター ○樋脇町もくもくふれあい館

ウ その他の集積拠点

市は、集積拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくものとする。

第 2 輸送の実施体制

国が実施するプッシュ型支援等及び各種団体による市域以外からの救援物資の供給が実施される場合は、それらに関する情報を早期に把握し、受入・輸送体制を早期に確立し、県の集積拠点から市民への供給場所となる端末地までの輸送が円滑に実施できるようにする。

輸送体制の確保にあたっては、第 3 部第 2 章第 8 節「緊急輸送計画」を基本に実施するものとし、特に以下の事項に留意し輸送体制を整備するものとする。

- 発災後の緊急輸送路及び主要道の被災状況の把握
- 物資拠点の被災状況（施設へのアクセス路を含む）
- 国のプッシュ型支援等が行われる際の供給される物資の種類・数量及び輸送日時の把握
- ニーズに基づく、仕分け、発送の迅速な実施
- 県の集積拠点から被災市民に供給を行う避難施設等までの迅速・円滑に行える体制確保

第8節 医療体制の整備計画

医療体制については、関係機関と連携し、応急的な診療機能を確保するため、各種機能の停止を想定した施設の整備、医薬品・医療資機材、備蓄物資等の確保を迅速に行い、支援体制強化を推進する。

《 主な担当班 》

☐本部総括班 ☐救護支援班 ☐福祉班 ☐消防班

第1 災害医療情報システムの整備

医療活動等に必要な情報収集・連絡体制を確保するため、医療機関と連携して災害医療情報システムの整備を検討する。

第2 医療体制の整備

1 医療体制の整備

市は、総力をあげて医療活動を行うものとするが、詳細な計画内容は市消防計画に準ずる。

(1) 初動医療体制の確立

市と各医療機関は相互に連携し、応急医療体制を確立する。

(2) 救急救助体制の充実

医療機関への迅速な搬送体制を確立するとともに、円滑な救急・救助体制の充実を図る。

2 透析患者等や在宅難病患者等への対応

(1) 透析患者等への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人が1回に水約120ℓを使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全・患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う必要がある。このため、医師会等関係機関との連携による近江市町村等への患者搬送の調整や情報提供体制を整える。

(2) 在宅難病患者・長期療養児等への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者等は、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設等に救護する必要がある。

このため、平常時から保健所を通じて患者の把握を行うとともに、県、医療機関及び近隣市町村等との連携により、災害時における在宅難病患者等の搬送及び救護の体制を確立する。

第9節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備計画

災害発生直後は交通途絶等により市民生活に必要な物資が著しく不足することや農林水産業に大きな災害が発生することが予想される。そのために必要な食料、飲料水、生活必需品等の備蓄並びに調達体制や農林水産業災害の防止対策を検討する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、備蓄・調達体制等の整備に努める。

《 主な担当班 》

- ☐本部総括班 ☐市民支援班 ☐福祉班 ☐建設班 ☐農林水産班 ☐経済対策班
☐上下水道班 ☐消防班

第1 備蓄物資計画

1 備蓄計画（段階的な備蓄の方法）

大規模な災害が発生した場合を想定し、必要とされる物資について、あらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送の体制等を整備し、それら必要な物資の供給の計画を定めておくよう努めるものとする。

また平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

市及び県は、新物資システム（B－P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

市及び県は、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、物資拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

- (1) 事業所、市民等による備蓄
- (2) 流通在庫備蓄
- (3) 協定の締結による備蓄、調達
- (4) 応急対策従事者のための備蓄

2 事業所、市民等による備蓄

事業所及び市民等は、災害時におけるライフライン施設や食料等の流通が途絶えることを考慮し、「最低3日、推奨1週間」分に相当する量を目標として備える。また、これを広報紙や防災マップ等を通じて市民の備蓄に対する役割を周知する。

3 流通在庫備蓄

- (1) 住家の被害やライフラインの寸断等により、食料の入手が不可能な被災者に対して速やか

【 一般災害対策編 】

〈第2部 第2章 第9節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備計画〉

に食料の供給ができるよう、公的備蓄に努めるとともに、農業協同組合や民間業者等と食料供給協定を締結する等の流通在庫備蓄に努める。

- (2) 市内の商店及び小売業者等の協力を得て、物資の調達に関する協定の締結等を行うことにより、食糧及び生活必需品等の確保に努めるとともに、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておく。

なお、高齢者、乳幼児等の要配慮者への対応も考慮する。

4 備蓄物資の運用

- (1) 応急対策従事者のための備蓄

避難所での給食、給水活動等が円滑に行えるよう、平常時から避難所等の必要物資の備蓄及び活用方法、無理・無駄のない運用を検討しておく。

- (2) 物資供給

被災世帯すべてに一律的に物資を供給するのではなく、避難所や在宅の被災者の生活自立状況を勘案の上、世帯ごとに日常生活を応急的に支援する物資の供給に努める。また、物資の配給は画一的なものだけでなく、高齢者等の要配慮者へ配慮されたものとする。

第2 応急給水体制の整備

1 応急給水体制

- (1) 応急給水体制

災害時において、被災者1人あたり1日3ℓ以上の飲料水供給を確保できるよう、給水車、ポリ容器、応急給水用資機材等の整備を検討する。

- (2) 整備項目

- ア 広域避難場所への飲料水兼用耐震性貯水槽の設置
- イ 学校等のプール施設の活用
- ウ ろ過器の配備
- エ 給水車、ポリ容器の配備
- オ 応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄
- カ 仮設給水所の開設

- (3) 飲料水製造業者等との協定による給水

市は、飲料水製造業者等との協定に基づき、容器詰め飲料水の確保に努め、給水体制の強化を図る。

2 応急対策資料の整備

水道事業者は、応急復旧、応急給水等の活動を迅速・的確に行うために、水道施設の図面等の資料を日頃から整備しておくものとする。

3 風水害対策マニュアル類の整備

水道事業者は、風水害時における応急給水、応急復旧等の応急対策を迅速・的確に実施するために、風水害対策マニュアル類の整備に努める。

第3 し尿処理対策及びごみ処理対策の事前措置

1 し尿処理対策

市は、県地震等災害被害予測調査(平成24年度～25年度)や県災害廃棄物処理計画(平成30年3月)、薩摩川内市災害廃棄物処理基本計画等を踏まえ、必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について、事前に具体的な備蓄計画の策定に努める。

2 ごみ処理対策

- (1) 県は、国の災害廃棄物対策指針等を踏まえながら、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、県災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。
- (2) 市は、国の災害廃棄物対策指針等を踏まえ、県災害廃棄物処理計画と整合を図りながら、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村等との連携・協力のあり方等について、市町村災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。
- (3) 国、県及び市町村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。
- (4) 市及び県は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

3 清掃班の編成

市民支援班は、し尿処理作業のために清掃班の編成計画を作成する。清掃班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

第4 農林水産業災害の防止対策の推進計画

1 農林水産業災害予防計画

(1) 農業災害予防計画

ア ため池整備計画

- (ア) 巡視による異常の早期発見と報告、草刈りの励行
- (イ) 斜樋、底樋の排水施設の点検整備
- (ウ) 堤体の応急補強と通行規制
- (エ) 余水吐及び下流放水路障害物の除去
- (オ) 不用貯水の排除及び事前放流
- (カ) 老朽ため池等整備事業の積極的活用

イ 用排水路

- (ア) 浚渫、除草、障害物の除去、破損箇所の修理
- (イ) 水路中の各種ゲートの整備点検、確実な操作
- (ウ) 湛水防除施設の整備点検、確実な操作

ウ 農道

- (ア) 側溝、暗渠、溜桷、排水管等、排水施設の浚渫、清掃
- (イ) 農業機械の大型化に対応した農道の拡幅、整備

(2) 家畜災害予防計画

【 一般災害対策編 】

〈第2部 第2章 第9節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備計画〉

適切な防疫対策を指導できるよう、防疫体制を整備するとともに、災害発生時に情報伝達と協力が行えるよう、日ごろから連携の強化に努める。

ア 施設等の整備

畜舎、鶏舎等施設の補強整備等を指導推進する。

イ 飼料作物確保

家畜飼料の不足を補うための飼料作物の調達先、調達量等を把握しておく。

(3) 林業災害予防計画

ア 関係機関、団体等と連携しながら森林のもつ機能の維持向上を図る。

イ 保安林整備事業等により山地部の保水能力を高め、急激かつ大量の出水の防止に努める。

また、森林の荒廃を防止するために保安林指定地域の拡大を図り、森林施業を推進する。

ウ 緑地の保全

市街地をとりまく山林や農地の本来保有する水源涵養機能や土砂流出崩壊防止機能等を重視し、緑地として積極的な保全を図る。

エ 小規模林地開発や土石の採取等による自然破壊を未然に防ぐため、監視体制の充実を図り、森林の保全巡視を推進していく。

(4) 水産業災害予防計画

台風等の際の波浪による被害防止のため、漁船の安全な係留や定置網等の漁具の強度補強・陸揚げ、いけすの強度補強・避難など適切な対策を指導する。

なお、いけすの緊急避難場所については、事前に関係者と十分調整するよう指導する。

ア 水産施設整備計画

(ア) 船舶、養殖等の水産施設は、気象情報に応じた適切な避難等の予防措置を講ずる。

(イ) 漁港・堤防等の水産施設は必要に応じて点検・補強を検討する。

イ 養殖場の健全な育成、種苗の確保を検討しておく。

2 農作物災害予防計画

(1) 農作物災害予防計画

ア 水稻

(ア) 災害常襲地帯においては、災害の種類に応じた倒伏抵抗性品種等の採用と適期移植により、災害の軽減、回復を図る。

(イ) 災害に対し抵抗性の強い健苗を育成する。

(ウ) 応急対策予備苗を共同育苗（苗代）施設の利用により確保する。

(エ) 干ばつ時には計画的配水、灌がいと麦稈、山草、堆肥等により蒸発を防止する。
また、作期の分散等により被害の発生を防止する。

(オ) 風害に伴い発生する白葉枯病等の病虫害予防措置、事後措置を講ずる。

(カ) 気象情報に即応した予防措置を講ずる。

(キ) 局所的農用水源確保のため、保安林の維持管理を図る。

イ 果樹

(ア) 干害対策としては深耕、排水等によって根群分布を深めるとともに、土壌水分の蒸発抑制のため敷藁、敷草等を行い、雑草管理を適正にし、作物との水分競争をさける。また、灌水用の水源を確保する。

- (イ) 風害に対しては、防風樹、防風垣等を設置し、果樹棚、ハウス施設等とともに、その補修、補強を図る。
- (ウ) 水害に対してはテラス溝、排水溝等を整備し、また、敷藁、敷草等により土壌の流失を防止し、園地の損壊を予防する。
- (エ) 凍霜害対策としては適地を選ぶほか、予報や天候に注意し、被覆、燃焼法等によって防除を行う。

ウ そ菜

- (ア) 干害対策として灌水施設を整備し、敷藁、敷草を実施する。
- (イ) 風水害又は水害に対する排水溝等の整備を図る。
- (ウ) 台風に対する防風垣、防風林の整備補強を図る。
- (エ) 倒伏防止のための支柱を補強する。

エ 花き

- (ア) 干害対策として灌水施設を整備し、敷藁、敷草を実施する。
- (イ) 風水害に対する温室、ビニールハウス等の補強を図る。
- (ウ) 倒伏防止のための支柱を補強する。
- (エ) 苗床、ハウス等に対する防風垣、防風林、防風網を整備する。
- (オ) 水害に対しては排水溝等の整備、敷藁、敷草を実施する。

3 災害予防に関する試験研究の推進

災害予防の効果的な推進を図るため、干ばつや霜害等の気象災害に関する次の県及び関係機関の技術開発や農用地の保全等に関する試験研究成果の入手に努める。

- (1) 気象情報や気象観測衛星データを活用した災害予防に関すること。
- (2) 耐干性、耐湿性等を持った農作物の開発に関すること。
- (3) 簡易施設栽培や被覆資材及び蒸散抑制剤等の利用による気象災害防止技術の開発に関すること。
- (4) 土壌汚染、土壌流失防止等に関すること。

4 防災思想の普及

災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合において災害応急対策を迅速かつ的確に実施して被害の拡大防止、市民生活の安定等を図るため、防災思想の普及に努めるものとする。

5 防災基盤の整備

農地及び農業用施設災害の防止を図るため、次の事業を計画的に実施する。

(1) 農地防災事業

洪水、土砂崩壊、湛水等に対して農地農業用施設を防護するため、農業用排水施設の整備、老朽ため池の補強、低・湿地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について総合的に事業を推進し、災害の防止を図る。

(2) 農村整備事業等

農村地域の集落において、災害対策上不可欠な農道・林道、農業集落道及び緊急時に消防用水を取水することができる農業用排水施設等の整備を推進する。

【 一般災害対策編 】

〈第2部 第2章 第9節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備計画〉

(3) 海岸整備事業等

海岸地域において、漁港及び養殖場等の被害を軽減するため、必要な施設の整備を推進するとともに、関係機関に要請する。

6 防災営農体制の整備

(1) 農地防災事業の推進

農地防災事業を計画的に推進し営農基盤を整備するとともに、農地保全施設等の管理体制の強化及び防災的見地に基づく営農指導を実施し、防災営農体制の確立に資する。

(2) 農地保全施設の管理

堤防、排水機場、水門、樋門等の農地保全施設又は農業水利用施設の管理について、各管理主体が維持管理計画を定めるにあたって考慮すべき防災上の事項について指導し、管理の徹底に努める。

(3) 営農指導の実施

気象、地形、土壌等の自然的条件を考慮し、防災上の観点に基づく耕種、土壌保全、その他の営農指導に努めるとともに、農作物等に被害を与えるおそれのある気象の変化が起きた場合、又は予想される場合は、これに対応するために必要な技術対策を検討し、県と協力して指導を行う。

第5 住宅の確保対策の事前措置

1 住宅の供給体制の整備

- (1) 市及び県は、災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、市営や県営の公共住宅の空き状況が速やかに把握できる体制を整える。
- (2) 県は災害により住家を失った人に対し、(一社)プレハブ建築協会や建築関係団体等との協定などによる応急仮設住宅の提供や、(一社)鹿児島県宅地建物取引業協会等との協定による民間賃貸住宅の情報提供をすることにより、迅速に住家を確保できる体制を整えるものとする。
- (3) 応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定めておくものとする。

2 応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

市は、速やかに用地確保が出来るように、応急仮設住宅の建設予定候補地を把握しておくものとする。

なお、候補地の選定にあたっては、がけ崩れ等による被災の可能性について、十分留意する必要がある。

また、市は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

第6 総合防災力の強化に関する対策

1 消防施設、設備整備計画

(1) 整備方針

近年の火災や施設の状況等を考慮して、次の方針で消防施設、設備の整備を図る。

ア 消防団員の減少等を補うための消防機械の近代化

イ 中高層建築物火災や特殊火災に対応できる消防力の整備

ウ 所要基準に適合した消防水利の整備

(2) 整備、点検計画

ア 消防団員の確保のため、魅力ある消防行政の活性化を図る等の対策を検討し、団員の補充を推進する。

イ 消防施設については、年次計画により整備、買い替えを行っていくとともに、機械等の近代化、軽量化を図る。

ウ 「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」等に基づき、増強及び更新を年次計画により整備していく。そのため、消火栓は水道管理設時に随時設置するとともに、防火水槽の整備を推進する。

エ 毎年定期的に資機材の点検、整備を行い、不良品の交換や不足品の補充等を行う。

オ 資機材の不足する場合を予想して、あらかじめ調達方法や調達場所を検討しておく。

カ 消防防災体制を充実し、消防署の機能強化を図る。

2 水防施設、設備整備計画【 資料編*1 参照 】

(1) 整備計画の検討

速やかな水防活動が行えるよう、災害箇所及び予想される災害の種類に対応して、水防資機材や水防倉庫等の整備、拡充を検討する。

(2) 整備、点検計画

ア 目標を設定して、現有の水防資機材の拡充を図る。

イ 災害発生の危険性の高い地域への水防倉庫の整備を図る。

ウ 毎年5月中に点検、整備を行い、梅雨期までに不良品の交換や不足品の補充等を行う。

エ 資機材の不足する場合を予想して、あらかじめ調達方法や調達場所を検討しておく。

3 防災行動計画

市、県及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第7 臨時ヘリポートの選定基準等【 資料編*2* 参照 】

災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定、整備に努める。

1 臨時ヘリポートの選定基準《 参考編*3* 参照 》

臨時ヘリポートの選定場所は、学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から「臨時ヘリポートの選定基準」に留意して選定する。

2 危険防止上の留意事項

*1 ● 資料 2.2.9-(1) 水防倉庫の設置場所

*2 ● 資料 2.2.9-(2) ヘリコプター離着陸候補地

*3 ● 参考 2.2.9-(1) ヘリポート発着点付近の基準

【 一般災害対策編 】

〈第2部 第2章 第9節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備計画〉

- (1) ヘリコプターの離着陸は、風圧等による危険を伴うため、警戒員を配置し、関係者以外の者及び車両等の進入を規制する。
- (2) 着陸帯及びその周辺には、飛散物等を放置しない。
- (3) 塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を講ずる。
- (4) ヘリコプターを中心として半径20m以内は、火気厳禁とする。

3 ヘリポートの管理

(1) ヘリポートの管理

選定したヘリポートの管理について、平素から当該指定地の管理者と連絡を保ち現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう留意する。

(2) 臨時ヘリポートの標示

ア 市災対本部での広報の一本化を行い、混乱を防ぐ。

イ 石灰等を用い、接地帯の中央に直径5m程度の円を書き、中にHの文字を標示する。

ウ 吹き流し、旗又は発煙筒等で風の方向を表示する。

4 県への報告

新たにヘリポートを選定した場合、本計画に定めるとともに、県に次の事項を報告（略図添付）する。

また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- (1) ヘリポート番号
- (2) 所在地及び名称
- (3) 施設等の管理者及び電話番号
- (4) 発着場面積
- (5) 付近の障害物等の状況
- (6) 離着陸可能な機種

第8 災害用装備資機材等の整備

1 装備資機材等の整備

応急対策を円滑に実施するため、災害用装備資機材等をあらかじめ整備し、随時点検を行い保管に万全を期する。

2 点検、調達計画

(1) 点検整備

ア 災害を未然に防ぐため各防災無線局の施設及び各機器の機能について、梅雨期前等に定期保守点検を行う。

イ 長期にわたる停電に際し、自家発電及び充電器の設置を推進する。バッテリーの充電不足のほか予期せぬ停電に備え、非常用発電設備の選定及び増設を検討する。

(2) 資機材等の調達

防災関係機関は災害時における必要な資機材等の調達を円滑に行うため、調達先の確認等の措置を講じておく。

第 9 災害用備蓄品備蓄状況【 資料編*4 参照 】

*4 ● 資料 2. 2. 9-(3) 災害用備蓄品備蓄状況

第 10 民間業者との応援協定締結の推進

- 1 市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。
- 2 民間業者との応援協定状況【 資料編*5 参照 】

*5 ● 資料 2. 2. 9-(4) 大規模災害時の協定等関係機関締結状況一覧表

第10節 複合災害対策体制の整備計画

《 主な担当班 》

☐本部総括班

第1 市及び県等の複合災害対策

市及び県等は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多く動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮した要員・資機材の投入判断を行うことや、外部からの支援を早期に要請することなど、複合災害発生時の対応をあらかじめ定めるよう努める。

第2 複合災害を想定した訓練

市及び県等は、様々な複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練等の実施に努める。

第3章 住民の防災活動の整備

第1節 防災知識の普及啓発計画	☐ 本部総括班 ☐ 福祉班 ☐ 教育班 ☐ 消防班
第2節 防災訓練の実施計画	☐ 本部総括班 ☐ 関係各班 ☐ 消防班 ☐ 防災関係機関
第3節 自主防災組織の育成計画	☐ 本部総括班 ☐ 広報班 ☐ 関係各班 ☐ 消防班
第4節 市民及び事業者による地区内の防災活動の促進計画	☐ 本部総括班 ☐ 関係各班 ☐ 消防班 ☐ 防災関係機関
第5節 防災ボランティアの育成計画	☐ 本部総括班 ☐ 広報班 ☐ 福祉班 ☐ 消防班 ☐ 社会福祉協議会
第6節 企業防災の推進計画	☐ 経済対策班
第7節 要配慮者の安全確保計画	☐ 本部総括班 ☐ 経済対策班 ☐ 市民支援班 ☐ 情報収集応援班 ☐ 福祉班 ☐ 経済対策班 ☐ 消防班

第1節 防災知識の普及啓発計画

災害を防止し、あるいは被害を最小限に抑えるため、防災工事や防災関係施設、設備の整備等のハード的な施策と同時に、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、次のような取組を行い、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

- (1) 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。
特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。
- (2) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- (3) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。
- (4) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒

【 一般災害対策編 】

〈第2部 第3章 第1節 防災知識の普及啓発計画〉

レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

(5) 市民参加型での実践的な防災訓練やワークショップ等を通じ、災害発生時に自らがとるべき行動を学び、自助・共助意識の醸成を図る。

(6) 災害危険箇所等の調査、点検

また、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を促進するとともに教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

市及び県は、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

なお、防災知識の普及・啓発の推進にあたっては、その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないよう留意する。

《 主な担当班 》

□本部総括班 □福祉班 □教育班 □消防班

第1 防災知識普及計画【 参考編*1*2*3 参照 】

1 防災知識の普及

次の防災教育や防災広報等により、防災関係職員や市民に対して「防災週間」、「ボランティアの日」等の最も効果のある時期や内容等を選んで防災知識の普及を図る。

《 対象別の防災教育内容例 》		
対象	内 容	方 法、媒 体
関 防 係 災 職 災 員 災	ア 災害に関する知識 イ 災害危険区域に関する知識 ウ 動員体制及び職員が果たすべき役割 エ 避難誘導方法	ア 研修会、講習会 イ 訓練 ウ 防災計画書
市 民	ア 災害に関する知識 イ 災害危険箇所に関する知識 ウ 家族への連絡方法 エ 情報の収集や伝達の方法 オ 避難路、避難所等、避難時の知識 カ 初期消火方法	ア 自治会等における指導、訓練 イ 自主防災組織の育成強化 ウ 防災パンフレット、ビデオ等の広報資料 エ 防災行政無線及びラジオ、テレビ オ 火災予防運動、河川愛護運動等の災害安全運動
児 童 ・ 生 徒	ア 災害時の危険に関する知識 イ 火災予防及び初期消火に関する知識 ウ 安全な避難所、避難方法等の知識 エ 災害時の安全な行動方法 オ 地域の防災対策と避難計画	ア 授業 イ 避難訓練 ウ 映画会、講演会 エ 防災副読本 オ ビデオ、スライド

*1 ● 参考 2.3.1-(1) 防災教育の時期と場所

*2 ● 参考 2.3.1-(2) 防災に関する指導の内容

*3 ● 参考 2.3.1-(3) 県防災研修センターの概要

2 消防局防災研修センターの利用等

消防局防災研修センターの利用を促進し、市民、自主防災組織、各種団体・学校等を対象に、研修・訓練、情報提供を行うとともに、市が実施する防災に関する出前講座（防災出前講座）を活用する。

第2 職員に対する防災知識の普及

1 防災教育の方法

- (1) 市、県や関係機関の実施する防災訓練並びに防災知識の普及活動への協力や参加
- (2) 関係各部署への防災計画の配布及び説明会等の開催による計画の周知徹底
- (3) 市職員の研修内容に防災に関する事項を取り入れるほか、気象情報伝達体制、防災行政無線、非常無線通信の運用方法、所掌事務等に関する講習会等の開催

2 災害対策実施要領（活動マニュアル）の習熟

災害時の応急対策を想定し、災害対策本部組織における対応、職員の参集状況や被災状況を想定した活動内容、実情に応じた活動内容を基に初動マニュアルや対策マニュアルを整備し、防災訓練を実施する等災害対策要領の習熟を図る。

第3 市民等に対する防災知識の普及

1 市民等に対する防災知識の普及

- (1) 防災リーダー育成のための防災セミナー、研修会開催
- (2) 防災マップ作成や非常持出品等を掲載したパンフレットの配布
- (3) 防災行政無線、広報紙、広報車及びラジオ（コミュニティFM（FMさつませんだい）放送を含む。）、インターネット（市ホームページ、市公式LINE、X等のSNS）を利用した防災知識の高揚
- (4) 防災知識の普及内容

防災週間や防災関連行事等を通じ、市民へ災害の危険性を周知させるとともに、「最低3日、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品の準備や家具等の転倒防止対策、家庭での予防、安全対策、家庭内、路上、自動車運転中など様々な条件下で災害発生時にとるべき行動、警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動、緊急避難場所や避難所での行動等の防災知識の普及、啓発を図る。また、災害時の家族内の連絡方法について、あらかじめ決めておくよう促す。

なお、普及に際しては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるほか、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の徹底を図るものとする。

また、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

《 防災知識の普及内容 》

- ア 災害危険箇所、危険区域
- イ 食料・飲料水の備蓄及び備蓄場所等
- ウ 非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- エ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼養についての準備
- オ 家具等転倒防止対策・安全対策
- カ 出火防止、初期消火等の心得
- キ 災害発生時取るべき行動
- ク 避難の方法、避難路及び緊急避難場所等の確認
- ケ 負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備
- コ 高齢者等要配慮者の避難誘導及び緊急避難場所等での支援
- サ 船舶等の避難措置
- シ 農作物の災害予防事前措置
- ス 避難場所や避難所での行動
- セ 災害時の連絡体制の確保
- ソ 気象及び予報・警報に関すること
- タ 過去の災害の紹介
- チ 災害復旧措置
- ツ 被災地支援
- テ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等
- ト その他必要事項

(5) ボランティアの登録

災害時における被災者の救援活動等の人員を確保するため、希望者の氏名や活動内容等を把握し、ボランティアの事前登録を推奨する。

(6) ボランティアの育成

ボランティアの積極的な活動を推進するため、ボランティア制度の普及と啓発に努める。このため、ボランティア関係の講習会、交流会の開催、学校教育への導入等を検討する。

2 学校における防災知識の普及

学校等においては、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。また、市は、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すとともに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

- (1) 災害の種類、原因、被害あるいは立地条件と災害の関係等についての周知
- (2) 職員と児童、生徒が一体となった防災組織の確立
- (3) 災害時の行動計画の策定及び周知徹底
- (4) 防災訓練の実施

- (5) 防災に関する作文、絵画のコンクール、講演会等の開催
- (6) 防災関係団体と連携しての関係行事への参加
- (7) 映画、スライド等による防災知識の普及、徹底
- (8) 地域ごとの連絡網及び児童、生徒等の引き取り体制確立

3 避難心得の周知徹底

避難のための立ち退きに万全を期するため、河川の氾濫、地すべり等の危険予想箇所内の市民に避難時の心得を周知しておく。

- (1) ラジオ、テレビ等の気象予報・警報及び災害情報並びに市の広報紙等による防災上の注意事項に留意する。
- (2) 停電に備えて、懐中電灯、トランジスタラジオ等を用意する。
- (3) 避難所、避難経路を確認しておく。
- (4) 隣近所の人と連絡方法を定めておく。
- (5) 洪水警報、崖崩れ等による避難指示等の伝達経路をよく確認しておく。
- (6) 非常持出袋を準備しておく。

4 災害教訓の伝承

市及び県は、過去の大規模災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

第4 防災に関する調査研究計画

災害を未然に防ぐとともに、より効率的な災害予防及び応急対策等を実施するため、次のような調査研究を行う。

1 防災パトロールの実施

市長が責任者となり、関係機関と協力して災害発生が予想される箇所を定期的に調査し、それぞれの問題を整理する。

2 対策会議の開催

防災パトロールの結果に基づき、災害発生が予想される箇所の応急対策を具体化するために対策会議等を開催する。

3 防災に関する研究成果等の収集

防災関係の学術研究発表会やシンポジウム等に関係職員を適宜参加させ、防災に関する新しい知見や情報等を収集する。

第2節 防災訓練の実施計画

防災関係機関は、災対法第48条及び水防法第35条の規定に基づき、災害応急対策の習熟を図るため、地域防災計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災思想の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民、その他関係団体の協力を得て、各種災害に関する訓練を計画的に実施する。

防災訓練の実施にあたっては、風水害等の被害の想定を明らかにするとともに、訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、市・消防局等、自衛隊、串木野海上保安部等の防災関係機関と協力する。また、学校、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO法人、ボランティア団体、地域住民等の地域における多様な主体と連携し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の支援体制を整備したり、被災時の男女のニーズの違い等に配慮する実践的な訓練となるよう工夫し、災害対応業務の習熟とともに、課題発見のための訓練の実施となるよう努める。

さらに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

市及び県は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

《 主な担当班・機関 》

☐本部総括班 ☐関係各班 ☐消防班 ☐防災関係機関

第1 総合防災訓練計画

災害応急対策の完全遂行を期すため、関係機関との緊密な連携の下に計画的に単独又は共同して防災訓練を実施する。

1 訓練検討項目

- (1) 防災訓練の目標・内容の設定
- (2) 訓練の企画・準備
- (3) 訓練の方法
- (4) 訓練結果の評価・総括

2 訓練の種目

- (1) 動員訓練（消防団の動員、居住者の応援）
- (2) 災害による被害状況の把握
- (3) 救出、救護訓練
- (4) 給水、炊出し訓練
- (5) 避難、立退訓練（危険区域居住者の避難）
- (6) 防疫訓練
- (7) 通信訓練（電話、無線、伝達）

- (8) 輸送訓練（資材、機材、人員）
- (9) 初期消火訓練
- (10) 水防訓練
- (11) 観測（水位、雨量等）、樋門等操作訓練
- (12) 工法訓練（各水防工法）
- (13) その他

第 2 市防災訓練

1 参加者、時期等

- (1) 参加者
市職員、消防団員、その他防災関係各機関及び市民等
- (2) 時期
毎年 6 月初旬までに行う。
- (3) 場所
河畔又は海岸等、最も訓練効果をあげうる場所を選んで実施する。

2 訓練の種目

動員（非常召集を含む。）、水防、通信、避難、輸送、炊き出し等を念頭において総合防災訓練を行う。

- (1) 動員訓練
防災組織が円滑に活動できるよう訓練を行うものとする。
- (2) 水防訓練
河川堤防等の崩壊を防止する訓練を実施するものとする。
- (3) 通信訓練
通信確保の訓練を次により実施するものとする。

ア 非常無線通信訓練

災害が発生し、有線通信が途絶した場合における非常無線通信の効果的な確保を図るため非常無線通信訓練を実施するものとする。

イ 情報連絡通信訓練

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における市内の災害情報の通信連絡及び各種対策の指示等、防災無線等による通信訓練を災害発生期の前等最も効果的な時期に実施するものとする。

3 避難訓練

市民を対象にした各種災害の避難訓練を毎年実施するものとする。

- (1) 教育委員会及び小・中・義務教育学校長は、それぞれ定める避難計画に基づき児童生徒の避難訓練を毎年 1 回以上実施する。
- (2) 消防局長は、社会福祉施設、病院、旅館、娯楽施設等不特定多数の人が集合、居住する施設の管理者に対し、避難計画の樹立、訓練実施について指導を行う。施設の管理者は、避難計画に基づき適宜避難訓練を実施する。

第3 各種防災訓練計画

1 初動対応訓練

(1) 組織動員訓練

災害時における災害対策の万全を期するため、職員動員訓練等を実施する。

(2) 非常通信訓練

災害時において、有線通信系が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合における情報伝達の円滑な運用を図るため、非常通信訓練を実施する。

2 各種訓練

(1) 水防訓練

出水時の水防活動を的確かつ迅速に遂行するため、机上又は実地において総合的かつ計画的に水防訓練を実施する。また、必要に応じて広域洪水等を想定し、隣接消防機関、県、その他の関係機関と共同して訓練を実施する。

なお、県水防計画に定める防災関係機関と十分連携をとり行う。

《 水防訓練計画 》	
実施時期	出水期前
実施場所	危険箇所等洪水のおそれのある地域
参加機関	市、消防団、その他関係機関
訓練項目	ア 観測訓練 イ 通信訓練 ウ 動員訓練 エ 輸送訓練 オ 工法訓練 カ 樋門訓練 キ 避難訓練 ク 炊出訓練 ケ 救助訓練

(2) 消防訓練

消防機能を十分に発揮させるため、関係機関と協力して消防活動についての訓練を実施する。また、必要に応じて大火災を想定し、市、消防団及び県が共同して訓練を実施する。

《 消防訓練実施要領 》	
実施時期	火災予防週間ほか随時
参加機関	市、消防団、その他関係機関
訓練項目	ア 消防機械器具操法訓練 イ 機械運用及び放水演習 ウ 操縦訓練 エ 通信連絡訓練 オ 非常召集訓練 カ 出動訓練 キ 人命救助訓練 ク 飛び火警戒訓練 ケ 破壊消防訓練 コ 林野火災防御訓練 サ 車両火災防御訓練 シ 危険物等特殊火災防御訓練 ス 自衛消防教育訓練 セ 災害応急対策訓練

(3) 地域避難救助訓練

- ア 災害発生時の避難、その他救助の円滑な遂行を図るため、自治会や自主防災組織等を中心とした避難救助訓練を水防、消防等の救出活動と複合で、又は単独で実施する。
- イ 職員の防災研修並びに警戒巡視員及び避難誘導員の教育訓練
 防災専門知識の教育及び訓練を実施し、防災技術の習得に努める。
- ウ 地域毎の市民に対する避難訓練の実施
 地域の実情に応じて、土砂災害警戒区域等や夜間を想定する等の避難訓練を行う。
- エ 危険区域毎の市民に対する避難訓練の実施
 土砂災害警戒区域等の避難対象地区を対象に、防災関係機関と協力して、毎年出水期前(梅雨期・台風期前)に実施するように努める。

《 避難救助訓練内容 》	
実施時期	随時
参加機関	市、消防団 自治会、自主防災組織、その他関係機関
訓練項目	ア 情報連絡訓練 イ 避難所開設訓練 ウ 要配慮者避難訓練 エ 避難誘導訓練 オ 救出、救護訓練 カ 給食、給水訓練 キ 初期消火、水防訓練

【 一般災害対策編 】

〈第2部 第3章 第2節 防災訓練の実施計画〉

(4) 学校避難訓練

各学校は、概ね次の方法によって避難訓練を実施する。

ア 想定される被害について、学期始め、災害多発時、火災予防運動期間等に年1回以上の避難訓練を実施する。

イ 避難訓練に際しては、関係機関の協力を得て実施し、児童、生徒の避難要領及び防災に関する知識の普及に努める。

ウ 具体的な実施要領等は、災害の種類に応じ各学校において立地条件その他を勘案のうえ定める。

(5) 図上訓練

災害対策本部の設置運営を円滑に行うための図上訓練、地域における防災力の向上を図るための市民を対象とした図上訓練を実施する。

3 訓練成果のとりまとめ

(1) 訓練結果の評価・記録

防災訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録し、訓練成果をとりまとめ、訓練によって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(2) 訓練結果の報告

訓練を実施した結果を市防災会議等で報告する。

第3節 自主防災組織の育成計画

日頃から自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づき、地域ぐるみの市民の自主的な防災組織が必要である。

このため、災害時に通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等を行う地域住民による自主防災組織の設置、育成強化を図り、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

(関係法令) 自主防災組織の基本方針

災害対策基本法 第5条第2項

- 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共団体等の防災に関する組織及び住民の隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

自主防災組織は、コミュニティ協議会及び自治会単位の「地域自主防災組織」と、危険物や福祉施設等を管理する機関、組織単位での「職域自主防災組織」とに分けて育成と強化を図り、市民の自主防災組織への積極的参加を促す。

《 主な担当班 》

☐本部総括班 ☐広報班 ☐関係各班 ☐消防班

第1 自主防災組織育成計画

1 地域自主防災組織の育成計画

次に基づき、地域自主防災組織の結成、育成を推進する。

(1) 自主防災組織の育成指導及び強化

消防局等と連携をとりながら、自主防災組織の設置を促進するとともに、その育成、強化に関して必要な助言及び指導を行う。

(2) 自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の設置については、特に災害発生の危険性の高い次の危険箇所を重点推進地区とする。

- ア 土砂災害警戒区域等
- イ 山地災害危険地区
- ウ 家屋密集等消防活動困難地区
- エ 工場等の隣接地区
- オ 高潮危険地区
- カ 高齢化の進む過疎地域等
- キ その他危険区域

(3) 自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については、自主防災組織が地域住民の隣保協同の精神に基づくものであることに鑑み、次の事項に留意するものとする。

ア 市民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。

イ 市民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

(4) 自主防災組織の組織づくり

自治会等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進めるものとする。

ア 自治会等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

イ 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実を図って自主防災組織を育成する。

ウ 女性団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して自主防災組織として育成する。

エ 当初は災害発生の危険性や地域特性を考慮して、代表的な地区を選定して組織化を図り、地域に適した組織及び活動方法のモデルを作成する。次いで、そのモデルを参考にしつつ他地区での組織化を逐次行い、最終的には学校区単位の自主防災組織協議会の組織化を図る。

(5) 自主防災組織結成後は、日常及び災害時の組織運営や活動が円滑に進むよう、学習会や広報活動、防災訓練等の自主防災活動や防災資機材の整備、班編成等について指導及び助言を行い、組織の充実、活性化を図る。

(6) 自主防災組織の内容

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において規約及び防災計画（活動計画）を定める。

2 職域自主防災組織の育成計画

次に基づき、職域自主防災組織の結成と育成を推進する。

(1) 自主防災組織設置対象施設

ア 中高層建築物、劇場、百貨店、旅館、要配慮者利用施設等不特定多数の者が出入りし、又は利用する施設

イ 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

ウ 多数の従業員がいる事業所等で自主防災組織を設置し、災害防止にあたることが効果的である施設

エ 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自主防災組織を設置することが必要な施設

オ 重要文化財等を管理する神社、寺院等の施設

(2) 自衛消防組織等の設置要領

百貨店、要配慮者利用施設等多数の者が出入りする防火対象物の管理権原を有する者は、防火管理者等を適正に選任するとともに、自衛消防組織を置き、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行わせるなど防火

管理体制の充実を図る。

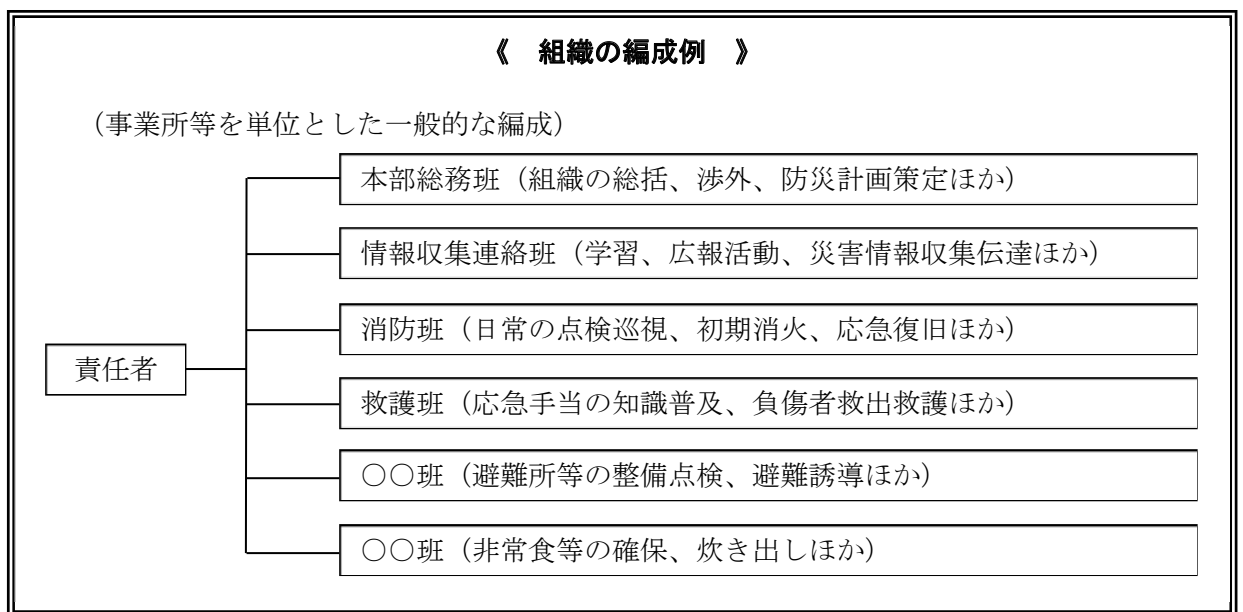
消防局は、自衛消防組織の設置、活動等について、その実態に応じ適正に指導する。危険物施設や高圧ガス施設等については、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に、事業所相互間の応援体制を整備するよう指導する。

3 事業所等における指導等

(1) 各職域自主防災組織に対しては、その組織に適応した規約及び防災計画、活動計画、体制等を確立しておくよう指導、助言する。

(2) 自衛消防隊等の設置

各施設の防火管理者について、消防計画や防災計画の策定、防火体制の整備、組織づくり等について、消防計画に基づき自衛消防隊等の設置を推奨する。



第2 自主防災組織の活動計画

1 自主防災組織の活動

(1) 市民による自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画（活動計画）に基づき、平常時の活動においても、災害発生時において効果的な防災活動ができるよう努めるものとする。

ア 平常時の活動

(ア) 防災に関する知識の普及

(イ) 防災訓練（避難訓練、消火訓練等）の実施

(ウ) 情報の収集伝達体制の確立

(エ) 火気使用設備器具等の点検

(オ) 最低3日分、推奨1週間分の食料・防災用資機材の備蓄及び点検等

(カ) 土砂災害等の災害発生危険箇所の掌握・点検

イ 災害発生時の活動

(ア) 地域の被害状況等の情報収集

(イ) 市民に対する避難指示等の伝達、確認

【 一般災害対策編 】

〈第2部 第3章 第3節 自主防災組織の育成計画〉

- (ウ) 責任者による避難誘導
- (エ) 救出・救護の実施及び協力
- (オ) 出火防止及び初期消火
- (カ) 炊き出しや救援物資の配布に対する協力等
- (キ) 仮設給水所の開設・協力
- (2) 施設の自主防災組織の活動
 - ア 平常時
 - (ア) 防災訓練
 - (イ) 施設及び設備等の点検整備
 - (ウ) 従業員等の防災に関する教育の実施
 - イ 災害時
 - (ア) 情報の収集伝達
 - (イ) 出火防止及び初期消火
 - (ウ) 避難誘導
 - (エ) 救出救護

2 自主防災組織の設置・啓発と指導

(1) 組織の設置促進

自主防災組織の設置を促進するため、地域住民に組織の必要性について、積極的かつ計画的な広報等を行う。

(2) 指導、助言

ア 市民が自主防災組織をつくり実際に活動していくために、当該自主防災組織の運営、及び防災訓練等に対する指導、助言を行う。

イ 自主防災組織が要配慮者利用施設との協力体制を確立する等、その任務を十分果せるよう必要な指導を行う。

第3 防災リーダーの育成計画

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災では、若年層や高校生等のボランティア活動への参加が各地で見られたが、地域の防災活動の担い手として、これらの層が自主防災組織の活動に参加しているという状況はあまり見られない。

今後、地域の防災活動をさらに魅力と活力あるものにするため、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、自主防災組織等が日常的に活動し、また、訓練を行うよう実施を促し、地域防災活動への参画を推進するとともに、研修の実施等による地域防災推進員（鹿児島県防災対策基本条例（平成19年条例第65号）第23条の規定による。）等の地域の防災リーダーを養成できるよう、積極的に創意・工夫していく。

なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、女性の地域防災推進員などの地域の防災リーダーへの女性の育成についても取り組む。

自主防災組織の活動としては、次に示すような項目があげられるが、実際の活動計画は地域や組織の実情に応じて決定する。

《 自主防災組織の活動内容例 》		
活動項目		活動内容
日常活動	学習活動	ア 地域災害史や体験談の掘り起こし イ 災害についての学習 ウ 学習会や講演会の開催 エ 応急手当知識の普及
	広報活動	ア 自治会文書やパンフレット類の発行 イ 防災啓発用ビデオや防災訓練記録ビデオの作成 ウ 情報伝達経路の確立
	点検活動	ア 地域内の危険箇所、施設、危険物等の点検及び巡視 イ 避難路、避難施設の点検整備 ウ 要配慮者等の把握
	資機材整備	ア 防災資機材の整備、点検 イ 各家庭での防災用具整備の指導
	防災訓練	ア 自主防災組織単位での防災訓練の実施 イ 連合会等の単位での指導者防災訓練への参加 ウ 市等が主催する防災訓練への参加
災害時活動	情報収集伝達	ア 災害、被害情報の収集伝達 イ 避難指示等の伝達 ウ 防災関係機関への災害状況の通報
	水防消火活動	ア 危険箇所の巡視並びに予防対策 イ 被害箇所の応急復旧 ウ 初期消火活動
	避難誘導活動	ア 避難路、避難所の安全確認 イ 避難路、避難所の指示 ウ 要配慮者、子供の避難補助 エ 避難誘導
	救出救護活動	ア 負傷者等の救出 イ 負傷者等の応急手当
	給食給水活動	ア 食糧、飲料水等の確保 イ 炊き出し等の給食活動 ウ 給水活動 エ その他の生活必需品等の配給
	その他の活動	ア 文化財等の安全確保

備考：自主防災組織単位での防災訓練においては、「情報の収集伝達」、「初期消火」、「水防」、「避難誘導」、「負傷者の救出救護」、「給食給水」訓練等を重視して重点的に行う。

第4節 市民及び事業者による地区内の防災活動の促進計画

《 主な担当班・機関 》

☐本部総括班 ☐関係各班 ☐消防班 ☐防災関係機関

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第5節 防災ボランティアの育成計画

風水害等の大規模災害時においては、個人のほか、専門的な防災ボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援する等発生直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。このため、大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広い防災ボランティアの育成強化のための対策を推進する。

《 主な担当班・機関 》

□本部総括班 □広報班 □福祉班 □消防班 □社会福祉協議会

第1 防災ボランティアとの連携体制の整備

1 市による環境整備

平常時から、地域団体やNPO法人等のボランティア団体等の防災活動の支援やリーダー育成を図るとともに、当該区域内のボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時に防災ボランティアが円滑に活動できるよう連携体制の整備に努める。

市は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び市民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への市民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

また、市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

(1) 防災ボランティアへの参加の啓発と知識の普及

市は、市民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、防災ボランティア活動が安全かつ迅速（安全の確保を最優先としつつも迅速）に行われるよう必要な知識を普及する。

また、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。

(2) 防災ボランティアの登録、把握

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害時における平常時から市社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行う防災ボランティアの登録、把握に努めるとともに、県社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体へ随時報告するものとする。

(3) 避難生活支援リーダー／サポーター等の育成・確保

市は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。

(4) 大規模災害時の防災ボランティア活動の拠点の確保

災害時の防災ボランティア活動の拠点は市社会福祉協議会及び市役所とする。

防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者のニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

(5) 消防局による環境整備

消防局は、消防の分野に係る防災ボランティアの効率的な活動が行われるよう、日頃から、防災ボランティアの研修への協力等を行うとともに、地域内の防災ボランティアの把握、ボラ

【 一般災害対策編 】

〈第2部 第3章 第5節 防災ボランティアの育成計画〉

ンティア団体との連携、防災ボランティアの再研修、防災ボランティアとの合同訓練等に努めるものとする。

- (6) 市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

- (7) 福祉救援ボランティア活動マニュアルの活用

市は、市社会福祉協議会作成の「福祉救援ボランティア活動マニュアル」を活用し、円滑なボランティア活動を図る。

2 防災ボランティアとの連携等

大規模な災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、防災ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。

このため、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）など環境整備を行う。

3 防災ボランティアの受入れ、支援体制

- (1) 防災ボランティア活動に関する情報提供

被災者の様々な需要の把握に努め、日本赤十字社、社会福祉協議会及び防災ボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められる防災ボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

- (2) 被災地における防災ボランティア支援体制の確立

市社会福祉協議会は、災害が発生した場合速やかに現地本部を設置し、行政機関等関係団体との連携を密にしながら、防災ボランティアによる支援体制の確立に努める。

- (3) 現地本部における対応

市社会福祉協議会は、市と連携の上、防災ボランティア活動の第一線の拠点として現地本部を設置し、被災者需要の把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

4 防災ボランティアの受付、登録、派遣

市への直接の防災ボランティア活動の問い合わせに対しては、福祉班が総合窓口となり受付、登録を行い、市社会福祉協議会に引き継ぐこととする。

その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、保険について紹介するとともに、加入が義務付けられている旨指導する。

《 ボランティアの活動内容 》			
ボランティア の区分	活動内容等	ボランティア関係協力団体 (登録・教育・訓練等を行う)	担当班
(1) 専門分野のボランティア			
通 信	通信、情報連絡	川内アマチュア無線クラブ	本部総括班
ボ ラ ン テ ィ ア コーディネーター	避難所等におけるボラ ンティアの指導・調整	市社会福祉協議会 日赤鹿児島県支部薩摩川内市地区	福祉班
医 療	人命救助、看護、メン タルヘルス	市医師会 市歯科医師会 市薬剤師会 日赤鹿児島県支部薩摩川内市地区	救護支援班
介 護	避難所等の要介護者の 対応及び一般ボランテ ィアへの介護指導等	市社会福祉協議会 日赤鹿児島県支部薩摩川内市地区	救護支援班
通 訳	外国語通訳、翻訳、情 報提供	ボランティア通訳	経済対策班
(2) 一般分野のボランティア			
生 活 支 援 等	物資の仕分け、配送、 食糧の配給等	市社会福祉協議会	市民支援班
	清掃		市民支援班
	被服寝具その他生活必 需品の配給等		福祉班

第6節 企業防災の推進計画

企業における事業継続計画の策定・運用や市による事業継続計画策定支援、防災に関するアドバイス等により、企業の防災力向上の促進に努める。

《 主な担当班 》

□経済対策班

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等の加入や融資等の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県及び市町村が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

国（内閣府、経済産業省等）、県、市町村及び各企業の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、国（内閣府、経済産業省等）、県及び市町村は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、企業の防災力向上の促進に努める。

第7節 要配慮者の安全確保計画

要配慮者は、災害発生時に犠牲になるケースが多くなると考えられる。また、要配慮者利用施設には、常時入所者に加え、被災した高齢者、傷病者の対応に迫られることとなる。

そのため、地域毎の要配慮者に関する現状把握を含め、高齢者や障害者、未来を担う子供達等の安全確保に努めるとともに地域ぐるみで助け合う体制、社会づくりを目指し、要配慮者の安全確保に努める。

要配慮者

高齢者、障害者、病弱者、妊産婦、乳幼児、外国人、観光客・旅行者等の地理不案内者は災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから、「要配慮者」といわれている。

《 主な担当班 》

☐本部総括班 ☐経済対策班 ☐市民支援班 ☐情報収集応援班 ☐福祉班 ☐経済対策班
☐消防班

第1 地域における要配慮者対策

1 要配慮者の把握

市は、市の各部局等が保有する各種の情報を要配慮者の避難支援の目的にそって抽出及び重複を整理し、要配慮者の実態把握と関係部局間での共有化を図る。

特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を作成し、把握に努める。

2 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理を図るものとする。

※平成22年2月に策定した「薩摩川内市災害時要援護者避難支援計画」における「災害時要援護者台帳」は「要配慮者名簿」、「避難行動要支援者登録台帳」は「避難行動要支援者名簿」と読み替えるものとする。

(2) 個別避難計画の作成

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努め、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対

し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

また、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するために、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

市は、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、高齢者、障害者等の要配慮者の避難支援の実施等に努めるものとする。

3 支援体制の整備

(1) 市の情報等の収集・伝達体制の整備

関係機関と連携して洪水予報、レベル4土砂災害危険警報等の情報を早期に入手し、電話、

広報車、防災行政無線、戸別訪問、自主防災組織等による要配慮者への情報、予報及び警報の円滑かつ迅速な伝達体制の確保を図る。

(2) 地域における緊急連絡体制の整備

要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態にあわせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの誘導担当者を配置する等、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

(3) 各機関等と連携した支援体制の整備

ア 一人暮らしや寝たきり等の要配慮者の現状を把握し、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、災害時に地域全体で災害時要援護者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを促進する。

イ 要配慮者自身の災害対応能力の状況等を考慮し、危険箇所及び避難所等の周知・啓発を推進する。

ウ 在宅介護支援センターやケアマネージャーと連携して、要配慮者の安否確認を行える体制の整備を推進し、平常時から災害対応能力の向上を目指す。

エ 人工透析患者に対しては、(社)全国腎臓病協議会の「災害対策マニュアル」に基づき、災害時の透析医療体制の確立を目指す。

(4) 市避難行動要支援者避難支援計画に基づく避難支援体制の整備

要配慮者のうち、避難行動要支援者の避難支援については、関係機関と連携し、避難行動要支援者登録台帳への登録の働きかけ、高齢者等避難の伝達体制、避難・安否情報の収集体制、避難等補助者の指定等の整備を促進し、避難行動要支援者個々の避難支援の体制の確立を図る。

4 防災設備・物資・資機材等の整備

(1) 施設設備の整備

ア 災害時に備えて、要配慮者の台帳や位置図等の整備により、地域における要配慮者の把握に努める。

イ 一人暮らし及び寝たきりの高齢者等の安全を確保するため、緊急通報システム等の整備を進める。また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うためのファクシミリ装置及び文字放送受信装置の普及に努める。更に、在宅者の安全性を高めるため、自動消火設備及び火災警報機等の設置等を検討する。

(2) 物資・資機材等の整備

災害発生直後の食料・飲料水等については、市民自らの家庭備蓄によって対応できるよう、事前の備えの啓発を推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておく等の対策を推進する。

5 在宅高齢者、障害者に対する防災知識の普及

要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ被らないために、実態にあわせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず、要配慮者を含めた地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施するものとする。

また、ホームヘルパーや民生委員等、高齢者、障害者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

6 観光者・旅行者対策

観光者や旅行者が、災害時に迅速・的確な行動が取れるように、駅等の交通基点に避難所や災害危険地区等の情報表示等の整備を推進する。

7 外国人対策

外国人に対しては、居住地の届出の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を行うとともに、避難所や災害危険地区等の標示板等の多言語化を推進する。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

第2 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

1 防災設備等の整備

(1) 施設の整備

要配慮者利用施設の管理者は、当該施設の入所者等が「要配慮者」となることから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。要配慮者利用施設の管理者を指導、支援し、災害時の入所者の安全を確保するための防災設備等の整備促進を要請する。

(2) 設備等の整備

電気・水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材の備蓄や発災後72時間の事業継続が可能となる非常用自家発電機等の整備や燃料の備蓄に努める。

(3) 災害発生に備え、要配慮者自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導のための防災設備及び体制の整備を推進する。

2 組織体制の整備

(1) 組織体制

要配慮者利用施設の管理者に、災害時の要配慮者の安全確保のための組織、体制の整備を充実するよう要請する。

(2) 要配慮者利用施設の体制

ア 市、施設相互間、自主防災組織及び近隣住民と連携をとり、要配慮者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

イ 要配慮者利用施設の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員に対する防災教育及び防災訓練を実施するように努める。

ウ 夜間における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導を十分に配慮した体制整備を行う。

エ 要配慮者利用施設の管理者は、日ごろから、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

なお、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等については、施設の利用者の洪水時又は土砂災害が発生するおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画の作成及び訓練の実施が義務づけられている。（水防法第15条の3、土砂災害防止法第8条の2）

3 緊急連絡体制等の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

また、災害時には、複数の手段を用いた気象情報などの積極的な情報収集に努める。

4 防災教育・防災訓練の充実

(1) 要配慮者への防災教育、訓練等の実施

ア 要配慮者に対する防災教育・訓練の実施

要配慮者利用施設の管理者は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等の広報手段により、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

イ 外国人に対する防災教育・訓練の実施

地域内で生活する外国人の安全確保を図るため、外国人に対する防災教育、訓練及び災害時の情報提供等を検討する。このため、英語をはじめとする外国語の防災パンフレット等の作成、外国人を対象とした防災訓練の実施、防災標識等への外国語の付記及び災害時の外国語による広報等の対策を検討する。

(2) 要配慮者に対する市民の役割

ア 要配慮者に対する避難対策

学校、病院等の多数の者を収容する施設では、平素から避難計画を策定し、警察、消防団、地域住民等と協力し、要配慮者を十分考慮した避難対策を検討しておく。

イ 要配慮者に対する市民の役割

要配慮者の存在を知るとともに、民生委員等やボランティアを含めた各家庭における要配慮者支援に努める必要がある。

- (ア) 防災に関する基礎知識の習得（危険箇所、避難所、搬送用機材等の事前確認）
- (イ) 人手の確保（知らせてくれる人、救援者、搬送者；大人3人程度）
- (ウ) 通信手段の確認（救援者との緊急用通信手段の確保）
- (エ) 要配慮者の特性に応じた弱点、介護方法
- (オ) 地域ボランティアの組織づくりの推進

5 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む、上記1から4の事項を記載した非常災害対策計画を作成するものとする。

6 県及び市による非常災害対策計画や避難訓練の実施状況等の確認

県及び市は、要配慮者利用施設の非常災害対策計画や避難訓練の実施状況等について、定期的

【 一般災害対策編 】

〈第2部 第3章 第7節 要配慮者の安全確保計画〉

に確認するよう努めるものとする。

7 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

- (1) 要配慮者自身の災害対応能力や、社会福祉施設、病院等の立地条件を考慮し、避難所及び避難路等の防災基盤の整備に努める。
- (2) 高齢者や障害者等の多様なニーズに対応した保健、医療、福祉の連携をはじめとした総合的な拠点機能施設の整備についても検討する。

第 3 部 災害応急対策計画

第3部 災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

第1節 応急活動体制計画	☐ 本部総括班	
第2節 情報伝達体制計画	☐ 本部総括班	☐ 情報収集応援班
第3節 災害救助法の適用及び運用計画	☐ 本部総括班	☐ 福祉班
第4節 広域応援体制計画	☐ 本部総括班 ☐ 消防班	☐ 福祉班
第5節 自衛隊の災害派遣計画	☐ 本部総括班	
第6節 技術者・技能者及び作業員の確保計画	☐ 本部総括班	☐ 各班
第7節 ボランティアとの連携等計画	☐ 本部総括班 ☐ 経済対策班	☐ 福祉班 ☐ 社会福祉協議会
第8節 災害警備体制計画	☐ 本部総括班 ☐ 警察署	☐ 消防班 ☐ 消防団

平時から国、県等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。特に、地方公共団体においては、災害時に公共の団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、地方防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。あわせて、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

第1節 応急活動体制計画

本計画は、災害対策本部の設置、組織、編成、事務分掌及び災害対策要員の動員等について定め、迅速、的確な応急対策を講ずる。

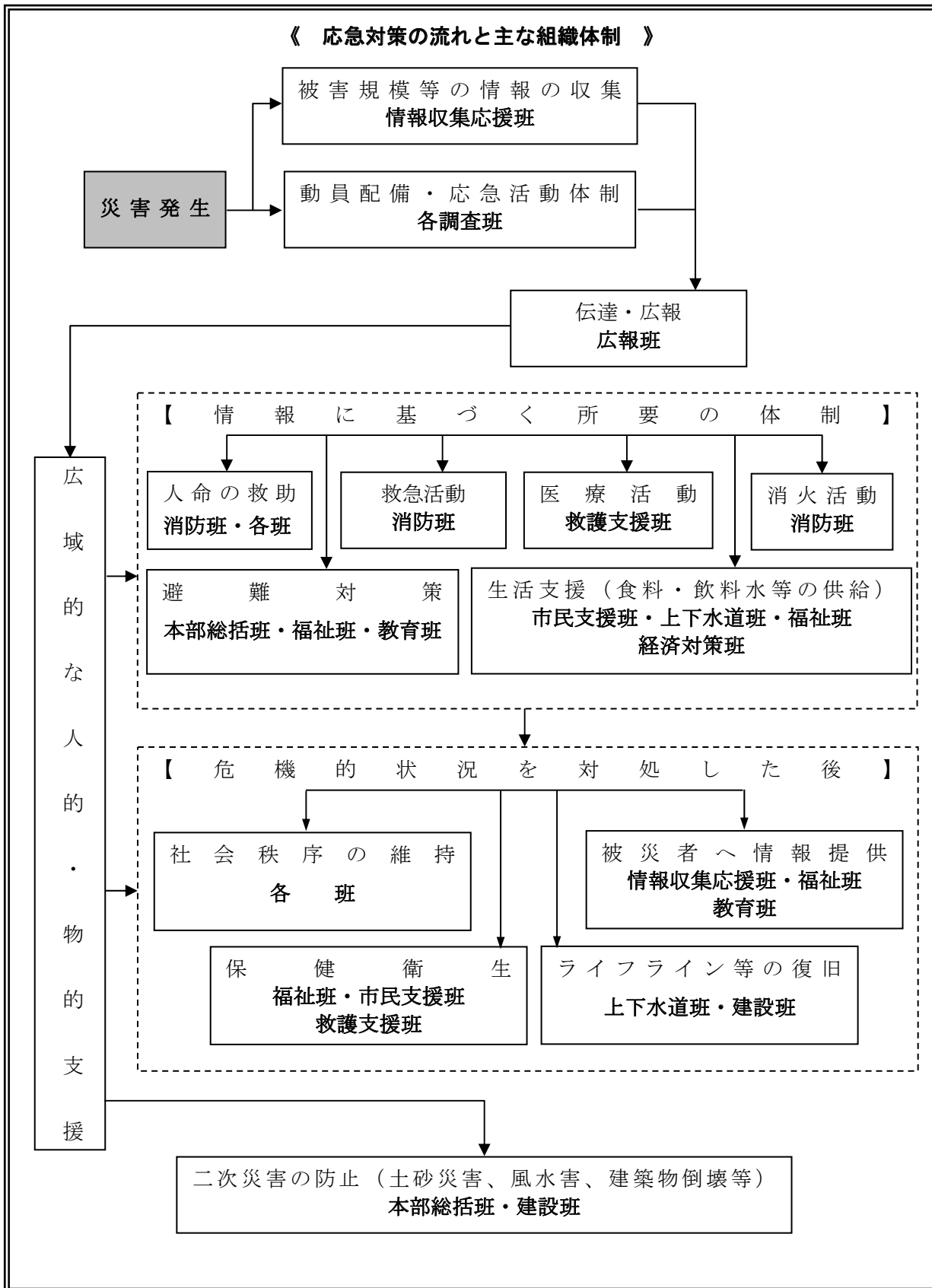
市は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。

《 主な担当班 》

☐本部総括班

第1 応急活動体制の確立

1 災害状況等に応じた活動体制の確立



第2 市災害対策本部・支部及び市災害警戒本部・支部の設置、廃止基準【 参考編*1*2 参照 】

市は、本市の地域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、「薩摩川内市災害対策本部」（以下「市災対本部」という。）及び「薩摩川内市災害警戒本部」（以下「市警戒本部」という。）を設置し、緊密な連絡と協力の下に、災害予防対策並びに災害応急対策を実施する。

なお、消防局にあつては、消防計画に基づき消防活動対策の実施にあたりとともに、各関係機関と連絡体制を密にする。

1 災害対策本部設置前の初動体制

(1) 情報収集体制の確立

市内に各種の気象警報が発表されたときは、降雨状況や被害状況等の情報を収集するため、防災安全課等の職員による情報収集体制を確立する。

(2) 災害警戒本部（支部）の設置

ア 市内に小規模な災害が発生したとき、又は各種の気象警報が発表され災害の発生が予想される場合、災害情報の収集、予防応急対策等の災害対策を効率的に実施するため、災害警戒本部（支部）を設置する。

イ 災害警戒本部に災害警戒本部長、災害警戒副本部長を置き、災害警戒本部長は市民安全部長を、災害警戒副本部長は未来政策部長、建設部長、市民安全部次長（危機管理担当）及び建設部次長（流域治水担当）をもって充て、災害警戒本部長の指名する災害警戒要員を置く。

ウ 災害警戒支部を統括する対策部のもと、警戒支部長に支所長をもって充て、警戒支部長の指名する災害警戒要員を置く。

エ 災害情報の収集や予防応急対策等については、災害対策本部体制時の各対策部の所掌事務を行う。

オ 災害警戒本部会議において、災害の状況や対策等を協議する。

カ 災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害対策本部（支部）を設置した時は、災害警戒本部（支部）を廃止する。

2 災害対策本部（支部）の設置

(1) 災害対策本部（支部）の設置又は廃止

ア 災害対策本部（支部）の設置基準

市長は、次の基準により災害対策本部（支部）を設置する。

(ア) 市内に重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策を要すると認められたとき。

(イ) 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。

(ウ) 市内に顕著な大雨に関する情報や特別警報が発表されたとき。

イ 災害対策本部（支部）の廃止

本部長は、市内において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、災害対策本部（支部）を廃止する。

*1 ● 参考 3.1.1-(1) 薩摩川内市災害対策本部条例

*2 ● 参考 3.1.1-(2) 薩摩川内市災害対策本部規程

【 一般災害対策編 】

〈第3部 第1章 第1節 応急活動体制計画〉

ウ 市長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関へ通知する。

(2) 現地対策本部の設置及び廃止

本部長は、災害対策本部を設置し、又は設置しようとする場合において災害の規模及び範囲等から判断し、現地において災害対策本部の事務の一部を行わせる必要があると認めるときは、現地対策本部を設置する。

本部長は、現地本部の事務が終了したと認めるとき、現地対策本部を終了する。

(3) 県現地対策合同本部への参加

県災害対策本部長が、災害の規模が特に甚大で、複数市町が被災した場合において、被災市町等と協議し、必要に応じ、北薩地域振興局に現地対策合同本部を設置したときは、本部長は所要の要員を派遣する。

3 災害対策本部（支部）

市災害対策本部の組織及び運営の詳細については、「薩摩川内市災害対策本部条例」（以下「本部条例」という。）、「薩摩川内市災害対策本部規程」（以下「本部規程」という）に定める。

(1) 本部の組織

ア 本部の構成

(ア) 本部に、災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長は両副市長及び教育長をもって充てる。

なお、本部長に事故や不測の事態があった場合は、副本部長が本部長の職務を代理するものとし、その代理順位は、別に定める。

(イ) 本部に対策部を置き、各対策部に班を置く。各対策部及び各班の所掌事務は、別に定めるとおりとする。

(ウ) 支部は、統括する対策部のもと、支部長を置き、支部長は支所長をもって充てる。

(2) 本部会議

ア 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び各対策部長をもって構成する。

イ 本部会議は、次の事項について本部の基本方針を決定する。

(ア) 災害応急対策の実施及び調整に関すること。

(イ) 国、県、他市町村、その他防災機関との連絡調整に関すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

(エ) 災害救助法の適用に関すること。

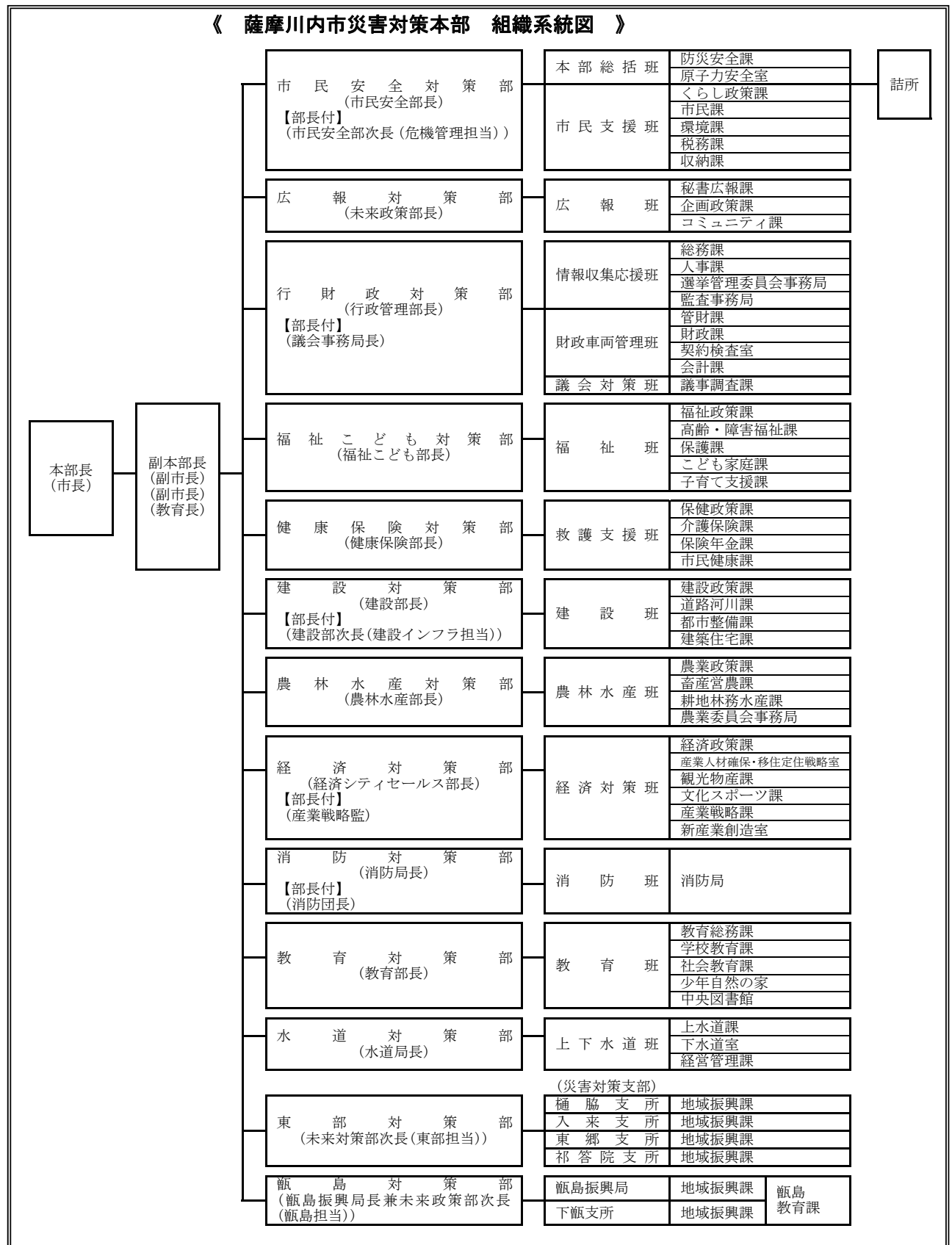
(オ) 国、県、他市町村、その他防災機関への応援要請に関すること。

(カ) その他、重要事項に関すること。

第3 市災対本部組織

1 市災対本部組織

市災対本部組織系統図を以下に示す。



【 一般災害対策編 】

〈第3部 第1章 第1節 応急活動体制計画〉

第4 市災対本部（支部）の分掌事務

市災対本部（支部）の分掌事務を次表に示す。

《 分 掌 事 務 》

対策 部名	対策 部長	班名	班 長	分 掌 事 務
市民安全対策部	市民安全部長 〔部長付〕市民安全部次長（危機管理担当）	本部総括班	防災安全課長 〔班 長 付〕 原子力安全室長	1 市災対本部及び市警戒本部の設置並びに廃止に関する事 2 市現地対策本部の設置及び廃止に関する事 3 各避難所の設置及び廃止に関する事 4 避難指示等の発令及び解除に関する事 5 災害応急対策に係る各対策部（詰所）及び各支部との総合調整に関する事 6 避難等施設の指定、開設及び避難所責任者等の派遣に関する事 7 災害対策の総括に関する事 8 災害対策本部会議・災害警戒本部会議に関する事 9 国、県、防災関係機関との連絡調整に関する事 10 災害救助法の調整に関する事 11 気象情報、河川・ダム等の諸情報の収集に関する事 12 災害情報、応急対策の情報収集及び記録に関する事 13 県に対する災害報告に関する事 14 災害に係る主要事項報告に関する事 15 自衛隊の派遣要請等に関する事 16 自衛隊派遣部隊の受入等に関する事 17 防災行政無線通信施設等の管理運用に関する事 18 自主防災組織等との防災体制及び活動の調整に関する事 19 アマチュア無線等通信施設等の活用に関する事 20 防災資機材の備蓄、管理に関する事 21 電気・ガス供給事業者との連絡調整に関する事 22 その他、他の対策部に属さない事務又は本部長の特命に関する事

対策 部名	対策 部長	班名	班 長	分 掌 事 務
市民安全対策部	市民安全部長 〔部長付〕市民安全部次長（危機管理担当）	市民支援班	暮らし政策課長 〔 班 長 付 〕 市 民 課 長 環 境 課 長 税 務 課 長 収 納 課 長	1 部内の総括に関すること 2 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び市災対本部長、県への報告に関すること 3 避難所の運営状況及び救援物資の取りまとめ並びに配給計画に関すること。 4 本部会議の記録に関すること 5 民間団体への協力要請に関すること 6 本部総括班の応援に関すること 7 災害地域のし尿汲み取り及び廃棄物の運搬処分計画並びに実施に関すること 8 収集車両及び人員の確保に関すること 9 川内クリーンセンター及び川内汚泥再生処理センター等衛生関係施設の被害調査及び連絡調整に関すること 10 墓地災害の応急対策に関すること 11 災害に係る公害の処理調査及び毒物・劇物の災害状況調査に係る保健所との連絡調整に関すること 12 遺体の埋火葬に関すること 13 災害時における死亡獣畜の処理に関すること 14 動物の保護対策に関すること 15 被災世帯の固定資産等の調査に関すること 16 被災者に係る納税の減免・猶予に関すること 17 災害対策従事者に対する食糧の調達等運営支援に関すること 18 救援物資、調達物資、食糧（炊き出し）の輸送及び配給に関すること 19 主要食料その他必要物資の調達及び斡旋に関すること 20 支部担当班との連絡調整に関すること

【 一般災害対策編 】

〈第3部 第1章 第1節 応急活動体制計画〉

対策 部名	対策 部長	班名	班 長	分 掌 事 務
広報対策部	未来政策部長	広報班	秘書広報課長 〔班長付〕 企画政策課長 コミュニティ課長	1 部内の総括に関する事 2 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び市災対本部長、 県への報告に関する事 3 広報車による広報活動に関する事 4 災害速報（時系列含む）に関する事 5 災害記録写真撮影に関する事 6 災害報告書（災害記録）、国・県等の要望書に関する事 7 災害視察に関する事 8 地区コミュニティ協議会、自治会との連絡調整に関する事 9 公共の交通機関の運行状況の把握及び出動要請に関する事 10 防災行政無線による災害広報に関する事 11 議会、報道機関等への広報及び連絡調整に関する事 12 抛出者等に対する礼状等の発送に関する事 13 支部担当班との連絡調整に関する事
行財政対策部	行政管理部長 〔部長付〕 議会事務局長	情報収集応援班	総務課長 〔班長付〕 人事課長 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長	1 部内の総括に関する事 2 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び市災対本部長、 県への報告に関する事 3 受援・応援の業務及び職員の調整に関する事 4 災害従事職員の公務災害に関する事 5 職員の健康管理に関する事 6 業務継続計画に関する事 7 災害職員に対する諸給付金及び貸付に関する事 8 災害調査の実施及び災害調査報告書（被災者台帳を除く）に 関する事 9 本庁と出先機関を結ぶネットワークの運用に関する事 10 行政機能の移転に関する総合調整に関する事 11 災害統計に関する事 12 市民等からの情報収集に関する事 13 市民相談窓口の設置に関する事 14 避難住民の状況把握に関する事 15 支部担当班との連絡調整に関する事

対策 部名	対策 部長	班名	班 長	分 掌 事 務
行財政対策部	行政管理部長 〔部長付〕 議会議務局長	財政車両管理班	管 財 課 長 〔 班 長 付 〕 財 政 課 長 契 約 検 査 室 長 会 計 課 長	1 庁舎等の被害調査及び災害対策に関すること 2 庁舎等の非常用電源に関すること 3 災害対策連絡車及び輸送車両の配車計画に関すること 4 行政機能の移転に係る輸送車両、移転先施設の確保に関する こと 5 災害対策に必要な経費の予算経理に関すること 6 市有財産等の被害調査及び災害対策に関すること 7 災害復旧対策に関する資金収支に関すること 8 災害対策用物品の出納に関すること 9 市災対本部の歳入、歳出及び現金の出納に関すること 10 市が実施する義援金の受領、保管及び配分に関すること 11 寄附金の受領等に関すること 12 支部担当班との連絡調整に関すること
		議会対策班	議 事 調 査 課 長	1 議員への災害概況等の速報及び連絡調整に関すること 2 議会関係の視察、見舞い等来庁者の接遇に関すること 3 その他市議会対策に関すること

【 一般災害対策編 】

〈第3部 第1章 第1節 応急活動体制計画〉

対策 部名	対策 部長	班名	班 長	分 掌 事 務
福祉こども対策部	福祉こども部長 〔部長付〕保健福祉部次長	福祉班	福祉政策課長 〔班 長 付〕 高齢・障害福祉課長 保 護 課 長 こども家庭課長 子育て支援課長	1 部内の総括に関すること 2 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び市災対本部長、 県への報告に関すること 3 保育園、社会福祉関係施設の被害調査及び災害対策に関する こと 4 災害救助法に基づく諸対策及び救助事務の総括に関すること 5 災害弔慰金の支給に関する法律に基づく諸対策に関すること 6 被災者生活再建支援法に基づく諸対策に関すること 7 日本赤十字社鹿児島県支部との連絡調整に関すること 8 社会福祉協議会との連絡調整に関すること 9 指定避難所等の運営に関すること 10 福祉避難所に関すること 11 福祉団体及びボランティア（炊き出しを含む）との連絡調整 に関すること 12 要配慮者等の実態把握及び情報提供に関すること 13 地域支援機関、専門支援機関、保健所との連絡・調整に関す ること 14 要配慮者（避難行動要支援者）の避難行動支援に関すること 15 要配慮者（避難行動要支援者）の安否・避難情報の収集に関す ること 16 要配慮者（避難行動要支援者）の避難支援体制構築に係る支援 相談窓口の設置に関すること 17 遺体の収容に関すること 18 災害相談窓口の開設、被災者の相談に関すること 19 応急仮設住宅への入居に関すること 20 被服、寝具、その他生活必需品の確保に関すること（避難所 以外に滞在する被災者を含む） 21 罹災証明書の発行に関すること 22 り災者に対する被服寝具その他生活必需品の配給又は貸与に 関すること（配給は市民支援班で実施） 23 り災者の生活保護及び世帯更生資金貸付等に関すること 24 見舞金の支給等に関すること 25 り災した要配慮者、障害者、児童、母子世帯及び父子世帯の 援護に関すること 26 り災した妊産婦や乳幼児の援護に関すること 27 社会福祉施設等の避難計画作成の助言に関すること 28 支部担当班との連絡調整に関すること

対策 部名	対策 部長	班名	班 長	分 掌 事 務
健康保険対策部	健康保険部長	救護支援班	保健政策課長 〔 班 長 付 〕 介護保険課長 保険年金課長 市民健康課長	1 医療機関との連絡調整に関すること 2 救護所の設置及び運営に関すること 3 災害用医薬品及び災害対策資機材に関すること 4 災害地域の消毒及び防疫計画に関すること 5 感染症の発生予防対策に関すること 6 防疫作業車両及び人員の確保に関すること 7 消毒医薬品等の配布に関すること 8 救護支援班の編成及び派遣に関すること 9 災害時における衛生広報に関すること 10 食品衛生に係る保健所との連絡調整に関すること 11 負傷者の救護（病院等への引継ぎを含む）及び避難所の保健指導に関すること 12 避難所における健康相談・支援に関すること 13 被災者の健康管理及びメンタルヘルスに関すること 14 医療関係施設の被害調査及び災害対策に係る保健所との連絡調整に関すること 15 医療救護、助産に関すること（避難所以外に滞在する被災者を含む） 16 鹿児島県災害派遣医療チーム（以下、「DMAT」という。）の派遣依頼に関すること 17 医療機関に対する救護要請に関すること（DMAT派遣要請に基づく活動等の総合調整に関することを含む。） 18 病院等の避難計画作成の助言に関すること 19 支部担当班との連絡調整に関すること

【 一般災害対策編 】

〈第3部 第1章 第1節 応急活動体制計画〉

対策 部名	対策 部長	班名	班 長	分 掌 事 務
建設対策部	建設部長 〔部長付〕 建設部次長（建設インフラ担当）	建設班	建設政策課長 〔班 長 付〕 道路河川課長 都市整備課長 建築住宅課長	1 部内の総括に関すること 2 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び市対策本部長、県への報告に関すること 3 道路、橋梁、堤防、河川等公共土木関係施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧対策に関すること 4 応急対策用資機材の準備及び輸送並びに労務対策に関すること 5 地すべり、土砂崩れによる災害対策に関すること 6 水防倉庫、水門等の維持管理及び河川堤防の巡視に関すること 7 交通対策に関すること 8 災害における通行止及び迂回路等の計画並びに実施に関すること 9 所管の排水機場等の運転及び臨時ポンプ等の配置等に関すること 10 土木工事関係者との連絡調整に関すること 11 被災建築物応急危険度判定の実施に関すること 12 被災市営住宅の応急処理に関すること 13 建築物の災害対策及び被害調査に関すること 14 市営住宅の供給に関すること 15 被災住宅復興資金に関すること 16 応急仮設住宅の建設、供与に関すること 17 避難路、輸送路の確保に関すること 18 障害物の除去に関すること 19 避難所に対する仮設トイレ等の設置に関すること 20 区画整理地区内の災害応急対策に関すること 21 建築工事関係者との連絡調整に関すること 22 支部担当班との連絡調整に関すること

対策 部名	対策 部長	班名	班 長	分 掌 事 務
農林水産対策部	農林水産部長	農林水産班	農業政策課長 〔 班 長 付 〕 畜産営農課長 耕地林務水産課長 農業委員会事務局長	1 部内の総括に関すること 2 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び市対策本部長、 県への報告に関すること 3 農作物等の被害調査及び災害対策に関すること 4 緊急食料の確保に関すること 5 農作物の病害虫及び家畜伝染病の防疫に関すること 6 農作物の種苗及び家畜飼料の補給対策に関すること 7 家畜及び畜産施設等の被害調査並びに応急復旧に関すること 8 農業協同組合との連絡調整に関すること 9 農業関係災害に対する融資に関すること 10 山林、林産物の被害調査及び応急復旧に関すること 11 漁港及び海産物等の被害調査並びに応急復旧に関すること 12 治山関係施設等の災害による被害調査及び応急措置に関する こと 13 林野火災に関すること 14 林業又は漁業関係災害に対する融資に関すること 15 各漁業協同組合との連絡調整に関すること 16 森林組合との連絡調整に関すること 17 農地・農業用施設等の被害調査及び応急復旧に関すること 18 所管の排水機場の運転に関すること 19 土地改良区等への連絡調整に関すること 20 支部担当班との連絡調整に関すること

【 一般災害対策編 】

〈第3部 第1章 第1節 応急活動体制計画〉

対策 部名	対策 部長	班名	班 長	分 掌 事 務
経済対策部	経済シ ン セ ー ル ス 部 長 〔部長付〕 産業戦略監	経済対策班	経済政策課長 〔班長付〕 産業人材確保・移住定住戦略室長 観光物産課長 文化スポーツ課 産業戦略課長 新産業創造室長	1 部内の総括に関すること 2 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び市対策本部長、県 への報告に関すること 3 被災商工観光業者に対する融資の斡旋に関すること 4 生活関連物資の価格安定需要動向の実態等調査及び円滑な供 給のための関係業界への要請等に関する県等への協力に関す ること 5 民間企業等のボランティアとの連絡調整に関すること 6 商工会議所等との連絡調整に関すること 7 観光客に対する災害情報の提供に関すること 8 川内公共職業安定所との連絡調整に関すること 9 外国人に対する災害情報に関すること 10 民間企業からの食糧、物資の調査・調達計画に関すること 11 企業の事業継続計画作成の助言に関すること 12 不特定多数の者が利用する施設及び工場等事業所の避難計画 作成の助言に関すること 13 その他文教設備、施設等の応急復旧に関すること 14 支部担当班との連絡調整に関すること

対策 部名	対策 部長	班名	班 長	分 掌 事 務
消防対策部	消防局長 〔部長付〕 消防団長	消防班	予 防 課 長 〔 班 長 付 〕 消防総務課長 警 防 課 長 通信指令課長	1 部内の総括に関すること 2 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び市対策本部長、 県への報告に関すること 3 災害応急対策に関すること 4 気象観測に関すること 5 市民の避難誘導、救出等に関すること 6 救助用舟艇の調達、借上げ及び配置に関すること 7 警戒、警備、防ぎょ活動等に関する警察等との連絡調整に関 すること 8 火災防ぎょに関すること 9 傷病者の救急搬送に関すること 10 消防団の指揮監督に関すること 11 行方不明者の捜索に関すること 12 緊急消防援助隊の要請に関すること 13 鹿児島県消防相互応援協定に基づく要請に関すること 14 火災証明に関すること ※薩摩川内市消防局の定める消防計画による。 ※上記の分掌事務のほか、各対策班・消防団としての分掌事務を 消防計画により別に定める

【 一般災害対策編 】

〈第3部 第1章 第1節 応急活動体制計画〉

対策 部名	対策 部長	班名	班 長	分 掌 事 務
教育対策部	教育部長	教育班	教育総務課長 〔班 長 付〕 学校教育課長 社会教育課長 中央図書館長 少年自然の家所長	1 部内の総括に関すること 2 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び市対策本部長、 県への報告に関すること 3 学校・社会教育関係施設の被害調査及び災害対策に関すること 4 園児、児童、生徒等の避難及び安全確保に関すること 5 学校教育施設等での避難受け入れの調整及び協力に関すること 6 所管の避難所等施設の開設及び管理に関すること 7 教職員の動員に関すること 8 学校給食に関すること 9 教育施設等の災害予防及び復旧対策に関すること 10 教材等の調達及び施設、職員の確保に関すること 11 災害後の教育環境・保健衛生に関すること 12 史跡、文化財の被害調査及び保護に関すること 13 支部担当班との連絡調整に関すること
水道対策部	水道局長	上下水道班	上水道課長 〔班 長 付〕 下水道室長 経営管理課長	1 部内の総括に関すること 2 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び市対策本部長、 県への報告に関すること 3 水道関係施設の災害対策に関すること 4 被災地の給水計画に関すること 5 飲料水の確保、給水に関すること 6 水質管理に関すること 7 その他上水道の管理に関すること 8 下水道関係施設の被害調査及び災害対策に関すること 9 所管のポンプ場の運転及び都市下水路の災害対策に関すること 10 災害時のし尿処理、その他環境衛生の応援に関すること 11 支部担当班との連絡調整に関すること (甌島対策部に対してのみ適用する。)

《 市 災 対 支 部 分 掌 事 務 》

対策 部名	対策 部長	班名	班 長	分 掌 事 務
東部対策部	未来政策部次長 (東部担当)〔部長付〕支所長	地域振興班	地域振興課長	1 市災対支部並びに市警戒支部の設置及び廃止に関する事 2 支部管内の災害対策の総括に関する事 3 支部管内の関係機関との連絡調整に関する事 4 支部管内の災害情報・被害状況及び応急対策状況の調査収集並びに市民安全対策部への報告に関する事 5 避難指示等及び解除の伝達に関する事 6 気象情報の収集、連絡及び各種注意報・警報に関する事 7 支部管内職員の動員配備の調整に関する事 8 支部管内の避難所の開設・管理に関する事 9 要配慮者等の実態把握及び情報提供に関する事 10 地域支援機関、専門支援機関、保健所との連絡・調整に関する事 11 要配慮者(避難行動要支援者)の避難行動支援に関する事 12 要配慮者(避難行動要支援者)の安否・避難情報の収集に関する事 13 要配慮者(避難行動要支援者)の避難支援体制構築に係る支援相談窓口の開設に関する事 14 支部管内の防災行政無線の管理運用及び通信の確保に関する事 15 支部管内の広報活動に関する事 16 管内社会福祉関係施設の被害調査及び災害対策に関する事 17 支部管内の災害相談窓口の開設、被災者の相談に関する事 18 罹災証明書の発行に関する事 19 り災者の生活保護及び世帯更生資金貸付等に関する事 20 医療関係施設の被害調査及び災害対策に関する事 21 衛生関係施設の被害調査及び災害対策に関する事 22 支部管内の救護所の設置・運営に関する事 23 災害地域の消毒及び防疫計画に関する事 24 感染症の発生予防対策に関する事 25 支部管内の炊き出しに関する事 26 支部管内の道路、橋梁、堤防、河川等公共土木関係施設の被害調査及び災害対策に関する事 27 支部管内の建築物の災害対策及び被害調査に関する事 28 支部管内の市営住宅の供給に関する事 29 支部管内の農作物等の被害調査及び災害対策に関する事 30 支部管内の家畜及び畜産施設等の被害調査及び応急復旧に関する事 31 支部管内の山林、林産物の被害調査及び応急復旧に関する事 32 支部管内の海産物等の被害調査及び応急復旧に関する事 33 支部管内の農地・農業用施設等の被害調査及び応急復旧に関する事 34 支部管内の商工観光施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 35 支部管内の上水道関係施設の被害調査及び災害対策に関する事 36 市災対本部との連絡調整に関する事 37 支部他班との連絡調整に関する事 38 他の班の所管に属さない事務に関する事

【 一般災害対策編 】

〈第3部 第1章 第1節 応急活動体制計画〉

対策 部名	対策 部長	班名	班 長	分 掌 事 務
甌島対策部	甌島振興局長兼未来政策部次長（甌島担当）〔部長付〕地域振興課長	地域振興班	地域振興課長	1 市災対支部並びに市警戒支部の設置及び廃止に関する事 2 支部管内の災害対策の総括に関する事 3 対策部管内の関係機関との連絡調整に関する事 4 支部管内の災害情報・被害状況及び応急対策状況の調査収集並びに市民安全対策部への報告に関する事 5 避難指示等及び解除の伝達に関する事 6 気象情報の収集、連絡及び各種注意報・警報に関する事 7 支部管内職員の動員配備の調整に関する事 8 支部管内の避難所の開設・管理に関する事 9 要配慮者等の実態把握及び情報提供に関する事 10 地域支援機関、専門支援機関、保健所との連絡・調整に関する事 11 要配慮者（避難行動要支援者）の避難行動支援に関する事 12 要配慮者（避難行動要支援者）の安否・避難情報の収集に関する事 13 要配慮者（避難行動要支援者）の避難支援体制構築に係る支援相談窓口の開設に関する事 14 支部管内の防災行政無線の管理運用及び通信の確保に関する事 15 支部管内の広報活動に関する事 16 管内社会福祉関係施設の被害調査及び災害対策に関する事 17 支部管内の災害相談窓口の開設、被災者の相談に関する事 18 罹災証明書の発行に関する事 19 り災者の生活保護及び世帯更生資金貸付等に関する事 20 医療関係施設の被害調査及び災害対策に関する事 21 衛生関係施設の被害調査及び災害対策に関する事 22 支部管内の救護所の設置・運営に関する事 23 災害地域の消毒及び防疫計画に関する事 24 感染症の発生予防対策に関する事 25 支部管内の炊き出しに関する事 26 支部管内の道路、橋梁、堤防、河川等公共土木関係施設の被害調査及び災害対策に関する事 27 支部管内の建築物の災害対策及び被害調査に関する事 28 支部管内の市営住宅の供給に関する事 29 支部管内の農作物等の被害調査及び災害対策に関する事 30 支部管内の家畜及び畜産施設等の被害調査及び応急復旧に関する事 31 支部管内の山林、林産物の被害調査及び応急復旧に関する事 32 支部管内の海産物等の被害調査及び応急復旧に関する事 33 支部管内の農地・農業用施設等の被害調査及び応急復旧に関する事 34 支部管内の商工観光施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 35 部管内の上水道関係施設の被害調査及び災害対策に関する事 36 支部管内の下水道関係施設の被害調査及び災害対策に関する事 37 支部に属する消防団との連絡調整に関する事 38 里 SC・鹿島 SC の連絡業務に関する事 39 市災対本部との連絡調整に関する事 40 支部他班との連絡調整に関する事 41 他の班の所管に属さない事務に関する事

対策 部名	対策 部長	班 名	班 長	分 掌 事 務
甕島対策部	甕島振興局長兼未来政策部次長（甕島担当）〔部長付〕地域振興課長	教育班	甕島教育課長	1 教育班の総括に関する事 2 班内の所管に係る災害情報等の調査収集並びに地域振興班への報告に関する事 3 所轄地域内の学校・社会教育関係施設の被害調査及び災害対策に関する事 4 園児、児童、生徒等の避難及び安全確保に関する事 5 所轄地域内の学校教育施設等での避難受入れの調整及び協力に関する事 6 所轄地域内の史跡、文化財の被害調査及び保護に関する事 7 その他文教設備、施設等の応急復旧に関する事 8 その他本部担当班との連絡調整及び災害対策に関する事
市民安全対策部又は東部・甕島対策部	市民安全部長又は支部長	詰所	詰所長 毎年度、市長が別に定める	1 管内の水防活動及びその他災害の予防応急対策に関する事 2 河川等の堤防、水門及び危険箇所の巡視に関する事 3 市民への広報及び避難者への情報提供に関する事 4 自治会長等関係団体との連絡調整に関する事 5 避難所の開設、管理及び避難者の救助活動等に関する事（避難所以外に滞在する被災者を含む） 6 災害情報、被害及び応急対策の状況調査並びに市民安全対策部への報告（速報を含む）に関する事 7 災害調査に関する事 8 がけ地近接住宅調査に関する事

第5 市の動員配備計画

1 配備の方法

本部長は、異常気象等により災害発生のおそれのある場合、あるいは災害が発生し直ちに応急対策を実施する必要がある場合、市災対本部を設置し、各職員に対し電話、庁内放送等最も早い方法で配備体制を指令する。

(1) 職員に対する伝達

ア 職員の配備は、配備構成表に基づき各班の班長が配備体制に応じて行う。

イ 各班長は、配備された職員に対し災害状況の周知を図るとともに所属職員の指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他応急対策を実施する体制をとる。

ウ 休日又は退庁後の職員への伝達は、各班においてあらかじめ定められた連絡方法・系統により行う。

(2) 職員の非常動員

ア 職員は、勤務時間外又は休日等において災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある情報等を覚知したときは、所属の班長等との連絡をとり、又は自らの判断により災害応急対策活動のため登庁しなければならない。

イ 本部総括班は、突発災害等のために災害応急対策の必要がある場合、市災対本部の設置について電話等最も早い方法で職員に伝達する。

(3) 報告

各班長は、配備体制に応じて職員を配置したときは、その状況を本部長へ報告しなければならない。

(4) 配備の決定及び変更

ア 本部長は、災害の発生が予想されるとき、又は災害の状況により配備体制を決定する。

イ 本部長は、災害状況の変化により、必要があると認めるときは、本部会議の意見を聴いて配備要員を変更する。

(5) 応援のための動員

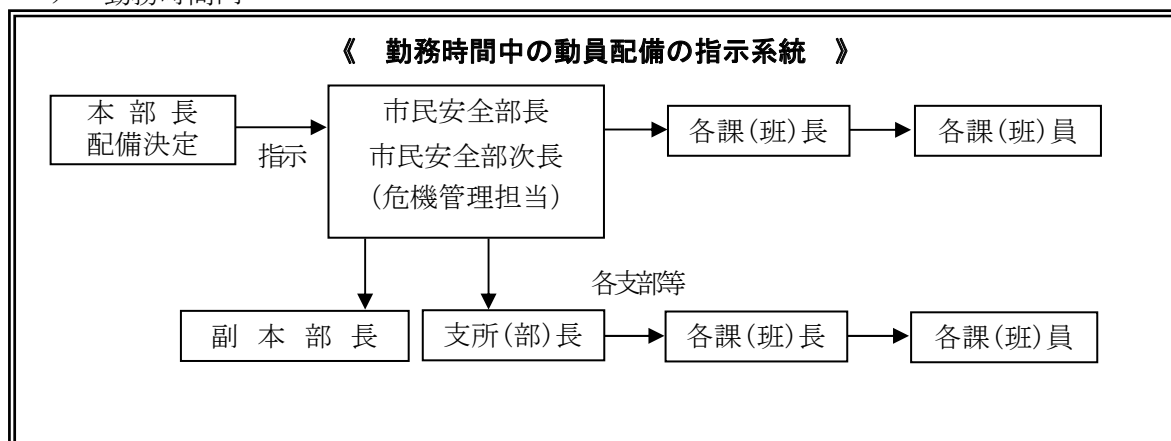
市は、災害対策活動を行うにあたり、各班の職員では不足する場合には、当該班長は本部長に対し応援のための動員を求める。この場合本部長は、応援を命ずる。

(6) 災害が長期化する場合の交代要員の確保を図る。

(7) 動員配備の指示伝達

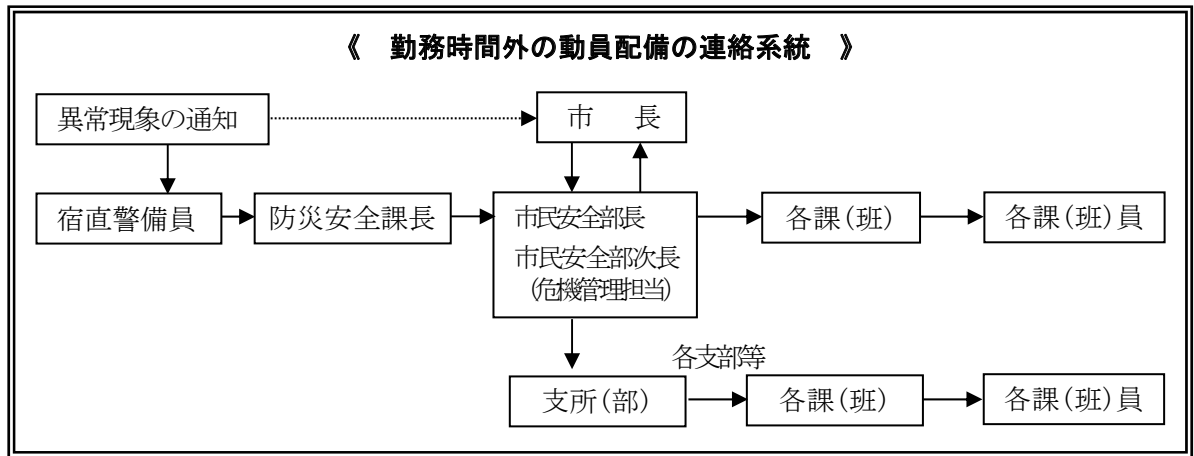
動員配備の伝達は、以下の連絡方法・系統により行う。

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外（退庁後及び休日）

当直又は警備員は、次の情報を覚知したときは防災安全課長又は課員に連絡し、市民安全部長又は市民安全部次長（危機管理担当）は市長の指示を仰ぎ、必要に応じ関係課長に連絡する。



ウ 非常伝達の基準

- (ア) 災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通報され、又は自ら覚知し、緊急に
 応急措置を実施する必要があると認められるとき
- (イ) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき

2 自主参集基準

(1) 職員の自主参集基準

職員は、夜間、休日及び退庁後において、市内に甚大な被害を及ぼす災害を覚知し、又は被害の発生が予想される場合は、配備体制の命令を待たずに、各自最も適した交通手段で直ちに自主参集する。

(2) 登庁場所

職員は原則として、所属する勤務場所に登庁する。

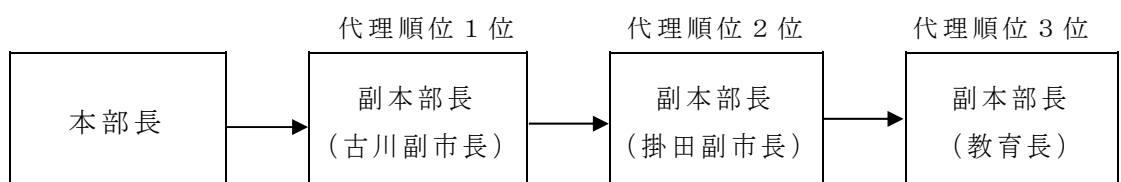
本庁舎等への自主参集が困難かつ連絡が不可能な場合は、最寄りの詰所又は避難所に自主参集し、当該地区災害対策詰所における詰所長等にその旨を報告し、指示を仰ぐ。

3 意思決定権者（本部長職務）代理順位

市は、市災対本部及び市警戒本部の設置後、災害応急活動の実施に際し、意思決定権者が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合、次の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。この場合、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。

(1) 市災対本部（支部）の場合

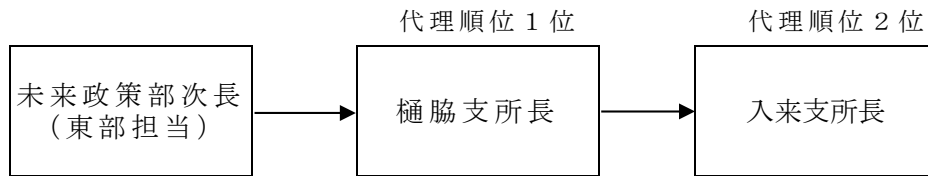
ア 市災対本部



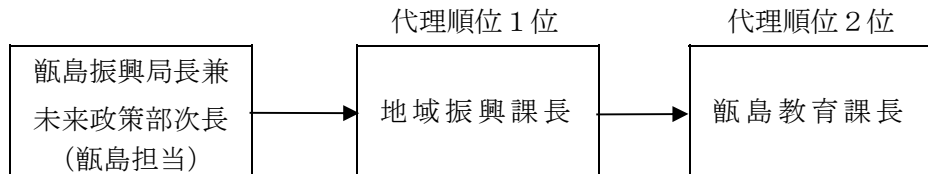
【 一般災害対策編 】

〈第3部 第1章 第1節 応急活動体制計画〉

イ 東部対策部

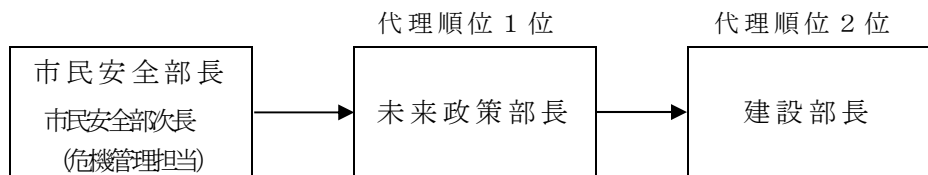


ウ 甑島対策部

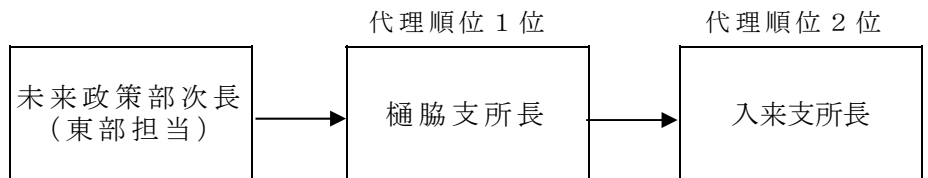


(2) 市警戒本部（支部）の場合

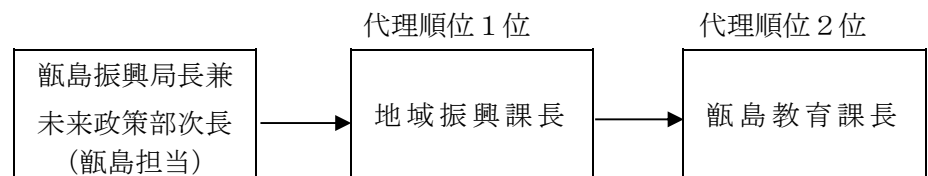
ア 市警戒本部



イ 市警戒支部（東部）



ウ 市警戒支部（甑島）



4 報告及び職員の状況把握

(1) 本部総括班は、本市に激甚な災害が発生したと認められる場合、市長に対して次の必要事項を報告し、市災対本部を設置する。

(2) 報告事項等

ア 市長等の所在の確認

イ 災害の概要、その時点で把握された被害状況、被害予測、対応状況

ウ 市災対本部の設置

エ 登庁方法の確認

オ その他必要な事項

- (3) 上記の場合において市長と連絡が取れない場合、不在の場合、又は事故がある場合は、市長の職務を代理すべき者に対して市長の場合に準じて報告し、市災対本部を設置する。その場合の順位は、意思決定権者代理順位による。
- (4) 本部長の職務代理者は、市長との連絡が取れた場合、又は市長が登庁した場合は、直ちにこれまでとった措置を報告し、市長の指示を仰ぎ、又は職務を引き継ぐ。
- (5) 参集状況の報告
 - ア 職員が登庁した場合は、その氏名及び配属班を各班の班長に報告し、各班毎にとりまとめて本部総括班に報告する。
 - イ 各班を統括する者は、職員の登庁状況について本部総括班に定期的に報告する。
 - ウ 本部総括班は、各部の職員の登庁状況を勘案し、配備計画を行う。
 - エ 本部総括班は、市災対本部員の登庁状況を把握し、直ちに応急対策の業務に移行できるよう準備を行う。
- (6) 情報の収集について
 - ア 職員は、自主参集の途中できる限り被害状況を把握し、速やかに集合するとともに、所属する班長に報告する。また、各部はその被害状況をとりまとめ、情報収集応援班に報告する。
 - イ 消防班及び消防団は、情報収集（消防無線等による情報伝達）に努める。

5 地区災害対策詰所の設置

- (1) 災害対策本部又は災害対策支部が設置された場合には、本部総括班又は支部総務福祉班の指示のもと地区災害対策詰所を設置する。
- (2) 詰所には、詰所長ほか必要な所員を配置する。
- (3) 同時に避難所を開設し、市民の避難が必要と判断される場合は、避難誘導と収容体制の措置をとる。

第6 関係機関等の応急活動体制

1 指定地方行政機関等の動員配備体制

市は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等に対し、法令又は防災に関する計画等に基づき、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を的確かつ円滑に実施できるような動員配備の要請を行う。

2 消防局への伝達及び消防団との連絡調整

本部総括班は、市災対本部を設置した場合、消防局へ伝達し、配備体制等について連携を図る。また、各支部地域振興班は、当該支部地域を管轄する消防団方面隊等との連絡調整を行い、協力体制を確立する。

3 各種団体・組織・個人の役割

市は、生活協同組合やスーパー等物資流通のネットワークを有する企業、事業所、自主防災組織、婦人会、ボランティア、その他各種団体は防災活動の有力な担い手となるため、これら地域の防災力を総動員して有機的に対策に組み込んだ応急活動体制を確立する。

【 一般災害対策編 】

〈第3部 第1章 第1節 応急活動体制計画〉

なお、災害発生直後の人命救出等の活動は、近隣住民、自主防災組織を中心とする地域ごとの防災力に依拠し、事態が安定してくる救援期の活動は、事態の推移をみながら適宜各種団体の協力等を得てその防災体制を確立する。

第2節 情報伝達体制計画

本計画は、気象に関する予報・警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示命令等の受理伝達の迅速、確実を期するとともに、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期する。

《 主な担当班 》

☐本部総括班 ☐情報収集応援班

第1 市の災害通信要領

1 災害通信要領

- (1) 市災害対策本部要員が、非常通話、非常電報及び専用通信施設による通信の必要を認めたときは原則として所管の班長の許可を得て通信する。ただし、緊急を要するため所管の班長の許可を受ける暇がないときは、この限りではない。この場合は、速やかに市災対本部長に報告する。
- (2) 各班長は、所管の対策部長に(1)により通信を行った旨を報告し、当該対策部長は速やかにその旨を**行財政対策部長**に報告する。

2 各種通信施設の利用

災害情報等の伝達、報告、交換等、災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、実情に即した通信方法で行うものとする。ただし、固有の通信施設をもっている機関については、これを利用する。

3 通信途絶時における応急措置

(1) 最悪事態の対応

市は、有線、無線の全通信施設が利用不能となる最悪事態の場合、通信可能な地域まで、各種交通機関を利用する等あらゆる手段により連絡に努め、災害情報の通報、被害報告の確保を図る。

(2) 九州総合通信局の災害対策用移動通信機器等の利用

九州総合通信局では、災害対策用移動通信機器（簡易無線機、MCA用無線機、衛星携帯電話）の備蓄や災害対策用移動電源車、可搬型発電機及び臨時災害放送局用機器を配備しており、市は、九州総合通信局へ災害時や災害復旧時の通信手段として貸し出しを要請する。九州総合通信局は、委託した民間会社を通じて、速やかに市に無償で貸与する。

要請先は次のとおりである。

勤務時間内	九州総合通信局 防災対策推進室 (無線通信部 陸上課)	TEL : 096-326-7334 FAX : 096-326-4377
勤務時間外	九州総合通信局 防災対策推進室長 (緊急時連絡用携帯)	TEL : 090-2510-6263 メール : kbt.334.bousai@docomo.ne.jp
上記でつながらない場合	総務省総合通信基盤局 電波部基幹通信課 重要無線室	TEL : 03-5253-5888 (直通)

4 災害通信系統及び災害通信施設の設置場所並びに種別等

【 資料編*1*2*3* 参照 】

第2 通信計画

1 非常時の使用通信施設

(1) 非常時の通信施設

災害時に際しては、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、被災による不通のおそれが少ない防災行政無線を活用する。

《 災害時に使用できる通信施設 》	
◎	ア 防災行政無線
	イ 非常電話、非常電報
	ウ ほかの機関の専用通信施設
	エ 非常無線
	オ 消防無線
	カ 携帯電話

(2) 市の防災行政無線局 【屋外拡声子局 246局】

【陸上移動無線局 267局】

2 通信の非常疎通措置

(1) 重要通信の疎通確保（西日本電信電話(株)）

市は、災害等に際し、次の措置により迅速かつ適切に通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 応急回線の作成、ネットワーク回線網による疎通確保を図る。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため、必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、迅速かつ適切に利用制限の措置をとる。

ウ 警察、消防、その他諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。

(2) 被災地特設公衆電話の設置

救助法が適用された場合等には、避難所等に被災者が利用できる特設公衆電話の設置を要請する。

(3) 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」の提供

災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族、親戚、知人等の安否の確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」の利用を促進する。

なお、災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始については、西日本電信電話(株)において決定され、市民への利用を周知する。

*1 ● 資料 2.2.2-(1) 防災行政無線通信施設等の整備状況一覧表

*2 ● 資料 2.2.2-(2) 重要防災関係機関電話一覧表

*3 ● 資料 2.2.2-(3) アマチュア無線クラブ防災協力連絡網

利用方法については、「**171 番**」をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって、伝言－録音－再生を行う仕組みとなっている。

3 公衆電気通信施設の利用計画（非常電話、電報）

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能又は困難な場合で応急対策等のため必要があるときは、非常電話、非常電報を利用することができる。

(1) 非常通話

ア 非常通話取扱の承認

市は、災害時における緊急通信のため、加入する電話の「災害時優先電話」取扱いについて、加入電話取扱局と協議して、その取扱いについて承認を受ける。

災害時優先電話

災害時等に通話が混み合った場合、電話回線は一般的にはほとんど接続されなくなるが、そうした場合でも災害対策上重要な電話を優先的に接続する（発信規制がかかりにくい）ために指定された電話回線である。

イ 市が承認を受けた非常電話、通話番号【 資料編*4 参照 】

(2) 非常緊急電報

非常扱いの電報又は緊急扱いの電報を発受する機関は次のとおりである。

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、輸送確保機関、警察機関
通信の確保に直接関係のある機関、電力供給機関

(3) 非常災害時における通話料の免除取扱

電話回線を経由する場合は次のものが料金免除となる場合がある。

ア 天災、地変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合における人命財産の危険を通報する電報であって、その危険を知った者がその救助、救援に直接関係がある機関に対して発するもの。

イ 災害に際し、西日本電信電話㈱が指定する地域及び期間において、罹災者が発信する罹災状況の通報又は救いを求めることを内容とする電報であって、西日本電信電話㈱が定める条件とする。

4 専用通信施設の利用

(1) 専用通信施設の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合、（人命救助、災害の救援、交通通信の確保及び秩序の維持のため受発するものに限る。）災対法第 57 条及び第 79 条、救助法第 28 条、水防法第 20 条、消防組織法第 23 条の規定により、ほかの機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。

(2) 優先利（使）用できる主な機関

通信施設が優先利（使）用できる主な機関名は次のとおりである。

*4 資料 2.2.2-(2) 主要防災関係機関電話一覧表

【 一般災害対策編 】

〈第3部 第1章 第2節 情報伝達体制計画〉

利（使）用できる者	通信設備設置機関	申 込 窓 口
市長、消防局長 消防団長	県警察本部	警察署
	国土交通省九州地方整備局	維持出張所
	J R 九州本局	駅等
	九州電力株式会社	営業所

ア 防災行政無線電話による通信

市防災行政無線を利用し、移動局を通じ通信連絡する。

イ 消防無線電話による通信

消防局の消防無線を利用し、消防無線移動局を通じ通信連絡する。

ウ 警察無線電話による通信

警察署の警察無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する派出所及び駐在所等を経て通信連絡する。

エ 県防災行政無線電話による通信

県、出先機関、市町村に設置する防災行政無線局を通じて通信連絡する。

(3) 県防災行政無線電話による通信

利（使）用しようとするときは、次の事項を記載した書類又は口頭により申し込む。

《 専用通信施設利用申込要領 》 ア 利（使）用しようとする理由 イ 通信の内容 ウ 発信者及び受信者
--

5 非常無線通信の利用

(1) 非常無線通信の利用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線電話を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに電波法（昭和 52 年法律第 131 号）第 52 条の規定に基づいて、無線局は非常無線通信を行うことができる。次に定めるところにより依頼する。

ア 利用資格者

原則として、非常無線通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

イ 非常無線通信の依頼先

鹿児島地区非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼する。この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておく。

ウ 非常無線通信としての通信内容

《 非常無線通信内容 》

- (ア) 人命の救助、避難所の保護に関するもの
- (イ) 犯罪、交通制限等秩序の維持に関するもの
- (ウ) 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
- (エ) 道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保等に関するもの
- (オ) その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関すること等災害に関して緊急措置を要するもの

エ 発信の手続き

発信したい通信文を、次の順序で電報依頼紙（普通の用紙で可。）にカタカナ又は普通の文章で記載し、無線局に依頼する。

《 非常無線の通信文記載要綱 》

- (ア) 宛先の住所、氏名（職名）、電話番号
- (イ) 本文（200字以内）、末尾に発信人名（「段落」にて区切る。）
- (ウ) 用紙余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、余白の末尾に発信者名

6 アマチュア無線等の活用

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線の協力を依頼する。有線通信の途絶時の代替えとして、アマチュア無線等を活用し、災害情報の収集や伝達に役立てる。

7 その他の手段による通信体制の確立

N T T一般加入電話をはじめC A T V、N T Tの音声応答システム、有線放送電話、農協・漁協電話、衛星携帯電話等を含めたその他の各種通信手段を適宜組み合わせて、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

その他の各種通信手段（例）

- ・緊急速報（エリアメール等）

携帯電話所持者に対して、災害情報等を一斉にメール配信。エリア内であれば一時滞在者（観光客等）も受信可能

第3節 災害救助法の適用及び運用計画

救助法の適用については、救助法施行令及び災対法等定めにより、必要と認めたときは、速やかに所定の手続きを行う。

《 主な担当班 》

□本部総括班 □福祉班

第1 災害救助法の適用基準【 参考編*1*2*3*4 参照 】

災害救助法は、法定受託事務として知事が行い、市はこれを補助する。

県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととすることができる。

第2 災害救助法の手続き

1 災害救助法の手続き

災害に対し、市における災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込があるときは、直ちにその旨を県に報告する。

連絡先：鹿児島県危機管理課危機管理係

N T T回線：099-286-2255

救助法に基づく応急救助に係る事務処理は、すべて法令の規定によって実施する。

- (1) 救助法による救助は、市の区域における被害が災害救助法施行令第1条に規定する適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、すでにとった救助措置と今後の救助措置の見込みを知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は救助法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置に関して知事の指揮を受けなければならない。

*1 ● 参考 3.1.3-(1) 災害救助法の適用基準

*2 ● 参考 3.1.3-(2) 被災世帯の算定基準

*3 ● 参考 3.1.3-(3) 住家、世帯の定義

*4 ● 参考 3.1.3-(4) 被害の程度認定基準

《災害救助法の適用手続き》

知事に情報提供、要請その後の活動	災害に際し、市における災害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を知事に情報提供するとともに、救助法を適用する必要がある場合は、併せてその旨を要請する。
活動後事後情報提供	災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

この報告は、確認及び集計の上、直ちに厚生労働大臣に提供され、災害救助費、国庫負担金の概算交付、救助用物資及び義援金品の配分の基礎となるほか、関係各省庁の重要な諸対策の基礎となる極めて重要な情報である。

2 知事への請求及び記録

(1) 市における簿冊等の作成（支払証拠書類の整備含む。）

《 整備すべき簿冊等 》

簿 冊 の 種 類	
ア 救助の種目別物資状況	ケ 被災者救出状況記録簿
イ 避難所設置及び収容状況	コ 住宅応急修理記録簿
ウ 炊き出し給与状況	サ 学用品の給与状況
エ 飲料水の供給簿	シ 埋葬台帳
オ 物資の給与状況	ス 死体処理台帳
カ 救護班活動状況	セ 障害物除去の状況
キ 病院診療所医療実施状況	ソ 輸送記録簿
ク 助産台帳	

様式等は、「災害救助法による救助の実施について（昭和 40 年 5 月 11 日社施第 99 号）」に準ずる。

(2) 知事への請求

《 知事への提出書類 》

繰替支弁金請求に必要な提出書類	提出期限
ア 災害救助費繰替支弁金請求書 イ 救助業務に要した経費算出内訳 ウ 決定報告による被害状況調 エ 災害救助費繰替支弁状況調 オ 歳入歳出予算抄本及び支払い証拠書類の写	救助に関する業務の完了後 60 日以内

《 費用の交付を受ける場合の書類 》

災害救助費繰替支弁金概算請求書
 災害救助費繰替支弁金精算請求書

第3 救助の実施

《 救助の実施内容 》	
救助の種類	担当班
ア 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与	ア 建設班
イ 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給	イ 市民支援班、上下水道班
ウ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	ウ 福祉班
エ 医療及び助産	エ 救護支援班
オ 災害にかかった者の救出	オ 各班
カ 災害にかかった住宅の応急修理	カ 建設班
キ 生業に必要な資金の給与又は貸与	キ 福祉班
ク 学用品の給与	ク 教育班
ケ 遺体の収容	ケ 福祉班
コ 遺体の埋火葬	コ 市民支援班
サ 行方不明者の捜索	サ 本部総括班、消防班
シ 住居又はその周辺の土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼすものの除去	シ 農林水産班、建設班 消防班

第4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

救助法による救助の程度、方法及び期間の基準は、救助法施行令に定めるとおりであるが、救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

第5 災害対策基本法の定める応急措置

災対法及び関係法令に定めるもので、災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合の市長の応急措置は、以下のとおりである。

1 応急措置についての責任（災対法第62条第1項）

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとするときは、法令、又は本計画の定めるところにより消防、水防、救助、その他災害の発生を防ぎ、災害の拡大を防止するために必要な応急措置を速やかに実施する。

2 出動命令（災対法第58条）

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより消防機関、若しくは関係職員等に出動準備をさせ出動を命じ、又は警察官若しくは海上保安官の出動を求める等関係機関責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは出動を求めるものとする。

3 事前措置（災対法第 59 条）

市長は、設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため、必要な限度において当該設備又は物件の除去、保安、その他必要な措置をとることを指示することができる。

4 警戒区域の設定（災対法第 63 条）

市長は、人命又は身体の危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

5 工作物等の使用、収容等

- (1) 市長は災対法施行令第 24 条に規定する手続きによって、市の区域内の他人の土地、建物、その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹林、その他の物件を使用し、若しくは収容しなければならない。（災対法第 64 条第 1 項）
- (2) 市長は、工作物の使用、収容等の処分が行われた際の、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。（災対法第 82 条第 1 項）

第4節 受援・応援体制計画

本計画は、大規模な災害時において本市に対する、隣接市町、指定行政機関又は指定地方行政機関等からの人的・物的受援及び本市から被災した他市町への応援に関し必要な事項を定め、受援・応援に関する調整や実施が円滑に行われるようにするものである。

《 主な担当班 》

□各班

第1 災害情報・被害情報の分析

市は、収集した情報の分析を行い、本市への受援及び他市・町に対する応援の必要性の有無について検討する。

第2 受援

1 受援の形態

受援の形態は、災害応急対策等に対する人的受援、物資等の提供による物的支援、防災関係機関の実施する支援及び公人又は民間団体によるボランティア等があり、それぞれの特性に応じた受援体制を整備する。

2 応援要請先

- (1) 被災地外の県内市町村
- (2) 県及び関係機関
- (3) その他の公共的団体等
- (4) 協定のある関係機関
- (5) 消防庁（緊急消防援助隊等）
- (6) 県消防班応援（鹿児島市消防局）
- (7) 自衛隊、警察等の防災関係機関
- (8) その他、民間団体、企業等

3 応援要請の要領

(1) 相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、隣接市町、指定行政機関、又は指定地方行政機関の職員等の応援派遣及び物的支援の要請を行う。

要請の実施にあたっては、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」及び「全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱」を始めとする他自治体、指定地方行政機関及び各種団体等との間で締結した災害時における相互応援協定等（以下、「応援協定等」という。）を最大限有効に活用する。

応援協定等による職員の応援又は被災者に供給する物資に不足が生じる場合（不足が生じるおそれのある場合を含む）においても災害応急対策等の実施職員及び物資が不足する場合

は、必要に応じ県知事に対し職員の派遣、救援物資等の供給について斡旋を求めるものとする。

市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。

市は、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。

【資料編 2.2.9. (4)大規模災害時の協定等関係機関締結状況一覧表】

(2) 防災関係機関に対する応援要請

ア 自衛隊の実施する災害派遣

第3部第1章第5節「自衛隊の災害派遣計画」に基づき自衛隊の災害派遣要請の求めを知事に対し行う。

イ 消防機関の実施する応援

「薩摩川内市緊急消防援助隊受援計画」

に基づき応援を求める。

ウ 国土交通省の実施する応援

国土交通省九州地方整備局との間の、薩摩川内市における大規模な災害時の応援に関する協定」に基づき応援を求める。

エ DMA T等の災害時において実施される緊急医療活動

第3部第2章第9節「緊急医療計画」に基づき実施する。

オ その他、協定等の締結の無い地方行政機関等に対する応援の要請

県知事を通じ、必要な応援を求める。

カ ボランティア等の個人又は民間団体による応援

第3部第1章第7節「ボランティアとの連携等計画」に基づき実施する。

(3) 応援の要請にあたって明示すべき事項

自衛隊の災害派遣の要請の求めを行う場合を除き、以下の事項を、努めて明確にして要請を行う。

ア 応援（支援）を要請する理由

イ 応援（支援）を要請する職種及び人員数

ウ 応援（支援）を要請する期間

エ 応援された職員の給与、その他の勤務条件

オ 支援を必要とする物資等の種類・数量等

カ その他応援（支援）等あたって必要な事項

4 受援における体制等

(1) 市は、災害の規模やニーズに応じて、他市・町、指定行政機関又は指定地方行政機関等からの職員等による受援及び救援物資の提供等による支援が円滑に行えるよう体制を整備するものとする。

(2) 受援要請の調整等にあたっては、以下の項目に留意して実施するものとする。

ア 市災害対策本部の各対策部の受援要請に関する調整

【 一般災害対策編 】

〈第3部 第1章 第4節 受援・応援体制計画〉

イ 受援状況に関する全体調整及び災害対策本部等への報告

ウ 応援元との連絡調整及び情報共有

エ 配分計画の決定

オ 県、他自治体リエゾン等の業務スペースの確保

カ 必要に応じ応援職員等の宿泊先の斡旋・調整

- (3) 救援物資の受入れ等にあたっては、体制を整備し、物資等の調整を行い、物資の輸送等にあたっては、第2部第2章第7節「救援物資等の輸送体制整備計画」及び第3部第2章第8節「緊急輸送計画」に基づき実施する。

第3 他市・町等への応援

市長は、他市町村において災害が発生し、自力による応急対策が困難であるため応援要請を受けた場合又は応援の必要があると認めた場合は、災対法及び応援協定等を締結している市町村に対しては協定等に基づき、応援を実施する。

1 職員等の派遣

市長は、他市町村において災害が発生した場合、被災市町村への物資の供給や職員等の派遣を行う。

2 被害情報の収集

市長は、応援を迅速かつ的確に行うため被災市町村へ職員等を派遣し、被害情報の収集を速やかに行う。

3 応援の実施

市長は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、職員等の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。

4 被災者受け入れ施設の提供等

市長は、被災市町村の被災者を一時的に受け入れするための公的住宅、医療機関並びに要配慮者を受け入れるための社会福祉施設等の提供又は斡旋を行う。

第5節 自衛隊の災害派遣計画

本計画は、災害に際し人命、財産の保護のため自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣依頼及び受入れに関する事項を定め、もって自衛隊の効率的かつ迅速な活動を期する。

《 主な担当班 》

□本部総括班

第1 災害派遣要請基準

1 派遣要請基準

(1) 派遣要請基準

自衛隊の災害派遣要請は、次の災害派遣要請権者が自己の判断又は市長の要請依頼により行う。担当は、市民安全対策部とする。

ア 知事（危機管理防災局）-----主として陸上災害

イ 串木野海上保安部長-----主として海上災害

ウ 大阪航空局鹿児島空港事務所長-----主として航空機遭難

市長は、次の基準により知事に対して自衛隊派遣要請の依頼を行う。

《 派遣要請の基準 》

(ア) 災害に際して、人命又は財産保護のため緊急を要し、かつ地元警察、消防局、消防団等では対処することが困難であると認められるとき

(イ) 災害発生が目前に迫り、予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき

(2) 自衛隊派遣の種類

ア 要請：通常、自衛隊の要請は知事の判断による。

イ 依頼：市長は、知事へ自衛隊派遣要請を依頼する。

この場合、自衛隊に対し通知することができる。

ウ 通知：知事に対して自衛隊派遣要請の依頼ができない場合は、市長は直接、自衛隊へ通知することができる。

第2 災害派遣要請要領

1 派遣要請の方法

(1) 要請手続き

ア 派遣要請手続き【 参考編*1 参照 】

市長は、事態が急進し速やかに自衛隊の救援を要すると認めたとき、次の災害派遣要請依頼書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって知事（危機管理防災局）に依頼する。

*1 参考 3.1.5-(2) 自衛隊災害派遣要請（撤回）様式

【 一般災害対策編 】

〈第3部 第1章 第5節 自衛隊の災害派遣計画〉

この場合、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

イ 緊急要請

市長は、通信の途絶等により知事への前述の依頼ができない場合には、定められた部隊の長にその旨及び災害の状況を直接通知する。この場合においては、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

ウ 要請依頼の要望

各対策部長は、所管の対策業務について要請基準により自衛隊派遣の必要を認めたときは、市長に対して要請依頼の要望を行う。

《 派遣要請依頼書記載事項 》

- (ア) 災害の状況及び派遣を要する（直接通知）理由
- (イ) 派遣を必要とする期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項
(現地対策実施機関及び対策実施機関の対策事項)

第3 自衛隊及び災害派遣要請権者等の連絡場所【 参考編*2 参照 】

1 自衛隊派遣要請系統

(1) 要請手続き

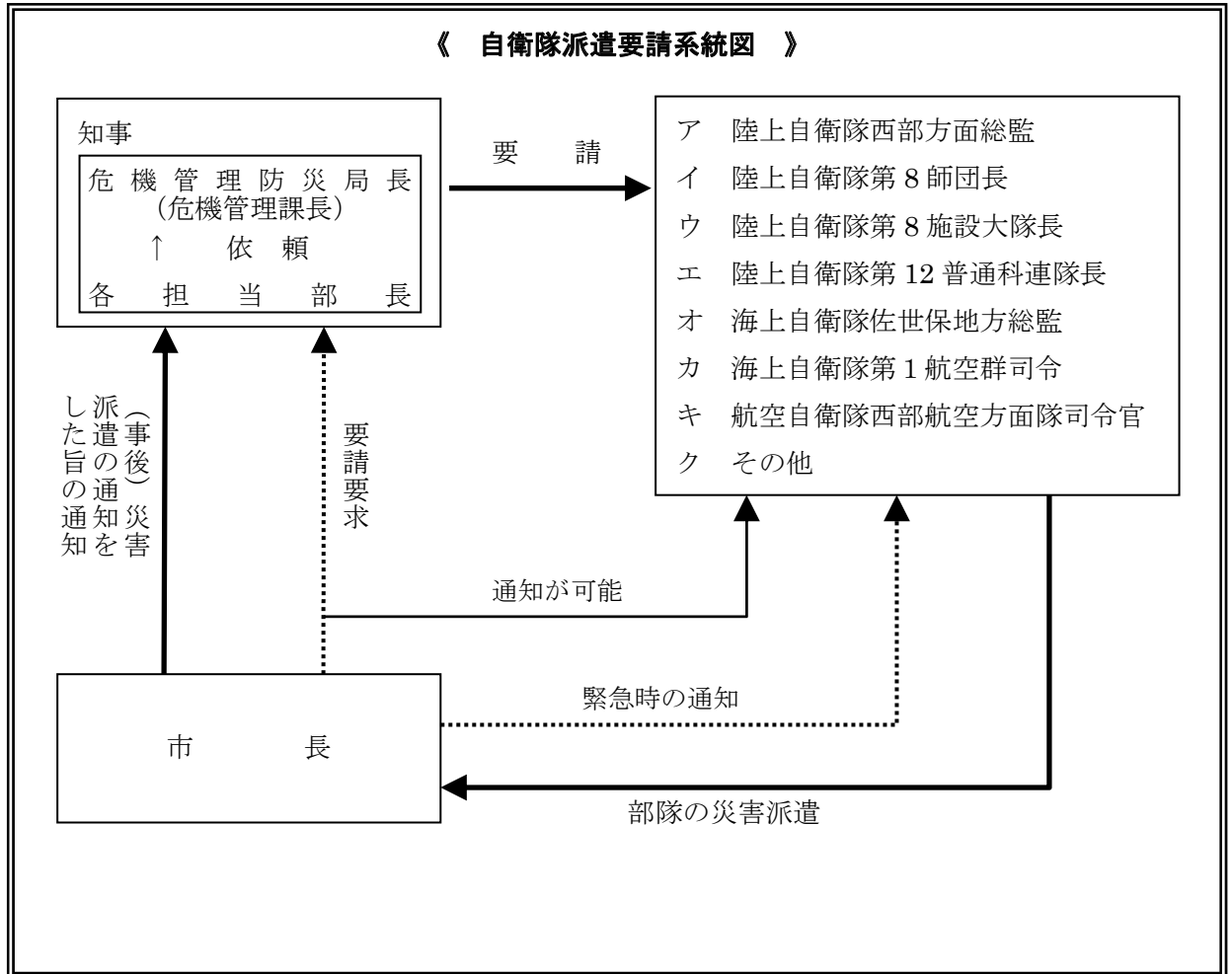
知事が、自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請することとされている。

ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達する。

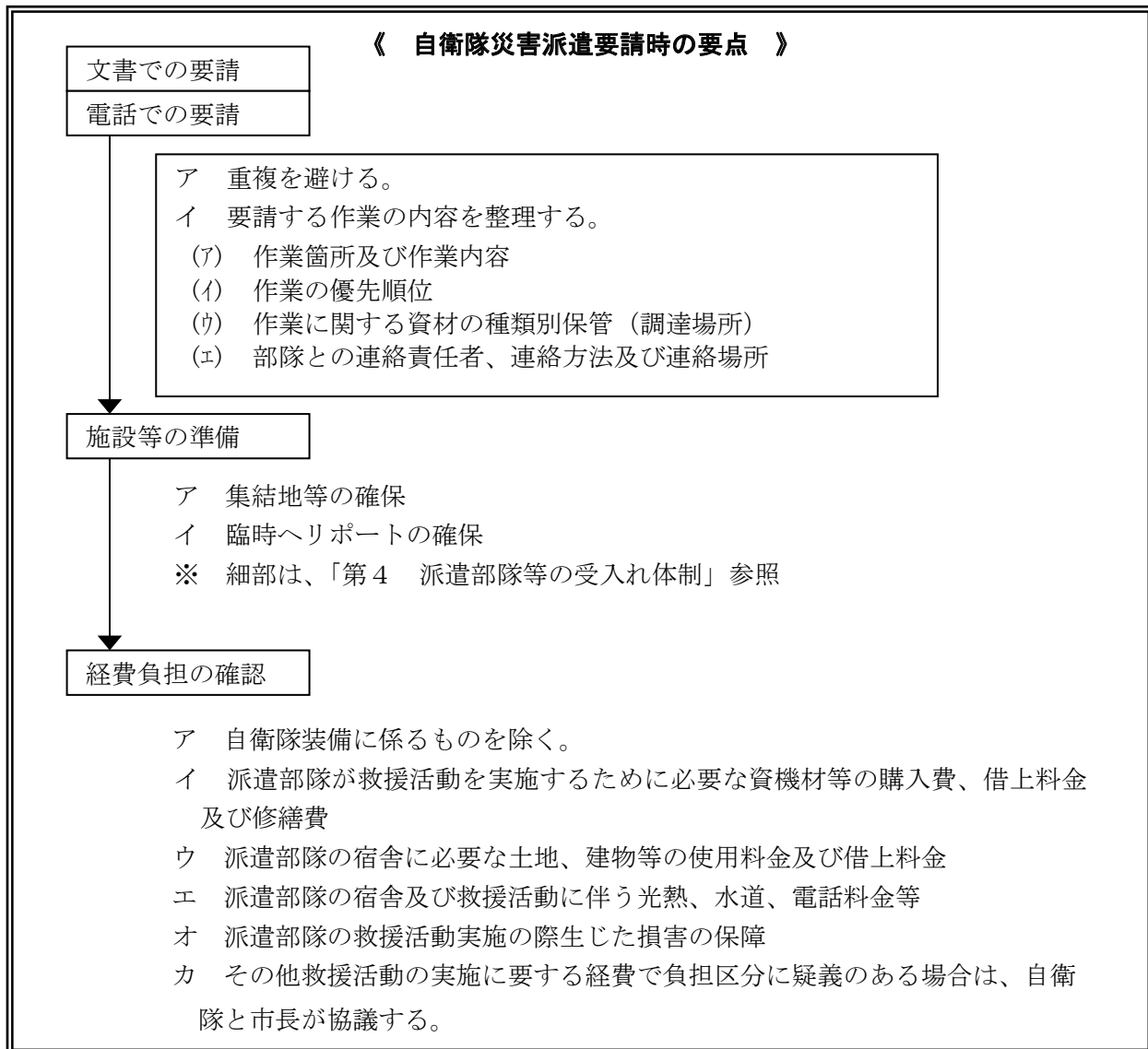
《 派遣要請依頼書記載事項 》

- ア 災害の状況及び派遣を要する理由
- イ 派遣を必要とする期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

*2 参考 3.1.5-(3) 自衛隊派遣要請連絡先



2 災害派遣要請の要点



第4 派遣部隊等の受入れ体制

1 所 管

災害派遣部隊の受入れ措置については、**本部総括班長**が派遣部隊及び関係各対策部長との緊密な連携のもとに実施する。

2 事前措置

市民安全部長は、災害派遣の実施に際して、次に掲げる措置を行う。

- (1) 派遣部隊との連絡の確保、派遣部隊の人員、装備等の確認
- (2) 派遣部隊の宿泊所、車両器材の保管場所の準備
- (3) 派遣部隊が使用する機械・器具・材料・消耗品等の準備

なお、準備を要する資機材で市において準備できないものについては、県にその協力を依頼し、なお不足する場合は、派遣部隊が携行する資機材等を使用する。

- (4) 派遣部隊が実施する具体的な作業の内容・場所・作業に要する人員の配置等に関する計画を作成する。

3 派遣部隊到着後の措置

- (1) 派遣部隊の集結地への誘導
- (2) 派遣部隊の責任者との作業計画等に関する協議、調整及び調整に伴う必要な措置
- (3) 市が準備する資機材類の品目・数量・集荷場所及びこれらの使用に関する事項、並びに派遣部隊の携行する資機材等の使用に関する事項についての協議
- (4) 派遣部隊の撤収時期等に関する協議
- (5) その他必要と認められる措置
- (6) 準備すべき主たる資機材

ア 部隊の救助活動が迅速かつ効果的に実施できるよう、作業に必要な資機材は特殊なものを除き、市において準備する。

イ 災害救助応急復旧作業に必要な材料、消耗品等は、市において準備する。

《 準備すべき主たる資機材 》		
品 名		摘 要
器具類	(ア) ベルトコンベアー	・掘土、搬土
	(イ) リヤカー、一輪車等	・小路運搬、短距離運搬用
	(ウ) スコップ、鍬	・土壌等の取扱
	(エ) その他土木機械	・土木作業
設備	(ア) 夜間照明設備	・夜間作業
	(イ) 給水用タンク、ポリ容器等	・作業部隊給水

- (7) 自衛隊災害派遣要請の範囲【 参考編*3 参照 】

本項については、計画編参考資料を参照する。

4 災害派遣の撤収要請

市長は、災害の救助活動が終了し、又はほかの関係機関で対処できる状態となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、速やかに知事に撤収要請依頼を行う。撤収要請の依頼は、電話等をもって報告した後、速やかに「撤収要請依頼書」を提出する。

《 撤収要請依頼書記載事項 》	
ア	撤収日時
イ	撤収要請の事由
ウ	事故の有無
エ	派遣人員及び従事作業内容
オ	その他必要な事項

*3 参考 3.1.5-(4) 自衛隊災害派遣要請の範囲

5 経費の負担区分

自衛隊派遣の往復滞在の諸経費は原則として自衛隊の負担となっているが、派遣部隊が活動に要した経費のうち、次にあげるものは市の負担とする。ただし、2以上の地域にわたる場合は、関係市町村と協議して負担割合を定める。

市民安全部長は所要の協定を結び、又は協議により経費の負担区分を定める。

《 経費の負担区分 》

- ア 派遣部隊が救助活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- エ 派遣部隊の救助活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）
- オ その他救助活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合には、自衛隊と市が協議する。

6 集結地の確保

- (1) 災害派遣部隊の被災地における指揮所や宿泊・必要資材の集積・炊事場・駐車場などの活動拠点として、集結地を確保する。
- (2) 面積の目安
 - ア 駐車場：車1台分の基準は3m×8m
 - イ 連隊級の部隊：約15,000 m² (122m×122m)
 - ウ 師団級の部隊：約140,000 m² (374m×374m)

7 臨時ヘリポートの設置【 参考編*4 参照 】

- (1) 災害が発生した際、連絡、偵察、救助、輸送のため必要に応じて臨時ヘリポートを設置する。
災害に際し、ヘリコプターを要請した場合の臨時ヘリポートを次の場所に設置する。
- (2) ヘリコプター発着場の条件
自衛隊の災害派遣に際し、陸上自衛隊第12普通科連隊長及び海上自衛隊第1航空群司令に通報しておく。
また、平素から市民への周知を図る。
 - ア 山間部は、乱気流及び吹き出し等のない場所。
 - イ 発着点は、高草地（60cm以上）は不可。
 - ウ 発着点に障害物（樹木、電線等）のないこと。
 - エ 避難所とヘリポートを明確に離隔すること。
 - オ 安全上の監視員を配置する。

*4 参考2.2.9-(1) ヘリポート発着点付近の基準

第6節 技術者・技能者及び作業員の確保計画

この計画は、災害対策に必要な技術者・技能者及び作業員等の動員を円滑に行い、災害対策の万全を期する。

《 主な担当班 》

☐本部総括班 ☐各班

第1 作業員等の確保対策

1 作業員等の確保

(1) 作業員の要請

災害対策を実施するための必要な作業員等の確保は、次の方法による。災害時の状況に応じ適切な手段を採用する。

ア 災害対策実施機関の関係者等の動員

イ 関係機関の応援派遣による技術者等の動員

ウ 川内公共職業安定所による作業員の斡旋

エ 緊急時における従事命令等による作業員等の強制動員

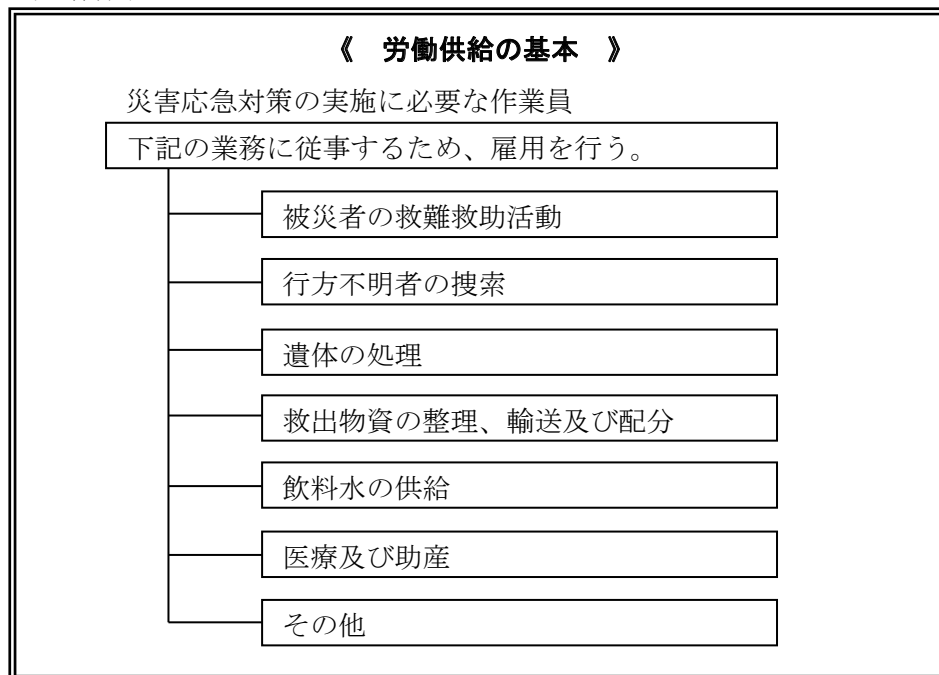
オ 日赤奉仕団、ボランティアの協力動員

(2) 要員確保

本部長は、技術者・技能者及び作業員等の雇用を行い、不足する場合は川内公共職業安定所長へ斡旋を要請する。

各班は、作業員の確保が必要な場合は、**行財政対策部**及び**経済対策部**へ依頼する。

(3) 必要な作業種別



2 応援要請による技術者等の動員

みずからの技術者等確保が困難な場合、次の事項を明示して防災関係機関等に必要な技術者の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員等の派遣について必要な事項

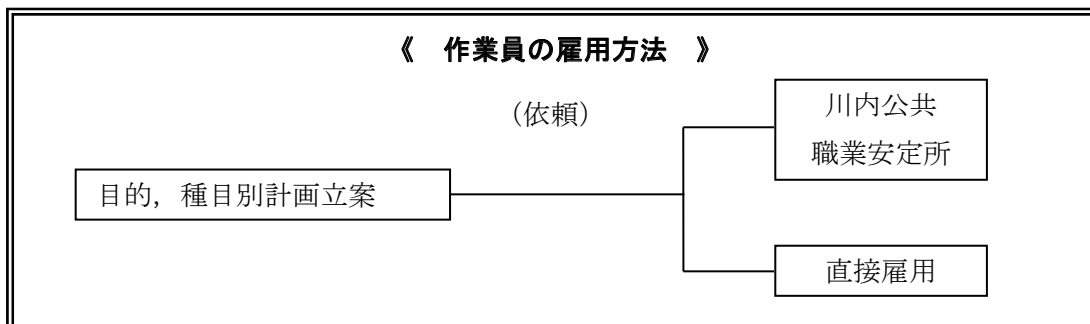
第2 公共職業安定所への作業員供給要請

1 作業員供給手続

- (1) 作業員確保が困難な場合、川内公共職業安定所に次の事項を明示して必要な作業員の供給斡旋を要請する。
- (2) 要請内容

《 作業員供給要請事項 》		
ア 必要作業員数	イ 男女別内訳	ウ 作業の内容
エ 作業実施機関	オ 賃金の額	カ 労働時間
キ 作業場所の所在	ク 残業の有無	ケ 作業員の輸送方針
コ その他必要な事項		

- (3) 雇用方法



- (4) 賃金

市が就労者に支払う賃金の額は、原則として同地域における同種職種に支払われる額とする。

《 賃金の支払い基準 》
ア 公共職業安定所管内における業種別標準賃金（原則）
イ 公共職業安定所と雇用機関の協議によって決定
ウ 救助法が適用された場合、法の規定する賃金

(5) 支払方法

《 賃金の支払方法 》	
ア	毎日支給が原則
イ	公共職業安定所と雇用機関の協議によって決定
ウ	現場に近いところで作業員に直接支給

第 3 従事命令等による労働力の確保

1 命令の種類と執行者

災害応急対策の緊急実施のため前述の手段による作業員等の確保が困難な場合、各法律に基づく、次の強制命令執行により労務者等の確保を図る。

対 象 作 業	命令区分	根 拠 法 律	執 行 者
消防作業	従事命令	消防法第 29 条第 5 項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者、消防団長 及び消防局長
災害救助作業	従事指示	救助法第 7 条	知 事
災害救助作業	協力命令	救助法第 8 条	知 事
災害応急対策作業 (救助法による救助を除く。)	従事命令	災対法第 71 条	知 事
	協力命令	災対法第 71 条	知 事
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災対法第 65 条第 1 項	市 長
		災対法第 65 条第 2 項	警察官、海上保安官
		警察官職務執行法第 4 条	警 察 官

2 命令の対象者

命令の種別による従事対象者は次のとおりである。

命 令 区 分	従 事 対 象 者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助、災害応急対策作業 (救助法及び災対法による知事の 従事命令)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 6 地方鉄道事業者及びその従事者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送事業者及びその従事者 9 船舶運送事業者及びその従事者 10 港湾運送事業者及びその従事者
災害救助、災害応急対策作業の知事 の協力命令	救助を要する者及びその近隣者
災害応急対策全般（災対法による 市長、警察官、海上保安官の従事 命令）	市域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害応急対策全般（警察官職務執行 法による警察官の従事命令）	その場に居合せた者、その事物の管理者その他関係者

3 従事命令等の執行

(1) 知事の従事命令執行は次の方法による。

- ア 災害救助法が適用されたとき ……同救助法に基づく従事命令（社会福祉課担当）
- イ 災害救助法が適用されないとき …災対法に基づく従事命令（危機管理防災課担当）
- ウ 知事（知事が市長に権限を委任した場合、市長）の従事命令の執行に際しては、法令等の定める令書を交付する。

(2) 知事以外の従事命令等発令者が発令する従事命令等には、令書の交付は必要としない。

第7節 ボランティアとの連携等計画

本計画は、災害の規模が大きく、対策要員に不足を生ずるとき、災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため、民間団体の協力を要請する。

《 主な担当班・機関 》

□本部総括班 □福祉班 □経済対策班 □社会福祉協議会

第1 ボランティア参加の受入れ

1 ボランティアの受入れ

民間団体に対する協力の要請は、市長が行い、**保健福祉対策部**が実施する。

県、日本赤十字社、市社会福祉協議会等と連携し、ボランティアに関する情報の収集及びニーズの把握に努めるとともに、情報を示してボランティアの参加・協力を求め、労務の提供を受ける。

また、ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が得られるよう支援に努める。

(1) 協力依頼

ボランティア受入れは、市長が市社会福祉協議会に協力を求めて行う。

(2) 支援及び補助

市社会福祉協議会が中心となり、ボランティア連絡協議会を組織し、ボランティア団体及び個人登録等の活動体制の確立を依頼し、業務遂行のための支援及び補助を行う。

(3) 環境整備

福祉班は、ボランティア調整機関が立ち上がるまでの間、支援窓口となり、活動しやすい環境づくりや災害が長期化した場合の支援及び環境整備に努める。

(4) ボランティア調整機関

ボランティアの活動は、あくまでも自主性を尊重するものとし、活動の方針決定や人員の派遣等の業務はボランティア調整機関に委ねる。

2 ボランティア活用計画

(1) 参加、協力が求められるボランティア

- ア 日本赤十字奉仕団（県支部へ依頼）
- イ 大学等の学生
- ウ 公務員
- エ 災害救助活動に必要な専門技能を有する者
- オ その他、各種ボランティア団体等

(2) ボランティア活動の内容

- ア 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- イ 避難所の運営

【 一般災害対策編 】

〈第3部 第1章 第7節 ボランティアとの連携等計画〉

- ウ 炊き出し、その他の災害救助活動
- エ 高齢者、病人等の看護
- オ 被災地の清掃及び防疫
- カ 軽易な事務の補助
- キ アマチュア無線による情報の収集、伝達
- ク その他、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業

なお、活動内容の選定にあたっては、ボランティアの意見を尊重して決定する。

3 民間団体の活用計画

市長は、災害時において民間団体活用の必要が生じたとき、民間団体に対し次の事項を示して応援協力を求め、応急対策にあたる。

(1) 要請方法

本部総括班長は、協力に要する業務に適する団体の長に対し、次の事項を明示して協力を要請するものとする。

- ア 業務の内容
- イ 場所
- ウ 期間
- エ 必要人員数
- オ その他必要な事項

(2) 協力を要請する業務の内容

- ア 災害現場における応急措置と患者の搬出、危険箇所の発見及び連絡等の奉仕
- イ 救護所の設置に必要な準備、救護所における患者の世話等の奉仕
- ウ り災者に対する炊き出し、給水の奉仕
- エ 警察官等の指示にもとづく、り災者の誘導、搬出家財等の監視と整理の奉仕
- オ 関係機関の行う被害調査、警報、伝達の連絡奉仕

《 民間団体の組織と活動内容 》

被要請団体	要請時の明記事項	協力活動内容
地区コミュニティ協議会 自治会 自主防災組織 土木建築業者 農業協同組合 商工会議所・商工会 女性団体・その他の団体	ア 応援を必要とする理由 イ 作業の内容 ウ 従事場所 エ 就労予定期間 オ 所要人員 カ 集合場所 キ その他参考事項	ア 被災者に対する炊出作業 イ 被災者に対する救出作業 ウ 救助物資の輸送配給作業 エ 清掃防疫援助作業 オ 被害状況の通報連絡作業 カ 応急復旧作業現場における 軽微な作業 キ その他必要とする作業

第2 ボランティア活動支援

1 ボランティアの登録

救援活動は、即時的な対応が必要であり、ボランティアの希望者の氏名や活動の種類等を事前に把握しておく必要がある。このため、登録制とする必要がある。

2 ボランティアへの支援

(1) 情報交換

ア 市災対本部は、ボランティアが把握した情報についても積極的に受入れを行い、被害状況の全体像の把握に努める。

イ 市災対本部は、ボランティア活動が効果的に行われるよう、災害による被害や避難者の状況及び市災対本部の活動状況等の情報を提供する。

(2) 活動拠点等の提供

市災対本部とボランティアとの情報交換が適切に行えるよう、ボランティアの活動拠点を確保し、必要な資機材を備える。

(3) ボランティア準備体制

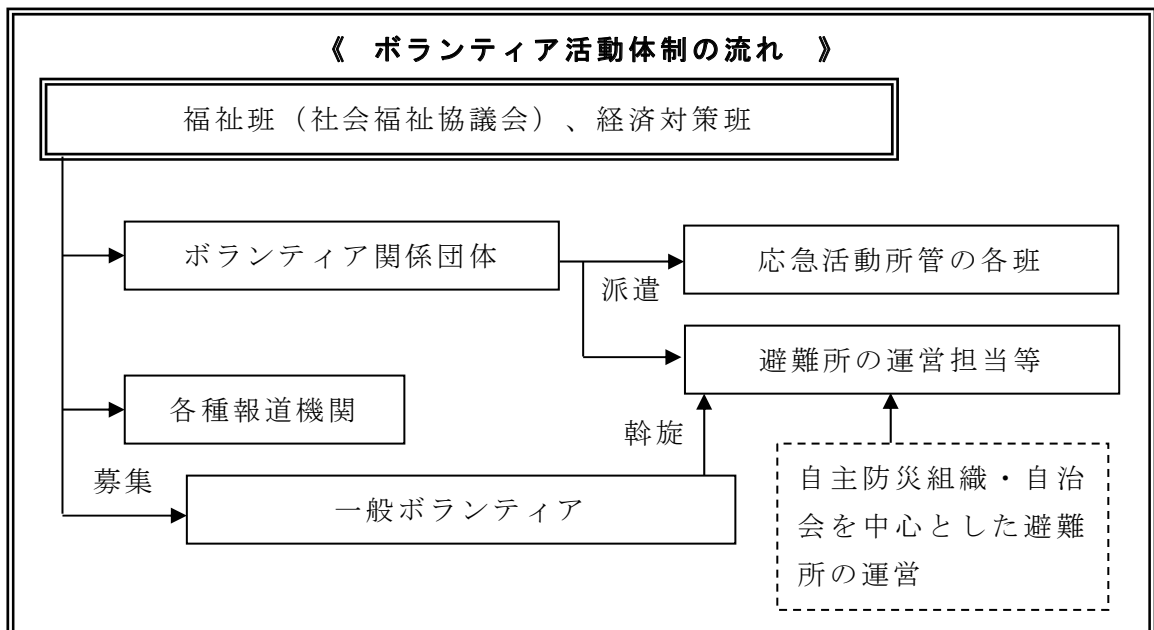
市災対本部は、ボランティア活動への申し出があった場合、次の措置をとる。

ア ボランティア調整機関が機能するまで活動等の問い合わせへの対応

イ 受入れ体制として活動拠点の準備

ウ 広報紙等による募集要領等の広報

エ ボランティア調整機関の運営に関する協力及び連絡調整



3 災害ボランティア情報センターの設置

全国的支援組織やボランティア情報の集約や発信・受信基地としての機能を確保するため、「災害ボランティア情報センター」等の設置をはじめ、防災ボランティアの活動及び支援体制の整備、構築を目指す。

(1) ボランティア情報センターの設置

- ア 市社会福祉協議会において「市災害ボランティア情報センター」を整備する。
- イ 現地支援センターを開設する。

(2) ボランティア情報センターの業務

「災害ボランティア情報センター」は、次の業務を行う。

- ア 市災対本部との連携による災害情報の収集及び提供
- イ 災害ボランティア現地支援センターの開設・運営のバックアップと連絡調整
- ウ 全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整
- エ 被災地における現地支援センターの開設と必要なスタッフの確保

4 災害ボランティア現地支援センターの開設

災害発生後、「災害ボランティア現地支援センター」を整備し、市災対本部と連絡を取り、被害状況に応じた活動拠点・資機材を確保するとともに、運営スタッフの要請・確保を行う。

(1) 災害ボランティア現地支援センター

「災害ボランティア現地支援センター」は次の業務を行う。

- ア ボランティアニーズの把握及び情報提供
- イ 派遣の要請（要否を含む。）等情報センターとの連携を図る。
- ウ ボランティアの受入れ・受付
- エ 活動に関する事前研修（活動形態・宿泊・内容等）
- オ ボランティア活動情報の集約・管理
- カ 市災対本部との連絡調整

(2) その他の外部ボランティア組織や地元ボランティアのネットワークを形成し活動を支援する。

(3) 市社会福祉協議会等は、被害の程度により、ボランティア現地支援センターに対して積極的に人的な協力を努める。

5 ボランティア活動に必要な情報の提供体制の整備

災害時に市災対本部からリアルタイムで被災情報が把握でき、通信等で団体やボランティアに対する情報発信ができるシステムの構築を検討する。

第8節 災害警備体制計画

災害時における市民の身体及び財産を保護し、社会公共の安全と秩序の維持にあたる。

なお、実施の際の警備体制や方法等は、県警察本部（薩摩川内警察署）の公安警備計画による。

《 主な担当班・機関 》

☐本部総括班 ☐消防班 ☐警察署 ☐消防団

第1 災害警備体制

1 警察の任務

(1) 警察（薩摩川内警察署）の任務

- ア 情報の収集伝達
- イ 被害実態の把握
- ウ 警戒区域の設定
- エ 被災者の救出救護
- オ 行方不明者の搜索
- カ 被災地、危険箇所等の警戒
- キ 住民に対する避難の指示及び避難の誘導
- ク 不法事案等の予防及び取締り
- ケ 避難路及び緊急輸送路の確保
- コ 交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- サ 民心の安定に必要な広報活動
- シ 関係機関が行う防災活動に対する協力

(2) 警備体制

警察における警備体制及び所掌事務については、警察署長の定めるところによる。

(3) 社会的混乱の抑制

県警察は、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃など各種犯罪に関する情報収集及び適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。

第2 自衛警備活動

1 自衛警備活動

被災地の盗難、火災等の二次災害を防止するため、警察・消防団と連携し、地域の住民組織による巡回・警備活動を促進する。（自主防災組織育成：災対法第5条第2項）

2 市の自衛警備活動

市長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、薩摩川内警察署長に連絡する。

第2章 警戒避難期の応急対策計画

第1節 気象警報等の収集・伝達計画	☐ 本部総括班 ☐ 情報収集応援班 ☐ 広報班 ☐ 建設班
第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画	☐ 本部総括班 ☐ 情報収集応援班 ☐ 各班
第3節 広報計画	☐ 広報班 ☐ 市民支援班 ☐ 福祉班
第4節 水防計画	☐ 本部総括班 ☐ 建設班 ☐ 農林水産班 ☐ 消防班 ☐ 消防団
第5節 土砂災害等の防止対策計画	☐ 本部総括班 ☐ 建設班 ☐ 林務水産班 ☐ 消防班
第6節 避難計画	☐ 本部総括班 ☐ 広報班 ☐ 福祉班 ☐ 教育班 ☐ 消防班
第7節 交通確保・規制計画	☐ 建設班 ☐ 警察署
第8節 緊急輸送計画	☐ 本部総括班 ☐ 財政車両管理班 ☐ 経済対策班
第9節 緊急医療計画	☐ 救護支援班
第10節 要配慮者への緊急支援計画	☐ 福祉班 ☐ 救護支援班 ☐ 経済対策班 ☐ 教育班

第1節 気象警報等の収集・伝達計画

本計画は、災害発生に関係のある気象予報・警報等の収集伝達、通報の系統、要領等を定めて、収集伝達実施の迅速、確実化を図り、災害発生の防止及び被害の軽減を期する。

《 主な担当班 》

☐本部総括班 ☐情報収集応援班 ☐広報班 ☐建設班

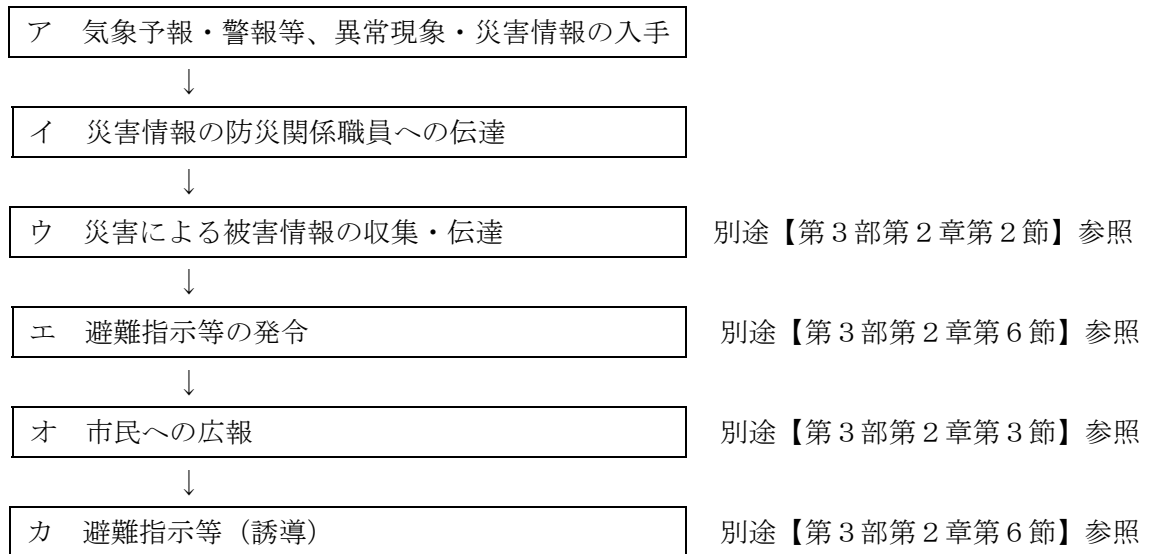
第1 予報・警報等の種類・基準

1 情報種類伝達の流れ

(1) 情報の収集及び伝達事項は、概ね次の内容である。

各班は、各種情報の緊急性、重要性等を判断し必要な措置をとる。

なお、本節では下記のア及びイの内容とし、ウ以下は別節で取り扱う。



2 気象予報・警報等情報種類

(1) 気象予報・警報等情報の種類及び発表基準【 参考編*1*2 参照 】

気象予報・警報の発令は、鹿児島地方気象台から発表される気象予報・警報の種類及び発表の基準に準ずる。

(2) 特別警報の種類及び発表基準等

特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。

(3) 注意報・警報の地域細分【 参考編*3 参照 】

気象情報に伴う災害の発生が予想される地域を技術的に特定することができ、それが防災上、必要と考えられる場合には、地域を細分して注意報・警報を発表する。

(4) 異常現象等の通報（災対法第54条）

ア 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市長又は警察官に通報しなければならない。

イ 異常な現象等の通報を受けた警察官は、速やかに市長に通報しなければならない。

ウ 異常な現象の通報を受けた市長は、鹿児島地方気象台及び県（危機管理防災局、北薩地域振興局建設部、北薩地域振興局建設部甕島支所、北薩地域振興局農林水産部）その他関係機関に通報しなければならない。

エ 異常な現象とは概ね次にあげる自然現象をいう。

堤防の水もれ、地割れ、海面の急激な低下等で災害が発生する有力な徴候

3 気象警報等の発表

特別警報・警報・注意報、気象情報等及び火災気象通報・火災警報は次により、それぞれの担当機関が発表し、解除するものとする。

ただし、気象情報の解除は行わない。

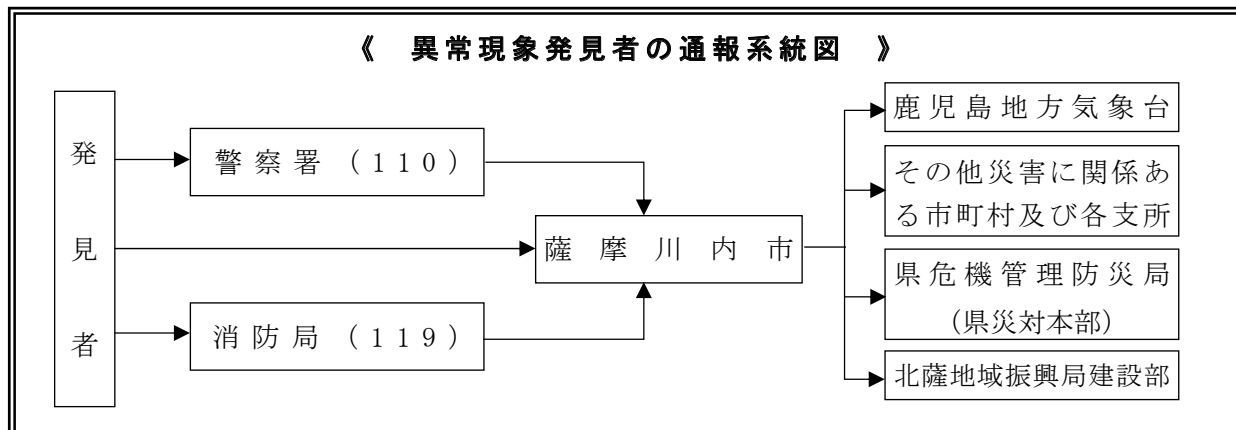
なお、担当機関による発表は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、住民の自発的な避難判断等を促すため、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相

*1 ● 参考 3.2.1-(1) 注意報及び警報の種類並びに発表の基準

*2 ● 参考 3.2.1-(2) 警報等の区分

*3 ● 参考 3.2.1-(3) 薩摩川内市の細分区域

当情報に区分して発表される。

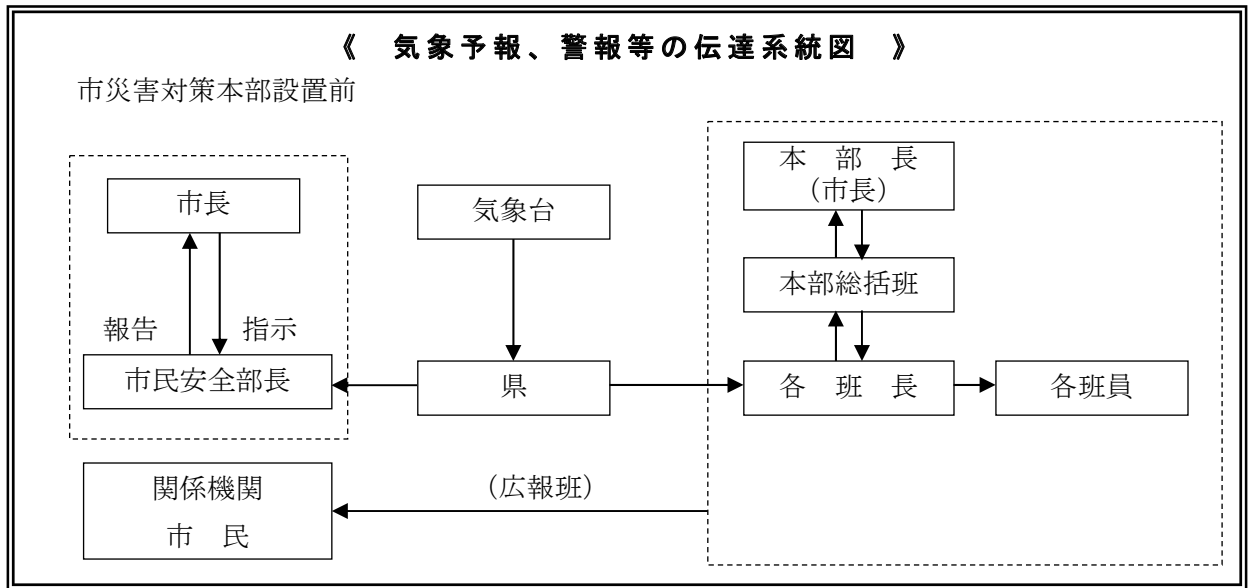


第2 注意報警報等の伝達

1 気象予報・警報等の伝達計画【 資料編*4 参照 】

- (1) 気象台が発表する気象予報・警報等は、知事から県防災行政無線で市及び消防局等に伝達される。
- (2) 市長は、県の機関から特別警報の通知を受けた場合、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。
- (3) 気象予報・警報や異常現象の伝達を受けた職員は、直ちに本部総括班長に報告する。本部総括班長は本部長の指示を受けるとともに、市災対本部を設置する場合はその指示等を各班に伝達する。
- (4) 各班長不在の場合は、それぞれ各班の上席者がその任務を代行する。
- (5) 関係機関への連絡は、原則として電話、市防災行政無線にて行い、不必要な混乱を避けるため、連絡相手は各機関の責任者（あるいは責任者の指定した者）とする。特別警報の通知にあたっては、ファクシミリ、インターネット、緊急速報(エリアメール等)等も利用し、通知に万全を期する。
- (6) 広報班は、市民に広くかつ早急に伝達する必要がある場合には、市防災行政無線又は広報車等による広報を行う。時間的余裕のない場合、臨機応変に対処し、経過を速やかに上司に報告する。特別警報の周知にあたっては、インターネット、緊急速報(エリアメール等)、コミュニティFM（FMさつませんだい）等も利用し、万全を期する。
- (7) 警報等の連絡の受理体制を常に確立し、警報等の連絡を受けたときは速やかに本部員及び市民に周知徹底する。この場合、要配慮者関連施設への伝達に配慮する。

*4 資料 3.2.1-(1) 気象予報・警報等の伝達系統図



第3 警報の受領責任及び伝達方法

1 洪水予報及び水防警報の種類

(1) 鹿児島地方気象台が行う水防活動用の予報及び警報

気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(2) 鹿児島地方気象台・九州地方整備局が共同して行う洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定による洪水予報・警報は、知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(3) 県が行う洪水予報の通知

(1)及び(2)による水防活動用の予報・警報を受けた県は、通信連絡系統により地域振興局建設部、その他の出先機関及びその他の水防関係機関に通知し、地域振興局建設部は、関係水防管理者に通知する。

2 各河川の水防警報

水防管理者は、河川の水位が水防団待機水位に達したとき「待機」、水防団待機水位を超え、氾濫注意水位を突破すると思われるとき「準備」、氾濫注意水位に達し、なお上昇の見込みのあるとき「出動」の各水防警報を発するものとするが、各河川ごとの発表基準は次のとおりである。

(1) 各河川の水防警報の発表基準【 計画編 第3部第2章第4節 参照 】

3 火災気象通報

(1) 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて鹿児島地方気象台が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を知事に通報する。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市長に通報しなければならない。

【 一般災害対策編 】

〈第3部 第2章 第1節 気象警報等の収集・伝達計画〉

(2) 火災警報

市長は、火災予防条例施行規則による火災に関する警報は、次の気象状況の一つに該当し、火災予防上危険であると認められるとき発令する。

ア 実効湿度が65%以下で最低湿度が35%以下となるとき

イ 平均風速12m/s以上の風が吹く見込みのとき

4 警報の受領責任及び伝達方法

(1) 関係機関から通報された警報等（水防警報を除く。）は、市民安全部長（時間外にあっては警備員）及び消防局長において受領する。

(2) 時間外に警報等の通報を受けた警備員は、直ちに市民安全部長に報告する。

(3) 警報等を受領した市民安全部長は、大きな災害が発生するおそれがあると認めたとき、又は大規模な災害発生を覚知したときは、直ちに市長にその旨を報告する。

(4) 警報等の受領にあたっては、次の事項について文書をもって記録する。

ア 警報等又は災害の種類

イ 発表又は発生日時

ウ 警報等又は災害の内容

エ 送話者及び受話者の職、氏名

オ その他必要な事項

防災関係機関及び各事業所等は、気象警報等について携帯ラジオ等により積極的に情報を収集する。

第4 浸水想定区域に係る予報・警報の伝達

災害に関する洪水予報等の伝達に関し、その区域ごとに定めておく。

第5 特別警報が発表された場合の市民等の対応【 参考編*5 参照 】

市民等は、特別警報が発表された場合、身を守るため最善を尽くすものとする。

*5 参考 3.2.1-(4) 特別警報発表時における市民等の対応例

第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画

本計画は、災害情報及び被害状況等を迅速、かつ確実に収集し、通報報告するため、必要な事項を定め、応急対策の迅速を期するものである。

《 主な担当班 》

□本部総括班 □情報収集応援班 □各班

第1 災害情報の収集

1 初期情報の把握

応急対策活動は、まず、正確な情報及び被害情報を迅速に把握することにはじまり、災害の事態に対応した応急対策を的確かつ速やかに実施する。担当は**市民安全対策部**とする。

情報の収集においては、以下の情報を収集する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

なお、市及び県は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察機関等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。被災者の中に配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(1) 被害状況調査等

防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会からの情報をもとに、被害状況の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努める。

災害の初期の段階においては具体的な被害状況によらず、通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報とする。

(2) 災害情報の把握内容

被害規模を早期に把握するため、主として次の初期情報等の収集を行う。

《 収集すべき災害情報等の内容 》

- ア 人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数、行方不明者の数を含む。）
- イ 住家被害（全壊、倒壊、床上浸水等）
- ウ 津波被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）
- エ 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- オ 出火件数、又は出火状況
- カ 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故等）
- キ 輸送関連施設被害（道路、港湾・漁港）
- ク ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道、下水道施設被害）
- ケ 避難状況、救護所開設状況、救出・医療救護関係情報
- コ 交通機関の運行、道路の状況
- サ 災害の状況及び社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

2 災害情報等収集報告系統図【 資料編*1 参照 】

本項については資料編を参照する。

3 災害情報の収集計画【 資料編*2 参照 】

(1) 情報総括責任者の指定：情報収集応援班

ア 連絡・報告

各班長は、災害発生と同時に被害状況について調査・収集にあたり情報連絡員を定め、被害の集約を情報収集応援班に報告する。

イ 情報連絡員は各地区及び各班に1名以上を定める。

各班の情報連絡員は、班長を補佐し、被害状況を集約しとりまとめる。

(2) 災害情報の収集

ア 各班は、災害発生と同時にそれぞれの所属する班の災害状況について調査、収集を行う。

イ 情報の収集等迅速、正確を期するため、あらかじめ定める報告用紙、被害調査要領、連絡方法等に従い報告する。

ウ 広報班において、被害の程度及び状況が分かるよう、また、被害の報告、広報写真として役立つような写真等の撮影を行う。

エ 各地区での情報収集活動

夜間及び休日、退庁後において、本庁集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、「地区情報連絡班」を設置し、地元の消防団員、自治会長等と連携して被害状況の収集を行う。

(3) 災害調査部隊等の編成

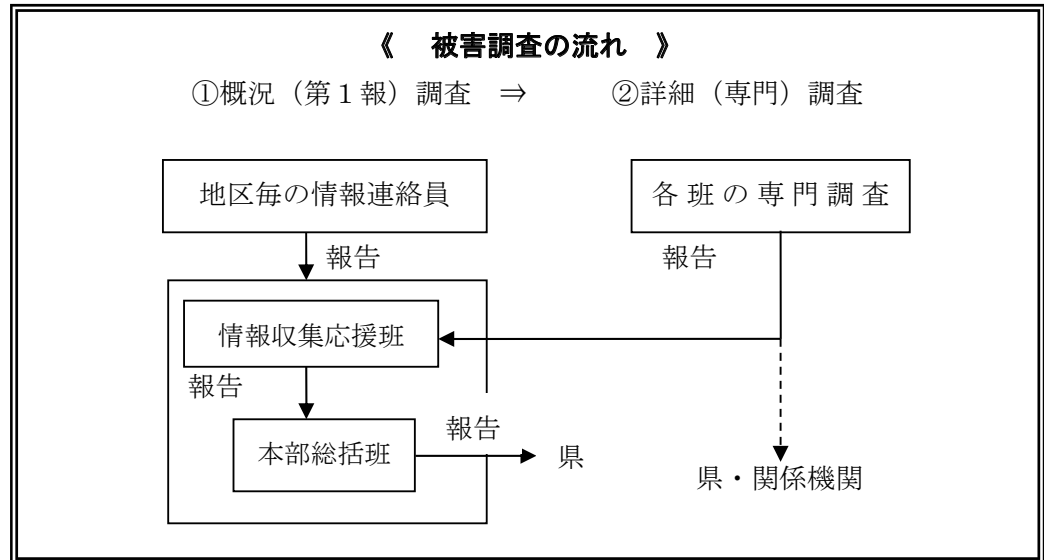
各班は、災害が発生したときは、直ちに所管する施設（住家、土木施設、農林水産物、農林水産業用施設、商工業施設）等の状況を専門の技術員、関係職員等からなる災害調査部隊

*1 資料 3. 2. 2-(1) 災害情報等収集報告系統図

*2 資料 3. 2. 2-(2) 災害調査分担表

等を編成して被害状況を調査する。

また、勤務時間以外で本庁に登庁が不可能な場合、地区情報連絡班の設置、自治会長、自主防災組織の協力等により被害状況を集約する。

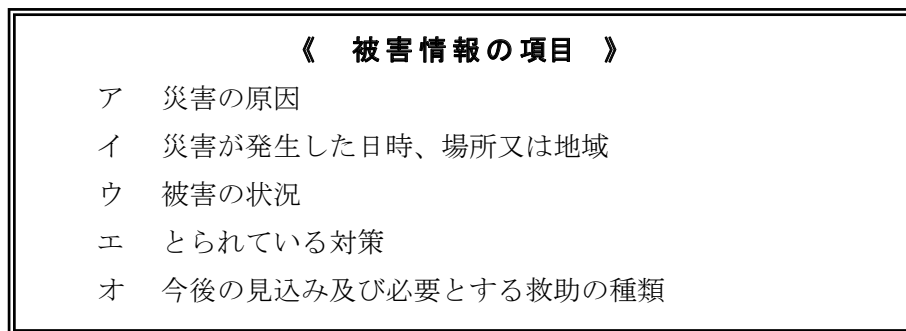


第2 被害情報の調査要領、伝達

1 被害状況の調査要領

次の点に留意し、被害状況を的確に調査し伝達する。

(1) 被害情報項目



(2) 被害認定基準

被害状況調査にあたっては、救助法適用の「被害認定基準」に基づき判定を行う。

(3) 被害状況によっては、時刻、現場の状況から具体的な調査が困難な場合もあるので、当該地域に詳しい関係者の協力により概況を把握し、被災人員についても、平均世帯により計算し速報する。

(4) 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生したときは、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。

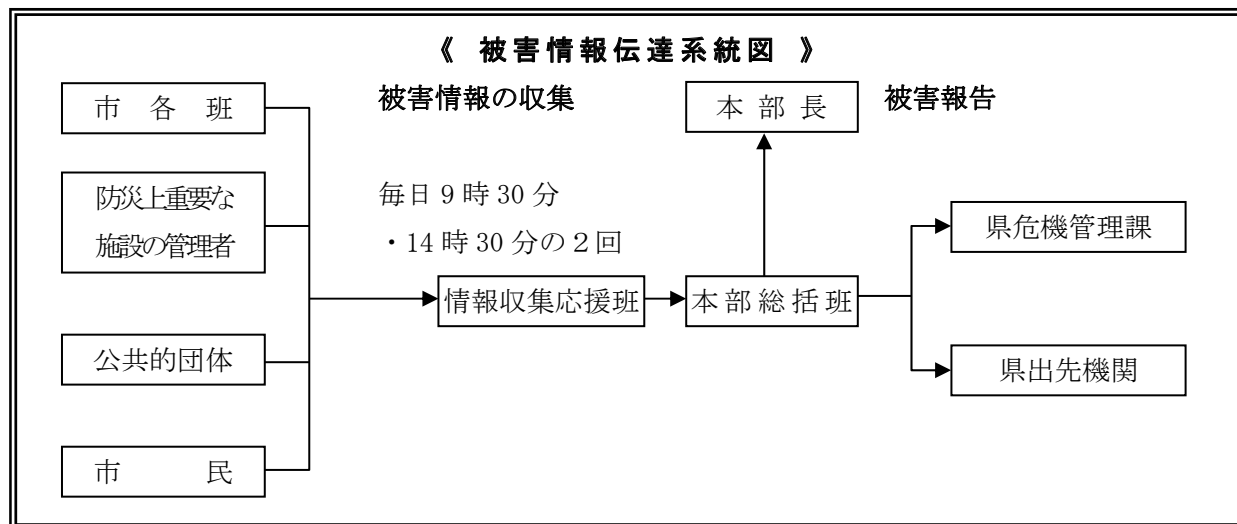
(5) 被害が甚大なため、市のみでは被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県及びあらかじめ定めた組織により応援を求めて実施する。

2 被害情報の伝達、報告

(1) 被害情報の伝達系統

災対法及びほかの法令の規定に基づく被害の情報収集は情報収集応援班が行う。

収集した被害情報については、次に示す伝達系統図及び災害応急対策動員配備表に基づき、連絡を密にしておく。



ア 各部の部の所掌に係る災害情報の収集を行う班は、部内とりまとめのうえ、被害状況の調査報告を毎日9時30分と、14時30分の2回、情報収集応援班に報告する。情報収集応援班は、最終的な被害情報を総括表にまとめておく。

イ 各支部の地域振興班長は被害情報を集約し、情報収集応援班へ被害状況を報告する。

第3 被害情報の報告基準

1 被害情報の報告要領

迅速に概括情報の収集を行い、緊急の場合は災害即報等の所定の様式によらず、直接、電話等により防災関係機関へ連絡を行う。

(1) 県への報告

災害が発生したとき、災対法第53条第1項の規定に基づき、速やかに、災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県に報告しなければならない。

また、同時多発火災や大規模事故等が発生し、「火災、災害等即報基準」に該当する場合には県及び消防庁に報告する。

(2) 県への報告要領

災対法及びほかの法令の規定に基づく災害の情報収集、被害状況及び部門別被害状況報告の取扱いについては、「県災害報告取扱要領（県地域防災）」の定めるところによる。

種類	提出期限	様式	適用
(1) 第1報	登庁直後 災害発生直後	(別表) 災害状況速報	第1報（参集途上の被害、庁舎周辺の被害状況） ①勤務時間外（本部連絡員の登庁直後） ②勤務時間内（災害発生直後）
(2) 人命危険情報 中間集約結果報告	災害発生後、できる限り早く		この段階で市災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難指示等、救助法の適用申請等必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告する。

(3)人命危険情報 集約結果(全体概要) 報告	災害発生後 1時間以内。 遅くとも2時間 以内		県への報告は、「災害情報等報告系統」と同一の 方法を用いる。
(4)災害即報	覚知後30分後可 能な限り早く		報告(通報)すべき災害等を覚知したとき、原則 として覚知後30分後可能な限り早く、わかる範囲 で、第1報を報告し、以後判明したものから随時 報告する。

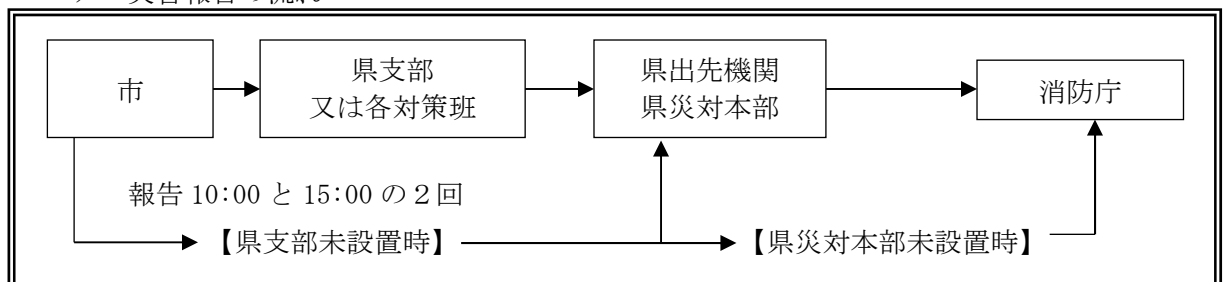
種類	提出期限	様式	部数
(5)災害確定報告	応急対策終了後20日以内	様式第1号	1部
(6)災害中間年報	12月20日までに報告	様式第2号	1部
(7)災害年報	4月30日までに報告	様式第3号	1部

(3) 災害情報等の報告系統【県防災】

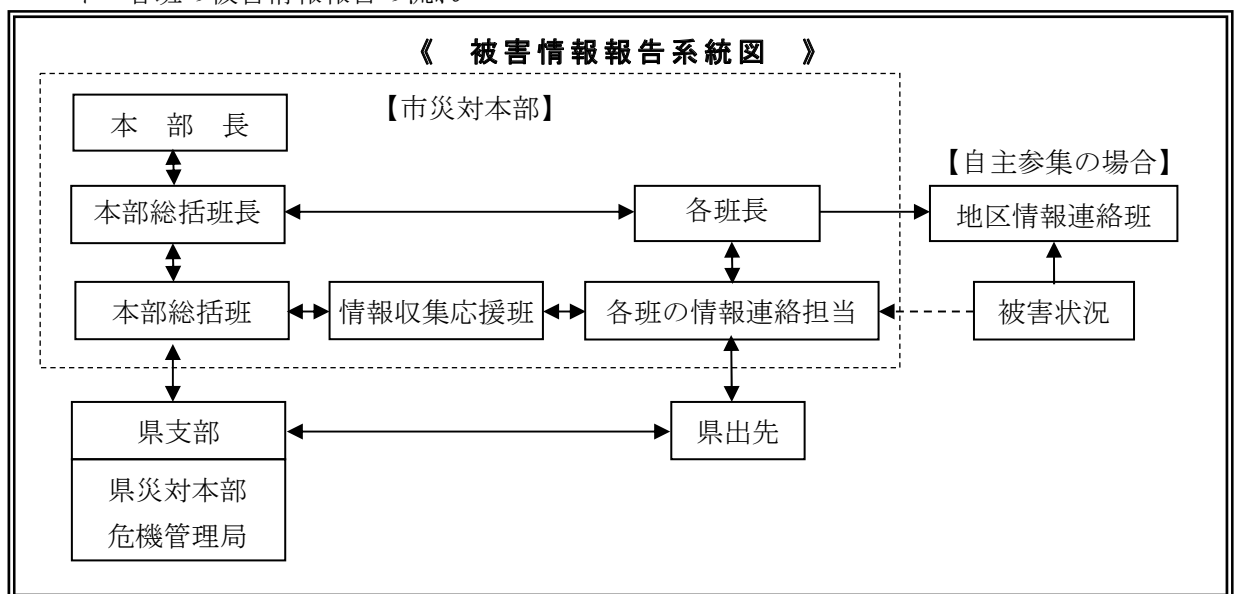
市長は、当該地域の災害情報及び被害情報を収集・把握し、県その他関係機関に報告する。

なお、通信途絶等により、県との連絡がとれない場合は、消防庁に直接被害情報等の連絡を行う。

ア 災害報告の流れ



イ 各班の被害情報報告の流れ



【 一般災害対策編 】

〈第3部 第2章 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画〉

ウ 人的被害情報の報告・集約・調整

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約し、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行う。

なお、県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害時における行方不明者等の氏名等の公表方針」（令和5年3月31日）に基づき市町村等と連携の上、行方不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな行方不明者等の絞り込みに努める。

第3節 広報計画

本計画は、市民及び報道機関に対する災害情報、被害状況その他の広報活動について、必要な事項を定め、もって災害広報の迅速化を図るものである。

《 主な担当班 》

☐広報班 ☐市民支援班 ☐福祉班

第1 広報体制の整備

1 広報体制の整備

(1) 運用体制の整備

市及び関係機関は、次により広報運用体制の整備を図る。

- ア 広報重点地区（各災害危険地区）
- イ 地区住民（要配慮者）の把握
- ウ 広報・広聴担当者の習熟
- エ 広報文案の作成
- オ 広報優先順位の検討
- カ 伝達ルートの多ルート化

(2) 広報施設・メディア

次の広報施設を最大限に利用し、市民に対する災害広報を実施する。

- ア 防災行政無線
- イ 広報車の巡回等
- ウ 報道機関を通じ、新聞、テレビ、ラジオ
- エ 広報紙及びポスター
- オ インターネット（市ホームページ、ポータルサイト及び市公式LINE、X等並びに県が運用するソーシャルメディア及び鹿児島県防災Web）
- カ Lアラート
- キ 緊急速報（エリアメール等）
- ク コミュニティFM（FMさつませんだい）放送
- ケ ワンセグ放送
- コ 関係資機材等

(3) 市民等からの問い合わせに対する対応

福祉班は、大規模災害の発生等により、市民からの問い合わせや相談等に対応するため、市役所内に各班により編成される「災害相談窓口」を開設する。

災害相談窓口においては、問い合わせや相談等の情報をもとに市民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努めることにする。

- ア 行方不明者の受付
- イ 罹災証明
- ウ 税の減免

- エ 仮設住宅への入居申請
- オ 住宅応急修理の相談
- カ 医療相談
- キ 生活相談等
- ク 災害によって生じる法律問題

第2 広報要領

災害状況の広報については、広報班を主管として行う。災害広報は、報道機関に対するものと、市民に対するものとに分けられる。

1 市民に対する広報要領等

- (1) 各対策部長は、広報を要する事項が生じたときは、直接、広報対策部長又は広報班長へ通知する。この場合、広報事項は要点を簡潔明瞭にまとめ、できるだけ文書をもって通知する。
- (2) 市民安全対策部長は、収集した災害情報等のなかで広報を要すると認めるものについて、速やかに広報対策部長又は広報班長へ通知し、災害広報に万全を期する。この際、災害復旧が長期にわたるおそれを早期に見極め、適時に災害広報を開始する。
- (3) 上記により通知を受けた広報対策部長は、報道関係者へ広報する。また、広報班長は市民へ広報する。
- (4) 広報班は、各対策部が収集する災害情報その他広報資料を積極的に収集し、必要に応じて災害現地に出向き、写真、その他の取材活動を実施する。

2 市民に対する広報内容【 資料編*1 参照】 【 参考編*2 参照 】

災害時には、以下に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と市民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

また、気象警報、避難指示等を市民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、高齢者や障害者等の要配慮者に配慮する。

- (1) 災害危険地域住民への警戒呼びかけ（避難誘導）、事前避難の呼びかけ、避難指示等
- (2) 災害発生直後広報
 - ア 緊急避難を要する地区住民への避難の喚起・指示
 - イ 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示
 - ウ 出火防止、初期消火、ガスの元栓閉栓の喚起・指示
 - エ 倒壊家屋等に生き埋めになっている人命の救出活動の喚起・指示
- (3) 災害発生後、事態が落ち着いた段階での広報
 - ア 二次災害の危険が予想される地域住民への警戒呼びかけ
 - イ 地区別の避難所への情報提供
 - ウ 混乱防止の呼びかけ（テレビ、ラジオ、コミュニティFM（FMさつまさんだい）、市ホームページ、緊急速報（エリアメール等）、防災行政無線からの情報入手）

*1 ●資料 3.2.3-(1) 報道機関一覧表

*2 ●参考 3.2.3-(1) 防災行政無線等の放送文例

- エ 安否情報（N T T声の災害用伝言ダイヤル” 1 7 1 ”や各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言板の活用）
- オ 被災者救援活動方針・救援活動の内容
- カ 水道・下水道、電気が使用できる地域
- キ その他必要と認める事項
- (4) 広報車により広報を行う場合は、簡潔でわかり易い内容で明確に行う。広報は、内容に応じ次の方法により行う。

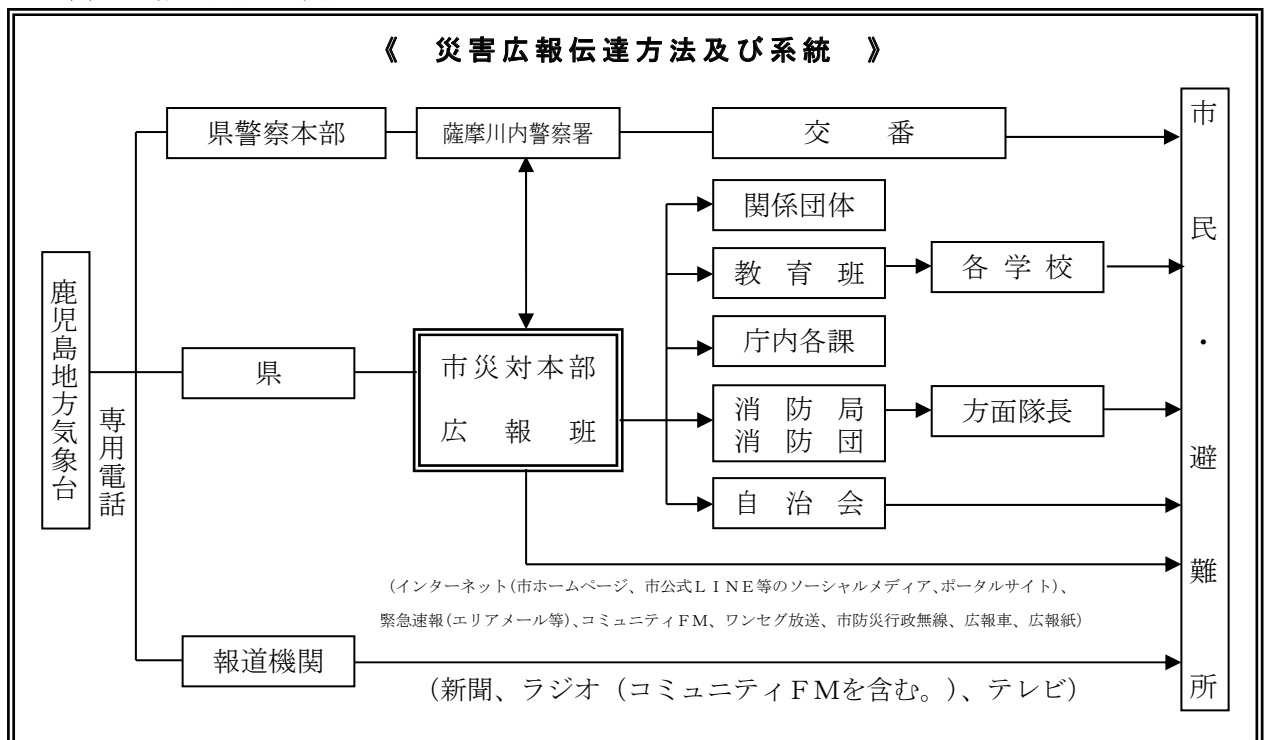
《 市民に対する広報の要点 》

- ア 災対本部設置・廃止（ 年 月 日時分）
- イ 気象予報、警報の状況、警戒呼びかけ（避難誘導）
- ウ 二次災害危険の見通し
- エ ガス漏れ、火気使用、電線の感電注意等の留意事項
- オ 交通停滞解消への協力
- カ 電話混雑解消への協力
- キ 上水道の飲用注意事項
- ク 生活関連施設（電気、水道、鉄道、道路等）の被害と復旧の見込み
- ケ 防災行政無線戸別受信機の乾電池交換の注意
- コ 給食、食料、生活必需品の確保状況

これらの広報内容については、事前に広報文例や広報録音テープを作成しておくことが望ましい。

- (5) 広報方法及び系統

《 災害広報伝達方法及び系統 》



第3 報道機関を通じた広報

1 報道機関に対する放送要請計画

(1) 報道機関に対する情報発表の方法

ア 報道機関に対する情報等の発表は、災害報告に基づき広報班によって行う。

イ 情報等の発表に際しては、できるだけ日時・場所・目的等を前もって各報道機関に周知させて発表する。

(2) 報道機関への広報要請

報道機関に対する災害情報の発表項目は、次のとおりである。

《 報道機関に対する発表項目 》

- ア 災害の種別
- イ 発生日時及び場所
- ウ 被害の状況
- エ 応急対策実施状況
- オ 市民に対する避難指示等の状況
- カ 市民及び被災者に対する協力・注意事項

(3) 広報の内容

広報の内容は、概ね次のとおりとする。

ア 気象予報・警報等の発表又は解除

イ 災害対策本部の設置又は廃止

ウ 災害防止の事前対策

エ 災害応急対策

オ 被害状況

(ア) 被害種別

(イ) 被害発生日時

(ウ) 被害発生区域

(エ) 被害状況（写真等を含む。）

(4) 県への広報要請

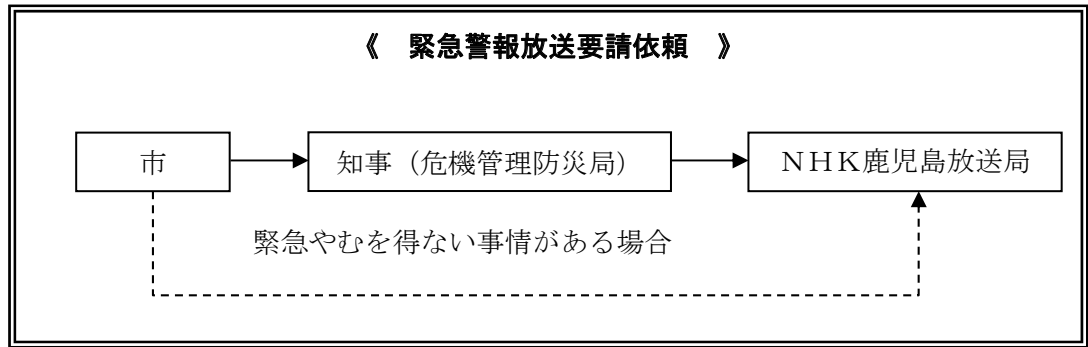
市長は、災害に関する情報を緊急に市民に周知する必要があると認めるときは、知事に対して災対法第57条の規定に基づき、無線局運用規則第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送の要請を依頼する。ただし、放送局を利用することが適切と考えるときは、やむを得ない場合を除き、県（危機管理防災局）を通じて行う。

報道機関に対する災害情報の提供は、県総合防災システムを活用し県に報告し、県は速やかに報道機関に情報を提供する。

ア 要請権者 県知事

イ 要 請 先 NHK鹿児島放送局

ウ 要請事由



(5) 要請手続

災害が発生し、又は発生のおそれがある次のいずれの事項にも該当する場合とする。

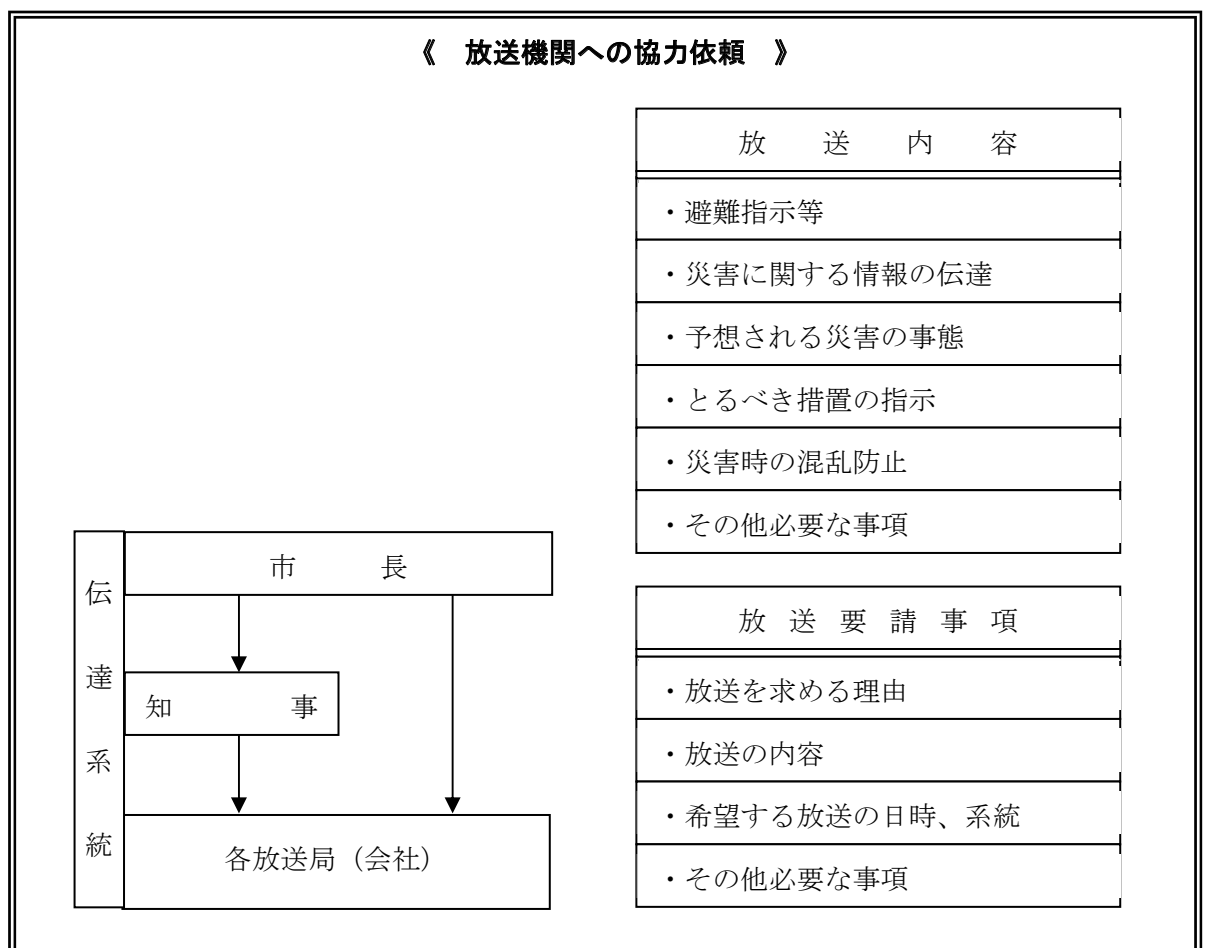
ア 事態が切迫し、避難指示等や警戒区域の設定等についての情報伝達に緊急を要する。

イ 通常の伝達手段では対応困難で、特別に放送による伝達が必要である。

ウ 要請方法

原則として県を窓口とする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、市から直接要請する。

エ 要請は、災対法第57条の規定に基づき行うものとする。県と日本放送協会、株式会社南日本放送、鹿児島テレビ放送株式会社、株式会社鹿児島放送、株式会社鹿児島読売テレビの各放送局（会社）とは、災害に関する放送協定を締結している。



第4節 水防計画

本計画は、水防法第33条の規定に基づき、薩摩川内市水防管理者（市長）が行う水防対策の調整及びその円滑な実施を推進するため、これに必要な事項を規定し、市域における各河川、湖沼等の洪水又は海岸の高潮による水災の警戒、防ぎよ並びに被害の軽減を図り、もって公共の安全を保持するためのものである。

また、市は、災害対策を実施する各関係機関に対して、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【地震災害対策編 第3部第2章6節 水防・土砂災害等の防止対策計画】及び【津波災害対策編第3部第2章第6節 水防・土砂災害等の防止計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

☐本部総括班 ☐建設班 ☐農林水産班 ☐消防班 ☐消防団

第1 水防管理団体の役割

1 方針

洪水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、これを警戒し、防ぎよし、被害を軽減するための水防体制の確立及び水防活動について定める。

2 水防管理団体の役割

(1) 市の責任（水防法第3条）

水防管理者たる市長の統轄の下に水防に関する一切の業務を処理する。

(2) 水防管理団体（水防法第5条第1項）

水防管理団体は、水防事務を処理するため水防団を置くことができる。

(3) 水防団は、消防団が兼務する。

第2 監視及び警戒

1 水防活動

(1) 監視及び警戒（水防法第9条）

災害時における各河川、堤防、海岸等の保全状況を監視警戒させるため、堤防巡視員を置き、その組織、編成、任務等は、次の方法で行う。

(2) 堤防巡視員の組織は、当該地区の巡視区間に居住又は精通した市職員及び消防団員をもって充て、各地区に市職員及び消防団員ごとの責任者を置く。

(3) 堤防巡視員の編成は、市長及び消防局長が行う。

(4) 堤防巡視員の任務

ア 常時監視

河川、堤防等について、巡回し、水防上危険があると認められる箇所があるときは、直ちに管理者に連絡して、必要な措置を求めなければならない。

イ 非常警戒

関係各班及び消防団は、水防本部が設置されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所、堤防等特に重要な箇所を中心として巡視する。

ウ 堤防巡視員は、第3段階（出動）警報が発せられたとき、又は堤防等の異常によって非常事態の発生が予測される場合は、命令がなくても速やかに担当箇所に急行し、特に既往の被害箇所、その他重要な区域を中心に次の状態に注意して堤防の保全状況を監視巡回し警戒にあたる。

- (ア) 堤防の居住側斜面の漏水又は水による亀裂及びがけ崩れ
- (イ) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (ウ) 堤防の越水
- (エ) 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締め具合
- (オ) 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分

エ 堤防巡視員は、異常を発見した場合は、直ちに地元消防団員、水門管理人等と一致協力して水防作業を実施するとともに、その異常現象を建設対策部長又は詰所長に速報しなければならない。

オ 市職員及び消防団の各責任者は、堤防巡視員の巡視区域内における執務要領、交替方法並びに各地区間の相互応援の協力体制をあらかじめ各責任者間において協議しておく。

2 水防警報（水防法第16条）【 参考編*1 参照 】

(1) 発令基準

水防警戒発令の基準は、対象水位観測所の水位が氾濫注意水位に達したとき、又は氾濫注意水位を超えるおそれがあるときに、必要な地域について水防管理者が水防警報の発令を行う。

河川名	水位 観測所名	警報実施機関及び 発表者	水防警報の段階と実施基準			
			第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
			待機	準備	出動	解除
川内川	倉野橋	国土交通大臣 (川内川河川事務所長) 22-3271	水防団待機水位 6.30mに達したとき	水防団待機水位 6.30mを超え、氾濫注意水位 7.60mを突破すると思われるとき	氾濫注意水位 7.60mに達し、なお上昇の見込みがあるとき	氾濫注意水位以下がって再び増水のおそれがないと思われるとき
	斧刈		水防団待機水位 5.0mに達したとき	水防団待機水位 5.0mを超え、氾濫注意水位 6.0mを突破すると思われるとき	氾濫注意水位 6.0mに達し、なお上昇の見込みがあるとき	
川内川 隈之城川	川内	国土交通大臣 (川内川河川事務所長) 川内川河川事務所 22-3271 水位観測 23-7261	水防団待機水位 4.2mに達したとき	水防団待機水位 4.2mを超え、氾濫注意水位 4.7mを突破すると思われるとき	氾濫注意水位 4.7mに達し、なお上昇の見込みがあるとき	
平佐川	草原橋	県知事 (北薩地域振興局長) 代表 23-5151 夜間 23-5713	水防団待機水位 3.47mに達し、氾濫注意水位 4.07mに達すると思われるとき	水防団待機水位 3.47mを超え、氾濫注意水位 4.07mを突破すると思われるとき	氾濫注意水位 4.07mに達し、なお上昇の見込みがあるとき	

*1 参考 3.2.4-(1) 水防警報の発表基準等

(2) 消防団員の行動基準

段 階	指令内容
ア 待機	消防団員に出動の準備を行い待機を通知するもの
イ 準備	消防団幹部の出動を行い水防機材の整備、点検及び水門等の開閉準備を通知するもの
ウ 出動	消防団員の出動を通知するもの
エ 解除	水防活動の終了を通知するもの

(3) 避難等の発令基準

危険度レベル	水防警報の段階	水位の位置付け	住民行動
レベル5 氾濫発生 (量水標：黒色)	氾濫等の災害が発生している、又は発生しているおそれが極めて高い状況		既に災害が発生している状況であり、命を守る最善の行動をとる。
レベル4 危険 (量水標：赤色)	計画高水位 (宮之城 8.74m) (倉野橋 11.53m) (斧 淵 10.29m) (川 内 6.99m)	堤防が耐えられる最高の水位	このレベルの間に避難を終える。
レベル3 警戒 (量水標：赤色)	氾濫危険水位 (宮之城 7.60m) (川 内 5.60m) (草原橋 5.57m)	市長の避難指示等の発令判断の目安、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位	全ての避難者が避難を開始する。
レベル2 注意 (量水標：黄色)	避難判断水位 (宮之城 6.40m) (川 内 5.10m) (草原橋 4.67m)	市長の避難指示等の発令判断の目安、市民の避難判断の参考	要配慮者等は指示に基づき避難を開始、又は指示以前に自ら避難を始める。
レベル1 (量水標：無着色)	氾濫注意水位 (宮之城 5.20m) (倉野橋 7.60m) (斧 淵 6.00m) (川 内 4.70m) (草原橋 4.07m)	市民への氾濫に関する情報への注意喚起、水防団の出動の目安	避難に備えハザードマップ等により、自らの避難行動を確認する。
	水防団待機水位 (宮之城 4.00m) (倉野橋 6.30m) (斧 淵 5.00m) (川 内 4.20m) (草原橋 3.47m)	水防団が出動のために待機する水位	テレビやラジオ、インターネットなど情報に十分注意する。

(4) 水防信号（水防法第20条）
 水防法第20条の規定による。

3 ダムの放流通報、住民への広報

(1) 放流の通報

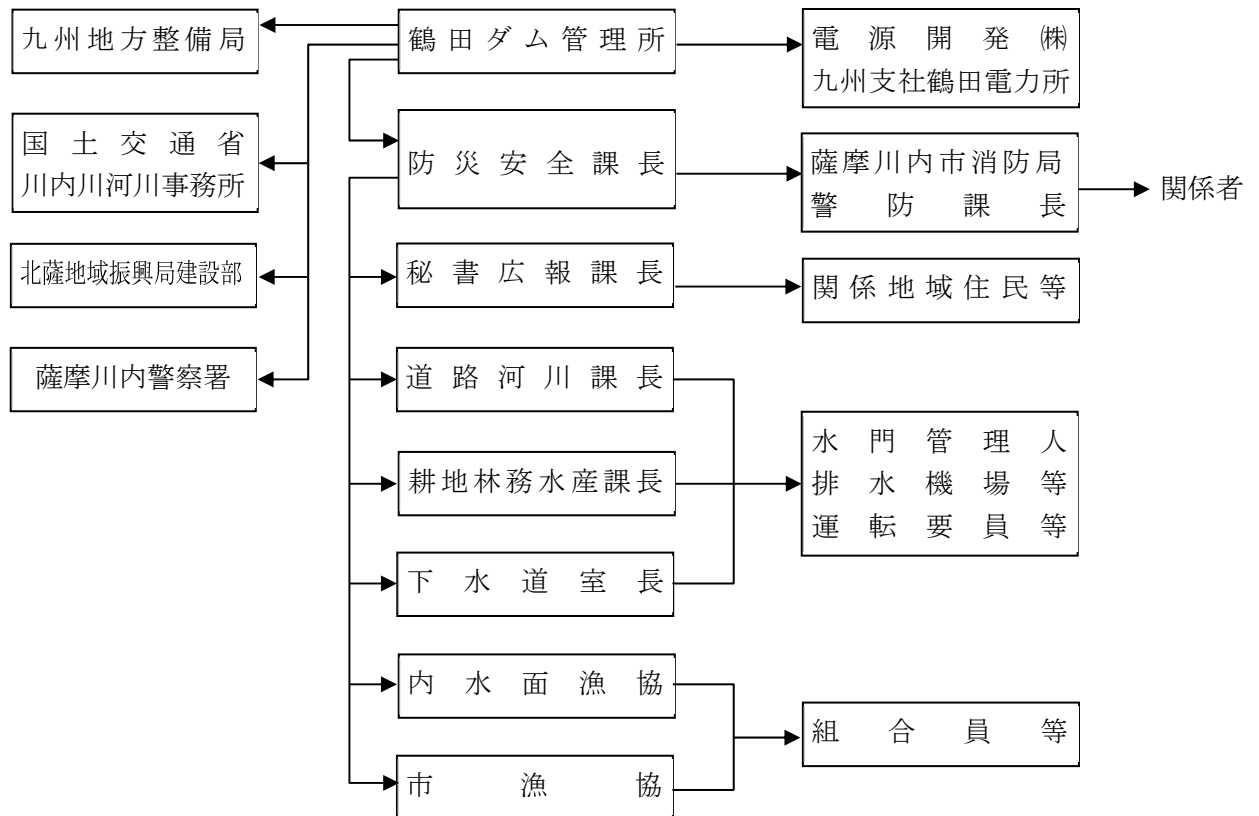
特定多目的ダム法第32条の規定により通報すべき連絡関係機関及び連絡方法等は、次のとおりである。ただし、放流量が少ない場合は、下流の状況に応じてこれを省略することができる。

ア 放流連絡関係機関

(ア) 方法と時期

放流の少なくとも約1時間前に文書又は電話により、放流日時、放流量その他必要事項につき行う。

(イ) 系統図



鶴田ダム放流に係る防災関係機関連絡系統図

(2) ダム管理事務所による一般住民への直接通報【資料編*2*3*4 参照】

ア 警報車によるもの

警報車による警報は、さつま町、薩摩川内市の順でサイレンを吹鳴しスピーカーにより河川水位の上昇時刻及び上昇見込等について広報する。警報は、各地点における水位変動の生ずる約30分前に行うものとする。

イ 警報局によるもの

警報局による警報は、サイレンによる吹鳴と附設されたスピーカーにより、各地点において増水する約1時間前に河川水位の上昇時刻及び上昇見込等について行わなければならない。

*2 ● 資料 3.2.4-(1) 鶴田ダム放流に係る防災関係機関連絡系統図

*3 ● 資料 3.2.4-(2) 清浦防災ダム放流に係る防災関係機関連絡系統図

*4 ● 資料 3.2.4-(3) 宮里ダム放流に係る防災関係機関連絡系統図

い。

なお、市域に関係のある警報局は次の9局である。

倉野・南瀬・司野・池平・東郷・白浜・烏山（白浜）・天辰・大小路

ウ 市が実施する広報

河川水位が上昇する河川流域に対し、必要に応じ第3部第2章第3節により広報を実施する。

4 防災ダム

(1) 操 作

防災ダムの管理者は、県水防本部又は所轄地域振興局建設部から注意報又は警報を受けたときは、直ちに洪水警戒体制をとるとともに、水防管理者及び関係機関と連絡を密にしながら操作規程の定めるところに従って操作しなければならない。

(2) 観測と通報

防災ダムの管理者は、ダムの水位、流量を観測するとともに洪水が発生し、又は発生するおそれがある場合は、観測の結果及びダムの操作状況を北薩地域振興局建設部へ通報しなければならない。

(3) 洪水調節の指示

河川管理者は、洪水による災害が発生し、又は発生するおそれ大きいと認めるときは、災害発生防止のため、ダム管理者に対し、予備放流を命ずる等必要な措置をとることを指示することができる。

防 災 ダ ム

ダ ム 名	河川名	位 置	管理者	有効貯水量	堤 高	電 話	備 考
鶴田ダム	川内川	さつま町	国土交通省 鶴田ダム 管理所長	98,000,000 m ³	117.5m	59-2030	防災
清浦ダム	樋脇川	入来町	薩摩川内市長	885,000 m ³	38.1m	44-2300	防災
宮里ダム	—	宮里町	〃	74,800 m ³	26.1m	22-0497	治水、利水

(4) 洪水調節の主な操作

項目 \ 名称	清 浦 ダ ム	宮 里 ダ ム
洪 水	ダムへの流入量が30 m ³ /秒を超える出水をいう。	ダムへの流入量が2 m ³ /秒を超える出水をいう。
ダ ム の 利 用	洪水調節は、原則として標高189.0mから標高201.3mまでの容量885,000m ³ を利用して行う。	洪水調節は、原則として標高43.7mから標高47.1mまでの容量33,800 m ³ を利用して行う。
洪 水 調 節	ダムの流入量が30 m ³ /秒に達した後は清浦ダム操作規程に定める連絡をとり洪水調節を行う。	水位が常時満水位を超える場合には常用洪水吐からの自然放流により洪水調節を行う。

(5) 流域住民への広報

必要に応じて第3部第2章第3節 広報計画により広報を実施するものとする。

5 洪水、高潮、水防の警報発令と措置

(1) 水防本部における措置

市長があらかじめ指定した職員は、常に気象状況の変化に注意し、気象注意報が発せられ洪水若しくは高潮のおそれのあるとき、又は非常事態の発生が予測される場合は、あらかじめ定める雨量、水位、潮位、風速等の観測通報に基づきその状況を記録するとともに、警報発令に適確な災害情報の収集に努め、水位の昇降状況を逐次市長に報告する。

(2) 市長は、北薩地域振興局建設部から水防警報の通報を受けたとき、又は前号の報告等により非常事態の発生を知ったときは、その警報の段階、又は災害の規模等に応じ、市災対本部を設置する等水防活動に必要な対策を指示する。

(3) 本部が設置された場合の水防対策は、組織動員計画に基づき各対策部が所管し、あらかじめ定められた災害対策配備要員は、所定の勤務箇所において水防活動に従事しなければならない。

(4) 非常事態の発生

市長は、堤防の決壊等によって居住者に危険が増大し、又はこれに準ずる非常事態が発生した場合は、直ちにその旨を河川管理者（川内川河川事務所長・北薩地域振興局建設部長・北薩地域振興局建設部甑島支所長）に通報するとともに災害の状況に応じ、水防分団相互間の協力応援体制を速やかに講じなければならない。

(5) 非常事態が発生した場合、その災害の規模、範囲等からして、人命その他重大な被害が予想されるときは、薩摩川内警察署長に対し警察官の出動、県知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

(6) 水防作業

水防工法の選定は、堤防の形態、水防資機材、流速、堤防の斜面、護岸の状態を考慮して最も有効かつ使用材料がその附近で得易い工法を施工することが必要である。

工法は、その選定を誤らなければ種類の工法を施行するだけで成果をあげる場合が多いが、時には数種の工法を併用してはじめてその目的を達成することがあることから、当初施行の工法で成果が認められないときは、これに代るべき工法を次々に行い、極力、洪水害の防止に努めなければならない。

6 水門管理人（水門管理補助員）（以下「水門管理人」という。）【 資料編*5 参照 】

(1) 川内川及び各支川の水門にその管理と開閉の操作に任ずるため、各水門ごとに水門管理人を置く。水門管理人は、毎年度市長が委嘱する。

(2) 水門管理人の任務

ア 水門管理人は、災害の起こるおそれのある気象等の注意報が発せられた場合は、川内川及び各支川の水位、水圧の状況を考慮し、担当水門について次の措置を講じなければならない。

(ア) 川内川の増水により、堤内小河川等の流水が停止した場合は、水門を閉鎖する。

(イ) 川内川の減水により、堤内、堤外の水位が同位になった場合は、水門を開く。

(ウ) その他必要と認める措置

イ 平常時における水門の維持管理

(ア) 水門管理人は、平常時において水門開閉の障害となるような水門底部の土石等の除去に

*5 資料 3.2.4-(4) 水門施設及び水門管理人

努める。

- (イ) 市道路河川課が給与する油脂類により、水門機能の保全に努める。
- (ウ) 水門管理人は、長期旅行又は出水時期に不在する場合は、その旨道路河川課長に届けるとともに、事前に代理者を定め、水門ハンドルその他水門操作の必要事項を依頼して、水門管理に支障を来たさないよう注意する。
- (3) 水門管理人は、水門の開閉操作に異常があるときは、臨機の措置を行い、又は速やかに最寄りの堤防巡視員若しくは水防団員に通報して協力を求め、応急措置を講ずるとともに、その状況を**道路河川課長**に通報しなければならない。
- (4) 水門異常の報告を受けた**道路河川課長**は、臨機の措置をもって水門の応急措置を講じなければならない。
- (5) 水門管理人は、豪雨等の気象警報及び各河川の出水状況について特別の注意をはらい水門開閉の時期を失することがあってはならない。
- (6) 各河川の水門施設及び水門管理人への情報伝達
 - ア 信号は適宜の時間継続する。
 - イ 必要があれば警鐘及びサイレン信号を併用する。
 - ウ 危険解消を確認したときは口頭伝達により周知させる。

7 消防団の出動（水防法第17条）

次に示す基準により、あらかじめ定められた計画にしたがって、消防団に出動準備又は出動の指命を行う。

(1) 出動準備

次の場合、市長は消防団の出動準備を行う。

《 消防団の出動準備 》

- ア 河川の水位が上昇し出動の必要が予想される時
- イ 豪雨による堤防の決壊、漏水、崖くずれ等のおそれがあり、その水防上必要と認められるとき
- ウ 気象予報、洪水予報、水防警報等により洪水の危険が予想される時

(2) 出動

次の場合、市長は消防団に出動をさせ、その旨北薩地域振興局建設部長に報告する。

《 消防団の出動 》

- ア 河川等の水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇の見込みがあり、水防出動を要する警報の通報を受けたとき
- イ 河川の水位が氾濫注意水位を越え、なお上昇のおそれがあるため非常事態の発生が予測される時
- ウ その他堤防の漏水、決壊等の危険を感知したとき
- エ 気象状況、風速等により高潮の危険が予知される時

8 警戒区域の設定（水防法第 21 条）

(1) 警戒区域の設定

水防活動上緊急の必要がある場合は、警戒区域を設定して水防関係者以外の立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。

(2) 警察官の援助の要求（水防法第 22 条）

市長は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求める。

9 応援

(1) 隣接水防管理団体の応援（水防法第 23 条）

市長は、水防法により緊急の場合必要に応じてほかの水防管理団体に対して、水防作業員及び必要な応援を求めることができる。

ア 市長は、水防のため必要があるときは、消防局長に対し消防職員、警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。

イ 水防活動（作業）

市長は、水防作業を指揮し、状況に応じた適正な工法により堤防の決壊を未然に防止するものとする。

なお、必要があると認めるときは関係地域振興局建設部長に指導のための所員の派遣を要請するものとする。

ウ 相互応援

市長は、緊急の必要があるときは、隣接のほかの水防管理者又は消防機関の長に対して応援を求めることができるものとする。この場合、応援のため派遣された者は、所要の機具、資機材を携行し、応援を求めた者の所轄の下に行動する。このため、利害を共通する隣接の管理者と洪水防御について、あらかじめ相互応援、費用の負担等について協定しておく。

(2) 自衛隊の応援

大規模の応援を必要とする場合は知事に対し、自衛隊災害派遣要請を依頼する。

(3) 地元住民の応援

ア 居住者等の義務（水防法第 24 条）

水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内の居住者、又は水防現場にいる者を水防に従事させることができる。

イ 水防作業に従事させる場合は、次の事項に注意する。

(ア) 水防作業出動者は概ね満 20 才以上 50 才未満の強健な者であること

(イ) 水防活動には危険区域を避け、なるべく後方の作業に従事させること

(ウ) 水防活動には適当に班を編成し、水防機関において統率し臨機の措置を講ずること

(4) 決壊等の通報並びに決壊後の処置（水防法第 25、26 条）

堤防、その他の施設が決壊したときは、直ちに、その旨各地域振興局建設部及び氾濫する方向の管理団体等に報告し、決壊箇所については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

10 その他

(1) 水防訓練（水防法第32条の2）

水防業務及び作業の習熟を期するため、適時水防訓練を実施する。

(2) 避難のための立退きの指示（水防法第29条）

洪水、土石流、高潮により著しく危険が切迫していると認められるときは、現地の状況に応じ現場指揮者に適切な指示を行うとともに、市長は必要と認める区域の居住者に対し、広報、その他の方法により、避難指示等、立退きを指示し、この旨を、直ちに速やかに県知事（薩摩支部長）及び薩摩川内警察署長に通報する。

現場指揮者は、市長から指令を受けたら速やかに、当該住民を最寄りの避難所又は安全地帯に誘導させ、避難が完了したとき直ちに連絡する。

第3 市の水防体制

1 水防本部の設置

「市水防警戒本部」、「市水防本部」は、市警戒本部及び市災対本部の設置により対応する。

(1) 各班の動員

組織編成並びに各班の編成は、第1章1節「応急活動体制計画」の動員配備に準ずる。

(2) 各部の任務

各班の任務は、第1章1節「応急活動体制計画」の市災対本部の分掌事務に準ずる。

2 解除若しくは移行

(1) 水防本部の解除

市長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、警戒の必要がなくなったとき、又は高潮のおそれなくなったときは、関係水防機関と協議し、管理区域の水防活動態勢を解除して一般に周知させるとともに、北薩地域振興局建設部長に対しその旨報告する。

(2) 市災対本部への移行

避難指示等の発令を必要と認めるとき、若しくは水防本部体制での対応が困難になった場合は、市災対本部に移行する。

3 水位、雨量の通報

(1) 雨量の観測通報

所管する観測所で観測する雨量・風向・風速・気圧・湿度等について、常にその状況を把握し、記録するとともに、(4)に示す雨量を観測したときは、直ちに本部長(市長)に通報する。

(2) 水位の観測通報

市長は、出水期における川内川の水位について、各観測所の量水標管理者（国土交通省川内川河川事務所長）と緊密な連絡をとり、(4)に示す水位を観測したときは昇降状況を把握する。

(3) 潮位の観測通報

市長は、高潮の異常現象を発見した通報を受けたとき又は自ら高潮のおそれがあると認めるときは、国土交通省川内川河川事務所長及び北薩地域振興局建設部長・北薩地域振興局建設部甕島支所長に通報するとともに高潮対策に必要な措置を講ずる。

(4) 水位、雨量の通報基準

《 水位、雨量の通報基準 》		
区分	担当課	水防地方本部（北薩地域振興局建設部）への通報基準
雨量	防災安全課 建設政策課 下水道室	雨量の通報は、以下の観測値で通報する。 ① 最大 24 時間雨量 80mm 以上又は 1 時間雨量 30mm 以上を観測したとき ② 1 日の総雨量が 100mm を超え引き続き豪雨が予想されるときは、1 時間ごとに報告する。 ③ ①又は②に係る総雨量（雨の止んだとき通報する。） ④ 市長が特に指示したとき
水位		水位の通報は、以下の観測値で通報する。（3－2－18、19） ① 水防団待機水位に達したときからこの水位を下るまでの間は 1 時間ごとの水位 ② 氾濫注意水位に達したときからこの水位を下るまでの間は 30 分間ごとの水位

(5) 雨量の記録

雨量観測データを収集し、各班及び関係機関へ必要に応じ報告する。

- ア 1 日の雨量（午前 9 時～翌日の午前 9 時）
- イ 最大時間雨量（何日、何時何分～何時何分）
- ウ 連続雨量

(6) 通信連絡

非常時における通信連絡は、系統図にしたがって電話施設及び電報により行うものとし、連絡にあたっては確実を期するため、送受信者氏名、時刻、内容等の主要なる事項を記録しておく。

4 配備体制

市長は所属職員の水防非常配置への切替を確実、迅速に行うとともに事態に即応して勤務者を適宜に交替休養させる等、長期間にわたる非常勤務活動の円滑かつ万全を期する。

5 通信連絡及び伝達系統*

(1) 連絡

气象台又は県から気象警報に関する通報を受理した場合、又は雨量が通報基準に達した場合は、直ちに、関係者へ連絡する。水防の通信連絡及び緊急を要する県への連絡方法等は、第 2 章第 2 節「災害情報・被害情報の収集・伝達計画」のとおりとする。

(2) 伝達系統

市長は、常に地域振興局建設部及び隣接のほかの管理団体と水防に関する相互連絡についてあらかじめ打ち合わせをし、定められた連絡方法により緊密な連絡をとる。

(3) 情報収集及び記録

市長は、区域内の各河川等の状況を把握するため、あらかじめ定められた箇所ごとに巡視員を派遣して、随時又は定時に巡視させ、水位の変動、堤防、護岸の異常について報告させるとともに、水門、樋門の管理者にその開閉状況を報告させ、その異常については、これを記録さ

せ、水防上の危険があると認める箇所については地域振興局建設部長に連絡して必要な指示を受ける。

(4) 警報伝達

ア 市民へ周知

通報が台風又は豪雨の予報、一般に対する警報を発令する必要があると認めたときは、市広報車その他通信施設を利用して、速やかに、市民へ周知する。

特に、危険河川区域、危険地域に対しては迅速に行う。

イ 警報の解除

水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ、危険がなくなったとき又は連絡を受理した場合、市民に周知するとともに、関係者にその旨通報する。

第4 水防施設

1 水防資機材等の補給、点検【 資料編*6*7 参照 】

- (1) 水防資機材等の払出しをした水防倉庫責任者は、その資機材の受払状況を倉庫備付の受払簿に記入するとともに3日以内に、市長に報告しなければならない。
- (2) 水防倉庫責任者から水防資機材払出報告を受けたときは、直ちに備蓄資機材の不足量を補充するとともに、毎年5月中に格納資機材の保管状況を点検し、不良器具、資機材の整備を図り、これらの措置状況を市長に報告しなければならない。

2 水防資機材等の調達方法

- (1) 水防資機材により災害応急補強工作等を必要とする事態が発生した場合は、当該地区の堤防巡視員、地区災害対策員、消防団員又は詰所長は、**道路河川課長**にその災害状況及び水防資機材の所要数量を要請しなければならない。
- (2) 要請を受けた**道路河川課長**は、直ちに市長の承認を経て最寄りの水防倉庫責任者に所要資機材等の払出しを指示するとともに**財政車両管理班長**に対し、資機材輸送の緊急配車を要請する。

3 水防資機材等の確保

市長は、災害時における水防資機材の確保を図るため平時において民間業者等の手持資機材を調査し、その調達方法を定めておく。

第5 水防報告と水防記録（水防法第47条）

1 水防報告

市長は、県の水防計画の定めるところにより、水防が終結したときは、速やかに次の事項をとりまとめ、北薩地域振興局建設部長に報告しなければならない。

- (1) 天候の状況
- (2) 出水の状況

*6 〇 資料 2.2.9-(1) 水防倉庫の設置場所

*7 〇 資料 3.2.4-(5) 排水ポンプ施設等設置箇所

- (3) 消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (4) 水防その他の施設等の異常の有無
- (5) 水防作業の状況
- (6) 使用資機材の種類及び員数並びに消耗量及び回収量
- (7) 水防法第 28 条の規定による公用負担の種類及び数量
- (8) 応援の状況
- (9) 一般住民の出動状況
- (10) 警察の援助状況
- (11) 現地指導員の職氏名
- (12) 立退き状況
- (13) 水防関係者の死傷
- (14) 殊勲者及びその功績
- (15) 今後の水防上考慮すべき点、その他市長の所見

2 水防記録

市長は、水防作業員が出動したときは、県の水防計画の定めるところにより、次の水防記録を作成し、保管しなければならない。

- (1) 出動準備、出動命令及び水防解除の時刻
- (2) 出動水防作業員の数
- (3) 堤防その他の施設等の種類、延長及びこれに対する措置工法とその効果
- (4) 使用資機材及び数量
- (5) 破損した器具、資機材名及び数量
- (6) 警戒中の水位
- (7) 水防法第 24 条の規定により従事させたものの住所、氏名その理由
- (8) 収用又は購入の資機材名、その数量及びその事由並びにその理由
- (9) 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者並びにその理由
- (10) 水防作業中負傷し疾病となり、又は死亡した者の氏名及びその手当状況
- (11) 立退きを指示した理由
- (12) 支出費の帳簿
- (13) その他記録を必要とする事項

3 隣接市町との協定

水防その他の災害対策に関し、次の隣接市町と相互応援を図るため防災協力相互応援協定を締結する。

4 費用負担と公用負担

- (1) 費用負担

水防に要する費用は、水防法第 41 条の規定により市が負担する。

ただし、応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との協議によって決める。

【 一般災害対策編 】

〈第3部 第2章 第4節 水防計画〉

(2) 公用負担

水防法第 28 条の規定により水防のため、緊急の必要があるときは、市長又は消防局長は、次の権限を行使することができる。

ア 必要な土地の一時使用

イ 土石、竹木、その他資機材の使用、及び収用

ウ 車、その他運搬具又は器具の使用

エ 工作物その他障害物の処分

(3) 損失補償

上記権限行使によって損失を受けた者に対し、当該水防管理団体は、時価により、その損失を補償しなければならない。

5 優先通行

水防に出動する車両(消防車を除く。)が優先通行する場合は、水防法第 18 条の規定により県知事が定めた標章を車両に掲示するとともに、緊急通行車両確認証明書を携行する。

第5節 土砂災害等の防止対策計画

本計画は、土砂災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害から市民を保護するため、警戒監視・通報、救助活動等について定め、被害の軽減を図るものである。

また、市は、災害対策を実施する各関係機関に対して、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。

《 主な担当班 》

☐本部総括班 ☐建設班 ☐林務水産班 ☐消防班

第1 警戒体制の確立 【 資料編*1*2*3 参照 】

1 市及び関係機関の相互連絡

(1) 災害原因情報の収集・伝達

市及び関係機関は、第2章第1節「気象警報等の収集・伝達計画」及び第2節「災害情報・被害情報の収集・伝達計画」を活用し、緊密な連携のもとに災害情報の収集に努める。

特に、レベル2土砂災害注意報、レベル3土砂災害警報、レベル4土砂災害危険警報、土砂災害に関するメッシュ情報の危険指標の伝達周知については、各危険地域の危険性を考慮し徹底を図る。

(2) レベル4土砂災害危険警報

レベル3土砂災害警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したとき、鹿児島地方気象台と県が共同して市町村単位で発表する。

ただし、本市は薩摩川内市と薩摩川内市甕島に分割発表される。

解除は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超えないと予想されるとき、土砂災害の状況等を勘案し、共同して解除される。

市長が行う避難指示等の発令に当たっては、レベル4土砂災害危険警報を避難指示等の発令の基本とし、更に避難対象区域を絞り込む等が必要となる場合は、河川砂防情報システムによる土砂災害危険度情報の4段階レベル（レベル1、2、3、4）、気象庁の防災情報提供システムや気象庁ホームページの土砂災害警戒判定メッシュ情報なども合わせて判断する。

(3) 土砂災害に関するメッシュ情報

ア 土砂災害警戒判定メッシュ情報（気象庁提供）

レベル3土砂災害警報及びレベル4土砂災害危険警報等を補足する情報であり1km四方の領域（メッシュ）毎に、土砂災害の危険度を5段階に判定した結果が表示され、常時10分毎に更新されている。避難に要する時間を確保するために2時間先までの土壌雨量指数等予想を用いている。

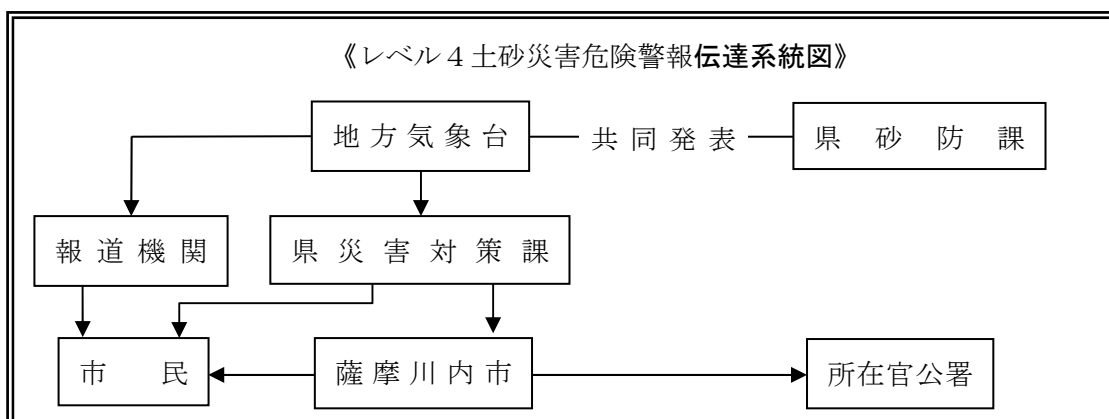
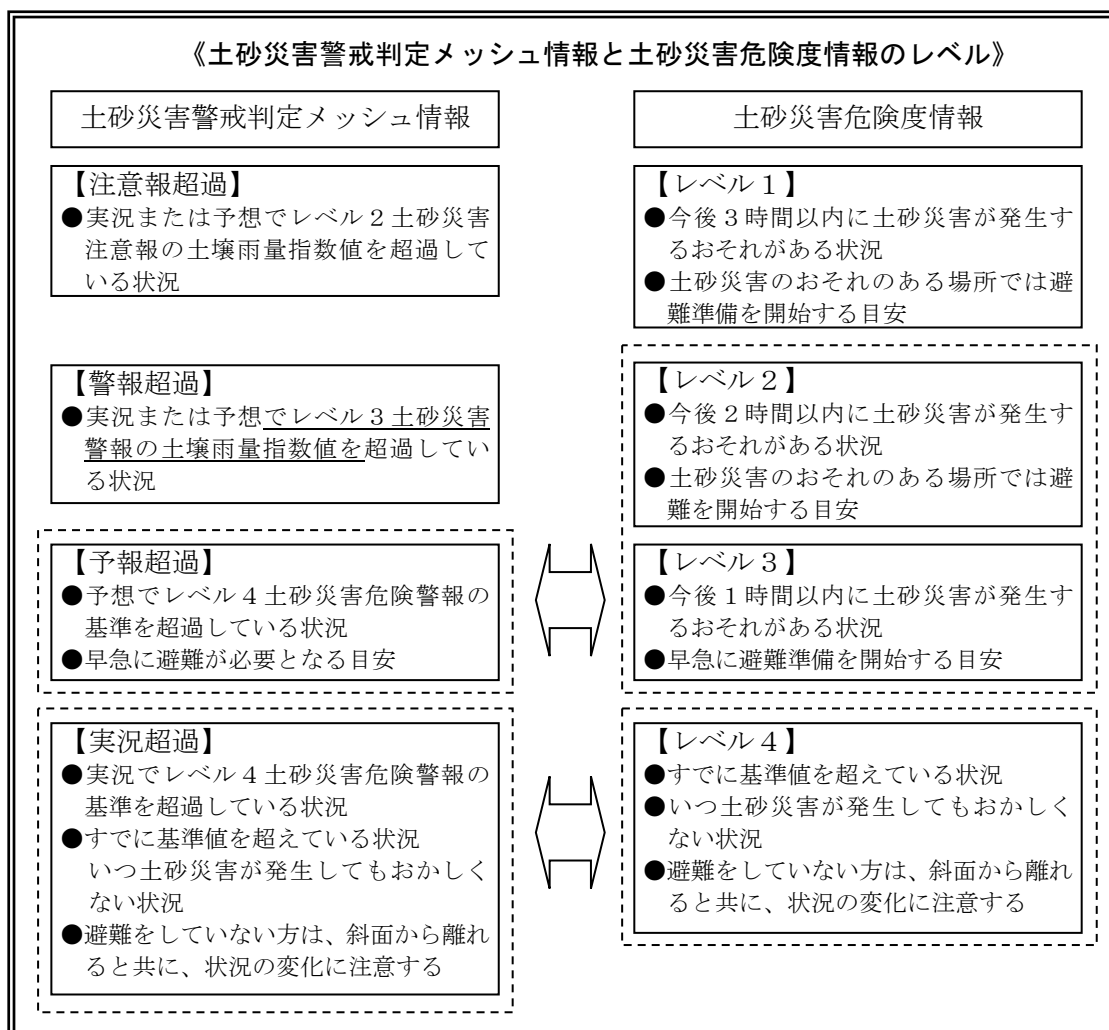
イ 土砂災害危険度情報（県提供）

都道府県毎、1kmメッシュ、10分～60分毎、最大2～3時間先までの土砂災害危険度を表示

*1 ● 資料 3.2.5-(1) 交通途絶予想箇所

*2 ● 資料 3.2.5-(2) 主要鉄道危険予想箇所

*3 ● 資料 3.2.5-(3) 平成元年以降の水害において床上浸水のあった区域



(4) 前兆現象（異常現象）の把握

市及び関係機関は、所管する各危険地域のパトロールを実施して、前兆現象の把握に努める。
土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区において土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

地域で土砂災害の発生の兆候が認められる等の実態が把握された場合、地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

(1) 定義

- ア 第1次警戒体制：危険区域の警戒巡視や市民等への広報を行う。
- イ 第2次警戒体制：市民への避難準備の広報や避難の指示の措置を行う。

(2) 警戒避難体制の確立

土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、地域住民の避難措置を実施する。

(3) 警戒体制の実施

急傾斜地崩壊及び土石流の場合

区分	参考事象等	実施する防災対策
第1次警戒体制	レベル3土砂災害警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現し土砂災害の発生のおそれが高まった場合	ア 防災パトロールを実施する。 イ 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。
第2次警戒体制	レベル3土砂災害警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現又はレベル4土砂災害危険警報が発表された場合	ア 市民等に避難準備の広報を行う。 イ 必要に応じて、避難指示等を行う。 ウ 消防団等の活動を要請する。

3 レベル4土砂災害危険警報の伝達

- (1) 県は、県地域防災計画に基づく大雨特別警報・警報の伝達先と同じ関係機関及び市町村等へレベル4土砂災害危険警報を専用通信施設等により伝達するとともに、県民に周知するための措置を講ずるものとする。
- (2) 市は、市地域防災計画に基づきレベル4土砂災害危険警報に係る必要事項を関係機関及び市民その他関係ある公私の団体等へ伝達する。

4 避難等の発令

(1) 避難等の指示等

発表される情報等を把握するとともに、関係機関と連携し、必要に応じ、レベル3土砂災害警報の発表中に高齢者等避難を提供し、レベル4土砂災害危険警報が発表された場合は、直ちに避難の指示等を行うことを基本とする。

(2) 土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報

国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査（緊急調査）を行い、市町村が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を市町村へ提供する。

市は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合は、適切に避難指示等の発令を行う。

5 災害発生時の報告

土砂災害が発生した場合、地すべり・急傾斜地災害報告、土石流災害報告、土砂災害及び警戒避難体制記録等により、県（北薩地域振興局建設部・北薩地域振興局建設部甕島支所・北薩地域振興局農林水産部）に報告を行う。

また、このほか、第3部第2章第2節「災害情報・被害情報の収集・伝達計画」により県（危機管理防災課）に被害状況を報告する。

6 救助活動

土砂災害による被害を拡大させないため、直ちに救助活動を実施する。

(1) 救出計画の立案

次の事項を配慮した実施計画を樹立する。

- ア 被害者の救出
- イ 倒壊家屋の除去
- ウ 流出土砂・岩石の除去
- エ 救助資機材の調達
- オ 関係機関の応援体制

7 二次災害の防止対策

- (1) 土砂災害の発生、拡大防止
- (2) 作業員の安全対策

第6節 避難計画

本計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害から市民を保護するため市長等が行う避難の指示等の基準要領等を定めて、危険区域内の市民を適切に安全地域へ避難させ、人的被害の軽減を図る。

《 主な担当班 》

☐本部総括班 ☐広報班 ☐福祉班 ☐教育班 ☐消防班

第1 避難所及び避難場所【 資料編*1*2 参照 】

1 避難施設

(1) 避難所

ア 避難所は、通常、居住地近辺に主たる避難所を設置する。

ただし、大規模な災害で避難人員が多い場合、避難所として不適當になった場合には、更に近辺の安全な公共的施設等の避難所へ誘導して適宜使用する。

イ 避難路は通学路を中心に、現地の状況に応じて適宜決定する。

ウ 野外架設はなるべく避け、既存建物を利用する場合には被災の程度、炊き出し、その他の条件を判断し、避難所として適切なものから順次開設する。

(2) 収容対象者

ア 災害により現に被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者

イ 避難の指示が出た場合等で、現に被害を受けるおそれのある者

(3) 開設期間（救助法適用基準）

原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

第2 避難指示及び伝達

1 避難の指示権を有する者

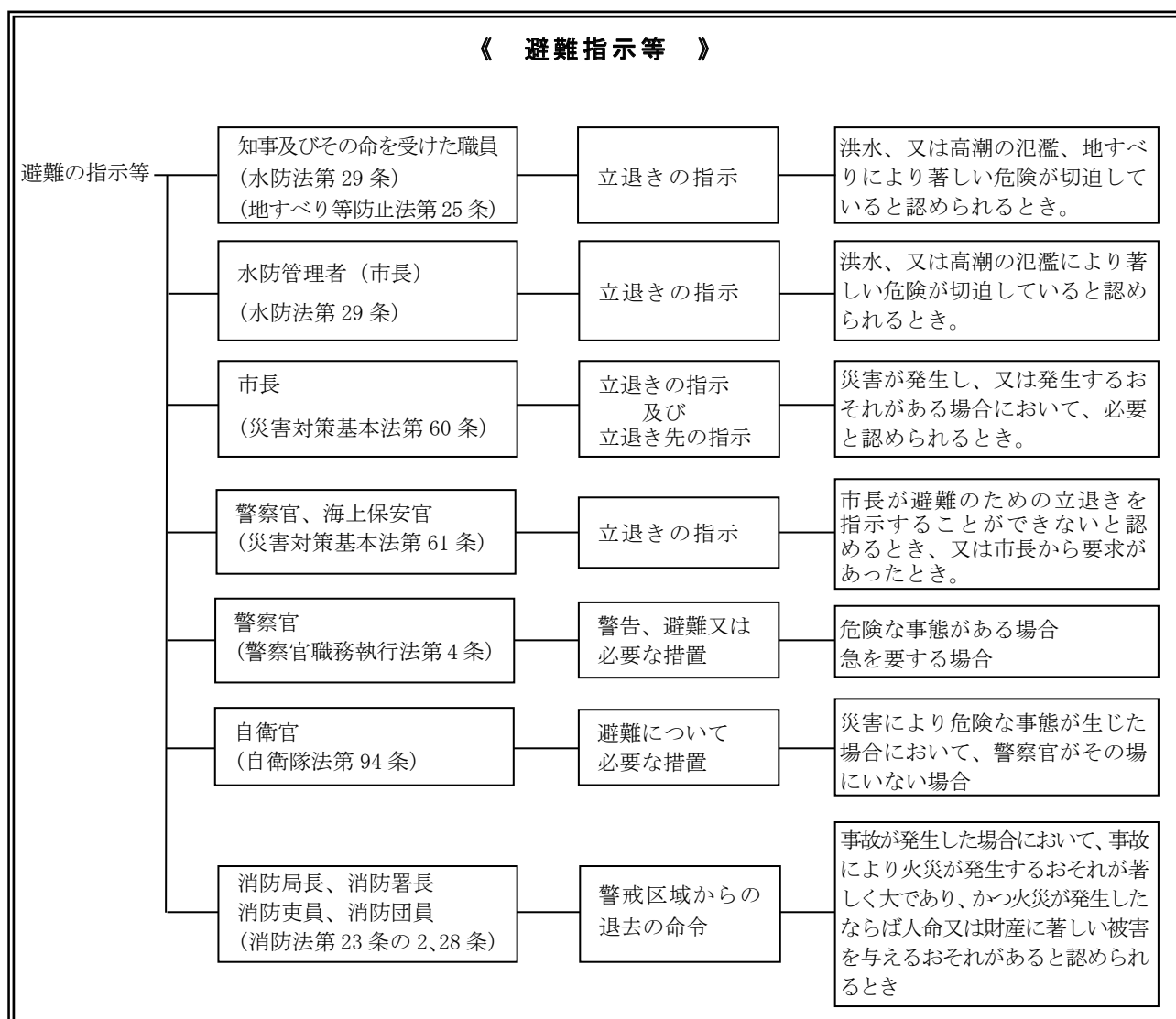
市長、その他避難の指示等の権限を有する者は、災害が発生し、又はまさに発生しようとして危険が切迫している場合、危険区域の居住者に対し避難のための立ち退きを指示する。

特に市長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

*1 ● 資料 3.2.6-(1) 指定避難所及び指定緊急避難場所一覧表

*2 ● 資料 3.2.6-(2) 指定避難場所一覧表



2 避難指示等の基準

市長、その他避難の指示等の権限を有する者は、災害が発生し、又はまさに発生しようとして危険が切迫している場合、人命身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に、その必要が認められるときは、危険区域の居住者に対し避難のための立退きを指示する。

避難指示等の基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、「避難情報に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、関係機関の協力を得て各危険地域に応じた具体的な基準を定めるとともに、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

市は、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対し、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を求めるとともに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市が求めた場合には、避難指示等（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る。）の解除の対象地域、判断時期等について助言する。

市は、避難指示等の発令、解除を行う際に、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に必要な

助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(1) 避難情報と居住者等がとるべき行動

避難情報等	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)	● 発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ● 居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)	● 発令される状況：災害のおそれ高い ● 居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市長が発令)	● 発令される状況：災害のおそれあり ● 居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※ 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 氾濫・大雨・土砂災害・高潮注意報 (気象庁が発表)	● 発表される状況：気象状況悪化 ● 居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再認識するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	● 発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ● 居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

(2) 避難指示等の発令の条件等

《 高齢者等避難 》	
警戒レベル3	
状 況	「災害のおそれあり」 災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。 避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。
居住者等がとるべき行動	「危険な場所から高齢者等は避難」 高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。 高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれることに留意する。 具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。 また、本情報は高齢者等のためだけの情報ではない。 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。 例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
伝 達 内 容	ア 連絡者 イ 避難を準備すべき理由 ウ 危険地域 エ 避難所 オ 注意事項等

《 避難指示 》	
警戒レベル4	
状 況	「災害のおそれ高い」 災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。
居住者等がとるべき行動	「危険な場所から全員避難」 居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。 具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。
伝 達 内 容	ア 発令者 イ 避難すべき理由 ウ 危険地域 エ 避難所 オ 避難経路 カ 注意事項等

《 緊急安全確保 》	
警戒レベル 5	
状 況	「災害発生又は切迫」 災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は必ず発令される情報ではない。
居住者等がとるべき行動	「命の危険 直ちに安全確保！」 居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要がある。 具体的にとるべき避難行動は、緊急安全確保である。 ただし、本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は立退き避難をするべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 さらに、本行動を促す情報が発令されるとは限らない。このため、このような状況に至る前の警戒レベル 3 高齢者等避難や警戒レベル 4 避難指示が発令されたタイミングで避難することが極めて重要である。
伝 達 内 容	ア 発令者 イ 発生した災害の種類と場所 ウ 避難対象とする地域 エ 避難の要領（緊急に避難する場所、屋内安全確保） オ 必要により避難経路 カ 注意事項等

(3) 避難指示等の基準（詳細）

市長が実施する避難指示等の基準は、次により行う。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

避難区分 災害の種類	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
洪水	1：指定河川洪水予報により、川内川の川内水位観測所の水位が避難判断水位（レベル 3 水位）である 5.1m に達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 2：指定河川洪水予報により、川内川の川内水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル 4 水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）	1：指定河川洪水予報により、川内川の川内水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル 4 水位）である 5.6m に到達したと発表された場合 2：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 3：堤防に異常な漏水・浸水等が発見された場合 4：鶴田ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合	1：河川の水位が堤防を超える場合、決壊の漏水浸食等が予想される切迫した事態に立ち至った場合 2：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合

【 一般災害対策編 】

〈第3部 第2章 第6節 避難計画〉

避難区分 災害の種類	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
洪水	3：国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になった場合 4：堤防に軽微な漏水・浸水等が発見された場合 5：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)	5：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 6：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合	3：堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合(支川合流部の氾濫のための発令対象区域を限定する)
土砂災害	1：レベル3土砂災害警報が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報【土砂災害】)となった場合 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3：警戒レベル3の高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(レベル2土砂災害注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝にレベル3土砂災害警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など)(夕刻時点で発令)	1：レベル4土砂災害危険警報が発表された場合 2：土砂災害の危険度分布で「非常に危険(うす紫)」(警戒レベル4相当情報【土砂災害】)となった場合 3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) 5：土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～2のいずれかに該当する場合は考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 1：レベル5土砂災害特別警報が発表された場合 2：土砂災害の発生が確認された場合
高潮	1：レベル2高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合(数時間先レベル3高潮警報が発表される状況の時に発表) 2：レベル2高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市にかかると予想されている、又は台風が市に接近することが見込まれる場合	1：レベル4高潮危険警報あるいはレベル5高潮特別警報が発表された場合 2：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(高潮注意報が発表され、	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～6のいずれかに該当する場合は考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に

避難区分 災害の種類	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
高 潮	3：警戒レベル 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発表） 4：「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合	当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など（夕刻時点で発令）	必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 （災害が切迫） 1：水門、陸閘等の異常が確認された場合 2：潮位が「危険潮位」を超え、浸水が発生したと推測される場合 3：水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合 （災害発生を確認） 4：海岸堤防等が倒壊した場合 5：異常な越波・越流が発生した場合 6：水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合
その他の災害	地震その他の災害が発生した場合において、市民に対する避難の指示等は、災害の規模、範囲等から判断しその都度避難指示等の区分を決定するものとする。		

3 避難指示等の伝達

市長は、避難指示等が円滑に行われるように、あらかじめ定められた方法により、避難所、避難経路及び伝達の事項等について、市民へ迅速かつ的確に伝達できるよう、周知・徹底を図る。

(1) 伝達事項

- ア 発令者
- イ 差し迫っている具体的な危険予想
- ウ 避難対象地区名
- エ 避難日時、避難先及び避難経路
- オ 避難指示等の理由
- カ 避難にあたっての注意事項
 - (7) 出火防止の措置（ガスの元栓、配電盤の遮断等）
 - (4) 会社や工場等は、浸水その他の被害による油の流出防止、発火しやすい物質、電気、ガス等の保安措置を講ずる。
 - (9) 避難者は、携帯品を必要最小限とし、秩序を乱すことのないよう注意する。
 - (エ) 避難者は、必要に応じ防寒衣、雨具等を携帯する。

(2) 伝達の方法

避難指示等の市民への伝達は、本部総括班が関係機関と連携し、次の方法、経路で行う。

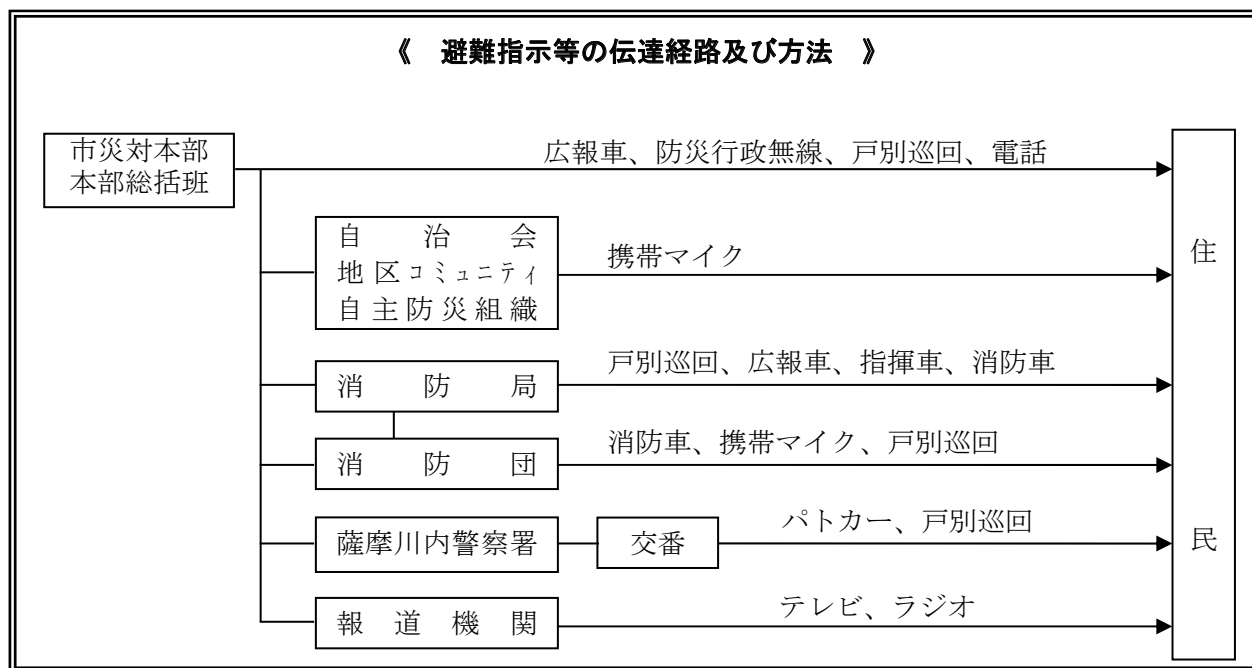
ア 防災行政無線で伝達周知する。

イ 広報車、サイレン等で伝達周知する。

ウ Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM（FMさつま
 せんだい）含む）、携帯電話（緊急速報メールを含む）、インターネット（市ホームページ、
 ポータルサイト、市・県公式LINE、X等のソーシャルメディア、鹿児島県防災Web）、
 ワンセグ放送等で周知伝達する。

エ 電話等で伝達周知する。

オ 戸別巡回、伝達網で伝達する。



4 市長の講ずべき措置

市長は、避難指示等を行うとともに次の措置を講じる。

(1) 警戒巡視員の配置

危険区域（箇所）を警戒巡視し、常時その実態把握を図っておくため、各地域に警戒巡視員を置く。

(2) 避難実施責任者、避難誘導員の選任

防災に精通した者を地域の実情に応じて選任する。

(3) 市民の避難活動が円滑に進むよう、避難実施責任者、避難誘導員による動員、避難指示等伝達、避難誘導等の適切な措置を実施する。

(4) 警戒区域の設定（災対法第63条、消防法第28条、水防法第21条）

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命、身体への危険を防止するため、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者に立入りを制限し、又は退去を命ずる。

第3 避難誘導及び移送

1 避難誘導及び移送

避難者の生命の安全を図るため、移送を必要とすることが困難なときは、車両及びその他の方法で移送する。

(1) 避難誘導及び移送

避難誘導は、警察等関係機関の協力のもと、消防班（消防団）が行う。

ア 誘導、移送に際しては、避難前に避難路の安全を確認しておくとともに、危険箇所等危険性について、避難者に周知する。

イ 誘導員は、人員の点検を適宜行い避難中の事故防止を図る。

ウ 避難した地域に対しては事後速やかに残留者の有無を確認するとともに、危険防止とその他必要な避難指示等を行う。

エ 避難者が自力により立ち退くことが困難な場合は、市が車両、舟艇等により移送する。

オ 災害地が広範囲で、大規模な立退き移送を必要とし、市において対処できない場合、市長は隣接市町に応援を求めるほか、県に移送を要請する。

2 近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保行動の周知

避難指示等が発令された場合の安全確保措置は、指定された避難場所への移動を原則とするが、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は住居の上層階への避難等の「屋内安全確保」を行うべきことの周知を行う。

3 避難指示等の伝達

避難指示等は、気象予報・警報等伝達計画に基づいて行うが、実情に即した方法により早急に周知徹底をはかる。

(1) 関係者による直接口頭、又は拡声機（防災行政無線、広報車等）放送による呼びかけ

(2) サイレン、鐘による伝達

(3) 報道機関を通じて行うテレビ、ラジオ等による伝達

(4) 避難指示等のために使用する信号は、次の信号による。

区 分	水 防 信 号	サ イ レ ン	警 鐘
準 備	第 1	5 秒 休止(15 秒) 5 秒	○休止 ○休止 ○休止
指 示	第 4	1 分 休止(5 秒) 1 分	乱 打

4 市民が行うべき避難準備及び携行品

(1) 避難の準備

ア ラジオ、テレビの情報に注意すること

イ 懐中電灯、ローソク等を用意しておくこと

ウ 避難所及び避難経路を確認しておくこと

エ 避難の指示は、防災行政無線、広報車、サイレン、伝令、ラジオ、テレビ放送等で行われるので十分注意すること

オ 隣近所との連絡方法を決めておくこと

【 一般災害対策編 】

〈第3部 第2章 第6節 避難計画〉

カ 食料、衣料、貴重品の携行品等はあらかじめまとめておくこと

(2) 避難するときの注意

ア 避難指示等があったときは、まず、要配慮者を早めに避難させること

イ 避難する際は、火の始末、戸締まりを完全にすること

ウ 帽子、頭巾、ヘルメット等の防具をつけ、なるべく身体の露出部分が少ないようにすること

エ 単独行動は絶対に避け、責任者、あるいは誘導者の指示に従うこと

オ 避難の際、必要によってはロープや紐等で身体をつなぐこと

(3) 携行品

ア 懐中電灯、ろうそく

オ ロープ又は帯、紐

イ 下着1～2着

カ 貴重品、印鑑

ウ 食料2～3食分

キ 服用中の薬

エ 1.5m程度の竹又は棒

ク 衛生用品

第4 避難所の開設

1 避難所の開設

(1) 避難所開設の準備

避難所の開設が必要な場合は、消防班及び警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。

なお、避難者の移送や収容に市のみで対応困難なときは、県に応援を要請する。

(2) 避難所の設営

ア 避難所は、市災対本部の指揮の下、福祉班・教育班と連携し、詰所が開設する。

イ 避難所は、小・中・義務教育学校及び公民館等の施設利用可否を確認する。

ウ 避難施設等が利用できないときは、野外に仮設テント等を設置し、又は天幕を借り上げて設営する。

エ 被害が激甚なため、避難所の利用が困難な場合は、県と協議し、隣接市町に収容を依頼し、あるいは建物又は土地を借り上げて設置する。

オ 災害の状況により避難所を変更した場合は、その都度周知を図る。

2 県への報告

市長は、避難所を開設したときは、速やかに知事に報告する。

《 県への報告事項 》

ア 避難指示等発令の理由

イ 避難対象地域

ウ 避難所開設の日時、場所、施設名

エ 収容状況及び収容人員

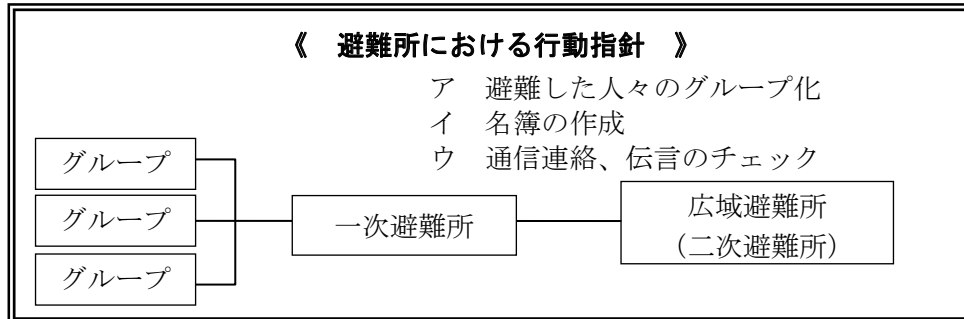
オ 開設期間の見込み

(救助法適用の場合、災害発生の日から7日以内)

3 避難所の受入れ体制

(1) 避難者の名簿の作成

各避難所の責任者は、避難者の受入れや生活支援等が円滑に進むよう、避難者の名簿を作成し人員を把握する。作成に当たっては地域コミュニティの維持に留意する。

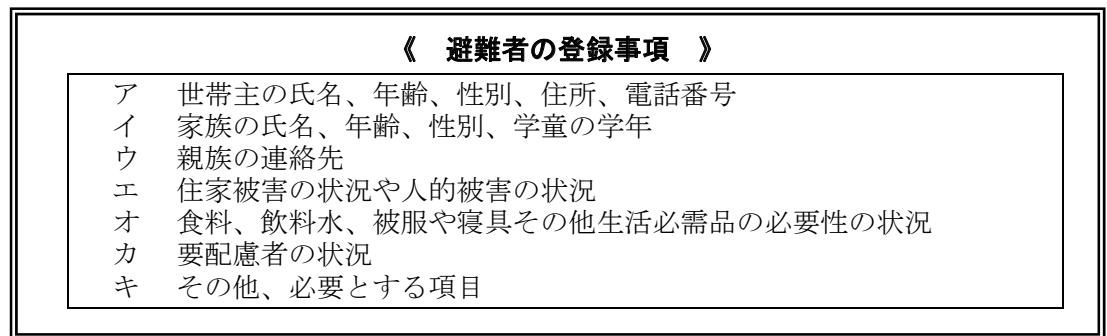


(2) 避難者の状況把握

災害発生直後より、避難者の状況を把握するため避難所に被災状況登録窓口を設置し、次の事項の把握に努める。

なお、把握された事項については、被災地の現地調査、住民登録の台帳との整合を図り、避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用する。

ア 登録事項



イ 登録の方法

事前に登録事項の様式を作成し、調査責任者を選任のうえ登録する。

ウ 登録結果の活用

登録された状況は、避難所の開設期間、食料や飲料水の要供給数、被服や寝具その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、避難所の生活環境の整備等に活用する。

エ 登録結果の報告

登録の結果は、日々、市災対本部に集約する。

なお、救助法が適用となった場合は、必要な項目を県の担当課に報告する。

オ 在宅被災者の状況把握

避難所に避難していない被災者についても、必要に応じて避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握する。特に、要配慮者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意する。

(3) 管理責任者の役割

管理責任者は、避難所管理運営マニュアルに基づき、概ね次の業務を行う。

ア 管理責任者は、市職員、学校長、各自治会長及び指定管理者とする。

【 一般災害対策編 】

〈第3部 第2章 第6節 避難計画〉

イ 避難者の人数、世帯の構成、住家の被害状況、要配慮者の人数、被服や寝具その他生活必需品の不足の状況等を把握できる避難所被災者台帳を整備する。

ウ 被災者台帳に基づき、常に避難者の実態や需要を把握する。要配慮者を把握した場合、必要に応じてホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所等を行うため関係機関等と連絡調整を行う。

エ 被災者に必要な食料、飲料水その他生活必需品の供給について、常に市災対本部と連絡を行う。また、それらの供給があった場合、物資受払簿を整備し、各世帯を単位として配布状況を記録しておく。

オ 運営にあたっては、管理責任者と連携して地域の組織運営を支援する。

(4) 生活環境の整備

避難者の生活環境を整備するため、次の事項について対応する。

この際、避難所以外に滞在する被災者への対応にも留意する。

ア 避難者に必要な食料、その他生活必需品を避難者の世帯人員や不足状況に応じて公平に配布する。

イ 避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じて備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保等、生活環境の改善対策を順次検討する。

《 設備、備品の例示 》

- | | |
|---------------|----------------|
| ・ 畳、マット、カーペット | ・ 間仕切り用パーティション |
| ・ 洗濯機・乾燥機 | ・ 冷暖房機器 |
| ・ 仮設風呂・シャワー | ・ 仮設トイレ |
| ・ その他必要な設備・備品 | |

ウ 避難所は、衛生管理対策を進めるとともに、一定の設備が確保されるよう整備に努める。

エ 避難者への情報提供や被災者相互の安否確認を行うため、避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ等の通信手段確保に努める。

オ 避難所の防犯対策を進めるため、警察及び消防団と連携し各避難所の巡回パトロール等を実施する。

なお、避難所の治安・防犯等の観点から、やむを得ない理由がある場合には、警備員等の雇用も考慮する。

4 応援協力関係

(1) 市長は、自ら避難者の誘導及び移送が困難な場合、他市町村又は県に対し避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

(2) 市長は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県に対し避難所の開設につき応援を要請する。

第5 要配慮者等を考慮した避難対策

1 要配慮者の避難対策

- (1) 要配慮者関連施設においては、要配慮者を十分考慮し、あらかじめ定める避難誘導等の計画に基づき、警察、消防局、消防団等と協力して、避難措置を行う。

《 要配慮者関連施設 》

- ア 児童福祉法
第六条の二の二、第六条の三、第六条の三 2・3・7、第七条
第十二条 2
- イ 老人福祉法
第五条の二 6、第五条の三、第二十九条
- ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
第五条第 1・1 1・2 7・2 8 項
- エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法
第三十八条
- オ 母子保健法
第二十二条
- カ 医療法
第一条の五、第一条の五 2、第二条
- キ 生活保護法
第三十八条
- ク 学校教育法
第一条に基づくもので、国公立等設置主体を問わずすべて。
第百二十四条に規定する専修学校のうち、高等課程を置くものに限り、
国公立等設置主体を問わずすべて。
に関する施設等

- (2) 相談窓口の設置

車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者(ガイドヘルパー)の派遣等、要配慮者の要望を把握するため、避難所等に要配慮者のための相談窓口を設置する。

- (3) 物理的障壁の除去

物理的障壁の除去(バリアフリー化)されていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう、速やかに障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

2 要配慮者対策

- (1) 避難者の事前把握

災害時における要配慮者の安否確認を迅速に行うため、円滑な支援ができるように、自主防災組織や自治会を通じて、要配慮者や外国人等の把握に努める。

- (2) 災害発生直後に必要な対策

- ア 要配慮者のリストに基づき、市民や民生委員等の協力を受け、速やかに安否確認を行う。
- イ 避難の必要な要配慮者について、市民や民生委員等の協力を受け、避難所への速やかな避難誘導を行う。

- ウ 安否確認、救助活動

在宅サービス利用者名簿等を活用し、民生委員、市民、自主防災組織、福祉団体(社会福祉協議会、老人クラブ等)の協力を得て、要配慮者の安否確認、救助活動を実施する。

【 一般災害対策編 】

〈第3部 第2章 第6節 避難計画〉

エ 状況調査及び情報の提供

民生委員、ホームヘルパー等の協力を得てチームを編成し、在宅及び避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握等の状況調査を実施するとともに、福祉サービス等の情報を随時提供する。

オ 福祉・保健巡回サービス

民生委員、ホームヘルパー、保健師等により、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対して、巡回による福祉・保健サービスを実施する。

カ 地域との相互協力体制

民生委員を中心として、市民、自主防災組織等との連携により、要配慮者の安全確保に係る相互協力に努める。

(3) 社会福祉施設等に係る対策

ア 安全確保

福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、近隣住民、自主防災組織の協力を得て速やかに入所者の安全を確保する。

イ 被災者の施設への受入れ

被災地に隣接する社会福祉施設は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受入れに努める。

(4) 市避難行動要支援者避難支援計画に係る対策

ア 地域支援機関と連携し、避難行動要支援者の安否を確認するとともに、避難等補助者が速やかに避難支援を行えるよう、高齢者等避難を提供する。

イ 支援相談窓口を設置し、避難等補助者が避難支援を行えない場合等に備える。

ウ 避難等補助者が決定していない避難行動要支援者の避難誘導について、消防局・消防団等と連携し、避難所への速やかな移送を図る。

(5) 外国人に係る対策

ア 安否確認、救助活動

警察、自主防災組織及び自治会等の協力を得て、外国人の安否確認や救助活動を行う。

イ 情報の提供

避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、外国人に配慮した継続的な情報の提供を行う。

避難所にあっては、食料・物資等の配布場所等の情報を外国語で標記する等の配慮を行う。

第7節 交通確保・規制計画

本計画は、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保守が必要となった場合において、迅速な災害応急対策の遂行のための交通を確保するために交通を規制する必要があるときは、次により規制等を行うものである。

《 主な担当班・機関 》

□建設班 □警察署

第1 被害状況の把握

道路や橋梁のパトロールを強化し、被害状況の早期発見に努める。

《 パトロール時の留意点 》

- ア 法面の土砂や樹木の崩落状況
- イ 側溝等の流水状況
- ウ 橋梁の滞留物の状況
- エ 道路占有物（ガス、水道、電力施設等）の被害状況
- オ 応急復旧に必要な資機材の判断

第2 交通規制の実施

災害時で道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められるときは、道路管理者は関係機関と連絡を密にし、必要な規制を行う。

1 道路管理者

異常気象時において、道路の通行が危険であると認められた場合及び災害等により交通施設に危険が予想され、又は発見し、あるいは通報等により覚知したときは、速やかに必要な規制を行うとともに、関係機関に連絡する。

2 災害における交通マネジメント

市は、災害時交通マネジメント検討会の開催が必要と認めた時は、県を通じて開催の要請をすることができる。

3 警察

- (1) 災害により、交通施設に危険が予想され、又は発見し、あるいは通報等により覚知したときは、速やかに必要な規制を行うとともに、関係機関に連絡する。
- (2) 災害時において、被災者や緊急物資等の輸送を確保する必要がある場合は、次の措置を行う。
 - ア 車両別交通規制及び標識の設置
 - イ 迂回路線の設定及び時間規制と解除
 - ウ 交通規制を行うため、道路管理者に道路啓開要請を行う。

4 実施要領

(1) 交通規制実施要領

道路管理者	ア 異常気象時に道路の通行が危険であると認められるとき イ 災害等で交通に危険が予想されるとき ウ 災害を発見しあるいは通報等で覚知したとき
警察 (公安委員会)	ア 災害等で交通の安全と円滑が阻害され、又はそのおそれがあるとき イ 災害時における被災者及び緊急物資の輸送を確保するため (規制を行うときは関係機関に連絡する。)

(2) 交通規制実施機関【 参考編*1 参照 】

本項については資料編を参照する。

5 相互連絡

各道路管理者は、警察署長と相互に密接な連絡をとり交通の規制を実施しようとするときは、あらかじめその規制区間、期間、及び理由を警察署長へ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知する暇がないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

第3 交通の確保

災害応急対策用資機材や物資、要員の輸送等を迅速に行うため、災害現場や避難所に通ずる道路の確保に努める。この場合、緊急交通路等から優先的に応急復旧を実施する。

《 交通の確保策 》	
ア	障害物の除去
イ	被災箇所の応急復旧
ウ	迂回路の確保

*1 ●参考 3.2.7-(1) 交通規制実施機関

第8節 緊急輸送計画

本計画は、災害時におけるり災者の避難その他応急対策の実施に必要な輸送力を確保し、迅速、的確な輸送を行うためのものである。

《 主な担当班 》

☐本部総括班 ☐財政車両管理班 ☐経済対策班

第1 緊急輸送

1 基本方針

市長は、り災者の避難その他応急対策の実施に必要な輸送を行う。

なお、市有輸送力をもっては輸送を確保できないと認めるときは、九州運輸局、鹿児島運輸支局その他関係機関の応援を求める。

主として救助物資、応急対策用器材等、救出されたり災者及び応急対策要員等の輸送を行う。

第2 輸送の確保

1 輸送の確保

(1) 輸送の方法

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を考慮し、最も迅速、確実に輸送できる適切な方法を用いる。

《 災害時の輸送方法 》

- ア 自動車輸送
- イ 鉄道輸送
- ウ 人力輸送
- エ 船舶による輸送
- オ 航空輸送

(2) 輸送力の確保手順

ア 市有車両等の確保【 資料編^{*1} 参照 】

災害時における輸送車両等の運用及び調達については、人員及び物資等の輸送手段の確保をあらかじめ定めておく。

物資人員の輸送に供しうる市有車両については、**財政車両管理班長**が配車を行う。

(ア) 車両等の掌握は、**財政車両管理班**において行う。

(イ) 各班は、車両等を必要とするときは、**財政車両管理班**に配車を要請する。

(ウ) **財政車両管理班**は、上記要請があった場合は、車両等の保有状況を考慮のうえ使用車両等を決定し、要請者に通知する。

イ 市有以外の車両等の確保

(ア) 各班は、市有以外の車両等を確保する必要がある場合、**財政車両管理班**に車両等の確保

^{*1} 資料 3.2.8-(1) 市所有車両一覧表

を要請する。

- (イ) **財政車両管理班**は、上記の要請があった場合、周辺の市町又は県等に協力を要請する。

次の順序で車両等の確保を図る。

ウ 車両等の確保の協力要請

市長は、市内で車両等の確保が困難な場合、又は輸送上、他の市町で車両等を確保すること
が効率的な場合は、周辺の市町又は県に協力を要請して車両の確保を図る。

《 要 請 内 容 》

- | | |
|---|---------------|
| ア | 輸送日時 |
| イ | 輸送区間及び借上期間 |
| ウ | 輸送の目的 |
| エ | 輸送人員又は輸送量 |
| オ | 車両等の種類、品名及び台数 |
| カ | 集合場所及び日時 |
| キ | その他必要な事項 |

(3) 輸送力確保の順位

- ア 市有車両（船）等の市有輸送力
- イ 市以外の公共機関の輸送力
- ウ 公共的機関の輸送力（日本通運、市内各バス会社等）
- エ 民間輸送力（事業用・自家用）

(4) 輸送の依頼先 【 資料編*2 参照 】

本項については資料編を参照する。

2 輸送の実施

《 輸 送 の 対 象 》

第1段階

- | | |
|---|--|
| ア | 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 |
| イ | 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 |
| ウ | 政府及び地方公共団体災害対策要員、情報通信、電気、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 |
| エ | 医療機関へ搬送する負傷者等 |
| オ | 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資 |

第2段階

- | | |
|---|-----------------------|
| ア | 上記第1段階の続行 |
| イ | 食料、飲料水、その他生命の維持に必要な物資 |
| ウ | 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 |
| エ | 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資 |

第3段階

- | | |
|---|----------------|
| ア | 上記第2段階の続行 |
| イ | 災害復旧に必要な人員及び物資 |
| ウ | 生活必需品 |

*2 ● 資料 3.2.8-(2) 輸送の依頼先

3 道路等公共施設の障害物除去

災害等により流出した土砂及び立木等並びに放置車両等の障害物を除去し、災害応急対策用物資資機材及び要員等緊急通行の確保を図る。

(1) 実施者

道路に流出した土砂及び立木等の障害物の除去は、その道路管理者が相互に調整を図りながら実施する。

(2) 道路の確保

市長は、災害応急対策実施のため、災害現場に通じる道路、あるいは避難所等に通じる主要道路の確保に努めなければならない。

また、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が生じた場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときには、運転手等に対し車両の移動等の命令を行うものとし、運転者がいない場合においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

(3) 労務の確保

障害物除去のための労務は、各団体の協力を求め確保する。

(4) 道路啓開路線の周知

道路管理者は、道路啓開の状況について、警察・消防等の関係機関と共有を図るとともに住民等へ SNS やホームページ等を活用して迅速な広報を実施する。

4 災害救助法の適用基準

《 救助法における輸送の範囲及び期間 》	
ア 被災者の避難 イ 医療及び助産 ウ 被災者の救出 エ 飲料水の給水 オ 救助用物資 カ 行方不明者の搜索 キ 遺体の処理（埋葬を除く。）	当該救助が認められる期間内

第3 緊急輸送計画

1 緊急輸送道路

(1) 緊急輸送道路

大規模災害時通行制限される緊急輸送道路は以下の指定路線である。

輸送施設	輸送施設の内容
緊急輸送道路 (緊急輸送道路ネットワーク計画)	第一次緊急輸送道路 高規格幹線道路、一般国道等（原則、国県道）で構成する緊急輸送の骨格をなす広域的なネットワークで、県庁所在地、地方生活圏中心都市の役場及び重要港湾、空港等をワーク計画）連絡する道路
	第二次緊急輸送道路 第一次緊急輸送道路と市町村役場等の地域防災計画に位置づけのある緊急輸送に係る拠点等を連絡する道路（原則、国県道）
	第三次緊急輸送道路 第一次及び第二次緊急輸送道路と市町村役場等の地域防災計画に位置づけのある緊急輸送に係る拠点の連絡を補完する道路

(2) 集積拠点施設

大規模災害時集積拠点は以下の施設である。

輸送施設	輸送施設の内容
トラックターミナル	鹿児島臨海トラックターミナル
卸売市場等	川内地方卸売市場、さつま町公設地方卸売市場

2 緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、関係機関から緊急通行車両の事前届出を受理する。

ア 事前届出の対象となる車両

事前届出の対象とする車両は、災害時において災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両とし、市が保有し、若しくは指定行政機関等との協定等により常時これらの機関の活動専用使用される車両、又は災害発生時に他の関係機関、団体等から調達する車両で、次の事項のいずれにも該当する車両とする。

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項
- (イ) 消防、水防、その他の応急措置に関する事項
- (ウ) 被災者の救難、救助、その他保護に関する事項
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (カ) 清掃、防疫、その他の保健衛生に関する事項
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制、その他被災地における社会秩序の維持に関する事項
- (ク) 緊急輸送の確保に関する事項
- (ケ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 事前届出の手続き

(ア) 申請者

- a 事前届出の申請者は、災対法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両の緊急通行を実施することについて責任を有する者（代行者を含む。）とする。

b 申請先

申請に係る車両の使用本拠位置を管轄する警察署（幹部派出所を含む）

(イ) 必要書類

- a 緊急通行車両確認申出書（1通）
- b 自動車検査証の写し（1通）
- c 協定等により使用される車両は、輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類（輸送協定書が無い場合は、上申書、契約書等）

(2) 緊急通行車両確認標章等の交付受け

災害発生前にあらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができる。

第9節 緊急医療計画

本計画は、災害の混乱時における被災者の緊急医療活動を推進するため関係機関と連携し、対応するものである。

《 主な担当班 》

□救護支援班

第1 緊急医療の実施【 資料編*1 参照 】

災害のため医療及び助産の途を失った者に対する医療及び助産は、市長が行う。（災害救助法適用時において知事から委任された場合を含む。）

1 対象者

災害のために医療の途を失い、応急的に医療を施す必要がある者

2 範囲

- (1) 診 察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 措置、手術、その他治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容

第2 医療体制

1 医療情報の収集

広域災害救急医療情報システム（E M I S）を活用し、医療機関の被災状況等の情報を入手する。

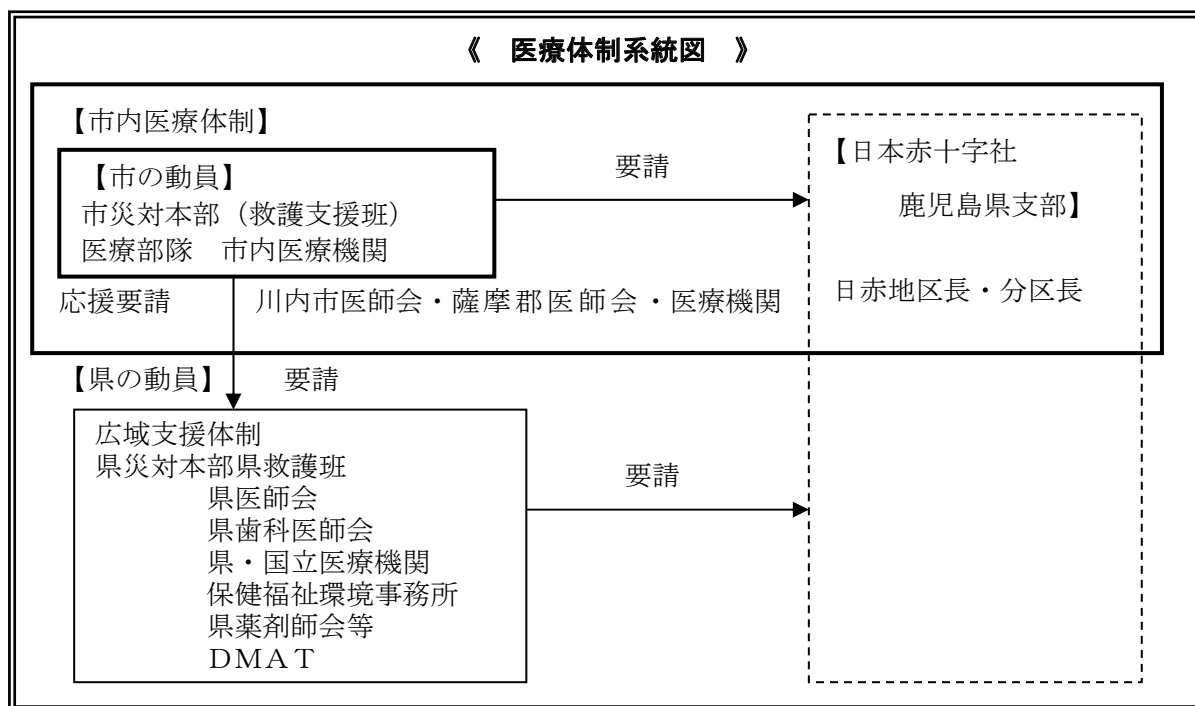
2 医療機関の動員計画

(1) 救護支援班の設置

医療救護については、川内市医師会、薩摩郡医師会と協議調整し、救護支援班、市内医療機関、医師会、その他医療機関により医療部隊を編成して行う。

医療部隊の編成は災害の規模により適宜定める。

*1 〇 資料 3.2.9-(1) 医療団体等一覧表



(2) 医療機関の動員計画

救護支援班は、日赤鹿児島県支部、分区長、医師会及び各医療機関の医療救護について協力を行う。

ア 県による保健医療活動の総合調整の実施

県（保健医療調整本部）及び保健所は、救護班、DMA T、D P A T及び保健師等（以下「保健医療活動チーム」という。）の派遣調整、保健医療活動に関する情報連携、保健医療活動に係る情報の整理及び分析等の災害対策に係る保健医療活動の総合調整を行う。

イ 応援要請

市長は、災害の通報連絡を受けたときは、直ちにその規模、内容等を検討し、鹿児島県（日赤鹿児島県支部、鹿児島県医師会）へ県の救護班の出動を要請する。

(ア) 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別の医師、看護師数）

(イ) 必要とする班数

(ウ) 救護期間

(エ) 派遣場所

(オ) 災害の種類・原因等その他の事項

ウ 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンによる支援

(ア) 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの活動内容

災害医療コーディネーターは、災害や事故等により大規模な人的被害が発生した場合に、地域医療の回復までの経過時期において、被害の軽減を図るため、必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう保健医療活動チームを効率よく調整する。

また、災害時小児周産期リエゾンは、小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、災害医療コーディネーターをサポートする。

(イ) 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの出動

知事は、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの出動が必要と判断

するときは、災害医療コーディネーター等が所属する組織に災害医療コーディネーター等の出動を要請する。

エ 災害薬事コーディネーター

(ア) 災害薬事コーディネーターの活動内容

災害薬事コーディネーターは、災害や事故等により大規模な人的被害が発生した場合、必要とされる医薬品、医療機器等の物資や薬剤師等の人材の供給調整等を行う。

(イ) 災害薬事コーディネーターの出動

知事は、災害薬事コーディネーターの出動が必要と判断するときは、鹿児島県薬剤師会に災害薬事コーディネーターの出動を要請する。

オ DMA Tによる応援

(ア) DMA Tの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に災害現場等で、急性期（発災後、おおむね48時間以内）に緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

(イ) DMA Tの出動要請

出動要請の特例

市長又は消防局長は、DMA Tの派遣要請基準に該当する場合で、通信ケーブルの切断、通信の利用制限、通信機の故障その他の理由により県との連絡ができず、かつ、災害等の現場において時間経過に伴う救命措置の遅れが生命に重大な影響を及ぼすと判断される負傷者が既に確認されており、DMA Tの派遣要請基準に照らし、DMA Tの派遣が必要と判断するときは、DMA T指定病院にDMA Tの出動を要請できる。

この場合において、市長又は消防局長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

(ウ) DMA Tの編成と所在地

a DMA Tの構成

DMA Tは、原則として医師1人、看護師2人及び業務調整員1人の4人を基本として編成する。

b DMA Tの所在地

DMA Tの所在地は、次のとおりである。 (令和5年9月1日現在)

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町 37-1	099-230-7000	3
鹿児島赤十字病院	〃 平川町 2545	099-261-2111	2
鹿児島市医師会病院	〃 鴨池新町 7-1	099-254-1125	2
鹿児島大学病院	〃 桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	3
鹿児島徳洲会病院	〃 南栄 5-10-51	099-268-1110	2
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5101	2
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町 18-1	0997-63-3611	2
出水総合医療センター	出水市明神町 520	0996-67-1611	1
曾於医師会立病院	曾於市大隅町月野 894	099-482-4888	1
県立薩南病院	南さつま市加世田高橋 1968-4	0993-53-5300	2

【 一般災害対策編 】

〈第3部 第2章 第9節 緊急医療計画〉

県立北薩病院	伊佐市大口宮人 502-4	0995-22-8511	3
済生会川内病院	薩摩川内市原田町 2-46	0996-23-5221	2
種子島医療センター	西之表市西之表 7463	0997-22-0960	2
霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永 3320	0995-42-1171	2
米盛病院	鹿児島市与次郎 1丁目 7-1	099-230-0100	2
鹿児島医療センター	〃 城山町 8番 1号	099-223-1151	1
指宿医療センター	指宿市十二町 4145	0993-22-2231	1
いまきいれ総合病院	鹿児島市高麗町 43-25	099-252-1090	1
霧島記念病院	霧島市国分福島 1丁目 5-19	0995-47-3100	1
池田病院	鹿屋市下祓川町 1830 番地	0994-43-3434	1
中央病院	鹿児島市泉町 6-7	099-226-8181	1
大隅鹿屋病院	鹿屋市新川町 6081-1	0994-40-1111	1

カ DPATによる応援

(ア) DPATの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に、被災地域等で、被災によって損壊した既存の精神科医療機能に対する支援等を行う。

(イ) DPATの出動

知事は、DPATの派遣基準に照らし、DPATの派遣が必要と認めるときは、DPAT登録病院の長にDPATの出動を要請する。

(ウ) DPATの構成と所在地

a DPATの構成

DPATは、精神科医師をリーダーに、看護師、業務調整員等で構成し、1チーム3～5名による編成を基本とする。ただし、状況に応じチーム人数を増減し編成できるものとする。

なお、DPATのうち、発災初期に対応するチームを先遣隊として、厚生労働省に登録するものとする。

b DPATの所在地

先遣隊の登録をしているDPATの所在地は、次のとおりとする。

(令和5年9月1日現在)

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘 8-35-1	099-272-5111	2
県立始良病院	始良市平松 6067	0995-65-3138	5
谷山病院	鹿児島市小原町 8-1	099-269-4111	1
三州脇田丘病院	〃 宇宿 7-26-1	099-264-0667	1
ハートフル隼人病院	霧島市隼人町住吉 100	0995-42-0560	1

キ DHEAT

(ア) DHEATの活動内容

県（保健医療福祉調整本部等）が行う、被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等に対する支援を行う。

(イ) DHEATの活動

a 他県等への要請

県は、県内の保険所の相互支援では保険医療活動の総合調整が困難となることが予

想される場合には、厚生労働省に全国の都道府県等からのDHEATの派遣に関する調整の依頼を行う。

(ウ) DHEATの構成

公衆衛生医師、保健師、薬剤師、管理栄養士、業務調整員等から5名程度で構成される。

ク 災害支援ナース

(ア) 災害支援ナースの活動内容

災害支援ナースは、被災地の医療機関等における看護業務、救護所での診療及び避難所での巡回診療における看護業務、避難所の環境整備及び公衆衛生管理、被災者の心のケア等を行う。

(イ) 災害支援ナースの出動

知事は、災害支援ナースの出動が必要と判断するときには、災害支援ナースが登録されている医療機関等県との協定に基づき、被災地の医療機関等への災害支援ナースの派遣を要請する。

ケ 災害時感染制御支援チーム（DICT）

(ア) DICTの活動内容

感染症に関する知見を有する医師、看護師等からなる災害時感染制御支援チーム（DICT）は、避難所等における衛生環境を維持するため、避難所等の感染症予防対策、感染症予防のための薬剤処方や予防接種に係る助言、感染症診療に係る技術的支援等を行う。

(イ) DICTの派遣依頼

知事は、DICTの派遣が必要と判断するときには、日本環境感染学会に対し、避難所等への災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。

コ 民間への協力依頼

救急医療活動は、災害が突発的に発生する関係上、現場付近における市民の通報連絡、傷病者の移送等について十分な協力が得られるよう各機関の連携を図る。

サ 災害拠点病院【 資料編*2 参照 】

県は、各二次医療圏毎に災害拠点病院を指定しており、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日赤鹿児島県支部、消防本部等の関係機関と連携し、医療救護体制を確立する。

なお、緊急時ヘリコプター離発着場等を活用した患者搬送体制の整備活用を図る。

(3) 救護所の設置

災害時における救護支援班の活動が迅速かつ円滑に行われるよう、医療機関等と協議して適当な救護所を設ける。

傷病者の収容には、臨時に救護所を仮設し、あるいは学校、集会所等の収容可能な施設の確保を図る。

《 救護所設置場所 》

- ア 被災者の避難収容所
- イ 被災地の中心地
- ウ 被災者の交通の多い地点
- エ その他適当と思われる地点

*2 資料 3.2.9-(2) 災害拠点病院

3 医療救護活動

(1) 医療救護活動の実施

災害の状況に応じ適切な医療を行うため、救護支援班の編成により次のような救護活動を行う。

- | | |
|---|----------------|
| ア | 傷病度合いによる選別等 |
| イ | 医療救護 |
| ウ | 助産救護 |
| エ | 医療機関への転送の要否、措置 |

(2) 医療救護活動の装備

救護支援班の携行する装備は、各編成機関所有の資機材を用いるものとするが、調達不能又は不足の場合は、県・周辺市町等の関係機関の協力を得て補給する。

4 特定医療対策

(1) 重症度の判定（トリアージタッグ）

現地医療班の医師は、優先的な治療を判断するため、傷病者をそれぞれの症状に応じて区分し、救命措置、応急措置を行う。

(2) 特定医療対策

特定の医療情報を必要とする透析患者や挫滅症候群（クラッシュ症候群）患者等の難病患者へは、あらかじめライフラインの不通を考慮する等、多様な情報提供と収集を行い、優先的な応急対策を実施する。

ア 人工透析患者の対応

（社）全国腎臓病協議会の「災害対策マニュアル」に基づき、災害時の透析医療体制の確立を目指す。

イ 精神医療

災害時における精神障害者に対する保健・医療サービスの確保とPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応への協力を行う。

この際、県が整備する災害派遣医療チーム（DPAT）の支援を受ける。

(3) 在宅難病患者・長期療養児等への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などの安否及び健康状態等の確認を行う。状況に応じて、県、医療機関及び近隣市町等との連携により、搬送及び救護所等へ収容する。

(4) 健康対策

災害時における健康や栄養に関する相談や指導等についての対策への協力を行う。

ア 保健師による巡回健康相談、訪問指導、健康教育等の実施

イ 栄養士による巡回栄養相談、栄養健康教育等の実施

ウ こころのケアに対する相談・普及啓発

5 助産

助産は、原則として産科医を構成員とする救護支援班があたる。ただし、出産は緊急を要する

場合が多いので、最寄りの助産師によって行うことも差し支えない。

6 医療機関等への応援要請

(1) 医療施設の確保

救護支援班又は市内の病院、診療所等での処理が困難な場合には、本部総括班を通じ県及び隣接市町等の協力を得て、最寄りの収容施設を有する医療機関に収容する。

(2) 医薬品等の調達

医療、助産に必要な医薬品及び衛生材料の調達は、市内医療機関薬局及び県又は近隣市町に協力を求め調達する。

7 費用の負担

医療救護に要した費用は、救助法の適用がない場合、原則、市が負担する。

8 補償

出動した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、災対法及び救助法の規定及び条例に準じて行う。

9 医薬品、衛生材料等の確保

(1) 医薬品、衛生材料等の備蓄

医療、助産活動に必要な医薬品及び衛生材料等は、病院、医院及び助産院に必要最小限備蓄し、不足する場合は薬品店から緊急調達する。

(2) 県に対する供給要請

県は、市からの要請に基づき、備蓄している医薬品・医療用資機材等を被災市町村の救護所等へ緊急輸する。

また、血液製剤の要請が有った場合には、血液センターが血液製剤を確保し、救護所等へ緊急輸送する。

第3 搬送体制の確保

1 傷病者の搬送

多数の負傷者の搬送や人命救助に要する医療班、医薬品等の物資の迅速な搬送体制の確保が災害時の救急医療において必要である。

このため、消防、警察、自衛隊等緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながら、その協力のもとに消防局の救急車、病院所有の救急車、自家用車等による陸上搬送及び初動の救護活動において有効なヘリコプターによる広域支援体制の確保を図る。

災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確保についても十分に配慮する。【自衛隊派遣要請依頼 第1章第5節参照】

2 拠点病院等への患者搬送体制の整備

被災現場から災害時に対応可能な病院への患者搬送は、基本的に市（消防機関）が行う。

3 広域搬送体制の整備

市内の拠点病院で対応できない患者の搬送は、ヘリコプター等による広域搬送体制により、県及び市が緊急搬送機関と連携を図りながら行う。そのため、拠点病院等の周辺の公園やグラウンド等を災害時における臨時ヘリポートとして選別しておくとともに、緊急搬送体制を確立しておく。【災害時臨時ヘリポート 第2部第2章第9節参照】

第4 情報収集・連絡体制

1 情報収集・連絡体制

常日頃から救急医療の情報収集と連絡体制の確立に努め、発災時の的確な医療救護活動の実施を図る。

- (1) 災害発生時に、情報収集・連絡体制の連携が可能な救急病院、保健所、災害拠点病院等との情報交換を行う。
- (2) 拠点病院等の医療機関、医師会、保健所、警察、消防局、自衛隊等との情報通信のネットワーク化と連絡体制の確立を目指す。
- (3) 発災後における被災医療機関からの医療機関の被害状況、負傷者の状況、医療従事者の確保状況、医薬品等の不足状況等を収集し情報の明確化を図る。
- (4) 報道機関等を活用した市民及び人工透析等特定の医療情報を必要とする者への情報提供と収集を行う。

第5 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策

突発的な災害等により、傷病者が短時間で集団的に発生した場合、迅速かつ的確な救急医療活動が実施できるような組織的な救急医療体制を確立するとともに、関係機関が相互に協力して救急医療の実施に万全を期することを目的とする。

1 救急医療の対象と範囲

(1) 救急医療の対象

暴風、豪雨、洪水、地震、その他の異常な自然現象、又は大規模な火事、爆発、放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没、その他大規模な事故等、災対法に規定する災害及びこれらに準ずる災害又は事故により傷病者が多数に及ぶ災害による救急医療とする。

(2) 救急医療の範囲

傷病発生と同時に現場で行うファースト・エイド、初期診療及び傷病者の症状に応じて行う本格的な救急医療とする。

なお、現場での行方不明者の搜索等の措置を含む。

2 救急医療体制の確立

災害時における救急医療が迅速、的確に実施されるよう関係機関との相互の連絡、協力に万全を期し、活動体制の確立を図る。

第6 災害救助法に基づく措置（医療・助産）

1 対象者

《 医療・助産救助対象者 》	
ア	災害のため医療の方途を失った者
イ	応急的に医療を施す必要のある者
ウ	災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者で、助産の方途を失った者（死産及び流産を含む。）

2 救助の期間

《 医療・助産の期間 》	
医療	災害発生日から14日以内。ただし、災害の規模が大きく死傷者が極めて多い場合や、社会的混乱の甚だしい場合等、災害地の特殊事情によっては、事前に厚生労働大臣の承認を得て、期間を延長することができる。
助産	災害発生日の以前、又は以後7日以内に分娩した者に対して、分娩した日から7日以内の期間。ただし、災害地の特殊事情によっては、事前に厚生労働大臣の承認を得て、期間を延長することができる。

3 医療、助産の範囲

《 医療・助産の範囲 》	
医療	ア 診療 イ 薬剤又は治療材料の支給 ウ 措置、手術その他の治療及び施術 エ 病院又は診療所への収容 オ 看護
助産	ア 分娩の介助 イ 分娩前後の措置 ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 エ 病院又は診療所への収容 オ 看護

4 実施方法

《 救助の実施方法 》	
医療救助	ア 原則として 救護支援班 が実施する。 イ 重症患者等で救護班では人員、薬品衛生材料等の不足のため、医療を実施できないときは、病院又は診療所に移送し治療をする。
助産救助	ア 救護支援班 又は助産師による助産を実施する。 イ アで困難な場合は、産院又は医療機関で実施する。

第10節 要配慮者への緊急支援計画

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生する。これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。このため、本計画に基づき要配慮者対策を実施する。

《 主な担当班 》

☐福祉班 ☐救護支援班 ☐経済対策班 ☐教育班

第1 要配慮者に対する対策

1 要配慮者対策

- (1) 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。
 - ア 地域住民等と協力して避難所へ移送する。
 - イ 社会福祉施設等への緊急入所を行う。
 - ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行う。
- (2) 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等を遅くとも発災1週間を目処に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。
- (3) 避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

2 入所者・利用者の安全確保

- (1) 市は、必要に応じ、県に対して、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、ホームヘルパー等の資格を有する者などで構成された県災害派遣福祉チーム（鹿児島DCAT）の派遣を要請するものとする。
- (2) 各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。
- (3) 施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に被災地に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

3 県への応援要請等

- (1) 市は、必要に応じ、県に対して、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、ホームヘルパー等の資格を有する者などで構成された県災害派遣福祉チーム（鹿児島DCAT）の派遣を要請するものとする。
- (2) 各社会福祉施設等の管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について、県へほかの施設からの応援の斡旋を要請する。

- (3) 各社会福祉施設等は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行う。

4 市の支援活動

- (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
- (2) ライフラインの復旧までの間、飲料水、食糧等の確保のための措置を講ずる。
- (3) ボランティアへの情報提供等を含めマンパワーを確保する。

5 市が実施する対策

避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障害者に係る対策を実施する。

- (1) 被災した高齢者及び障害者の迅速な把握を行う。
- (2) 掲示板、広報紙、インターネット・メール、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障害者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (4) 避難所等において、被災した高齢者及び障害者の生活に必要な車いす、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。
- (5) 避難所や在宅の高齢者及び障害者に対しニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。
- (6) 高齢者及び障害者の生活機能低下や精神的不調に対応するため、生活不活発病予防等の健康管理やメンタルヘルスケアを実施する。

6 要保護児童の把握等

次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- (1) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、市災害対策本部に通報がなされる措置を講ずる。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び市民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
- (3) 避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を、親族等に提供する。

7 児童の保護等のための情報伝達

被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、インターネット等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

8 観光客の安全確保

【 一般災害対策編 】

〈第3部 第2章 第10節 要配慮者への緊急支援計画〉

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める。

また、市（消防機関を含む）は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

9 外国人の安全確保

(1) 外国人への情報提供

市は、ライフライン等の復旧状況、避難場所、避難所、医療、ごみや浴場等生活や災害に関連する情報について、ホームページや SNS 等を通じて、外国人への多言語による情報提供を行う。

(2) 相談窓口の開設

市は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、市国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアの協力を得るよう努める。

また、国際赤十字委員会及び各国赤十字社から本市に在住・滞在している外国人の安否調査があった際は、日本赤十字社鹿児島県支部と連携し対応する。

10 帰宅困難者に係る対策

(1) 県民等への啓発

県は、県民・民間事業者等に対して、帰宅困難な状況になった場合は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知することにより、一斉帰宅の抑制を図る。

(2) 一時滞在施設等の確保等

市及び県は、火山災害における降灰の影響を受けている場合を含め、互いに協力して一時滞在施設（（発災から72時間（原則3日間）程度まで、帰宅困難者等の受入を行う施設。）及び帰宅支援ステーション（発災後、徒歩帰宅者の支援を行う施設。）の確保等に努める。一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努めるものとする。

ア 一時滞在施設

(ア) 施設の確保

a 県は、広域的な立場から、事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求める。

b 市は、地元の事業者等に協力を求め、民間施設に対して一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう要請する。

(イ) 施設の開設

a 市は、一時滞在施設の提供に関する協定を締結している民間施設の施設管理者へ一時滞在施設の開設を要請する。

b 県及び市は、帰宅困難者の状況等を勘案し、自ら所有・管理する施設について、一時滞在施設としての開設等の検討を行う。

(ウ) 情報提供

a 市は、開設を要請した一時滞在施設の開設状況等を県に情報提供する。

b 県及び市は、自らが開設した一時滞在施設の開設状況等を互いに情報提供する。

c 県及び市は、上記の一時滞在施設のほかに自主的に開設している施設の情報を入手した場合は、互いに情報提供する。

イ 帰宅支援ステーション

- (ア) 施設の確保
 - a 県は、広域的な立場から、事業者団体に協力を求め、帰宅支援ステーションの提供に関する協定を締結するよう要請する。
 - b 市は、地元の事業者等に協力を求め、帰宅支援ステーションの提供に関する協定を締結するよう要請する。
- (イ) 施設の設置
 - a 市は、自らが協定を締結した事業者等に帰宅支援ステーションの設置を要請するとともに、県が締結している協定に基づく帰宅支援ステーションの設置を求める場合は、県へ設置要請を依頼する。
 - b 県は、市の依頼を受け、帰宅支援ステーションの設置に係る協定締結先へ帰宅支援ステーションの設置を要請する。
- (ウ) 情報提供
 - 県及び市は、自らが設置を要請した帰宅支援ステーションの設置状況等を互いに情報提供する。
- (3) 公共交通機関に関する情報提供
 - ア 県は、公共交通機関の状況把握を行い、市町村へ伝達する。
 - イ 市は、施設管理者に伝達し、帰宅困難者に随時情報提供を行う。
- (4) 避難所の案内
 - 県及び市は、自らが開設した一時滞在施設において、3日間を越える支援が必要な帰宅困難者については、施設管理者の要請に基づき、市の最寄りの指定避難所を案内する等の対応を実施する。

第3章 事態安定期の応急対策計画

第1節 避難所の運営計画	☐ 市民支援班 ☐ 救護支援班
第2節 食料の供給計画	☐ 市民支援班 ☐ 福祉班 ☐ 経済対策班 ☐ 農林水産班
第3節 給水計画	☐ 上下水道班
第4節 生活必需品の給与計画	☐ 福祉班 ☐ 経済対策班
第5節 医療計画	☐ 救護支援班
第6節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策計画	☐ 市民支援班 ☐ 救護支援班 ☐ 水道施設班
第7節 動物保護対策計画	☐ 市民支援班
第8節 し尿・ごみ・清掃計画	☐ 市民支援班 ☐ 建設班
第9節 障害物の除去対策計画	☐ 建設班 ☐ 消防班
第10節 行方不明者の搜索、遺体の処理等計画	☐ 本部総括班 ☐ 福祉班 ☐ 市民支援班 ☐ 消防班
第11節 住宅の供給確保計画	☐ 福祉班 ☐ 建設班
第12節 文教対策計画	☐ 教育班
第13節 義援金・義援物資等の取扱い計画	☐ 財政車両管理班 ☐ 市民支援班 ☐ 福祉班
第14節 農林水産業災害の応急対策計画	☐ 農林水産班

市及び県は、災害の規模等にかんがみ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあつせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

第1節 避難所の運営計画

本計画は、ライフラインの途絶や住居の浸水及び焼失等による多数の避難者に備え、避難所の開設、管理運営、広域的避難収容・移送について定める。

《 主な担当班 》

☐市民支援班 ☐救護支援班

第1 避難所の開設等

1 避難所の開設

各機関の対応は、次のとおりである。

なお、市及び県は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

機関名	内容
市	(1) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。 (2) 避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに県総合防災システムに入力し、Ｌアラートを通じて関係機関に周知する。 指定避難所については当該避難所の付与された全国共通避難所・避難場所ＩＤを適切に県に報告するよう努めるものとする。 (3) 避難所を開設した場合は、管理責任者（詰所長が配置）を置く。 (4) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。 (5) 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設するほか、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。 なお、野外に受入れ施設を開設した場合の消防局等関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。 (6) 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、県（くらし保健福祉部）に調達を依頼する。 (7) 野外受入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は、原則として避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。
県 （危機管理防災局）	(1) 市の報告に基づき、避難所の開設状況を把握する。 (2) 市からの屋外受入れ施設の設置に必要な資材の調達依頼があったときは、所要量を関係機関から調達する。
県 （くらし保険福祉部）	市から野外受入れ施設の設置に必要な資材の調達依頼があったときは、所要量を関係機関から調達する。
県 （教育庁）	市から避難所開設の応援依頼を受けた場合は、市教育委員会と連絡をとり、開設に協力する。

2 福祉避難所の開設

各機関の対応は、次のとおりである。

機関名	内容
市	(1) 自宅や避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等の福祉避難所に収容する。 (2) 福祉避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を災害対策本部で共有するとともに、県に報告する。

機関名	内容
県 (危機管理防災局)	市の報告に基づき、福祉避難所の開設状況を把握する

第2 避難所の管理運営

1 避難所の管理運営

各機関の対応は、次のとおりである。

機関名	内容
市	薩摩川内市避難所運営管理マニュアルに基づき避難所の運営を行う。 この際以下の事項に配慮する。 (1) 市の避難所への収容については、可能な限り自治会単位に避難者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。その際、それぞれの避難所に収容されている避難者の情報及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、県（くらし保健福祉部）への報告を行う。 また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供する。 (2) 避難所における情報の伝達、食料・水等の配付、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力を得て、また必要に応じて防災関係機関、NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて防災関係機関やボランティアの協力を得て、適切な運営管理に努める。 (3) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に移行できるよう、その立ち上げを支援する。 (4) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報紙の発行、インターネット、ファクシミリ等の整備に努める。 (5) 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスの取れた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置し、簡易トイレ、トイレカー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。 (6) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 (7) 多様な主体と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努める。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した避難所の運営に努める。 (8) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。 特に、ホテルや旅館等への避難が必要な要配慮者に対しては、県がホテル旅館生活衛生同業組合等と締結している協定に基づき、避難先の提供を受ける。

機関名	内容
市	(9) 感染症の発生・拡大がみられる場合は、市民安全対策部と保健福祉対策部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じる。 (10) 指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。 (11) 市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。 (12) 指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。 (13) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。 (14) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

機関名	内容
県 (教育庁)	(1) 学校は、避難所の管理運営について、協力・援助を行う。 (2) 避難所に指定されている学校の校長は、市職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等を確立する。
県 (危機管理防災局)	避難所の管理運営状況について把握し、応援要請を受けた場合は、開設者と連携をとり支援する。

第3 広域的一時滞在・移送

1 広域的避難収容・移送

各機関の対応は、次のとおりである。

なお、市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

機関名	内容
市	(1) 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。 (2) 広域一時滞在を要請した場合、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。 (3) 被災者を移送した場合、移送先の避難所の運営は市が行い、被災者を受け入れた場合は、運営に協力する。

【 一般災害対策編 】

〈第3部 第3章 第1節 避難所の運営計画〉

機関名	内容
	(4) 被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。 (5) その他、必要事項については市地域防災計画に定めておくとともに、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
県 (危機管理防災局)	(1) 被災市町村から協議要求があった場合、警察本部及び関係機関と調整の上、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、他の都道府県と協議を行う。 (2) 市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。 (3) 県は、市町村から要請があった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行う。 (4) 被災者の移送方法については、危機管理局危機管理防災課が当該市町村と協議のうえ、被災地の状況を勘案して決定し、市町村、警察、消防及び輸送機関等の協力を得て実施する。
国	(1) 国は、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。 (2) 市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行う。

第2節 食料の供給計画

本計画は、り災者及び災害応急対策員等に対する食料の給与のための食料の調達、炊き出し、配給等の迅速、確実に期するものである。

《 主な担当班 》

□市民支援班 □福祉班 □経済対策班 □農林水産班

第1 食料の調達・供給

災害時におけるり災者及び災害応急対策員等に対する食料の調達、供給は、市長が行う。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

この際、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

1 対象者

《 炊き出し、食品供与対象者 》

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家の被害（全焼、全壊、半壊、流出又は床上浸水等）により炊事ができない者
- ウ 旅行者、列車、バスの旅客等であつて食料の持ち合わせがなく調達できない者
- エ 被害を受け一時縁故先等に避難する者で食料を喪失し持ち合わせのない者
- オ その他、市長が供給の必要を認めた者及び避難所に収容された者

2 調達量の把握

市民支援班は、避難者数及び被災家屋、災害対策本部で把握される情報から判断し、緊急に必要な調達量の把握に努める。また、広報班及び避難所、関係業者と連絡を密にして、継続して確保すべき調達量、日数等の食料の供給・配給計画を検討する。

3 調達・供給計画

- (1) 被災状況、避難者数から食料供給計画を策定し、被災者の食料確保と供給に努める。
- (2) 必要な食料の確保と供給ができない場合は、県及び周辺市町に対し応援を要請する。

4 応急食料の緊急措置

- (1) 米穀取扱事業者等の手持ち米を調達する場合【 資料編*1 参照 】

市長は、知事に所要数量を報告し、知事の指定する米穀取扱事業者から米穀を買取り、調達する。

この他、災害の状況により、県内米穀集荷団体等と連携し、必要量の米穀を確保する。

*1 資料 3.3.2-(1) 災害救助用米穀の調達先一覧表

(2) 政府所有米を調達する場合

災害救助法が適用されて、災害の状況により、(1)の方法で調達不可能の場合、市長は所要数量を知事に要請し、政府所有米穀を調達する。

知事は、市長からの要請を踏まえ、政府所有米穀の供給が必要と判断される場合は、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課に対し、政府所有米穀の引渡しを要請し、売買契約締結後、引渡しを受けるとされている。買受代金は、知事が災害救助費から支払う。

市長は、通信、交通が途絶し、知事に主食品の応急配給申請が出来ないときは、直接、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課に対し「災害救助米穀の引渡要請書」に基づく政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せてファックス又はメールで連絡し、引渡しを受ける。

市長が直接、農林水産省農産局長に要請を行う場合は、必ず、市担当者は、県担当者に連絡するとともに、要請内容の写しを送付する。

また、災害救助用米穀供給要請を迅速に行う必要がある場合であって、被災地の状況その他の事情により県又は市担当者が要請書に基づく情報を農林水産省農産局農産政策部貿易業務課担当者に連絡するいとまがないと判断する場合にあつては、上記、引渡し要請の規定にかかわらず、要請書に基づく情報を九州農政局生産部業務管理課担当者に連絡することができる。

また、災害救助用の米穀の供給を迅速に行う必要があり、被災地等の状況その他の事情により契約を締結するいとまがないと認めるときには、契約の締結前であっても政府所有米穀の引き渡しを受けることが出来る。この場合は当該米穀の引渡し後遅滞なく売買契約を締結する。

(3) 政府所有米穀の調達系統【 資料編*2 参照 】

本項については資料編を参照する。

5 食料の配給

(1) 種別

ア 炊き出し（乳幼児のミルクを含む。）

イ 食品配給（一時縁故先等に避難する者に現物をもって3日分以内の食料品を支給する。）

ウ 食料の配給は、被災者が直ちに食することができる現物による。

(2) 配給品目及び数量

ア 配給品目は、米穀又はその加工品及び副食品とする。

イ 配給数量は、社会通念上（1人1日換算、救助法適用の枠内）の数量とする。

6 応急配給の方法

(1) 主食及び副食の配給

主食及び副食の配給は、**市民支援班**が行うものとし、主食の確保、配給の方法については、災害の規模、状況等に応じ実績に即した措置を講ずる。

(2) 食料の輸送等

食料の保管と併せ、調達業者に依頼し、輸送・保管計画に基づき実施する。

*2 資料 3.3.2-(2) 政府所有米穀の調達系統

なお、交通規制や避難所との連携についても考慮しておく。

(3) 食料の備蓄

主要食料の備蓄は、第2部第2章第9節「その他の災害応急対策事前措置体制の整備計画」に定めるところによる。

(4) 配給基準

《 応急配給に関する数量 》		
配給を行う場合	対象	換算配給量
被災者への炊き出し	被災者	1人1食あたり 200 g 以内
通常の配給を行うことができない場合の配給	応急配給受給者	1人1日あたり 400 g 以内
被災地における救助、復旧作業等に従事する者に対する給食	災害救助従事者	1人1食あたり 300 g 以内
乾パン	1食あたり	1包 (100 g 入り)
食パン	1食あたり	185 g 以内
調整粉乳	乳児1人あたり	200 g 以内

7 調達・援助された食料の受入れ、配給のための拠点となる施設の確保

災害が発生した場合において、調達又は援助された食料の受入れ（集積）、配給を行うため、避難所等との調整を行ったうえで、空き教室や体育館等の施設を確保する。

第2 炊き出し計画

住家の被害によって自宅で炊事することができない事態となった者、又は避難所に収容された者及び災害応急対策要員等に対して一時的に食生活を確保するため、炊き出しを実施する。

(1) 炊き出し実施者

市長は、炊き出しの必要を認めたときは、直ちに日本赤十字奉仕団、学校給食、保育園、自衛隊等に応援協力を求めて実施する。

(2) 炊き出し対象者

- ア 避難所に収容された者であること
- イ 住家の全（半）壊、流失、床上浸水等のため、炊事のできない者
- ウ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客、列車、汽船の旅客等でその必要のある者

(3) 炊き出しの方法

- ア 炊き出し及び食品の配給を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定める。
- イ 炊き出しは、**市民支援班**が奉仕団等の協力を得て行うものとし、市職員が立ち会い、その指示により実施する。
- ウ 炊き出し及び食料の配給のために必要な原材料、燃料等の確保は、**経済対策班**が共同して行う。

【 一般災害対策編 】

〈第3部 第3章 第2節 食料の供給計画〉

エ 炊き出し施設は可能な限り学校等の給食施設、又は集会所、保育所等の既存施設を利用し、できるだけ避難所と同一施設、又は避難所に近い施設を選定して設ける。

オ 副食調味料等の調達は、あらかじめ定める関係機関、企業等へ連絡のうえ調達する。

カ 炊き出しにあたっては、常に食料の衛生に留意する。

キ 炊き出し、その他による食料の給与は、基準額の範囲内でできるだけ迅速かつ的確に行い、混雑に紛れて配分もれ又は重複支給の者がないように注意する。

(4) 炊き出しの器材

炊き出しは、避難所の位置等を考慮し、学校、地区コミュニティセンター等なるべく公共施設を利用し、既設の設備、器材を使用する。

なお、適当な場所がないときは、所有者と協議のうえ飲食店又は旅館等を使用するとともに、不足する器材等は個人から借上げ調達する。

《 炊き出しの期間及び注意点 》

期 間	ア 一般災害は市長が必要と認める期間
	イ 救助法適用の場合は災害発生の日から7日以内（期間延長あり。）
注 意 点	災害応急対策要員に対する炊き出しと、被災者に対する炊き出しは区別する。

第3節 応急給水計画

本計画は、給水施設の被災により飲料水が枯渇し、又は汚染した場合、応急給水の諸方法を定め、被災地に対する給水の円滑を期するものである。

《 主な担当班 》

□上下水道班

第1 応急給水の実施【 資料編*1 参照 】

1 応急給水の必要量の把握

以下の被災者の情報を収集し、応急給水の必要量を把握する。

- (1) 被災者や避難所の状況
- (2) 医療機関、社会福祉施設等の状況
- (3) 断水区域及び断水人口の状況
- (4) 原水、浄水等の水質の状況

2 応急給水計画

あらかじめ定める計画により、飲料水を確保し、被災者に対する応急給水を実施する。

- (1) 応急給水対象人員を速やかに調査把握するとともに、水源池、井戸等の水源の確保に努める。
- (2) 応急給水に必要なポリ容器、給水車等を確保する。
- (3) 応急給水に要するポリ容器、給水車等が不足するときは、県及び隣接市町に対し応援を要請する。
- (4) 人工透析等最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的な復旧と給水を行うように努める。
- (5) NPO法人やボランティア等と連携し、自力で応急給水を受けることが困難な要配慮者を支援する。

3 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

4 応急給水方法

供給の方法は、次のうち被災の状況に応じ、適当な方法により行う。

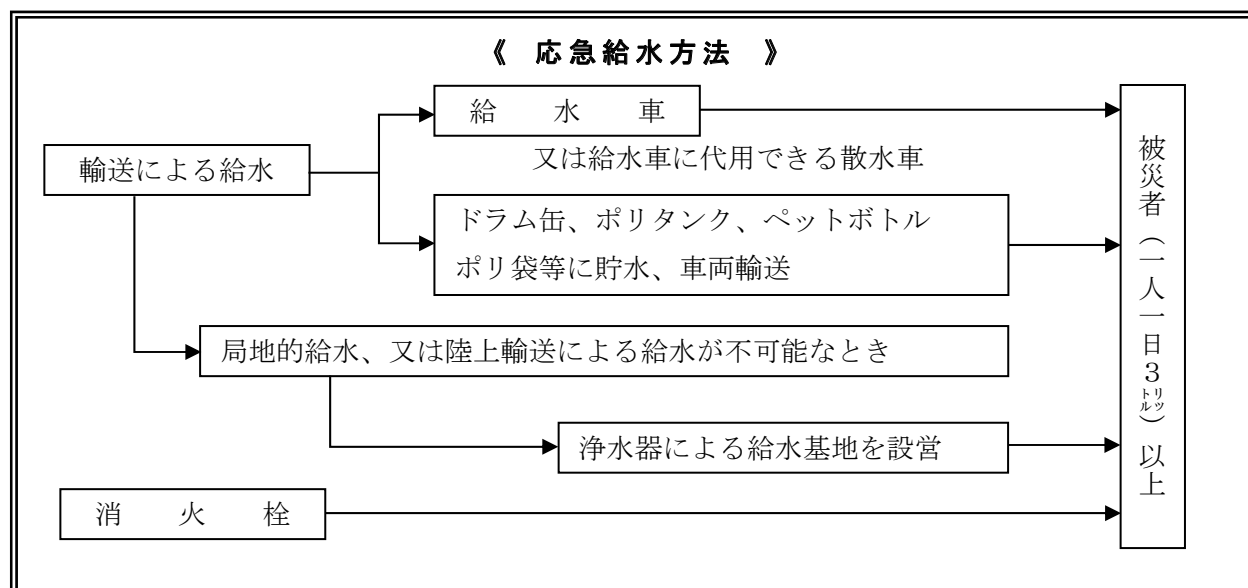
- (1) 搬送用容器によるもの
「かん」、「ポリエチレン袋」等の容器に入れ、市の車両等により搬送給水する。
- (2) 給水車両等によるもの
給水車等により搬送給水する。
- (3) 応急仮設貯水槽の設置によるもの

*1●資料 3.3.3-(1) 補給用水源の確保状況

大災害又は緊急その他必要な場合は、仮設貯水槽を設置して給水する。

(4) 飲料水製造業者との協定によるもの

飲料水製造業者との協定に基づき給水する。



5 水質検査

飲料水の確保及び給水にあたっては、必要な水質検査を実施し、消毒等の措置により万全を期す。給水にあたっては使用する器具は、全て衛生的処理をした後に使用し、末端給水までの適切な箇所において塩素の残留効果を測定する。

6 応急給水の実施

(1) 飲料水の確保及び応急給水にあたっては、1人1日あたりの給水量3リットル程度を目安とし、必要な容量を確保する。

(2) その他の給水

給水車、自動車等による搬送給水を開始するまでに、特に飲料水を供給する必要がある場合は、ペットボトルの配布、ヘリコプター等による搬送を要請する。

(3) 取水

応急給水のための取水は、消火栓から行い、これが不能の場合は、用水の補給水源から補給水利を確保する。

《 応急給水の実施基準 》	
応 急 給 水 の 条 件	応急給水量の基準
ア 飲料水の確保が困難なとき	1人1日あたり3リットル以上
イ 飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき	飲料水＋雑用水14リットル
ウ 感染症予防法により県知事が飲料水施設の使用停止を命じた場合	20リットル
エ ウの場合が比較的長期にわたるとき必要の都度	35リットル

7 広 報

応急給水を行うときは、日時、場所その他必要な事項を防災行政無線等により市民に広報する。

8 応急給水機械の準備

応急給水を迅速、明確に行うため、応急給水用機械を準備しておく。

なお、被災地に水を搬送する場合は、市の輸送車によるほか、必要なときは、船舶及び陸上輸送機関等の協力を求める。

9 応急給水用資機材の確保

- (1) 給水車、給水タンク、給水用機械の保有機関の協力を受ける。
- (2) 市のみでは、飲料水の確保、給水等が困難なときは、周辺市町及び県に応援を要請する。

10 応急給水の費用及び期間等

飲料水供給のための費用及び期間については、災害救助法に準じ災害の規模等を考慮してその都度定める。

第2 応急給水施設等の応急復旧

上下水道班は、応急給水施設の応急復旧に際しては、早期給水を図るため、必要最小限の用水確保を目的に、特に共用栓及び病院等民生安定上緊急を要するものの復旧を優先的に行う。

なお、上下水道班の能力だけでは応急復旧が困難な場合は、市指定給水装置工事事業者の応援を求める。

第4節 生活必需品の給与計画

本計画は、り災者に対する衣料生活必需品等の物資を給与するための物資の調達及び配給に関するものである。

《 主な担当班 》

□福祉班 □経済対策班

第1 生活必需品等供給計画

1 生活必需品の給与

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な給与に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が給与されるよう努める。

2 生活必需品等の必要量の把握

以下の被災者の情報を収集し、被災者に給与する必要品目及び必要量を把握する。

なお、必要品目及び必要量の把握に当たっては、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するとともに、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た生活必需品等の調達に留意する。

また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

(1) 被災者や避難所の状況

(2) 医療機関、社会福祉施設等の状況

3 物資の購入及び配分計画

あらかじめ生活必需品等供給計画（輸送に関する計画を含む。）を策定し、被災者の生活必需品等の確保と配給に努め、必要量が確保できないときは、県及びその他市町等に対し応援を要請する。

応援を要請する際は、被災状況に応じて、どのような物資が必要であるかを調べ、必要な品目を広報して供給を促す。物資を送る関係機関は、その時点で把握している供給可能な物資のリスト等を提示する。

4 対象者

災害により住家が全半壊（焼）、流失、埋没、及び床上浸水若しくは船舶等の遭難等により、生活上必要な家財等が喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

《 給与対象者 》

- | | |
|---|---------------------------|
| ア | 住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失、床上浸水した者 |
| イ | 被服、寝具等生活上最小限必要な家財を喪失した者 |
| ウ | 生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者 |

5 給（貸）与期間

災害救助法に基づく給（貸）機関は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
ただし、特別の事情があるときは厚生労働大臣の承認を得て、期間を延長することができる。

6 生活必需品の種類

《 日用品の種類 》		
ア	寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
イ	外衣	洋服、作業衣、婦人服、子供服等
ウ	肌着	下着の類
エ	身廻品	タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等の類
オ	炊事道具	鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類
カ	食器	茶碗、汁碗、皿、はし等の類
キ	日用品	石鹸、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等の類
ク	光熱材料	マッチ、ローソク、プロパンガス等の類

7 物資調達先

- (1) 物資の調達については、応急救助用として必要最小限の数量を備蓄するほか、関係業者との密接な連絡により、緊急の際の調達可能数量を把握しておくものとする。
- (2) 災害救助法が適用された場合における災害救助法の基準による衣料、寝具の調達は、知事（県社会福祉課）からの給与による。
衣料生活必需物資は、市が一括購入し、又は備蓄物資から放出する。
必要量が確保できない場合は県に要請する。

《 物資の調達先 》	
ア	日本赤十字社鹿児島県支部（救援物資）
イ	民間業者
（市で調達が困難な場合、県に要請）	

8 物資の集積場所【 資料編*1 参照 】

調達した物資又は救援物資等の集積場所は、あらかじめ定める場所へ集積する。災害の程度により必要な場合は別に確保することができる。

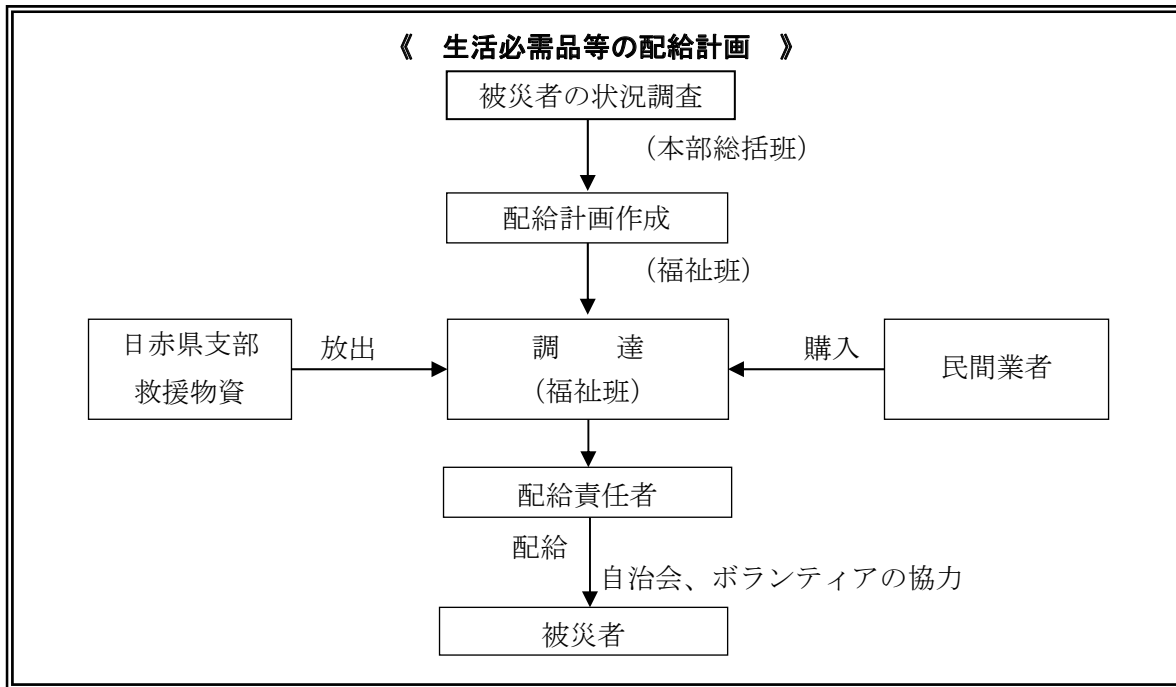
*1 資料 3.3.4-(1) 救援物資等集積場所

第2 生活必需品の配給

1 配給方法

物資の給与又は貸与は、福祉班が配給計画に基づき、災害対策要員及び自治会長等の協力を得て迅速、かつ的確に実施する。

また、NPO法人やボランティア団体等との連携も図り、自力で生活必需品の給与を受けることが困難な要配慮者の支援や、被災者が多数発生した場合に円滑な給与を実施する。ボランティアの受入れは市社会福祉協議会が窓口となり行う。



2 調達・援助された物資の受入れ、配給のための拠点となる施設の確保

災害が発生した場合において、調達又は援助された物資の受入れ（集積）、配給を行うため、避難所等との調整を行ったうえで、空き教室や体育館等の施設を確保する。

3 日赤救援資材及び物資の保管

- (1) 日赤鹿児島県支部薩摩川内市地区は救援資材及び物資を常備し、市長はこれを保管して、日赤救援物資配分基準により使用交付する。
- (2) 日赤鹿児島県支部薩摩川内市地区は、市長の要請に基づき、必要に応じ前項の物資を速やかに補充又は増加する。

第5節 医療計画

災害時の初期の医療活動については、「第2章第9節緊急医療計画」に基づき救命活動を必要な期間実施する。

本計画は、事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能麻痺が長期化した場合において、市は関係機関と連携し、被災住民の医療の確保に万全を期すため、健康状況の把握やメンタルケア等を行うものである。

《主な担当班》

□救護支援班

第1 医療救護活動状況の把握

1 被災地における医療ニーズのきめ細やかな把握

川薩保健所（県災害対策支部衛生対策班）と連携するとともに、次の情報を把握し、医療救護活動を迅速・的確に推進する。

- (1) 避難所での医療ニーズ
- (2) 医療機関、薬局の状況
- (3) 電気、水道の被害状況、復旧状況
- (4) 交通確保の状況

2 医療救護活動情報の集約及び広報・相談活動の実施

次の情報を集約の上、広報対策部広報班を通じて報道機関に広報を依頼し、一般に知らせる。

また、県が設置する相談専用電話の利用を市民に促す。

- (1) 医療機関の被災状況、稼働状況
- (2) 現地での医薬品、人員等の確保状況
- (3) 医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況
- (4) 負傷者の発生状況
- (5) 移送が必要な入院患者の発生状況
- (6) 透析患者等への医療体制確立状況

第2 被災者の健康状態の把握とメンタルケア

1 被災者の健康状態の把握

被災地、特に避難所等においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置やD P A Tの派遣等により心のケアを含めた対策を行うものとする。

- (1) 高齢者、障害者、子ども等要配慮者に対しては、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等特段の配慮を行う。

(2) 保健師等による巡回相談を行う。

2 メンタルケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせることから、D P A Tや日赤こころのケア指導者をはじめ他の保健医療チームと連携し、被災者に対するメンタルケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。

(1) メンタルヘルスケア

ア 川薩保健所が開設する精神相談室の活用による被災者に対する相談体制を支援する。

イ 県が開設する精神保健福祉センターでの精神保健に関する情報提供及び電話相談に関し、市民に周知を図る。

ウ 県は、被災地域における支援者の支援活動への助言や支援者自身に関する相談等を行う。

(2) 精神疾患患者対策

ア 被災した精神病院の入院患者については、関係機関と連携を取り、被災を免れた他市町の精神病院に転院させる。

イ 避難所や在宅の精神疾患を持つ被災者に対して、医療的支援を行うほか、薬が入手困難な患者には、服薬中断が生じないよう投薬を行うなど、適切な精神医療の提供を行う。

ウ 災害のストレスにより、新たに生じた精神的問題を抱える一般住民に対して、適切な精神医療の提供を行う。

エ 措置患者等の緊急入院時は、搬送協力を行う。

(3) D P A T派遣要請及び受入調整

県は、必要に応じ、国に対して他都道府県D P A Tの派遣を要請するとともに、D P A Tの受入に係る調整、活動場所の確保等を行う。

第6節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策計画

災害時には、建物の浸水や、焼失及び水害等により多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防、食品衛生、生活衛生に関し、適切な処置を行う。

《 主な担当班 》

☐市民支援班 ☐救護支援班 ☐水道施設班

第1 感染症予防対策

1 感染症予防対策の実施

知事の指示、命令にしたがって応急感染症予防に関する計画の樹立と感染症予防上必要な措置を行う。

(1) 県が市又はその一部の地域を定める場合の基準は次のとおりである。

- | |
|---|
| <p>ア 市又はその一部の地域の被害率が10%を超える場合</p> <p>イ 市又はその一部の地域の被害率が5%以上、10%未満で、その被害が集約的かつ甚大である場合</p> <p>ウ 市又はその一部の地域の被害率が5%未満で市役所等を含む中心部が壊滅的な被害を受け、市の機能が著しく阻害された場合</p> <p>エ 相当の震災、火災のあった場合</p> |
|---|

【被害率】

全半壊（焼）、流失及び床上浸水の戸数の合計に床下浸水の戸数の5分の1を加えた数を総戸数で除したパーセントをいう。

2 感染症予防業務の実施

《 感染症予防業務内容 》

感染症予防業務	内 容
(1) 消毒	知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施するものとする。 なお、消毒の方法は感染症法施行規則第14条の規定により、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行うこと。
(2) ねずみ族、昆虫等の駆除	知事が定めた地域内で、知事に指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。 なお、消毒の方法は感染症法施行規則第15条の規定により、対象となる区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行うこと。
(3) 患者等に対する措置	被災地において、感染症の患者等が発生したときは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいた対応をとる。
(4) 生活用水の供給	知事の指示に基づき、生活用水の使用停止期間中継続して生活用水の供給を行うものとする。 生活用水の供給方法は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情の応じ適宜な方法によって行うこと。この際、特に配水器の衛生的処理に留意すること。
(5) 避難所の感染症予防指導等	避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因になることが多いことから、県の指導のもとに感染症予防活動を実施する。 この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症予防の万全を期するものとする。 なお、感染症予防活動の重点的項目は次のとおりとする。 ア 疫学調査 イ 消毒の実施 ウ 集団給食の衛生管理 エ 飲料水の管理 オ その他施設の衛生管理
(6) 予防教育及び広報活動	保健所長の指導のもとにリーフレット、チラシ等の作成あるいは衛生組織その他各種団体を通じて地域住民に対する予防教育を徹底するとともに、広報活動を強力に実施する。

薬剤の種類等 災害の程度	薬 品 名		
	クレゾール (屋 内)	普通石灰 (床下、便池及び周辺)	クロールカルキ (井 戸)
床上浸水(全壊、半壊、流失を含む)	200 g	6 kg	200 g
床下浸水	50 g	6 kg	200 g

災害の程度 薬剤の種類等	薬剤別、剤型別の基準数量	
	有機燐剤 (室内、床面、床上)	オルソチ [®] クロールペ [®] ンゾ [®] ール剤 (便 所)
床上浸水 (全壊、半壊、流失を含む)	油剤 1戸あたり 2ℓ 乳剤 1戸あたり 2ℓ (20倍液として使用する場合) 粉剤 1戸あたり 0.5kg	1戸あたり 40g
床下浸水	油剤 1戸あたり 1ℓ 乳剤 1戸あたり 1ℓ (20倍液として使用する場合) 粉剤 1戸あたり 0.5kg	1戸あたり 40g

(薬剤の種類及び剤型は、現地の実情に応じ適宜選択して差し支えない。)

3 防疫体制の強化

救護支援班は、災害時における感染症の発生の予防等、防疫措置の強化、徹底を図る。

- ア 感染症の発生状況、原因の把握、調査
- イ 健康状態の把握、健康診断の実施
- ウ 清掃、消毒の方法の習熟、市民への広報、周知
- エ 安易な薬品の散布は、環境保全、身体への影響を配慮し可能な限り避ける。
- オ 優先地域、優先患者の確認

4 避難所の防疫指導

避難所は、多数の者を収容するため衛生状態が悪くなり、感染症発生の原因となることが多いので、次の措置を実施する。

《 避難所における防疫指導 》

- ア 避難所の清掃、消毒
- イ 避難者に対する健康調査の実施
- ウ 給食従事者に対する健康診断の実施（なるべく専従者とする。）
- エ 配膳時の衛生保持、残渣物、厨芥等の衛生的処理の指導
- オ 飲料水等の水質検査の実施指導（使用の都度消毒）
- カ 避難所における衛生に関する自治組織編成の指導
- キ トイレの清掃
- ク 簡易トイレの設置
- ケ 手洗い用水、速乾性手指消毒薬の配布

【 一般災害対策編 】

〈第3部 第3章 第6節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策計画〉

5 薬剤の調達

薬剤等は、医薬品メーカー、卸売業者から調達又は購入するものとするが、緊急の場合は最寄りの薬局等から購入する。

6 他機関に対する応援要請

被害が甚大なため、市単独での防疫活動が困難な場合には、県、日本赤十字社、医師会、近隣市町等関係機関への応援を要請する。

7 災害防疫完了後の措置

防疫完了の日から1か月以内に、災害防疫完了報告書を保健所を経由して知事に提出しなければならない。

第2 衛生対策

1 健康診断、臨時予防接種

(1) 健康診断への協力

疫学調査の結果、必要があるときは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第17条の規定により知事が行う健康診断に協力する。

(2) 臨時予防接種

予防接種の必要がある場合には「予防接種法」第6条の規定により臨時予防接種を実施する。

2 入浴サービス及び仮設風呂の設置

災害により家屋の倒壊及びライフラインが寸断し、入浴施設が使用不能となり、市民生活において衛生及び健康上の問題が発生するおそれがある場合は、入浴サービス及び応急仮設風呂を設置する。

(1) 公衆浴場の斡旋

ア 市公衆浴場の被災現状の把握

イ 斡旋の方策

県及び公衆浴場環境衛生同業組合等を通じて、受入れ体制を協議する。

第7節 動物保護対策計画

本計画は、被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行うものである。

この際、環境省の作成した「人とペットの災害対策ガイドライン」（令和3年3月発行）を参考にする。

《主な担当班》

☐ 市民支援班

第1 飼養動物の保護収容

放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、県、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し、保護収容を実施する。

第2 避難所における適正飼養

避難所等において、動物の飼養者に対し適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。

また、県と連携して獣医師の派遣等を受ける。

第3 危険な動物の逸走対策

危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

第8節 し尿・ごみ・清掃計画

本計画は、災害発生地における一般廃棄物による環境汚染を防止するため、被災地におけるごみの収集及びし尿のくみ取り処分、へい獣の処理等の清掃業務を適切に実施し、環境衛生の万全を図るものである。

《 主な担当班 》

□市民支援班 □建設班

第1 清掃対策

1 災害廃棄物処理の実施

(1) 災害廃棄物処理計画

ア 速やかに処理施設、関連施設の被害状況を把握し、処理施設の確保及び応急復旧に努める。

イ 倒壊家屋等のがれきやごみの発生量を把握し、解体業者、産業廃棄物処理業者及び建設業者等と連携した収集体制を確保する。

ウ ごみ収集及び処理計画を立案し、市民に対して「ごみ排出」に関する広報を行う。

エ その他所要の計画に基づいて実施する。

(2) 実施方法

災害時に発生したごみは、市民の協力を得て収集するとともに、臨時集積所に一時集積し、委託業者と連携して収集処理にあたる。

(3) 臨時集積所：公共的な空地

臨時集積所は、環境衛生上の問題を考慮する。

2 建築物等からの石綿飛散・ばく露防止

県及び市は、建築物等の解体等による石綿の飛散・ばく露を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

また、解体等を行わない建築物等で石綿の露出等が確認された場合にあっては、必要に応じ建築物等の所有者又は管理者に対し、ビニールシート等による飛散防止若しくは散水・薬剤の散布による湿潤化・固形化等の措置又は立ち入り禁止などの石綿の飛散・ばく露防止対策を行うよう指導・助言する。

3 ごみ収集、運搬及び処分の方法【 資料編*1 参照 】

(1) 市は、県災害廃棄物処理計画や当該市町村の災害廃棄物処理計画も踏まえ、あらかじめ、ごみの収集運搬体制や仮置場の予定場所等を定めておくとともに、近隣の市町村と緊急時の施設の利用や、必要な資機材、人員等を確保するための協力体制について協議しておくものとする。

(2) 清掃部隊の編成

災害時における廃棄物の処理は、委託業者により収集し処理するとともに、道路、公園等の

*1 〇 資料 3.3.8(1) ごみ焼却施設

公共的な場所については、清掃部隊を編成しその収集処理にあたる。また、市において処理が困難な場合は、鹿児島県災害廃棄物処理計画や薩摩川内市一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、県に要請し、被災の軽微な、又は被災をまぬがれた市町村からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

- (3) 一般廃棄物の収集は、避難所及び被災地に市の収集車両を優先的に配車して行う。

《 清掃部隊の編成 》	
塵芥運搬車	1 台
作 業 員	6～8 名
器 具	スコップ，フォーク，ごみ袋，ほうきほか (1 班あたり)

- (4) 食物の残渣物を優先的に収集する。
 (5) 収集したごみは、ごみ焼却施設において焼却とし、やむを得ない場合は必要に応じ、野天焼き埋没等環境衛生上支障のない方法で行う。
 (6) 処理が困難な場合は、県に応援斡旋を依頼し、近隣市町のごみ焼却施設に応援を要請する。

第2 し尿処理対策等

1 し尿収集、運搬及び処理の方法 【 資料編*2 参照 】

- (1) し尿は、収集運搬車により収集し、原則としてし尿処理施設及び下水道の終末処理施設で行うものとするが、やむを得ない場合は、農地還元等環境衛生上支障のない方法により処分する。
 この収集、運搬、処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準により実施する。
- (2) し尿の収集は、避難所を優先的に実施することとし、市内業者による収集が困難な場合は、鹿児島県災害廃棄物処理計画や薩摩川内市一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、県に要請し、被災の軽微な、又は被災をまぬがれた市町村からの応援を得るなどして収集体制を整備する。
- (3) 冠水地域が広範囲にわたる場合は、一般廃棄物取扱業者その他の協力を得て実施する。

2 し尿収集処理量、運搬の算出基準

《 し尿処理量 》	
し尿の収集処理量	被災地域の1戸あたり ・市街地：約 400 リットル ・農漁村：約 500 リットル
収集運搬車	1 日平均処理能力と所要人員 ・処 理 量：2 t 車 約 7.2kl (1.8kl×4 回) ・所要人員：2 人

*2 〇 資料 3.3.8-(2) し尿処理施設

《 収集運搬車の能力と所要人員 》	
収集運搬車	1日平均処理能力と所要人員 ・処 理 量：3.5 t 車 約 8.0kl 1.8 t 車 約 5.4kl ・所要人員：各 2 人
ごみ運搬車	ダンプカー、バックマスター、トラックの1日平均収集量と所要人員 ・処 理 量：約 10 t ・所要人員：約 5 人

3 仮設トイレの設置、確保

(1) 仮設トイレ等の設置

仮設トイレ等の設置にあたっては、次の事項について配慮する。

ア 設置体制等

仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等を整備する。

イ 高齢者・障害者に対する配慮

仮設トイレの機種選定には、高齢者・障害者等に配慮する。

ウ 設置場所等の周知

仮設トイレ等の設置にあたって収集可能な場所をあらかじめ選定しておき、設置した場合は市民に周知する。

(2) し尿収集・処理計画

ア 仮設トイレ等の設置状況

地震災害が発生した場合、仮設トイレ等の設置状況を掌握し、収集体制を整備する。

イ 収集作業

被害状況、収集場所等の情報を基にくみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を収集し、し尿処理施設に搬入して、し尿の処理を行う。

(3) 避難所等への仮設トイレの設置について、鹿児島県災害廃棄物処理計画や薩摩川内市一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、設置場所、数量等を確認し、必要に応じて専門業者、県等に協力を要請する。

4 家畜等処理方法

保健所長の指示に従い、原則として死亡獣畜取扱場で処分し、やむを得ない場合は環境衛生上支障のない方法で処理する。

- (1) 死亡獣畜を運搬するときは、死亡獣畜が露出しないようにし、かつ、汚液が漏出しないようにする。
- (2) 死亡獣畜は速やかに埋却すること。この場合において、地表面から埋却した死亡獣畜までの深さは1メートル以上とし、かつ、地表面30センチメートル以上の盛土をする。
- (3) 死亡獣畜を埋却する場所には、消毒その他の必要な措置を講ずる。
- (4) 埋却現場には、その旨を標示する。
- (5) 埋却した死亡獣畜は、埋却後1年間は発掘しない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

第9節 障害物の除去対策計画

本計画は、災害地において住家及びその周辺、その他の場所に土石、竹木等の障害物が流入し、日常生活上及び公益上著しい支障をおよぼしているときこれを除去し、災害の拡大防止と交通路の確保等災害応急措置を迅速、的確に行う。

《 主な担当班 》

☐建設班 ☐消防班

第1 障害物の除去

1 障害物除去の対象

被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、又は二次災害を防止するため、住家、又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等の障害物を除去するとともに人員等の輸送が円滑に行われるように、主要道路、河川等の障害物の除去を行う。

- (1) 山（がけ）崩れ、土石流、浸水、倒木等によって、住家又は周辺に運ばれた障害物の除去を行う。市で措置できない場合は県等へ応援を要請する。
- (2) 河川等の障害物の除去は、河川等の管理者が行う。

《 障害物除去の対象 》

- | | |
|---|-------------------------------|
| ア | 当面の日常生活が営み得ない状態にあること |
| イ | 日常生活に欠くことのできない場所に障害物が運び込まれたとき |
| ウ | 屋敷内に運びこまれているため家の出入が困難な状態であること |
| エ | 自らの資力によっては除去ができないものであること |
| オ | 住家が半壊又は床上浸水したものであること |
| カ | 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること |
| キ | 当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること |

2 実施機関（救助法が適用された場合）

救助の実施機関である知事（知事により救助活動を行うこととされた場合又は知事が実施する暇がない場合は市長）が、必要資機材を現物供与するか、又は作業員等を動員して実施する。

3 作業要員

除去作業は、建設対策部と消防対策部があたるが、被害が大規模な場合は、地元住民の協力を得るほか、必要な場合自衛隊の派遣を要請する。

4 除去した障害物の処理

可燃物は、原則として焼却施設で処理する。やむを得ない場合は、市長の指示する公共的な空地に一時的に集積し、焼却施設で処理する。また、不燃物は市の不燃物処理施設で処理する。

5 障害物保管等の場所

- (1) 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
- (2) 道路交通の妨げとならない場所を選定する。
- (3) 工作物等を保管した場合は、保管をはじめた日から14日間工作物名、その他必要事項を公示する。
- (4) 盗難等の危険のない場所を選定する。

6 障害物の保管等

土石、竹木等の障害物は、できるだけ現地処理するものとするが、現地処理できない物件等については、次の事項を留意して保管する。

- (1) 障害物の保管期間及び帰属
保管した工作物等又は売却した代金は、公示の日から起算して6ヵ月を経過しても返還する相手方が不明等で返還できないときは、その工作物等または売却した代金は市に帰属する。
- (2) 障害物の売却及び処分方法
保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用又は手数を要するときは、その工作物を売却し、代金は保管する。
- (3) 障害物除去の費用、期間等
災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定める。

7 資機材、人員の確保

スコップ、ロープその他障害物除去に必要な資機材及び所要人員の確保に努めるとともに、不足する場合は、建設業者の請負工事によるほか、業者の保有する資機材及び人員を調達する。

8 災害救助法の基準

- (1) 対象者
障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分、又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対して行う。
- (2) 対象数
障害物の除去の対象数は、市町村ごとに住家が半壊及び床上浸水（土砂のたい積等により、一時的に居住することができない状態になったものを含む。）した世帯の数の1割5分以内とすること。
ただし、やむを得ない事情がある場合には、市町村相互間において対象数の融通ができる。
- (3) 除去期間
障害となるものの除去を実施する期間は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

第10節 行方不明者の搜索、遺体の処理等計画

本計画は、災害により行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）の搜索を計画的に行い、遺体の収容、処理、埋火葬等を円滑に実施するものである。

《 主な担当班 》

☐本部総括班 ☐福祉班 ☐市民支援班 ☐消防班

第1 行方不明者の搜索

1 対象者

《 行方不明者の搜索及び収容埋火葬対象者 》

- ア 災害により行方不明となり、所在の確認できなくなった者
- イ 災害により行方不明の状態にある者で、四囲の状態から既に死亡していると推測される者
- ウ 死亡と確認された者

2 行方不明者の搜索

行方不明者の搜索は、**消防班**が主体となり、搜索部隊を編成し、薩摩川内警察署長及び串木野海上保安部長と協力して実施する。

3 市搜索隊の編成

市搜索隊は、災害の規模、行方不明者数、搜索範囲、その他の事情を考慮し、消防対策部を中心にその他の対策部要員をもって編成する。

なお、必要な場合は、民間の協力を求めるものとする。

4 関係機関への通報

市長は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに警察署長に通報するものとする。この場合、行方不明者の搜索が海上に及ぶときは、串木野海上保安部長に通報し、搜索を依頼する。

なお、通報事項は次のとおりとする。

- (1) 行方不明者の人数
- (2) 性別、特徴
- (3) 行方不明となった年、月、日、時刻等
- (4) 行方不明となっていると思われる地域
- (5) その他行方不明の状況

5 搜索の方法

行方不明者の搜索には、市長、警察署長及び串木野海上保安部長は、できるだけ事前に打合わせを行う。

なお、搜索にあたっては、作業員及び必要な舟艇その他機械器具類を活用して実施する。必要な場合は、広く関係者の積極的な協力が得られるよう、各種の広報を行う。

6 行方不明者発見後の収容、処理

(1) 負傷者の収容

搜索の結果、負傷者、病人等援護を要する者を発見したとき、又は警察署及び串木野海上保安部より救護を要する者の引渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容する。

(2) 遺体の収容

ア 市搜索隊が自ら発見した遺体も、警察官及び海上保安官による検視等、身元確認作業のため、あらかじめ指定された検視等の遺体処理を行う場所（以下「検視場所」という。）及び遺体収容所へ収容する。

イ 市長は、災害によって多数の死者が発生することを想定し、検視場所及び遺体収容所をあらかじめ選定する。

ウ 検視場所及び遺体収容所の選定にあたっては、次の事項に留意の上、施設管理者の合意を得て選定する。

- 遺体を公衆の面前にさらさない場所である。
- 遺体の洗浄、処理等の処理作業に便利である。
- 遺体の検視等、身元確認が容易に行える場所である。
- 遺体の数に相応する施設である。
- 駐車場があり、長時間使用できる。

エ 警察官及び海上保安官は、検視等を終えて身元確認できない遺体は全て市長に引き渡す。

市長は、警察官及び海上保安官から、検視等を終えた遺体の引継ぎを受け、身元特定され、引取人である遺族等からの申し出があった場合は速やかに遺体を引き渡し、引取人等のない遺体については、遺体収容所に収容する。

第2 遺体の処理等

1 遺体の処理

(1) 遺体の見分

災害の際死亡した者については、警察官が遺体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）の規定による見分を行い、遺体見分調書（戸籍法（昭和22年法律第224号）第92条の規定に該当する場合は検視調書）を作成して当該遺体を遺族又は市長に引渡す。

(2) 遺体の処理

災害の際死亡した者については、その遺族が混乱期のため遺体識別等の措置、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に、市長がこれらの措置を行う。

(3) 遺族等への引渡し

市長は、警察、海上保安庁と共同して、災害による行方不明者の届出受理及び収容された遺体の遺族等による確認、並びに遺族が判明した遺体の引渡しを行う。

なお、遺体の身元確認に関しては、顔貌だけでなく、所持品、検視、検案後に行われる警察による指紋、歯牙、DNA等の鑑定結果等の情報を総合的に判断し、出来る限り科学的な根拠に基づいて特定する。

2 処理の方法

- (1) 救助の実施機関である知事又は市長（補助又は知事により救助事務を行うこととされた場合。）が遺体の一時保存のための施設、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案等について現物給付により実施する。
- (2) 遺族が遺体の処理を行う場合は、遺体の処理に伴う薬品、消毒剤等の現物を支給する。
- (3) 遺体の一時保存

遺体の識別、身元の究明等に時日を要し、又は遺体が多数で短時間に埋火葬ができない場合等は、適切な場所に一時保存する。

《 遺体の処理方法 》	
ア	検死
イ	遺体の洗浄、縫合、消毒等
ウ	遺体の一時保存
※ イ・ウは、遺族ができないときに市で実施	
※ 身元を判別し得ない遺体、又は短期間に埋火葬することが困難な場合にはそのまま一時保存する。	

3 身元不明の遺体に対する措置

漂流遺体等で身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）の規定によって処理する。

4 行方不明者の搜索等の費用及び期間等

行方不明者の搜索及び収容処理等のための費用及び期間等は、災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮しその都度定める。

第 3 遺体の収容埋火葬

1 実施者

遺体の収容は福祉班が、遺体の埋火葬は市民支援班が主体となり、県、警察等関係機関の応援を得て実施する。

2 遺体の埋火葬方法

- (1) 身元不明の遺体については、警察、その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。
- (2) 被災地域以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人として取り扱う。
- (3) 死亡者が多数のため、市内の遺体搬送車及び火葬場で対応できない場合、近隣市町への協力を要請により広域的に必要な数の確保を図る。

《 遺体の埋火葬方法 》

実 施 す る 場 合	方 法
ア 災害時の混乱の際に死亡した者	ア 原則として火葬とする。
イ 災害のため埋火葬を行うことが困難な者	イ 埋火葬、納骨に必要な物資等は 現物支給
ウ 緊急に避難を要するため、遺族が時間的にも労力的にも埋火葬を行うことが困難な者	
エ 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋火葬を行うことが困難な者	

(火葬場で処理できない場合には隣接市町の協力を得る。)

3 車両、必要資材の確保

収容埋火葬に必要な車両、資材は、市内関係業者の協力を得て、**財政車両管理班**、消防局、保健所等で確保する。

災害救助法が適用される災害により被害が生じたときに、「災害時における遺体の搬送、柩等葬祭用品の供給等に関する協定」(平成20年6月9日 鹿児島県等)に基づき、知事の要請により、遺体の搬送及び柩等葬祭用品の供給が実施される場合には、市は、鹿児島県葬祭業協同組合及び(社)全国霊柩自動車協会鹿児島県支部と業務の内容、方法等について協議する。

《 遺体収容埋火葬資材 》

必 要 資 材	所 管
非常用担架	消防局
遺体安置用シート、棺、骨壺	市民支援班
遺体消毒用品	病院、保健所

4 埋火葬処理施設【 資料編*1 参照 】

本項については資料編を参照する。

5 救助法適用期間

《 行方不明者の捜索及び埋火葬の期間 》

ア 遺体の捜索	災害発生の日から10日以内(ただし、現に遺体を捜索する必要がある場合は、厚生労働大臣の承認により期間の延長あり。)
イ 処理	
ウ 埋火葬	

*1 〇 資料 3.3.10-(1) 火葬施設

第11節 住宅の供給確保計画

本計画は、災害により住宅を失い、又は破損したため居住することができなくなった者に対し、自力で住宅を確保することができない者に、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理、その他を実施するものである。

《 主な担当班 》

☐福祉班 ☐建設班

第1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

1 応急仮設住宅の建設【 資料編*1 参照 】

- (1) 応急仮設住宅の建設に関する計画の策定と実施は、市長が行う。
- (2) 救助法が適用され、知事により救助事務を行うこととされた場合、又は知事の実施を待つことができない場合は、市長が行う。
- (3) 仮設住宅の建設は建設班が実施する。

2 住宅の応急修理

- (1) 被害家屋の応急修理に関する計画の樹立と実施は、市長が行う。
- (2) 救助法を適用され、知事に救助事務を行うこととされた場合、又は知事の実施を待つことができない場合は、市長が行う。
- (3) 住宅の応急修理計画（救助法の適用）

《 住宅の応急修理要領 》

修 理 費 用	国が示す限度額以内
修 理 期 間	災害発生日から 30 日以内（厚生労働大臣の承認を得て期間の延長あり。）

3 対象者

《 応急住宅供与対象者 》

災害のため

- ア 住家が全壊（焼）又は流出した者
- イ 居住する住家がない者
- ウ 自らの資力では住宅を確保することができない者
- エ 災害地における住民登録の有無は問わない。

《 住宅応急修理対象者 》

災害のため

- ア 住家が半壊（焼）し、当面の日常生活が営み得ない状態の者
- イ 自らの資力では応急修理をすることができない者

*1 資料 3.3.11-(1) 応急仮設住宅建設候補地

《 仮設住宅供与の要点 》

- ア 応急仮設住宅に収容する入居者の選考にあたっては、必要に応じ、民生委員の意見を聴取する等、被災者の資力やほかの生活条件を十分に調査する。
- イ 応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であって、その目的が達成されたときは撤去されるべき性格のものであるから、入居者にこの趣旨を徹底させるとともに住宅の斡旋等を積極的に行う。

4 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性や子ども・若者の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

5 応急仮設住宅の建設計画（救助法の適用）

応急仮設住宅のための対象者、戸数、規模、着工及び期間等は災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定める。

《 応急住宅建設要領 》

設 置 場 所	飲料水、衛生環境、交通の利便を勘案のうえ、原則として公有地。それが困難なときは県又は私有地（所有者と協議）
設 置 規 模	1戸あたり 29.7 m ² (9 坪) 以内
設 置 費 用	国が示す限度額を基本とする。
着 工 期 間	災害発生日から 20 日以内に着工（厚生労働大臣の承認を得て期間の延長あり。）
供 与 期 間	完成の日から 2 か年以内

6 その他の収容施設の設置

野外収容施設（テント借上、プレハブ、公共建物）は、応急仮設住宅を設置するまでの間、臨時的に設置する。

7 建設資機材の調達

応急仮設住宅の建設や被災住宅の応急修理に伴い発生する建設資機材の調達は、次の方法のいずれかによる。

- 1) 国有林野産物（木材）払い下げ申請書、又は災害救助法適用による応急仮設資材の払い下げ申請書を県（耕地林務水産課長）に提出する。

- (2) 北薩森林管理署から資材の売渡しを受ける。
- (3) 各請負建設業者に一括請負させる。
あらかじめ締結した建設業者等から必要に応じて調達する。

8 公的住宅の斡旋

激甚な災害のため、応急仮設住宅の供与や被災住宅の応急修理では住宅対策が不十分な場合、関係機関等への協力要請を行った上で、県等が管理する公営住宅・公的住宅等への被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

第12節 文教対策計画

本計画は、学校施設の被害及び児童、生徒のり災に対処して応急教育の確保を図るものである。

《 主な担当班 》

□教育班

第1 文教対策

1 実施責任者

災害発生後の措置、応急対策を迅速に行うため、市災対本部、教育委員会及び各学校間の通報連絡を密にしなければならない。

(1) 小・中・義務教育学校、その他の文教施設の災害対策は、市長が行う。

(2) 児童、生徒に対する応急措置等は、市教育委員会が行う。

なお、救助法が適用されたとき、又は市で実施することが困難な場合は、知事及び県教育委員会、関係機関の協力を求め、適切な措置をとる。

(3) 各学校の文教対策の実施者

応急教育の対象	実施者
市の学校・幼稚園	市教育委員会
県立の学校	県教育委員会及び知事(県立短大)
災害救助法が適用された場合におけるり災小・中・義務教育学校児童・生徒に対する学用品の給与	知事の委任を受けた市長
私立学校・私立幼稚園	学校法人等の長

2 児童、生徒の安全確保

《 児童、生徒の安全確保 》

ア 休校措置（災害発生のおそれがあるとき、又は発生したとき）

イ 保護者又は教員が引率しての登下校（避難）

ウ 安全な通学路（避難路）、避難所の周知徹底

3 休校措置

(1) 大規模な災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各学校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとる。

(2) 休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を防災行政無線放送、その他の方法により児童、生徒の保護者に周知する。

(3) 休校措置が登校後に決定し児童、生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校、学校職員による誘導等適切な措置を行う。

4 応急教育の実施

(1) 施設の確保

近隣の学校から借用した教室、又はその他の施設で実施する。

《 応急対策 》

- ア 被害施設、箇所の速やかな応急修理
- イ 屋内運動場、講堂等の利用（一部使用不能の場合）
- ウ 地区コミュニティセンター等公共施設の利用（多くの施設が使用不能の場合）
- エ 応急仮校舎の建設

※地区コミュニティセンター、公共施設等での応急教育は、教育委員会及び各学校と協議の上、あらかじめ確保する場所で行う。

(2) 実施方法

学校又は児童生徒が災害にあつて正常な授業ができない場合は、校長は教育委員会の指示の下、次の方法で応急教育を行う。

《 応急教育の実施方法 》

教育委員会の指示により

- ア 臨時に学級を編成し、複式学級又は二部授業等を設ける。
- イ 教場を分散しての出張授業
- ウ 休校しての自宅学習及び巡回指導

5 教科書、学用品等の調達及び配給

各学校は、児童生徒の学用品の被害があった場合は、その被害の種類、程度、数量等を速やかに教育委員会へ届けるとともに、次の方法により応急措置をとる。

《 教科書、学用品等の調達、配給方法 》

教科書、文房具 通学用品	教育委員会を経て、救助法に基づく調達、配給
その他の教材	管内の各学校、その他機関への救援要請

※ 学用品の給与は小・中・義務教育学校の児童・生徒に限る。

教科書の調達は県教育委員会、文房具・通学用品等は、経済対策班を通じて確保する。

6 教育実施者の確保

教育実施者の被災等により、通常の授業を行えない場合の応急措置として、次の要領により教育実施者を確保する。

《 教育実施者の応急確保策 》

- ア 臨時学級編成による教育
- イ 市立学校間、近隣学校等からの応援
- ウ 県教育委員会に他市町村からの応援要請
- エ 臨時教諭採用予定者からの新規採用
- オ 現職に携わっていない教員免許所有者の臨時採用

(当該学校は、直ちに教育委員会に連絡する。)

7 授業料の免除、育英補助の措置

(1) 高等学校

高等学校生徒の保護者又は当該生徒が被害を受け、授業料の減免及び育英資金の貸与が必要であると認められる場合、県立高等学校の学校長は、県教育委員会の承認を受けて授業料減免の措置を講じ、育英資金の貸与については、鹿児島県育英財団に特別の措置を講ずるよう要請する。

(2) 県立短期大学

県立短期大学学生の保護者又は当該学生が被害を受け、授業料の減免が必要であると認められる場合は、学長が授業料の減免の措置を講じる。

(3) 県内の私立高等学校

県内の私立高等学校の生徒の授業料負担者が被害を受け、授業料の軽減が必要であると認められる場合は、県が、学校法人が軽減した額について一部を補助し、育英資金の貸与については、各学校長は、鹿児島県育英財団に特別な措置を講ずるよう要請する。

(4) 児童及び生徒に対しては、「就学困難な児童及び生徒にかかわる就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）」の定めるところにより援助措置を講ずる。

《 授業料減免・育英補助の措置 》

- ア 日本育英会に対する奨学金の申請
- イ 県に対する県立高等学校授業料減免申請
- ウ 就学困難な児童及び生徒にかかわる就学奨励についての国の援助に関する法律

8 学校給食等の措置

(1) 代替施設の確保

給食施設が被災した場合は、環境衛生の確保に留意して、応急修理、代替施設の確保等給食に支障がないよう措置する。

また、次の場合には児童生徒への給食を一時中止する。

《 学校給食の一時中止 》

- ア 学校給食施設が災害救助のため使用される場合
- イ 給食施設の被害のため、給食実施が不可能な場合
- ウ 感染症その他の疾病流行で、危険が予想される場合
- エ 給食用物資の入手が困難な場合
- オ 給食の実施が適当でないと考えられる場合

(2) 食用原材料の確保

災害により給食用原材料（小麦粉、脱脂粉乳）が滅失し、給食の実施に支障をきたすときは、**教育班**が需要品名、数量等を一括して県教育委員会に斡旋を要請する。

(3) 給食器具等の確保

器具等は**教育班**が**経済対策班**を通じて確保し、早急に確保できないものは、必要に応じて教育班が代替設備等の応急措置を行う。

9 学校の衛生管理

災害を受けた学校及び避難所等に使用された学校は、関係機関との緊密な連絡のもと、次の事項を励行し、感染症発生等の事故防止に努める。

(1) 校舎内外の清掃

《 校舎内外の清掃時の留意点 》

- ア 建具等を移動し、乾燥しやすくする。
- イ 建具、床板等はよく清掃し、なるべく消毒薬で拭浄する。
- ウ 便所はよく清掃した後消毒する。

(2) 飲料水

《 飲料水の使用法 》

水道水	なるべく煮沸して使用
井戸水	消毒したものでも煮沸して使用

(3) 保健管理、指導

《 保健管理、指導の要点 》

- 疾病の早期発見、早期治療
- 保健指導の強化

(4) 調理従事者の保健管理指導

《 調理従事者の保健管理、指導の要点 》

- ア 健康診断の実施
- イ 下痢のある者の従業禁止及び検便の実施
- ウ 身体衣服の清潔保持、手洗いの励行

(5) 感染症集団発生の際の処理

《 感染症発生時の処理要領 》

- ア 学校医、教育委員会、県保健福祉環境部への連絡及び患者の万全な措置
- イ 健康診断、臨時休校、消毒等による予防措置
- ウ 保護者やほかの関係者への集団発生状況の周知及び協力要請
- エ 児童生徒の食生活についての注意及び指導

第13節 義援金・義援物資等の取扱い計画

本計画は、義援金及び義援物資の確保、受入れ並びに災者に対して、必要な物資等の配布に関して公平にかつ円滑に行うためのものである。

《 主な担当班 》

□財政車両管理班 □市民支援班 □福祉班

第1 義援金品の受入れ計画

1 義援金品の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

関係機関等の協力を得ながら、市民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものの状況を把握し、そのリスト及び送り先を市災対本部並びに報道機関、インターネットを通じて公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

(2) 被災者のニーズ

被災地以外へは必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地の需要について品目、数量を明らかにして、報道機関、インターネット等を通じて広報を行う。

(3) 義援金の募集

被害の程度や被災地の状況等を考慮し、市及び関係団体は義援金の募集を行う。

2 物資の購入及び配分計画

財政車両管理班は、世帯構成員別に被害状況を把握し、救助物資購入及び配分計画を立て、市民支援班及び避難所の救助班員及び避難所要員に通知する。

第2 受付方法

《 義援金品の受付要領 》

- ア 受付期間は、概ね災害発生の日から1か月以内とする。
- イ 市民等への周知は、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等を通じて行う。
- ウ 義援金品は、特に被災地あるいは被災者を指定しない。
- エ 義援品で腐敗変質のおそれのあるものは受け付けない。
- オ 受付期間は、義援金の収支を明らかにする帳簿を備え付ける。

《 受付帳簿の様式 》

義援金品受付状況報告

(機関名)

受付月日	金 額	寄 贈 者	
	(品名、数量)	氏 名	住 所

第3 配分方法

1 対象者

災害により住家が全半壊（焼）、流失、埋没及び床上浸水若しくは船舶等の遭難等により、生活上必要な家財等が喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

以下の災害による被災者を目安に義援金及び義援物資を配分する。

《 義援金品配分対象者 》	
ア	死者、重傷者（義援金のみ）
イ	全壊（焼）世帯
ウ	流失世帯
エ	半壊（焼）世帯
オ	床上浸水世帯

2 義援物資、金品の保管及び配分

- (1) 市に送付されたり災者に対する義援物資は福祉班で受け付け、義援金は**財政車両管理班**で受け付け記録したのち、それぞれの班において保管する。
- (2) 物資、金品等の配分については、災害の程度、義援物資の数量等により計画配分する。
- (3) 義援金については、出来る限り迅速な配分に努める。

3 物資の給与又は貸与

物資の給与又は貸与は、**市民支援班及び福祉班**が配分計画により災害対策要員及び自治会長等の協力を得て迅速、かつ的確に実施する。

また、自力で生活必需品を受けることが困難な要配慮者を支援するため、及び被災者が多数発生した場合、ボランティアとの連携を可能な限り図る。ボランティアの受入れは市社会福祉協議会が窓口となり行う。

4 配分基準

義援金及び義援物資を公正、適正に被災者に配分するため、市災対本部及び日本赤十字社鹿児島県支部薩摩川内市地区等関係機関から構成される配分委員会において対象者、配分基準、配分の方法、その他必要な事項について決定する。

第 1 4 節 農林水産業災害の応急対策計画

本計画は、台風その他災害から農作物を保護するため各種災害時における事前、応急、事後の各段階でとるべき対策を定め、もって各種災害による農林水産物被害を軽減する。

《 主な担当班 》

□農林水産班

第 1 事前及び事後対策

1 事前対策

台風等により、農林水産物に甚大な被害を及ぼすおそれがあるときは、直ちに事前対策を樹立し、農林漁業者に周知徹底を図るとともに、関係機関と協力して事後対策の指導を行う。

2 事後対策

台風発生により、農林水産物に甚大な被害を受けたときは、直ちに事後対策を樹立し農林漁業者に周知徹底を図るとともに、関係機関と協力して事後対策の指導を行う。

第 2 応急対策

1 農業用施設応急対策

- (1) 農業用施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な措置を要請し、事後の本復旧を推進する。
- (2) 浸水等で広範囲にわたる湛水の危険がある場合は、関係機関と即時連絡を取り、区域全体を総合調整のうえ施設の応急対策を実施する。
- (3) 農林業施設の応急対策
 - ア 浸水時の用水路やポンプ等による排水
 - イ 破損箇所の応急復旧
 - ウ 流入した土砂・樹木等の除去
 - エ 林道の応急復旧

2 種苗の確保

- (1) 市長は、災害により、農作物の播き替え及び植え替えを必要とする場合は、農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに、その旨を県に報告する。
- (2) 病害虫防除対策
 - 県の指導を仰ぐとともに、農業改良普及センター、農業協同組合及びその他の関係機関と協力して、具体的な防除策を措置する。
 - ア 緊急防除対策の樹立
災害により病害虫が発生し、又はそのおそれがあるときは、病害虫緊急防除対策を樹立する。
 - イ 緊急防除指導班の編成
特に必要と認めたときは緊急防除指導班を編成し、現地指導の徹底を図る。

ウ 空中散布防除の実施

広域にわたって病虫害の発生がみられ、集団一斉防除が必要と認められるときは、空中散布防除を実施する。

エ 農薬の確保

災害により緊急に農薬の必要を生じた場合は、県経済農業協同組合連合会及び県農薬卸商業協同組合に対し、手持農薬の緊急供給を依頼する。また、必要に応じ県内農薬製造業者に対し、必要量の緊急生産を要請する。

3 農作物応急対策【 資料編*1 参照 】

(1) 農作物等

《 農作物等に対する応急措置方法 》		
作物	災害種別	応急措置の内容
稲、麦	風水害 干 害	ア 再生産用、代作用種子、苗の確保 (食糧事務所、米麦品質改善協会等の関係機関より)
		イ 防除機（高性能）による病虫害防除の指導及び実施
		ウ 計画的配水の実施
果樹	干 害	ア 敷きわら、敷草等による土壌表面の被覆（蒸発散防止）
		イ 適正結果（摘果）
		ウ 熟期に達した果実の収穫
	風水害	ア 熟期に達した果実の収穫
		イ 倒伏した樹の整備、裂枝の除去又は復元固定 ウ 土砂崩れ等の場合の土砂の除去 エ 落葉した樹の藁巻、石灰乳の塗布 オ 病害防除の徹底
野菜	干 害	ア 若どりの実施
		イ 薬剤散布
		ウ 液肥の施用
		エ 代作の実施
		オ 敷わら、敷草又は穴灌水の実施
	風水害	ア 排水、中耕、土寄せの実施
		イ 窒素肥料の追肥（草勢が弱っているとき） ウ 土砂の洗浄、薬剤散布 エ 代作の実施 オ 病害 カ 防風措置の実施
花き	干 害	ア 敷藁、敷草又は穴灌水の実施
		イ 液肥の灌水への加用
		ウ 代作の実施
	風水害	ア 排水、土寄せの実施
		イ 病害防除の実施（特に地際） ウ 防風措置の実施
その他	風水害	ア 苗木の確保（農業協同組合等と協力）
	干 害	イ 種子の確保

*1 資料 3.3.14-(1) 農林水産防疫機関

(2) 飼料作物

《 飼料作物に対する応急措置方法 》		
作物	災害種別	応急措置の内容
飼 料	干 害	ア 灌水の実施 イ 発芽不良の場合は、追播、播き直しの実施
	風水害	ア 早急に地表水の排水実施 イ 窒素主体の追肥、生育の回復 ウ 早急に刈り取り、青刈り、サイレージ調製 エ ソルガムは秋冬作に切り替え（9月上旬以降）

4 畜産応急対策【 資料編*2 参照 】

(1) 家畜の管理

浸水、がけ崩等の災害が予想されるとき、又は発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難所の選定、避難方法について必要あるときは、市においてあらかじめ計画しておく。

(2) 家畜の防疫

家畜伝染病に対処するため、災害地域の家畜及び畜舎に対して県（家畜保健衛生所）及び獣医師会の協力を得て、畜舎消毒及び家畜診療等の必要な防疫活動を実施する。

災害による死亡家畜については、家畜の飼育者をして、市に届出を行わせるとともに家畜防疫員は死体の埋没又は焼却を指示する。

ア 被災家畜に伝染性疫病の疑いがある場合、又は伝染病発生のおそれがあると認められる場合には**農政畜産班員**を被災地に派遣し緊急予防措置をする。

イ 災害のため、正常な家畜の診療が受けられない場合は市長の要請により診療班を被災地に派遣する。

ウ 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは県経済農業協同組合連合会及びその他関係機関に対し、必要量の確保及び供給について斡旋を行う。

《 家畜管理のための応急措置方法 》	
感染症の予防	(1) 家畜保健衛生所による予防注射の実施 (2) 診療班（家畜保健衛生所及び獣医師会で編成）による巡回家畜診療の実施
飼料の確保	(1) 県への政府保有麦、飼料等、放出依頼 (2) 県への飼料業者に対する確保、供給の斡旋依頼

5 林産物応急対策

次の措置により、被災立木竹による二次災害を防止し、林産物被害の軽減に努める。

- (1) 被災立木竹の除去、土砂の除去
- (2) 林道破損箇所の復旧、機能回復
- (3) 病虫害の防除

枯損、倒伏、折損等の木竹は速やかに林外に搬出するほか、焼却又は薬剤処理等により病虫害の防除に努める。

- (4) 林業用種苗の確保

森林組合等と協力し対策の技術指導を行うとともに、必要に応じて助成を行い林業用種苗の確保に努める。

6 水産物応急対策

- (1) 水産養殖用種苗並びに飼料等の確保

災害により水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、その生産を確保するため、斡旋を行う。

- (2) 病虫害の防疫指導

災害により水産養殖物に病虫害発生のおそれがある場合、県水産試験機関に対し、防疫対策について指導を要請する。

第4章 社会基盤の応急対策計画

第1節 電力施設の応急対策計画	☐ 九州電力(株)
第2節 ガス施設の応急対策計画	☐ 南日本ガス(株) ☐ 鹿児島県エルピーガス協会
第3節 上水道施設の応急対策計画	☐ 上下水道班
第4節 下水道施設の応急対策計画	☐ 上下水道班
第5節 電気通信施設の応急対策計画	☐ 西日本電信電話(株)
第6節 道路・河川等公共施設の応急対策計画	☐ 建設班 ☐ 各班

第1節 電力施設の応急対策計画

電力施設に関する災害応急対策については、電気事業者が定める防災業務計画により行う。
なお、本項では、電力施設の災害に対する住民の保護を主眼として、特に、市との連携が必要な事項について定める。

《 主な担当機関 》

☐九州電力(株)

第1 電力施設災害対策

1 電力施設災害対策

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、情勢に応じた防災体制を発令し、速やかに対策組織を設置する。また、災害対策活動に関する一切の業務は、対策組織のもとで行う。

2 情報の収集、報告

対策組織の長は災害が発生した場合、次に掲げる各号の情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級対策組織に報告する。

(1) 一般情報

ア 気象、地象情報

イ 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報

ウ 対外対応状況(地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況)

エ その他災害に関する情報(交通状況等)

【 一般災害対策編 】

〈第3部 第4章 第1節 電力施設の応急対策計画〉

(2) 当社被害情報

- ア 電力施設等の被害状況及び復旧状況
- イ 停電による主な影響状況
- ウ 復旧機材、応援、食料等に関する事項
- エ 従業員の被災状況
- オ その他災害に関する情報

3 情報の集約

上級対策組織は、下級対策組織からの被害情報等の報告及び独自に国、地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

4 災害時の広報

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、防災行政無線及び広報車により直接住民へ周知する。

第2節 ガス施設の応急対策計画

ガス施設に関する災害応急対策については、ガス事業者が定める防災業務計画により行う。
なお、本項では、ガス災害に対する住民の保護を主眼として、特に、市との連携が必要な事項について定める。

《 主な担当機関 》

□南日本ガス(株) □(一社)鹿児島県LPガス協会

第1 都市ガス施設等の応急対策計画

ガス事業者は、保安規程、ガス漏えい及び導管事故等処理要領により、災害復旧活動の組織、人員及び機材の整備を図り、迅速な復旧を成し得る体制をとる。

洪水等の非常事態が発生し、製造設備の被害が大きく、広範囲にわたる供給停止等、ガス事業者単独では復旧に日数を要する場合には、日本ガス協会九州地方部会組織を通じて救援を要請し、的確な対応を図る。

1 被災状況の把握

ガス事業者は、災害に関する情報を収集し、被災状況を集約するとともに、その対策を行う。

2 情報の連絡・広報

(1) 情報の連絡

災害に関する情報、応急措置、復旧の情報を市・県及び関係機関等に密に連絡する。

(2) 広報

災害の発生が予想される場合、住民に対して見込まれる被害状況及び復旧状況、ガス閉栓の確認等についての広報を行う。

広報は、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

3 応急復旧計画

(1) 災害対策本部の設置等

ガス事業者は、災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、災害対策本部を設置する等対策要員を確保し、必要な措置をとる。

(2) 応急措置

災害対策本部は、大規模な災害が発生し二次災害のおそれがあると判断された場合は、直ちに次の措置をとる。

ア 製造所の製造量及び送出量の調整・停止

イ 整圧所の受入量及び送出量の調整・停止

ウ 製造所・整圧所・ガバナステーション及び市内の主要バルブ放散口からの放散

エ ガス施設または需要家の被害状況によるガス供給の地域的シャ断

オ 被災状況及び緊急措置に関する関係各機関及び付近住宅への広報

カ その他、状況に応じた適切な措置

【 一般災害対策編 】

〈第3部 第4章 第2節 ガス施設の応急対策計画〉

(3) 復旧対策

非常災害対策本部の指示に基づき、各作業班は有機的な連携を保ちつつ、次の応急復旧作業を実施する。

ア 施設の機能、安全性の点検及び必要に応じた調整・修理

イ 供給停止地域の供給可能な範囲で速やかなガス供給の再開

ウ 復旧措置に関する付近住民及び関係機関等への広報

エ その他、現場の状況により適切な措置

(4) 火災発生対策

ガスが漏えいした場合、拡散しにくいいため、着火の危険性が高いのが特徴であり、局地的地域に火災が発生した際は、ガス需要家毎にガス使用を遮断し、広範囲に広がる場合は地域別に、又は全域のガスの使用を遮断する等の措置をとる。

第2 LPガスの災害応急対策計画

洪水等の非常事態の発生により、ガスの製造・供給に支障を生じた場合は、速やかに復旧し、もってガスの供給を再開し、被災地住民の人身及び生活の安定に積極的に寄与する必要がある。

《 LPガスの特徴 》

LPガスは、常温常圧下では石油系又は天然ガス系炭化水素を圧縮し、耐圧容器等に充填したもので、空気の 1.5 倍の重さがあり、漏えいした場合は都市ガスと異なり、低い窪地等に溜まりやすい。

1 災害広報計画

ガス施設の被害により一般に影響がある場合、住民に対し避難その他の安全措置について広報する。

2 施設応急復旧計画

(1) 救援要請

災害により広範囲にわたりLPガスの供給が必要な場合には、LPガス協会組織を通じて救援を要請し、必要な容量を確保する。

(2) ガスボンベの転倒防止

マイコンメーターの設置やガス転倒防止等の事前対策を各家庭へ周知しておく。

3 保安計画

LPガス施設の被災状況の確認、必要な保安措置、ガス漏洩の早期発見等の方法等について定め、二次災害の防止に努める。

第3節 上水道施設の応急対策計画

上水道施設に関する災害応急対策については、他市町村の応援要請、水道事業者との連携により行う必要があり、市民への給水の確保を主眼として必要な事項について定める。

《 主な担当班 》

☐ 上下水道班

第1 上水道施設応急対策

1 応急対策要員、資機材の確保

原則として市災対本部の**上下水道班**の人員、資機材で行うが、市災対本部のみでは応急復旧が困難な場合には、市指定給水装置工事業者に協力を求める。

2 応急措置の内容

《 水道施設の応急措置内容 》

- ア 汚物等の有害物混入防止（場合によっては使用一時中止）
- イ 取水、導水、浄水施設の防護
- ウ 給水車等の応急給水の確保（使用不能の場合）
- エ 利用者への損害状況、注意事項等の広報
- オ 施設の応急復旧計画の策定（優先給水の検討）

第4節 下水道施設の応急対策計画

下水道施設に関する災害応急対策については、他市町村の応援要請、下水道協会等との連携により行う必要があり、施設の応急復旧に必要な事項について定める。

《 主な担当班 》

□上下水道班

第1 下水道施設応急対策

1 応急対策要員、資機材の確保

原則として市災対本部の**上下水道班**の人員、資機材で行うが、市災対本部のみでは応急復旧が困難な場合には、下水道協会等に協力を求める。

2 応急措置の内容

《 下水処理施設の応急措置内容 》

- ア 汚水処理施設の防護
- イ 利用者への損害状況、注意事項等の広報
- ウ 汚水処理（仮設トイレの設置）に関する調整
- エ 施設の応急復旧計画の策定（優先処理の検討）

第5節 電気通信施設の応急対策計画

電気通信施設に関する災害応急対策については、電気通信事業者が定める防災業務計画により行う。

なお、本項では、住民への通信の確保を主眼として、特に、市との連携が必要な事項について定める。

《 主な担当機関 》

□西日本電信電話(株)

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 国内通信施設災害対策計画

災害時における電気通信設備の応急対策は、西日本電信電話株式会社「防災業務計画」に基づき実施し、通信の確保に当たる。

2 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、あるいは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- (1) 気象状況、災害予報等
- (2) 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況
- (3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- (4) 被災設備、回線等の復旧状況
- (5) 復旧要員の稼働状況
- (6) その他の必要情報

3 社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

4 災害時における広報

(1) 広報活動

災害が発生し、又は発生が予想される場合は、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(2) 広報の利用

電気通信施設が被災した場合、被災した電気通信施設等の応急復旧の状況、通信の疎通及び利用制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について、自社ホームページに加え、SNSを通じて行うほか、広報車により地域の利用者に周知を図る。

また、テレビ・ラジオによる放送及び新聞掲載等報道機関の協力を求め、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。

第6節 道路・河川等公共施設の応急対策計画

公共施設に関する災害応急対策は、道路・河川等に関する施設の応急復旧について必要な事項を定める。

《 主な担当班 》

□建設班 □各班

第1 公共土木施設対策

1 公共施設等の範囲

- (1) 河川、道路、橋梁及び公園等の公共土木施設
- (2) その他の建物等

その他、公営住宅、社会福祉施設、児童福祉施設、学校教育施設、社会教育施設及び文化財、その他関連施設については、それぞれの構造物設計指針・建築基準等に従い応急対策を実施する。

2 応急対策

- (1) 施設被害の把握、復旧計画の策定

被害を受けた施設状況を速やかに把握し、対策に必要な要員や資機材等の必要量の算定、復旧優先順位等を検討した復旧計画を策定する。

- (2) 緊急点検の実施

災害後、専門技術を有する人材等を活用して、それぞれの所管する施設や設備等の使用可否等の緊急点検を実施する。

- (3) 市民への広報

被害を受けた施設で二次災害の危険性等情况がある場合は、被害状況、災害の危険性、復旧の見込み等を掲示板、広報車等で広報する。

- (4) 応援要請

要員や資機材が不足する場合は、必要事項を確認し、市災対本部で総括し関係機関へ応援要請を行う。

3 市災対本部との連絡及び災害現場における指揮

- (1) 災害現場には、必ず無線を携帯し、市災対本部との連絡を密にする。
- (2) 災害現場の指揮は、本部長の下、関係機関の応援部隊と連携する。

現場指揮は次の任務を遂行する。

- ア 応急対策要員の掌握と指揮
- イ 被災状況の把握
- ウ 応急内容と方法の判断と実施
- エ 市災対本部と適切な連絡

4 応急措置の内容

《 各公共施設管理者の応急対策活動の基本 》

- ア 避難等による人命や身体の安全確保
- イ 施設の防護（防火、防災対策、初期消火等）
- ウ 文化財の搬出（文化財施設のみ）

（避難や文化財搬出方法等は、あらかじめ定めておく。）

5 市施設以外の施設の応急復旧

県道、県管理河川等の市施設以外の施設災害については、市災対本部から関係の管理者に通報し、連絡をとりながら対応する。

6 被災建築物及び宅地の応急危険度判定

災害により被災した建築物及び宅地について、引き続き安全に居住できるか否か等二次災害に対して安全が確保できるか否かの判定を行い、適切な応急対策により二次災害防止及び円滑な市民サービスが行えるよう、建築士会等の協力を得て実施する。又は県へ危険度判定士による判定を要請する。

(1) 被災建築物及び宅地応急危険度判定調査

ア 調査の実施

災害発生後、半壊以上の建築物が多数発生し、居住者等への安全指導を実施する必要がある場合には、「応急危険度判定士」等の協力を得て、早期に被災建築物及び宅地の応急危険度判定を実施する。

イ 判定（建築物）

被災建築物の応急危険度判定は、次の３段階とし、特に必要な注意を付して建物の玄関付近に掲示するとともに関係者へ安全指導を行う。

《 被災建築物応急危険度判定 》

判 定 （３段階）	
危 険	この建築物に立ち入ることは危険です。
要注意	この建築物に立ち入る場合は、十分注意して下さい。
調査済	この建築物は被害程度は少ないです。

(2) 応急・復旧措置

ア 倒壊及び外壁等の脱落のおそれがある公共建築物等については、二次災害を防止し、必要な応急措置を行う。

イ 必要に応じて、被災建築物の復旧を関係機関の協力を得て行う。

第 4 部 特殊災害対策計画

第4部 特殊災害対策計画

第1章 海上災害対策計画

第1節 予防対策計画

☐本部総括班 ☐福祉班
☐市民支援班 ☐建設班
☐消防班 ☐関係機関

第2節 応急対策計画

☐本部総括班 ☐福祉班
☐市民支援班 ☐建設班
☐消防班 ☐関係機関（県・海上保安庁）

第1節 予防対策計画

海上における石油等の大量流出による災害を防止し、施設及び設備被害の軽減を図るため、関係機関と連携し、次の整備を推進する。

《 主な担当班・関係機関 》

☐本部総括班 ☐福祉班 ☐市民支援班 ☐建設班 ☐消防班 ☐関係機関

第1 海上災害対策

1 予防対策

(1) 情報収集・伝達の迅速・確実化

ア 情報の入手

市及び関係機関は、所定の伝達経路及び手段を確認し、情報収集の迅速化を図るとともに、沿岸地域住民、沿岸施設及び付近船舶への緊急時の情報連絡体制を確立しておく。

イ 市民への伝達

市及び消防機関は、市民への油流出災害の伝達手段として、サイレン、広報車等多様な通報伝達手段を確保し、市民への伝達を徹底する。

(2) 活動体制の整備

災害により危険物等が大量に流出した場合に備えて、地域住民等の避難誘導活動、危険物等の防除活動等を行うための体制の整備を図る。

(3) 流出油防除資機材等の整備

ア 流出油防除資機材

(ア) 大量流出油等の拡散防止のための施設及び設備

【 一般災害対策編 】

〈第4部 第1章 第1節 予防対策計画〉

- (イ) 大量流出油等の吸引のための施設及び設備
- (ウ) 吸引した流出油等の処理のための施設及び設備
- (エ) 流出油の物理的、化学的処理のための資機材

イ 救助用資機材

救命用ボート、救護用ゴムボート、水中ライト、救命胴衣、潜水用具セット等の整備に努める。

(4) ボランティア等との連携

油流出災害等で沿岸部に大量の油が漂着した場合の除去活動など事故災害発生時には、市民はもちろん各方面からのボランティアの協力が不可欠であり、このため、漂着油の除去作業を行うための要員を確保し、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

第2節 応急対策計画

本計画は、沿岸部における石油等の大量流出による災害に対し、関係機関と連携し、沿岸部の油流出の除去、貯木に関する災害応急対策を実施する。

《 主な担当班・関係機関 》

□本部総括班 □福祉班 □市民支援班 □建設班 □消防班 □関係機関(県・海上保安庁)

第1 海上災害対策

1 関係機関としての実施事項

(1) 市

- ア 被害情報収集及び関係機関への連絡通報
- イ 他の市町村、消防機関への応援要請
- ウ 応急対策物資のあっせん、調達、輸送の協力
- エ 一時避難所の設置及び運営
- オ 遺体一時収容所の設置
- カ 無傷者、軽症者の接遇
- キ 乗船者の家族、関係者への連絡、対応
- ク 報道機関への対応
- ケ 現地連絡調整所の設置及び運営
- コ その他の災害応急措置

(2) 消防機関

- ア 救助救出活動
- イ 負傷者のトリアージ、応急処置、搬送順位の決定
- ウ 消火活動
- エ 現地連絡調整所への連絡員の派遣
- オ その他の災害応急対策

2 現地連絡調整所

大規模な海上災害により多数の負傷者を伴う重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、以下のとおり現地連絡調整所を設置する。

(1) 目的

現地で活動する防災関係機関が、直接情報を共有・調整し、災害対策をより迅速かつ効果的に行うことを目的とする。

(2) 設置

災害の規模等を踏まえ、県、関係市町村及び第十管区海上保安本部の協議により設置する。

(3) 設置場所

現地連絡調整所の設置場所は、原則として迅速に設置できる場所であつ現場活動の一体性を考慮して、消防機関の現場指揮本部の付近等で、安全を確保できる場所とする。

【 一般災害対策編 】

〈第4部 第1章 第2節 応急対策計画〉

(4) 参加機関

現地連絡調整所に参加する機関は、概ね以下のとおりとする。

- ア 県
- イ 関係市町村
- ウ 第十管区海上保安本部
- エ 事故関係事業者
- オ 消防機関
- カ 県警察
- キ 日本赤十字社鹿児島県支部
- ク 県・市郡医師会
- ケ 九州運輸局鹿児島運輸支局
- コ 自衛隊
- サ その他関係機関・団体

(5) 関係機関への連絡員派遣要請

県、関係市町村及び第十管区海上保安本部は、現地連絡調整所の設置を決定した場合は、(4)の参加機関のうち、必要な機関に連絡員の派遣を要請する。

なお、連絡員の派遣が困難な機関については、常時連絡が取れる体制を保持するものとする。

(6) 連絡・調整事項

現地連絡調整所では、以下の事項について、連絡・調整を行う。

- ア 災害及び負傷者の状況把握
- イ 各機関の応急対策実施状況及び準備態勢等
- ウ 海上警戒区域設定等の海上安全対策
- エ 現地の統制及び周辺の立入規制、交通規制
- オ 海上における負傷者の救急・救護
- カ 負傷者の陸上搬送先及び被災船舶の入港港湾
- キ 海上における負傷者の搬送
- ク 応急救護所の設置・運営
- ケ 負傷者の医療機関への搬送
- コ 乗船者の一時避難場所
- サ 家族等への対応
- シ 遺体の搬送及び安置所等
- ス 各機関が発表する広報内容の確認等
- セ その他、応急対策を実施する上で調整を必要とする事項

(7) 運営方法

- ア 現地連絡調整所は、県、関係市町村及び第十管区海上保安本部が運営責任者となり運営する。
- イ 各機関は、連絡員を通じ、情報を提供し、現地連絡調整所において各機関との情報の共有を図る。
- ウ 随時又は定期的に開催する連絡調整会議において、各機関の実施する活動の確認及び調整を行い、議事の進行は、原則として県が担当する。

(8) 資機材

県、関係市町村及び第十管区海上保安本部は、関係機関の協力を得ながら、現地連絡調整所に、以下の資機材を基本として準備する。

テント、机、ホワイトボード、現地連絡調整所表示旗、地図（現場見取り図）、カメラ、トランジスタメガホン、時系列記録表、用紙、発電機、パソコン、プリンター、用紙、筆記具その他必要物品

(9) 廃止

大規模な海上災害の発生の危険性がなくなった場合、あるいは発生した災害が沈静化し、現地における応急対策（特に人命に係わる事項）を連携して行う必要性が低くなった場合に、県、関係市町村及び第十管区海上保安本部の協議により廃止する。

(10) 海上災害以外の大規模な特殊災害への準用

現地連絡調整所の規定は、海上災害以外の大規模な特殊災害の場合について準用する。

3 船舶の避難

- (1) 気象予報・警報が発表されたときは、関係機関及び施設管理者、その他海事従事者に対し、迅速・的確に伝達する。
- (2) 航海中の船舶、出漁中の漁船に対し、最寄りの避難港への避難を指示し、又は誘導する。

4 船舶及び人命の救助

海上保安部、その他関係機関は緊密な連絡の下に救助にあたるが、状況によっては水難救済会あるいは自衛隊の応援を求める。

5 障害物の除去

漂流物、沈没物、流木その他航路障害物がある場合は、必要な措置をとるとともに港湾管理者又は所有者等関係者に除去を要請する。

6 危険物の保安対策

- (1) 関係機関に対する情報の伝達及び協力要請
- (2) 油拡散防止のための応急オイルフェンスの展張
- (3) 航行の安全確保
- (4) 油除去剤、消火剤の調達輸送及び散布
- (5) 避難船舶及び沿岸施設に対する警戒
- (6) 危険地域における交通規制

7 巡視船艇等の派遣

船艇による患者の収容、救護班の派遣、医薬品の輸送を行う場合は、関係機関と連絡を保ち、巡視船艇及び航空機を派遣する。

8 行方不明者の捜索及び処理

海上における行方不明者及び死体の捜索を実施し、収容、検分及び遺族等に対する引渡しを行う。

第2 海上流出油災害対策

1 海上流出油災害対策

市内沿岸部及びその地先海域において、タンカー等の事故により大量の油の流出や火災が発生し、又は発生のおそれがある場合に、その拡大を防止し被害の軽減を図る。

(1) 実施事項

《 海上流出油災害時の市における実施事項 》

- ア 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報
- イ 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置
- ウ 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油の防除措置の実施
- エ 死傷病者の救出、援護（搬送、収容）
- オ 沿岸及び地先海面の警戒
- カ 沿岸住民に対する避難の指示
- キ 消火作業及び延焼防止作業
- ク その他海上保安部の行う応急対策への協力
- ケ 防除資機材及び消火資機材の整備
- コ 事故貯油施設の所有者等に対し、海上への石油等流出防止措置の指導
- サ 漂流油防除に要した経費及び損失補償要求等の資料作成並びに関係者への指導

2 通報連絡体制

(1) 通報事項

市において事故を発見した場合は海上保安部へ通報する。

《 通報事項 》

- ア 船名、総トン数、乗組員数、流出油等の種類及び量、又は施設名
- イ 事故発生日時及び場所
- ウ 事故の概要
- エ 気象、海象の状況
- オ 流出油の状況
- カ 今後予想される被害その他必要な事項

(2) 通報系統【 資料編*1 参照 】

- ア 事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報
- 本項については資料編を参照する。

*1 資料 4.1.2-(1) 海上流出油災害通報系統図

3 連絡調整本部の設置

(1) 連絡調整本部の設置（海上保安本部等）

市長又は海上保安部長（埠頭又は岸壁にけい留された船舶の事故の場合）は、防災関係機関相互の連絡を緊密にし、円滑に応急対策を実施するため、必要があるときは、知事と協議し、連絡調整本部（以下「調整本部」という。）を設置する。

《 災害対策連絡調整本部構成員 》	
ア	第十管区海上保安本部
イ	関係市町村（消防機関を含む。）
ウ	鹿児島地方気象台
エ	九州運輸局鹿児島運輸支局
オ	陸上自衛隊第12普通科連隊
カ	海上自衛隊第1航空群
キ	鹿児島県
ク	鹿児島県警察本部
ケ	日本赤十字社鹿児島県支部
コ	鹿児島県西部排出油防除協議会
サ	事故関係事業者
シ	その他関係機関

(2) 設置場所

第十管区海上保安本部

(3) 市その他の防災関係機関の組織

関係市町村、関係漁業協同組合・関係消防機関、県機関等災害対策のための必要な組織を確立する。

4 事故発生時における応急措置

(1) 関係機関と協力し、負傷者等の救出救護にあたる。

(2) 港の管理者は、流出油による災害が発生し、又は災害の波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況及び安全措置について、無線、ラジオ、拡声器等により付近航行の船舶に対し周知に努める。

(3) 沿岸住民及び施設等に災害が波及し、又は災害の波及が予想される場合は、市民の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について広報車等により沿岸住民に対して周知する。

(4) 関係機関の協力のもと、流出油の拡散防止を図るため、オイルフェンスの展張、油吸着材及び油処理剤等の散布を行うとともに、油回収船等により流出油の回収を行う。

(5) 油流出の事故に際して、オイルフェンス、化学消火剤、油処理剤等を多量に必要とするので、防災資機材の調達に協力する。

5 調整本部関係機関としての市の実施事項

- (1) 漂着油の状況把握
- (2) 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報
- (3) 沿岸住民に対する火気使用の制限、危険防止のための措置
- (4) 沿岸及び地先海面の警戒
- (5) 沿岸住民に対する避難の指示
- (6) ふ頭又は岸壁にけい留中の船舶の火災の消火活動及び延焼防止
- (7) 沿岸地域の火災の消火活動及び延焼防止
- (8) 漂着油の除去措置
- (9) 回収した油の処分
- (10) 海上保安部隊関係機関からの要請に対する流出油防除資機材等の協力
- (11) その他海上保安部の行う応急対策への協力

6 被害情報等の連絡

当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

7 一般船舶・沿岸住民等への周知

- (1) 一般船舶への周知

防災関係機関は、災害が発生し、又はその波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、一般船舶に対し巡視船舶等の拡声器による放送、無線通信及び船舶電話等の手段により周知に努める。

- (2) 沿岸住民等への周知

防災関係機関は、災害が発生し、沿岸住民及び施設等に波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、防災行政無線、広報車等の手段により周知に努める。

第3 漂着油の除去等

1 漂着油の除去等

- (1) 処理量の把握

関係者と連絡を密にして沿岸部の漂着油、流出する見込み量などの除去に必要な漂着油の処理量を把握し、必要人員、除去計画を策定する。

- (2) 救援措置の要請

流出油船舶の状況及び流出油の海上回収、残留油の流出防止を早期に行うため、救助法の適用等必要な措置を国へ要請する。

- (3) ボランティア等の応援要請

漂着油により著しく沿岸部が汚染された場合又は汚染が拡大すると見込まれる場合、ボランティアセンターと連携して、応援要請と広報活動の拡充、必要な措置を行う。

また、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう、ボランティアセンターを設置し、ボランティアの募集、受付を行う。なお、漂着油の流出状況に応じて市民への協力を求める。

2 調査及び復旧対策

(1) 環境調査

油流出災害時の油の気化、海上災害時の火災等により、大気及び水質の汚染に対し、県などへ調査を要請するとともに関係者と協議し、早急な対策を検討する。

- ア 生態調査
- イ 大気及び水質調査（油除去後においても）
- ウ 分析結果に基づく応急対応の検討

(2) 回収油等の処分

回収した油等の処分は、原因者が特定されない場合等やむを得ない場合は、排出油の防除に関する協議会と協議のうえ、回収油の処分に関する活動を継続する。なお、油流出事故の原因者の責任において実施することを原則とする。

(3) 施設等の復旧対策

海水浴場、海釣り場等の市民利用施設における漂着油、水質汚染等が確認された場合、関係者と協議し、早急な復旧対策を検討する。

(4) 水産物対策

漂着油による水産物被害、漁港等の被害による水産物被害が確認された場合、関係者と協議し、早急な復旧対策を検討する。

第4 貯木対策

1 貯木対策

(1) 実施責任者

災害発生予想時の危険な貯木に対する保安、除去及び制限等の災害対策は、各貯木施設等の管理者及び市長が、貯木の所有者、関係者に対し必要な措置の実施を指示して行う。

貯 木 種 別	対 策 実 施 者
ア 森林管理署施設の貯木	各所管森林管理署長
イ 港湾内の貯木	各港湾管理者（知事、市長）
ウ ア、イの貯木及びその他貯木施設の貯木（必要な事前措置の指導）	市

(2) その他の貯木施設

本項については別冊消防計画を参照する。

(3) その他の貯木施設の災害防止策

(1)、(2)以外の貯木施設に対する災害防止は、市長が、貯木施設の状況に応じて定める。

(4) 貯木場等の貯木

ア 台風時、降雨時には監視要員をおく。

イ 台風時には、貯木量の制限、又は貯木の滞貨の防止を指導する。

ウ 貯木を安全な場所へ搬出する。

エ 搬出前に台風が接近し、あるいは襲来し、流失による災害が目前に迫ったときは、貯木をカスガイ、ワイヤーロープ等で結束する。

なお、チップについては網等を用いて流出の防止をする。

【 一般災害対策編 】

〈第4部 第1章 第2節 応急対策計画〉

(5) 宅地造成地等

ア 台風時、降雨時には監視要員をおく。

イ 造成地内の排水溝は常に整備し、清掃する。

ウ 法面保護には十分注意し、ビニール被覆等を施し万全を期する。

エ その他臨機応変の措置

オ 災害危険物の種類は、次のとおりである。

がけ崩れのおそれのある土地、貯木場の材木、風害を起こすおそれのある広告物、煙突類、農業用ため池、電気関係施設、火薬類、石油、高圧ガス及び放射性物質等、危険物の製造施設貯蔵所等

第2章 鉄道事故対策計画

第1節 予防対策計画

☐九州旅客鉄道(株) ☐肥薩おれんじ鉄道(株)
☐本部総括班 ☐経済対策班

第2節 応急対策計画

☐九州旅客鉄道(株) ☐肥薩おれんじ鉄道(株)
☐本部総括班

第1節 予防対策計画

鉄道事故による被害の軽減を図るため、関係機関と連携し、次の整備を推進する。

《 主な担当班・関係機関 》

☐九州旅客鉄道(株) ☐肥薩おれんじ鉄道(株) ☐本部総括班 ☐経済対策班

第1 予防対策

1 交通安全普及対策

(1) 交通安全施設の整備拡充

- ア 事故多発地域において予防対策を図る。
- イ 交通事故防止施設の整備拡充を図る。

(2) 交通安全意識の高揚

- ア 講習会、研究会、作文、ポスター等による啓発に努める。
- イ 学校安全教育の普及徹底を図る。

2 九州旅客鉄道株式会社・肥薩おれんじ鉄道株式会社

(1) 防災訓練

事故、災害発生時に、適切な措置がとれるよう、防災訓練を適宜実施する。

- ア 非常呼出訓練
- イ 避難誘導訓練
- ウ 救出、救助、救護訓練
- エ 脱線復旧訓練

(2) 防災関係資材の点検整備

復旧機材等を常に整備し、完全な状態にしておく。

(3) 避難誘導體制等の周知

- ア 事故、災害発生時、駅においてはコンコース、改札口等旅客の見やすい箇所に旅客誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図る。
- イ 列車においては、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努める。

第2節 応急対策計画

鉄道事故に関する災害応急対策については、鉄道事業者が定める防災業務計画により行う。

なお、本項では、鉄道事故に対する住民の保護を主眼として、特に、市との連携が必要な事項について定める。

《 主な担当班・関係機関 》

☐九州旅客鉄道(株) ☐肥薩おれんじ鉄道(株) ☐本部総括班

第1 鉄道施設対策

1 鉄道施設対策

(1) 災害発生時における列車の運転規則については、「運転取扱実施基準」、「運転事故並びに災害応急処理標準」及び「防災業務実施計画」に基づき対処する。

(2) 事故対策本部等

災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合の応急処理、復旧、救護等については、「運転事故並びに災害応急処理標準」により、支社に事故対策本部を、現地には復旧本部を設置し、応援要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮、その他の業務を行う。

(3) 連絡通報体制

災害発生時における連絡通報は、「運転事故並びに災害応急処理標準」に定める連絡体系により、連絡施設を有効活用し、正確、迅速を期す。

(4) 応急措置（案内広報等）

関係駅長及び関係列車の車掌は、司令所及び運転士と連絡を密にし、事故の状況、復旧の見込み、接続関係等の情報を旅客に案内し、旅客の不安感を除去する。

(5) 応急復旧体制

復旧現場本部と密接な連絡をとり、正確な状況把握を行い、事故対策本部において復旧計画、資材の輸送計画、機材の借り入れ手配、復旧要員の手配等を策定し、速やかな復旧を図る。

第3章 道路事故対策計画

第1節 予防対策計画	☐ 本部総括班 ☐ 建設班 ☐ 関係機関（国・県）
第2節 応急対策計画	☐ 本部総括班 ☐ 建設班 ☐ 消防班 ☐ 関係機関（国・県）

第1節 予防対策計画

道路は、市内・外における人・物及び情報等の円滑な流れを担うとともに、都市の骨組みを形成する。また、その空間は都市災害に対する保護機能や美観を創出する空間としても重要なものである。道路の持つこれら多くの機能を再確認し、これを都市の中で最大限に活かすことのできるような道路整備を進めていくものとする。道路、鉄道等の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等に努める。

《 主な担当班・関係機関 》

☐本部総括班 ☐建設班 ☐関係機関（国・県）

第1 道路施設

1 道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救助、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段、輸送経路の役割を果たすことになるため、国、県、市等の各道路管理者は、既存道路施設等の安全化を基本に、以下の防災対策等に努める。

(1) 所管道路の防災対策工事

道路機能を確保するため、所管道路については、橋梁定期点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を実施する。

(2) 所管道路の橋梁の耐震補強

緊急輸送道路等としての機能を確保するため、大規模な地震時でも軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能となる耐震補強を実施する。

(3) 道路冠水危険個所の周知等

アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、道路冠水危険箇所の周知を行うとともに、標識、情報板、排水ポンプ等の点検及び補修等を推進する。

(4) 道路施設の老朽化対策

道路機能を確保するため、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適確な維持管理に努める。

2 優先的な施設の整備

道路管理者は、災害が予想される箇所から優先的に施設の整備を行う。

- (1) 土砂崩壊、落石等の危険箇所については、現況調査を行い法面防護工等の設置を検討する。
- (2) 道路、橋梁等の被害を防止し、また、被害の誘因となるものを排除するため、パトロールを強化し道路の維持補修に努める。
- (3) 災害時の避難、災害応急対策等の障害となるような幅員の狭い橋や老朽橋については、架け替えや拡幅等を検討する。
- (4) 通過交通量の分散・緩和と災害時における交通途絶に応じた迂回路や緊急交通路の指定等の事前対策も十分検討する。
- (5) 狭あいな生活道路については、建築時におけるセットバック指導に併せて道路拡幅を図る。
- (6) 道路整備計画

ア 道路の新設、改良

道路の新設、改良にあたっては、避難路・延焼遮断帯を考慮し、歩道整備、街路樹のスペースを確保していく。

イ 道路の新設により、排水系統が変わる場合の対策の検討

ウ 道路本体の雨水処理及び排水先の流下能力の検討

エ 道路新設により、新たな危険箇所が発生する場合の対策

オ 都市計画道路の早期着工を推進する。

カ 県道の改良事業を推進する。

キ 高規格の市道の改良を進めるとともに、人にやさしい市道への改善を進める。

ク 林道の改良事業を推進する。

ケ 交通安全確保のため、歩道の整備、防護柵、街路灯、カーブミラー等の設置を交通事情に対応して計画的に行う。

3 道路施設等の点検、整備計画

台風、大雨等の異常気象時における道路機能の確保のため、所管道路について、次の改修、改良工事等を実施する。

- (1) 路面排水の継続的な排水整備を図るとともに、既設暗渠の改修を行う。
- (2) 地盤の軟弱箇所及び湧水の伴う箇所について、路盤の改良を実施する。
- (3) 側溝等の機能が有効に発揮されるよう、土砂、塵芥等の滞留や破損状況について点検し、災害防止のための適切な措置を講じる。
- (4) 台風、大雨等の異常気象時における橋梁の機能確保のため、事前調査を実施し、出水時において余裕高のない箇所の整備を推進する。
- (5) 幅員の狭い道路や橋梁等について、拡幅や架け替え等の改良を検討する。

4 緊急交通路整備計画

あらかじめ風水害及び大規模災害発生時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路（以下「緊急交通路」という。）を選定し、選定緊急交通路を重点に道路及び施設等の耐震性、安全性を強化し、大規模災害の防止及び軽減並びに災害発生時における迅速、的確な災害応急対策に資する。

選定される緊急交通路は、優先的な道路整備を推進し、広域的輸送体制等を考慮し、県の緊急交通路の指定と併せて相互の連絡体制を確保できるようにする。

5 法面崩壊等防止対策

(1) 関係機関への要請

県道等における危険箇所に対する対策工事の早期完成を県に要請するとともに、実施が円滑に進むよう地元調整等について協力する。

(2) 危険箇所の対策

市道の危険箇所については、防災点検調査に基づき、法面保護工等の災害防止対策について危険度に応じ検討推進する。

(3) 危険箇所の監視

パトロールを適宜実施し、危険箇所の状況を監視するとともに、法面中の浮石等落石のおそれがあるものの除去等を行う。

6 緊急輸送道路ネットワークの形成

風水害等の災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や、救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施する道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、道路管理者においては、防災拠点間（又は、防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパスの整備等、防災対策を推進する。

7 道路啓開用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

8 情報の収集・連絡手段の整備等

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

9 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備

10 防災訓練の実施

- (1) 事故発生時機関相互の連絡が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 応急対策計画

道路事故に関する災害応急対策については、道路管理者並びに関係機関と連携して行い、情報の収集、応援要請、警戒避難等の計画を参照し、必要な応急対策を実施する。

《 主な担当班・関係機関 》

☐本部総括班 ☐建設班 ☐消防班 ☐関係機関（国・県）

第1 応急対策

1 被害情報等の報告

大規模なトンネル火災事故等が発生した場合、人命及び施設の安全・輸送の確保を行うため、必要に応じて災害対策本部を設置する。

2 被害情報等の報告【県防災】

当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

第2 発生時の初動体制

1 救助・救急

道路管理者は、事故が発生した場合は、人命の救助・救急を最優先とし、消防、警察等関係機関と人命の救助・救急活動を支援する。

2 交通規制

道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うために、必要に応じて交通規制を行う。

また、道路管理者は、道路の交通規制の措置を講じた場合には、関係機関や道路交通情報センターに連絡し、一般住民等への情報提供を行うとともに、迂回路等の案内表示を行い交通障害の解消に努める。

第4章 危険物等災害対策計画

第1節 予防対策計画

☐本部総括班 ☐消防班

第2節 応急対策計画

☐消防班

第1節 予防対策計画

危険物（消防法第2条第7項で定めるもの）による災害の発生及び拡大を未然に防止するため、消防法及び関係法令に基づく規制、保安意識の高揚、自主保安体制の確立等を図る。

これらの危険物施設に対しては、次の方針により消防局及び警察署等の関係機関と協力して災害発生及び拡大の防止を図る。

- (1) 関係法令の遵守
- (2) 消防法に基づく保安監督の強化
- (3) 保安体制の確立及び教育の徹底
- (4) 危険物施設における自主防災組織の育成

《 主な担当班 》

☐本部総括班 ☐消防班

第1 危険物施設災害【 資料編*1 参照 】

1 危険物施設保安対策

本計画は、災害が発生するおそれがあるとき、災害危険物等に対する管理者（占有者及び所有者を含む。以下同じ）の保管措置について確認し、又は指示し、災害の発生を防止する。

- (1) 消防法に定める危険物貯蔵所等の所有者に対し、保安監督について指導監督を行う。
- (2) 必要に応じ危険物貯蔵所等の所有者に対し、資料の提出及び報告、立入検査等、危険物に対する規制と指導を行う。

2 管理責任者

災害危険物等の保安措置に関する指示等については、市長が行う。（災対法 59 条）

災害危険物等の管理者は、災害警報等が発令されたときは、管理する危険な設備又は物件等の保安措置について再確認し、保安について更に万全の措置を行う。

*1 資料 4.4.1-(1) 特殊対象物貯蔵箇所

3 危険物災害予防対策

- (1) 危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物保安統括管理者及び危険物施設保安員の責任体制の確立を指導する。
- (2) 危険物取扱者に対し、保安教育の徹底を図る。
- (3) 危険物取扱者が立ち会わない危険物の取扱を禁止する。
- (4) 基準に適合しない施設又は無許可施設等による危険物の貯蔵、取扱等を禁止する。
- (5) 各危険物施設における自主防災組織の育成を推進するため、各種防災活動への参画を依頼する。
- (6) 関係事業所は、緊急時の応急対策の実施に備え、災害用装備資機材等をあらかじめ整備充実しておく。また、備蓄（保有）資機材等は、随時点検を行い、保管に万全を期する。

ア オイルフェンス

イ 中和剤

ウ 吸着マット

エ 水質汚濁防止のための資機材等

4 市長の指示等

- (1) 保安措置の確認
災害危険物等による災害が発生するおそれがあるときは、特に必要と認める災害危険物等の保安措置について確認する。
- (2) 保安措置の指示
災害危険物の保安措置が十分でないとき、管理者に対し保安措置を十分とるよう指示する。
この場合、特に必要があると認めるときは、警察署長及び串木野海上保安部長に対し保安措置に関する指示を行うよう要請する。
- (3) 指示等の方法
指示等は、各指示者がその組織内で編成する巡視要員等により行う。
- (4) 指示等の期間
指示等は、災対本部設置期間中により必要な時間行う。
- (5) 指示等の内容
指示等は、危険物等による災害の防止に必要と認められる補修、補強、移転、除去、使用の停止処理、整理、移動、撤去等の措置について行う。

第2 高圧ガス災害予防対策【 資料編*2 参照 】

1 自主保安体制の確立

高圧ガスは、その取扱いを誤れば爆発や火災の原因となり、大きな災害を招く危険性がある。このため、法令に基づく規制（高圧ガス保安法等）、保安意識の高揚、取締りの強化及び自主保安体制については関係機関の要請に応じ、これに協力して災害防御に努める。

- (1) 高圧ガス関係事業者に対し保安教育の実行、自主検査の徹底を指導する。
- (2) 高圧ガス関係事業者の自主的な防災組織である「高圧ガス地域防災協議会」や高圧ガス関係団体が実施する自主保安活動を要請する。

*2 資料 4.4.1-(2) 高圧ガス・LPガス貯蔵箇所

2 規制、指導

(1) 保安指導

保安管理体制や安全な運転操作に関する事項等を定める危害予防規程の整備や従業員に対する保安教育計画の策定、実施等を指導する。

- (2) 製造・販売・貯蔵施設等に対し定期的に保安検査を実施する一方、随時に立入検査を実施して施設の維持管理状況が適正であるか確認し、更に、ソフト面に関する保安確保の指導を行う。
- (3) 販売、消費事業所に対し、巡回保安指導を行い、保安の確保を図る。
- (4) 高圧ガス積載車両等の違反に対しては、関係機関と緊密に連携して、随時、一斉取締りを行う。

3 保安意識の高揚

- (1) 高圧ガス取締法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の周知徹底を図る。
- (2) 関係事業所の製造保安係員や販売主任者又は消費者等に対し、保安確保を図るため関係機関等と連携して講習会等を実施する。
- (3) 危害物災害予防週間を設定し、高圧ガス大会の開催、ポスターの配布、防災訓練の実施等関係者の危害物災害予防思想の啓発を図る。

第3 火薬類災害【 資料編*3 参照 】

1 予防対策

火薬類は、土木・建築・採石事業等に関連して活用され、一旦その取扱いを誤れば爆発や火災等から重大な災害を引き起こすおそれがある。

このため、法令に基づく規制、保安意識の高揚、取締り、自主保安体制等については、周辺関係機関の要請に応じ、これに協力して災害防御に努める。

第4 毒物劇物災害【 資料編*4 参照 】

1 予防対策

毒物劇物に関する製造、販売、使用のあらゆる段階においての規制、指導、災害予防対策については、周辺関係機関の要請に応じ、これに協力して災害防御に努める。

第5 輸送対策

1 危険物輸送対策

- (1) 容器、積載方法等についての基準厳守を指導、強化する。
- (2) 車両火災の予防、安全運転の励行等について指導するとともに、予防査察を行う。

2 消火薬剤の緊急輸送対策

- (1) 特殊火災における近接市町村との消防相互応援体制の強化を図る。
- (2) 消防機関、関係事業所等における消火剤の保有状況、化学消防車その他化学消防設備の実態を把握し、緊急輸送体制の確立を図る。

*3 〇 資料 4.4.1-(3) 火薬取扱事業所

*4 〇 資料 4.4.1-(4) 農薬貯蔵状況

第2節 応急対策計画

危険物施設に関する災害応急対策については、危険物管理者等が定める防災業務計画により行う。なお、本項では、危険物災害に対する住民の保護を主眼として、特に、市との連携が必要な事項について定める。

《 主な担当班 》

□消防班

第1 実施責任者

1 応急措置の方法

危険物による災害は、その性質上、大災害に発展する危険性が大きく、特に、迅速な措置を要するため、関係機関は密接な連絡協力のもとに迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

《 危険物災害における管理者の応急措置の基本 》

- ア 関係機関（市、警察、消防機関）への通報
- イ 初期消火等の応急措置
- ウ 施設内及び近辺の人員の誘導、避難の指示等
- エ 警戒区域の設定
- オ 広報活動

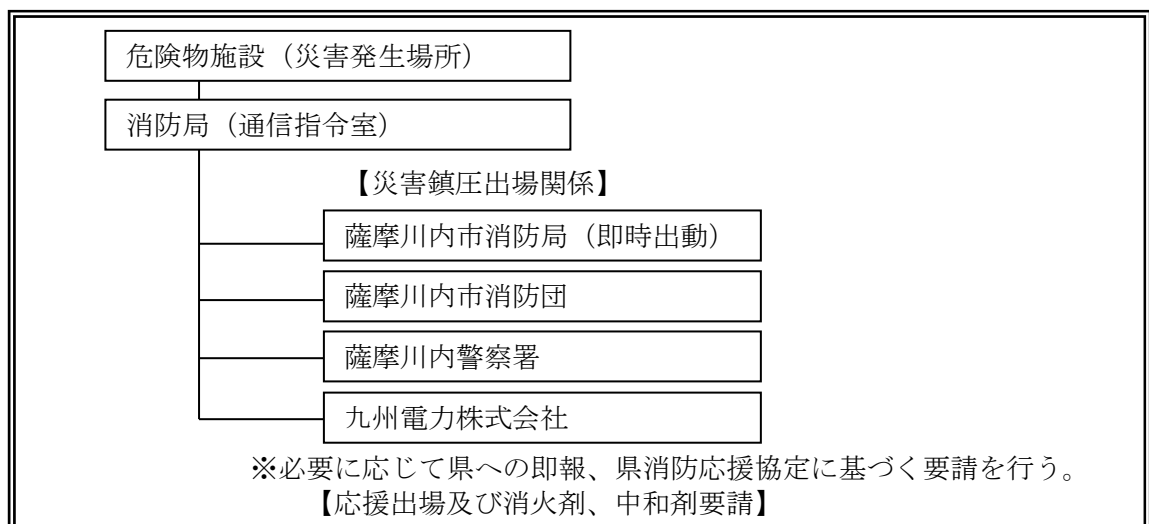
（事前に各施設での応急対策計画を立案しておく。）

2 消防局

施設の管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対して、措置を講ずるよう指導する。

3 緊急時の連絡系統図

市長は、災害が広域、激甚と予測され、応援の必要があると認めた場合は、消防局と連携して、県及び関係消防機関に応援を要請する。



第2 高圧ガス災害対策

1 応急措置の方法

高圧ガスによる災害の発生、又はそのおそれがある際には、関係機関からの要請に応じ、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者等の救出、火災警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

《 高圧ガス防災体制 》

ア 目 的

この体制は高圧ガスによる災害に対処し、これに伴う業務を迅速かつ的確に処理することにより公共の安全を確保することを目的とする。

イ 構 成

鹿児島県危機管理防災局消防保安課
鹿児島県警察本部及び各警察署
各市町村消防機関
社団法人鹿児島県高圧ガス保安協会
社団法人鹿児島県LPガス協会
鹿児島県冷凍設備保安協会
鹿児島県エルピーガススタンド協会
九州地区高圧ガス防災協議会鹿児島県支部

ウ 応援体制

高圧ガス関係保安団体は関係機関からの派遣要請を受けた場合は、防災担当者を指名して、災害現場に派遣する。

エ 身分証明

高圧ガス関係団体及び九州地区高圧ガス防災協議会鹿児島県支部の防災担当者が事故現場に立入るときは、その身分を証する腕章を呈示し、警察職員又は消防職員（団員）と協力し、適切な措置を講ずる。

オ 連絡会議

本体制の目的達成のため必要があるときは、連絡会議を開催する。

カ 事故措置

事故発生に際しては別途「高圧ガス事故措置要綱」による。

《 高圧ガス防災体制本部機構 》

ア 本部は別に定める事故（A級・B級）の発生状況に応じ設置する。

イ 本部は、原則として鹿児島県に置き、必要に応じ各商工事務所又は事故現場に現地対策本部を設置する。

ウ 現地対策本部の機構は、本部機構に準じ、災害の規模に応じて編成し、現地対策本部の活動に際しては関係機関の協力を求める。

エ 事故発生時の連絡通報体制については資料編を参照する。

第3 火薬類災害対策

1 応急措置の方法

火薬類による災害発生、又は、そのおそれがある際には、関係機関からの要請に応じ、火薬の運搬停止等の緊急措置、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第4 毒物劇物災害対策

1 応急措置の方法

- (1) 火災に際しては施設の延焼防止のための消防活動を実施するほか、汚染区域の拡大防止措置を実施する。
- (2) 周辺の毒物劇物施設が、被害を受け、毒物劇物が飛散漏えい、保健衛生上危害が発生し、又は、そのおそれがある際は、営業者及び毒物劇物取扱責任者に対し、危害防止のための応急措置を講じるよう指示するほか、毒性、劇性の危険区域を指定して警察、消防関係機関と協調し、交通遮断、緊急避難、広報活動等の必要な措置をとる。

第5章 林野火災対策計画

第1節 予防対策計画

☐本部総括班 ☐農林水産班
☐消防班

第2節 応急対策計画

☐本部総括班 ☐消防班

第1節 予防対策計画

森林資源の重要性並びに林野火災の特殊性に鑑み、積極的に予防対策を推進する。

- (1) 予防体制及び巡視・監視の強化
- (2) 自衛消防体制の組織化、相互応援協定等による広域的な消防体制の確立
- (3) 入山者の防火意識の高揚

《 主な担当班 》

☐本部総括班 ☐農林水産班 ☐消防班

第1 火災予防措置

1 市の措置

林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに次の事項を実施する。

(1) 火災警報の発令等

気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者等に対し、火気を使用しないよう指導する等必要な措置を講じる。

(2) 火災警報の周知徹底

火災警報の市民、入山者への周知は、打鐘、サイレン等消防信号を活用するほか、広報車による巡回広報等を通じ周知徹底を図る。

(3) 火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の規定に基づく市長の許可については、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分調整を図る。

また、火入れの場所が隣接市町に近接している場合は、関係市町に通知する。

(4) 火入れ等の制限

ア 気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。

イ 市長は、特に必要と認めるときは、火入れに関する条例等に基づき期間を限って一定区域内の火入れの差し止め等を制限する。

2 消防体制の整備

市及び消防局は、地域における総合的消防体制を確立する。

また、消防機関における相互応援協定等により広域的な消防体制の確立を図る。

3 予防施設等の整備

林野火災の危険性の高い民有林が所在する地域に、簡易防火用水等の林野火災予防用設備を重点的に配備する等の検討を行う。

また、11月～3月までの火災多発期間には、予防対策を強化する。

- (1) 防火水槽の増強
- (2) 自然水利用施設の増強
- (3) ヘリポート・補給基地の整備及び空中消火実施時の取水地点の選定
- (4) 防火線、防火帯林、防火管理道等延焼防止のための防火施設の整備
- (5) 休憩所等にドラム缶等を利用した防火用水の整備
- (6) 土管等を利用した路端用灰皿等の整備

4 資機材の整備と備蓄

消防局は、消防力の強化のため、資機材の整備と備蓄を積極的に推進する。

- (1) 消火作業機器等の整備

空中消火用資機材、小型動力ポンプ・送水装置、ジェットシュータ、チェーンソー、消火作業用機器等の計画的な整備を推進する。

- (2) 消火薬剤等の備蓄

第一リン酸アンモニウム（map）、第二リン酸アンモニウム（dap）、展着剤等、消火薬剤等の備蓄を推進する。

5 防火思想の普及

消防局は火災発生期を重点的に、予防広報を積極的に推進する。

- (1) 火災予防運動の設定

春季・秋季の年2回の火災予防週間に併せ、広報紙等を活用し周知徹底を図る。

火災予防運動	期 間
秋季火災予防運動	11月9日～ 11月15日
春季火災予防運動	3月1日～ 3月7日

- (2) ポスター、標識板等の設置

登山口、林道、樹木、駅、交通機関等に掲示し注意を喚起する。

- (3) ラジオ、テレビ等の活用

報道機関、学校等の協力を得て、防火思想の普及、啓発を図る。

- (4) 啓発活動

予防標識、警報旗等による入山者や林野周辺住民の予防措置の周知徹底を図る。また、林野火災予防運動の推進により広報活動等で、広く市民の林野火災防止意識の向上に努める。

第2節 応急対策計画

林野火災に関する災害応急対策については、消防計画に基づき実施する。

《 主な担当班 》

☐本部総括班 ☐消防班

第1 火災通報等

1 市の措置

- (1) 林野火災を覚知した場合は、あらかじめ定める出場体制を取るとともに関係機関(周辺市町、警察署等)に通報を行う。
- (2) 地区住民、入山者等に対して周知を図る。
- (3) 火災の規模等が、通報基準に達したときは、県(消防保安課)に即報を行う。
 - ア 死者が3人以上生じたもの
 - イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
 - ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの
 - エ 焼損面積が10ヘクタール以上と推定されるもの
 - オ 空中消火を要請したもの
 - カ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

第2 消火活動体制

1 消火活動体制

火災を覚知した市、消防局及び消防団は、関係機関と連携協力して延焼拡大の防御にあたり、ともに、周辺市町等へ警戒又は応援出場要請の準備を行う。

(1) 現地対策本部の設置

火災が拡大し、市では対処できないと判断されるときは、関係機関の協力を得て、現地対策本部を設置する。

現地対策本部の任務の概要は次のとおりである。

- ア 応援協定に基づく周辺市町等の応援隊の出場要請
- イ 自衛隊出場要請の検討
- ウ 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- エ 消防警戒区域の設定

(2) 空中消火体制の準備

地上隊による消火が困難と判断されるときは、県(消防保安課)への通報を行うとともに、次により空中消火体制の準備を行う。

- ア 広域消防本部を経由して鹿児島県及び福岡・北九州市局消防航空隊への出動要請準備
- イ 自衛隊出動要請のための準備
- ウ 空中消火資機材及びヘリポート等の設定準備

(3) 空中消火体制

【 一般災害対策編 】

〈第4部 第5章 第2節 応急対策計画〉

県消防防災ヘリコプター等による円滑な空中消火を実施するため、次の事項を行う。

- ア 陸空通信隊の編成
- イ 林野火災用防災地図の作成
- ウ 空中消火補給基地の設定
- エ ヘリポート等の設定
- オ 空中消火用資機材等の点検・搬入

第 5 部 災害復旧・復興計画

第5部 災害復旧・復興計画

第1章 公共土木施設等の災害復旧計画

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進計画	☐ 各班
第2節 激甚災害の指定計画	☐ 各班

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進計画

県と連携し、被災の程度や市民の意向等を勘案し、早急に復旧、復興の基本的方向を定める。

《 主な担当班 》

☐各班

第1 災害復興計画

1 復旧、復興の基本的方向

(1) 被害が比較的少なく、局地的な場合

原形復旧を原則とし、局地的な地域は、中・長期的な視点で災害に強いまちづくりを計画的に推進する。

(2) 被害が甚大で、広範囲な場合

原形復旧を目指すことが困難と予想され、災害に強い地域づくり等、中・長期的課題の解決を図る復興を目指す。

2 復興計画

被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。ただし、災害復興に至らない場合は、市民安全部長を本部長とする災害復旧支援本部を設置する。

3 復興計画の策定

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、市及び関係機関は諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

更に、再度災害の発生防止と、より快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

【 一般災害対策編 】

〈第5部 第1章 第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進計画〉

(1) 復興検討委員会の設置

学識経験者、市議会議員、市民代表、行政関係職員より構成される「復興検討委員会」を設置し、復興方針を策定する。復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

(2) 復興計画

ア 市街地復興に関する計画の策定

イ 産業復興に関する計画の策定

ウ 生活復興に関する計画の策定

エ 事業手法

オ 財源確保

カ 推進体制に関する事項等について定める。

(3) 復興事業の実施

ア 被災市街地復興特別措置法上の手続き

「被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）」第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

イ 災害復興に関する専門の担当部署を設置する。

ウ 災害復興に関する担当部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

第2 災害復旧事業計画

1 基本方針

被災した各施設は、薩摩川内市がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を検討し、その被害程度に応じた適切な災害復旧事業計画をたて、被災施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、施設の新設又は改良を行うとともに、早期復旧を図る。

公共施設等災害復旧事業の対象として、次の事業を実施する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業

ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画

イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画

ウ 砂防設備災害復旧事業計画

エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画

オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画

カ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画

キ 道路公共土木施設災害復旧事業計画

ク 港湾公共土木施設災害復旧事業計画

ケ 漁港公共土木施設災害復旧事業計画

(2) 農林水産施設災害復旧事業

(3) 都市災害復旧事業

(4) 上下水道災害復旧事業

(5) 住宅災害復旧事業

(6) 社会福祉施設災害復旧事業

- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

関係するこれらの事業計画に積極的に協力する。

計画の実施にあたっては、復旧事業を迅速に行うため事業計画を速やかに作成するとともに、実施に必要な職員の配備、応援、派遣等、活動体制について必要な措置をとる。

2 公共土木施設災害復旧事業計画

河川、砂防施設、道路、橋梁について災害発生の原因を追求し、関係機関との総合的連携の下に迅速かつ的確な復旧事業を施工し、更に復旧事業にあわせて施設の新設改良等を検討する。

3 農林水産施設災害復旧事業計画

- (1) 農地、農業用施設、林業用施設、治山施設・漁業用施設その他共同利用施設の復旧については、公共土木施設災害復旧事業計画に準じ施工する。
- (2) 事業主体は原則として市、土地改良区、農業協同組合、森林組合・漁業組合等であり、必要に応じ復旧事業の推進について技術的指導を受ける。
- (3) 被害の規模が大きく、しかも復旧に高度の技術を要する場合は、実状に応じ県営事業として要請する。

4 都市災害復旧事業計画

- (1) 都市計画区域における街路、公園、下水道等の災害、市街地における土砂堆積等について早期復旧を図る。
- (2) 復旧にあたっては、都市環境の整備、都市の防災構造化の推進を指導する。

5 住宅災害復旧事業計画

市民の生活の安定を図るため、公営住宅法の規定に基づき、迅速かつ的確な公営住宅や共同施設の建設又は補修を進める。

6 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

- (1) 施設の性格上緊急に復旧する必要があるので、国、県その他関係機関の融資を促進する。
- (2) 再度の災害を防止するため、設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。

7 学校教育施設災害復旧事業計画

- (1) 児童、生徒に対する正常な教育を実施するため、迅速かつ的確な復旧を促進する。
- (2) 再度の災害防止のため、原因を検討し、不燃堅牢構造化防災施設の設置に配慮する。

8 その他の災害復旧事業計画

(1) ライフライン、交通輸送機関災害復旧事業計画

特に住民の日常生活と密接な関係があるので、早期復旧を促進し、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(2) 公営企業災害復旧事業計画

市民及び社会経済に与える影響を勘案して早期復旧を推進する。

(3) 公用財産災害復旧事業計画

公共的、社会的な影響を勘案して早期復旧を促進する。

第 3 災害復旧事業に伴う財政援助

法律又は予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担、補助して行われる災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）」（以下「激甚法」という。）に基づく事業は、次のとおりである。

1 災害復旧事業等に係る財政援助

事業内容		根拠法律等
(1)	公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (昭和 26 年法律第 97 号)
(2)	農林水産業施設等災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (昭和 25 年法律第 169 号)
(3)	文教施設等災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法 (昭和 28 年法律第 247 号) 官庁建物等災害復旧費実地調査要領
(4)	社会福祉施設等災害復旧事業	生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) 身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) 知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号)
(5)	環境衛生施設等災害復旧事業	内閣府及び厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領
(6)	水道施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (昭和 26 年法律第 97 号)
(7)	都市施設災害復旧事業	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
(8)	公営住宅災害復旧事業	公営住宅法 (昭和 26 年法律第 193 号)

2 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(1) 復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置		財政援助内容
ア	公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）の規定の適用を受ける公共施設の災害復旧事業
イ	公共土木施設災害関連事業	公共土木施設災害復旧事業のみでは、再度の災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木負担法施行令第 1 条各号に規定する施設の新設又は改良に関する事業で国の負担割合が 3 分の 2 未満のもの（道路、砂防を除く）。
ウ	堆積土砂排除事業	(ア) 公共施設の区域内の排除事業 激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、植木等（以下「堆積土砂」という。）の排除事業で市が施行するもの（ほかの法令に国の負担若しくは補助に関し別段の定めがあるもの、又は国がその費用の一部を負担し、若しくは補助する災害復旧事業に附随して行うものを除く。） (イ) 公共施設区域外の排除事業 激甚災害に伴い発生した前号に規定する区域外の堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたもの、又は市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業
エ	湛水排除事業	激甚災害の発生に伴い浸水した地域で浸水状態が政令で定める程度に達するもの（以下「湛水」という。）の排除事業で市が施行するもの。

3 農林水産施設災害復旧事業計画

- (1) 農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設の復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、関係機関との総合的連携のもとに迅速に復旧事業が施行されるよう努める。また、災害復旧事業のみでは将来、復旧施設が再度災害を被るおそれがある場合には、復旧施設又はこれに関連する施設を改良するために災害復旧事業と併せ行う災害関連事業により、再度災害発生の防止に努める。
- (2) 受益者負担が生ずる事業についての地元調査を速やかに行う。

(3) 復旧事業等に関する特別の助成

適用すべき措置		財政援助内容
ア	農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置 (激甚法第 5 条)	この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業については、暫定措置法第 3 条第 1 項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ排除した額に対して一定の区分に伴い超過累進率により嵩上げを行い措置する。
イ	農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例 (激甚法第 6 条)	激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について暫定措置法の特例を定め、政令で指定される地域内の施設について、10 分の 3（事業費の政令で定める額に相当する部分は 10 分の 5）に引き下げて補助対象の範囲を拡大する。
ウ	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第 2 条第 1 項の規定による天災が激甚災害として指定された場合の特別措置を行う。	(ア) 天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額を 250 万円に、政令で定める資金として貸付られる場合の貸付限度額については 600 万円に引き上げ、償還期間を政令で定める経営資金について 7 年以内とする。 (イ) 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等又は農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額を引き上げる。
エ	土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 (激甚法第 10 条)	激甚災害に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について浸水面積が引き続き、1 週間以上にわたり 30ha 以上である区域で経済産業大臣が告示した場所

4 住宅災害復旧事業計画

(1) 復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置		財政援助内容
ア	公営住宅災害復旧事業 (昭和 26 年法律第 193 号)	公営住宅法第 8 条第 3 項の規定の適用を受ける公営住宅、共同施設の建設又は補修に関する事業
イ	り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 (激甚法第 22 条)	(ア) 市の区域内にある住宅で激甚災害により減失したものの戸数が 100 戸以上又は市の区域内にある住宅の戸数の 1 割以上である場合 (イ) 前項の区域は、国土交通大臣が告示する。

5 文教施設災害復旧事業計画

(1) 復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置		財政援助内容
ア	公立学校施設災害復旧事業 (昭和 28 年法律第 247 号)	公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業
イ	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第 16 条）	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象となるものは、激甚法第 3 条第 1 項の特定地方公共団体が設置する集会所、図書館、体育館、運動場、水泳プール、その他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設で、その災害の復旧に要する経費を予算の範囲内で補助することができる。
ウ	私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第 17 条）	激甚災害を受けた私立の学校の建物等の施設で、その災害の復旧に要する経費を予算の範囲内で補助することができる。

6 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

(1) 復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置		財政援助内容
ア	児童福祉施設復旧事業 (昭和 22 年法律第 164 号)	児童福祉法第 35 条第 2 項から第 4 項までの規定により設置された施設の災害復旧事業。
イ	老人福祉施設災害復旧事業 (昭和 38 年 133 号)	老人福祉施設法第 15 条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業。
ウ	身体障害者更生援護施設災害復旧事業 (昭和 24 年法律第 283 号)	身体障害者福祉法第 27 条第 2 項又は第 3 項の規定により県又は市が設置した身体障害者更生援護施設の災害復旧事業。
エ	知的障害者更生施設、授産施設災害復旧事業 (昭和 35 年法律第 37 号)	精神薄弱者福祉法第 19 条の規定により県又は市が設置した知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設の災害復旧事業。

7 企業災害復旧事業計画

- (1) 市民及び社会経済に与える影響を勘案して早期復旧を促進する。
- (2) 復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置		財政援助内容
ア	中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）による災害関係保証の特例（ 激甚法第 12 条 ）	(ア) 激甚災害につき救助法が適用された地区内に事業所を有し、かつ激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の貸付けに関する貸付限度額を別枠として設ける。 (イ) 災害関係保証の保険についてのてん補率は 100 分の 80 (ウ) 保証料率を引き下げる。
イ	中小企業近代化資金等助成法（昭和 31 年法律第 115 号）による貸付金等の償還期間等の特例（ 激甚法第 13 条 ）	激甚災害を受けた中小企業者に対する、激甚災害を受ける以前において中小企業近代化資金等助成法によって貸付けた貸付金について、県は貸付金の全部又は一部の償還を免除することがある。
ウ	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	激甚災害を受けた事業協同組合等の施設に対する災害復旧事業に要する経費につき、予算の範囲内において要する経費の 3 分の 2 を補助することができる。
エ	中小企業者に対する資金の融通に関する特例	激甚災害を受けた者に対して商工組合中央金庫の再建資金を貸し付ける。また、閣議決定により、中小企業金融公庫及び(株)日本政策金融公庫においても低利融資を行う。

8 その他

- (1) 復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置		財政援助内容
ア	水防資材費の補助の特例（ 激甚法第 21 条 ）	水防管理団体に対しては、激甚災害に関し、当該水防管理団体が水防のため使用した資材の取得に要した費用が 35 万円を超える水防管理団体の区域 なお、補助率は 3 分の 2 である。
イ	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	(ア) 小災害復旧債----公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設、林道の災害復旧事業で小規模なものにあてるための起債 (イ) 元利償還の一定割合を地方交付税に算入する。

第2節 激甚災害の指定計画

《 主な担当班 》

□各班

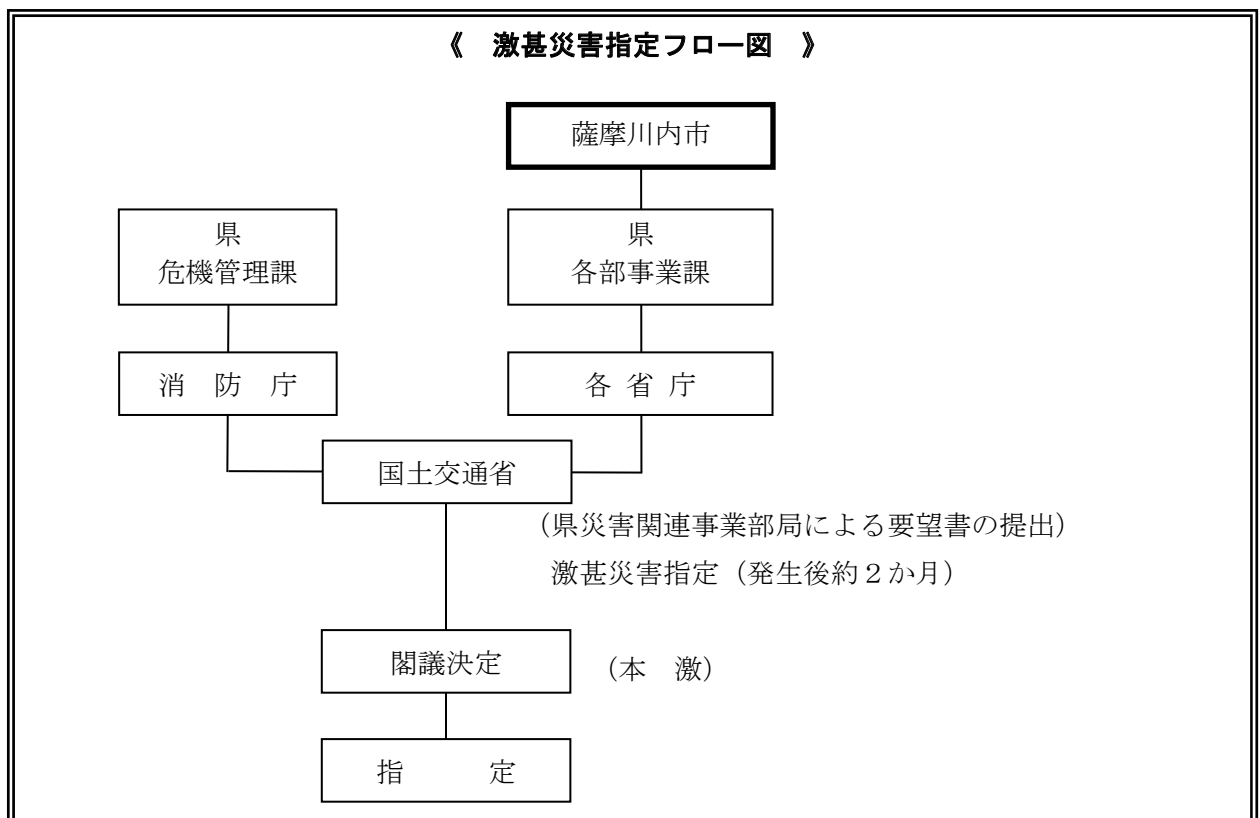
第1 激甚災害に対処するための特別の財政援助

各種法律に基づく予算の範囲内において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。）」等に基づき援助される。

1 激甚災害に対処するための特別の財政援助等

(1) 制度の概要

大規模な被害が発生した場合、激甚法による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する必要がある、激甚法指定の手続きについて定める。



(2) 激甚法に定める基準

激甚災害については、次の二とおりの指定基準がある。

①広域的(全国レベル)な「本激甚指定」

②市町村レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚」

ア 激甚災害に指定されると、公共土木施設災害復旧事業等について国庫負担率又は国庫補助嵩上げ等の特別財政援助が行われる。

イ 指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害復旧等、その基準別に個別に指定される。

2 市の実施内容

災対法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ的確に実施できるようにする。

- (1) 県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- (2) 災害の状況を速やかに調査し、県に報告する。
- (3) 早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにする。

3 激甚災害に係る財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実状を把握して早期に激甚災害の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

第2章 被災者の災害復旧・復興支援計画

第1節 被災者の生活確保計画

☐本部総括班 ☐市民支援班
☐福祉班 ☐建設班 ☐消防班

第2節 被災者への融資措置計画

☐本部総括班 ☐福祉班
☐農林水産班 ☐経済政策班

第1節 被災者の生活確保計画

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講ずる。

市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者防災の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する必要がある。

《 主な担当班 》

☐本部総括班 ☐市民支援班 ☐福祉班 ☐建設班 ☐消防班

第1 市民生活相談

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。設置に当たっては、ナビダイヤルやWEB受付等を活用するなど、デジタル技術の活用を検討する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村と避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

各機関の行う生活相談は、次のとおりとする。

機関	相談の内容等
市	被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請するものとする。

【 一般災害対策編 】

〈第5部 第2章 第1節 被災者の生活確保計画〉

県	1 被災者の迅速かつ適切な救護措置を推進するため、電話による相談のほか、県庁舎又は出先機関等に被災相談所を設け、被災者の生活安定の早期回復に努める。 2 市町村をはじめ関係機関との連携により、総合相談体制の確立を図る。
総務省九州管区行政評価局、 鹿児島行政監視行政相談センター	被災者に対する各種支援措置の案内等に対する特別行政相談活動を行うものとする。
県警察 本 部	警察署、交番その他必要な場所に相談所を設け、警察関係の相談に当たる。
消防局	発災後の出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署等に、災害の規模に応じて消防相談所を設け、相談にあたる。 1 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底 2 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 3 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検の強化 4 火災による罹災証明等各種手続きの迅速な実施

第2 被災者の生活確保計画

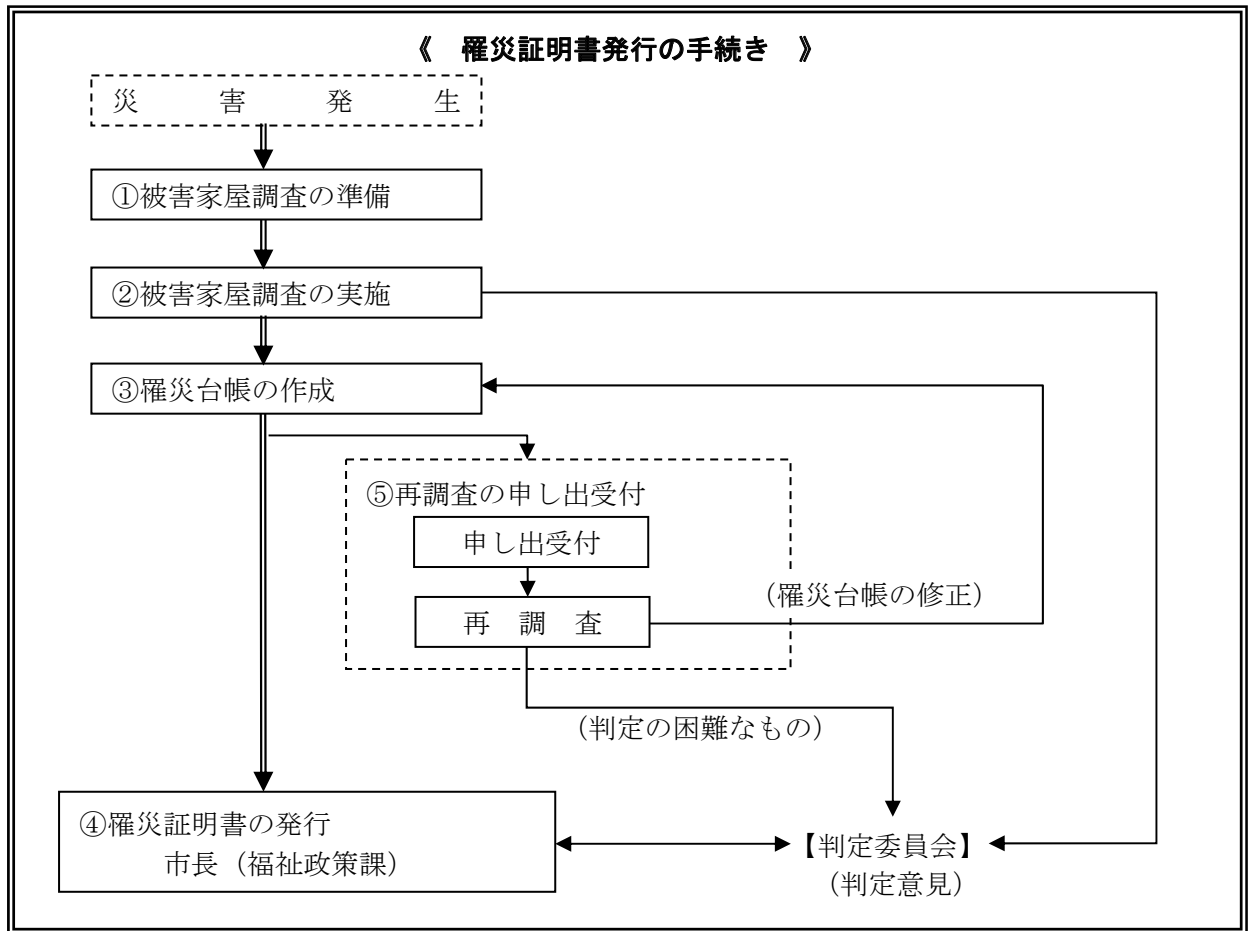
1 罹災証明書の発行【 参考編*1 参照 】

罹災証明は、被災者の応急的な救済を目的とする救助法による各種施策や、市税の減免等を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、市長が確認できる被害の程度について証明する。

また、平常時から住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援受入れ体制の構築等の計画的な促進、被害認定に関する国・県等が開催する研修会等に参加するなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

*1 参考5.2.1-(1) 薩摩川内市災害り災者援護措置要綱

(1) 罹災証明の発行手続き



(2) 被害家屋調査の準備

被害状況の速報を基に、次の準備作業を実施する。

ア 建築技術関係者を中心とした調査員を確保する。

なお、職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町及び民間団体への協力を要請する。

イ 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。

ウ 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備するとともに車両等の手配を行う。

(3) 被害家屋調査の実施

ア 調査期間

初回被害家屋調査は、災害発生後概ね 1 か月以内に実施する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、再調査は、判定に不服のある家屋について被災者の申し出に基づき実施する。

イ 調査方法

被害家屋を対象に 2 人 1 組で外観目視による調査を実施する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

【 一般災害対策編 】

〈第5部 第2章 第1節 被災者の生活確保計画〉

また、再調査は、1棟ごとの内部立入調査により実施する。

(4) 罹災台帳の作成

固定資産税課税台帳を基に、罹災証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、罹災台帳を作成する。

(5) 再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、罹災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、やむを得ない事情と認められる場合を除いて、災害発生日から3か月以内であれば再調査を申し出ることができるものとする。被害調査は、申し出のあった家屋に対し、迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに必要に応じて罹災台帳を修正し、罹災証明書を発行する。

なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ、市長が判定する。

(6) 罹災証明に関する広報

罹災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、罹災証明に関する相談窓口を設置するとともに広報紙等により被災者への周知を図る。

2 被災建築物に関する各種調査に係る被災者への説明

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

また、国及び県は市町村の活動の支援に努めるものとする。

第3 住宅の確保計画

1 住宅の確保

応急仮設住宅から恒久、良質の住宅に切り替えることにより、被災者の住環境の改善を図る。

(1) 住宅の確保

損壊市営住宅を速やかに修繕するとともに、被害状況に応じて市営住宅の供給計画を修正し、住宅供給を促進する。

(2) 住宅の修繕、建設の融資

大規模災害（救助法の適用を受ける災害）によって住宅に被害を受けた者は、住宅金融公庫から災害復興住宅の建設資金、又は補修資金の融資を受けることができる。

第4 災害廃棄物の処理計画

1 処理処分方法の確立及び仮置場、最終処分地の確保

市は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立する。

また、被災した場合、市域内で災害廃棄物の仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県は県災害廃棄物処理計画を踏まえ、県内の他市町村及び県外での仮置場、最終処分地の確保について、環境省と連携して市町村を支援する。

2 リサイクルの徹底

災害廃棄物処理に当たっては、県災害廃棄物処理計画や薩摩川内市一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図る。

3 計画的な災害廃棄物処理の実施

市は、復旧・復興を効果的に行うため、災害廃棄物の処理を復旧・復興計画を考慮して行うものとし、そのための処理実行計画を県が定める災害廃棄物処理実行計画や薩摩川内市一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、定めるものとする。

県は、広域的な調整の必要がある場合、全体計画の策定や関係市町村による合同検討会を主宰することにより、円滑な災害廃棄物処理を促進する。

4 環境汚染の未然防止・市民、作業者の健康管理

災害廃棄物処理に当たっては、環境汚染の未然防止及び市民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。

第5 生活安定策

1 職業の斡旋

被災者の職業斡旋措置について、県に対して要請するとともに、公共職業安定所に対して被災者への職業の紹介斡旋等を依頼する。公共職業安定所は、被災者の技能、経験、健康、その他の状況を勘案して希望する求職条件により職業相談、求人開拓等に基づき職業を斡旋する。

2 災害相談

大規模災害の発生等により、被災した市民からの問い合わせや相談等に対応するため、「災害相談窓口」を開設する。災害相談窓口においては、問い合わせや相談等の情報を基に、市民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努める。また、災害相談窓口は市災対本部の各班により編成し、行方不明者の搜索、り災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、住宅応急修理の相談、医療相談、生活相談等を受け付ける。

3 租税の徴収猶予減免

(1) 市税の減免の措置（税務課）

被災者に対する市税の減免・申告、申請等の書類の提出に関する期限の延長・徴収猶予は市条例「薩摩川内市災害による被災者に対する市税の減免に関する条例（平成16年条例第51号）」、「薩摩川内市災害による被災者に対する減免の基準に関する規則（平成16年条例第69号）」等の規定に基づき実施する。

ア 市税の減免（市税の減免に関する規則）

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について減免を行うことができる。

- (ア) 死亡した場合
- (イ) 障害者となった場合
- (ロ) 災害による農作物の減収損失の所得税
- (エ) 災害を受け作付不能又は使用不能となった農地又は宅地の固定資産税

【 一般災害対策編 】

〈第5部 第2章 第1節 被災者の生活確保計画〉

(ウ) 災害を受け償却資産の固定資産税

イ 市税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長（市税条例）

災害により、市税の申告、申請、納付、納入等を行うことができないときは、災害がおさまった日から、納税者については2か月以内、特別徴収義務者については30日以内において当期限を延長することができる。

ウ 市税の徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者が市税を一時に納付又は納入することができないときは、申請に基づき1年以内の延長を行うことができる。（地方税法第15条）

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行うことができる。

(2) 国民健康保険税の減免の措置（国民健康保険税条例）

当該納税者（世帯主）の申請によって国民健康保険税を減免することができる。

当該年度において災害その他特別の事情によって、生活が著しく困難となり当該年度内にその回復の見込みがないものの国民健康保険税の減免

4 国・県税の減免措置

(1) 国税の減免等の措置

ア 被災者に対する国税の申告、申請、請求届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長

イ 被災者に対する所得税の減免及び徴収猶予

ウ 被災者の給与所得に対する源泉所得税の徴収猶予

(2) 県税の減免等の措置

ア 被災者に対する県税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長

イ 被災者に対する県税の徴収猶予（1年以内、やむを得ない場合は2年）

ウ 被災者に対する県税の減免

第6 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

市は、県が、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者に関する情報の提供を県に求めることができる。

第2節 被災者への融資措置計画

災害時における事業資金等の融資は、被害の程度、規模によって異なるが、次の資金等についてできるだけ行う。

《 主な担当班 》

☐本部総括班 ☐福祉班 ☐農林水産班 ☐経済政策班

第1 基本方針

1 農林漁業関係の融資

- (1) 天災融資法による災害経営資金及び災害事業資金
- (2) 農林漁業金融公庫資金による災害資金
- (3) 農業振興資金による経営安定資金
- (4) 災害復旧つなぎ資金

2 商工業関係の融資

- (1) (株)日本政策金融公庫
- (2) 鹿児島県信用保証協会の保証

3 民生関係の融資

生活福祉資金（災害援護資金）

4 住宅資金の融資

- (1) 災害復興住宅建設補修資金
- (2) 一般個人住宅の災害特別資金
- (3) 地すべり関連住宅資金

5 資金選定の指導

市その他の関係機関は、被災者から融資についての相談を受けたときは、各資金の貸付条件その他を十分に説明し、借入事業体に最も適した資金の斡旋指導にあたるものとする。

6 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく措置【 参考編 *1参照 】

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とし支援金を支給する。

*1 ●参考5.2.2-(1) 被災者生活再建支援法

【 一般災害対策編 】

〈第5部 第2章 第2節 被災者への融資措置計画〉

第2 災害弔慰金等の金融措置

1 金融措置

(1) 金融措置の種類等

区分	援助・助成措置	担当窓口	備考
支給	ア 災害弔慰金	福祉政策課	
支給	イ 災害障害見舞金	福祉政策課	
支給	ウ 被災者生活再建支援金	福祉政策課	
貸付	エ 災害援護資金貸付金	福祉政策課	
貸付	オ 生活福祉資金	市社会福祉協議会	
貸付	カ 母子寡婦福祉金	保健所	
貸付	キ 金融機関等の融資	金融公庫等	

(2) 市の措置【 参考編*2 参照 】

ア 「薩摩川内市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年条例第118号）」及び「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」の規定に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給する。

イ 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金を含めた各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に災証明の交付体制を確立し、被災者に災証明を交付する。

ウ 被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

エ 災害弔慰金(福祉政策課)

オ 災害障害見舞金(福祉政策課)

カ 災害援護資金貸付金(福祉政策課)

2 災害見舞金等の支給【 参考編*3*4*5 参照 】

(1) 災害見舞金等（福祉政策課）

「災害り災者援護措置要綱（平成16年訓令第39号）」に基づき、災害見舞金等を支給する。

*2 参考5.2.2-(2) 薩摩川内市災害弔慰金の支給等に関する条例

*3 参考5.2.2-(3) 災害弔慰金

*4 参考5.2.2-(4) 災害障害見舞金

*5 参考5.2.2-(5) 災害見舞金等の支給

3 民間施設等の災害復旧資金の助成

災害により被害を受けた一般市民、中小企業者、農林漁業者及びその組織する団体に対する災害復興のための資金の融資は、次のとおりである。

(1) 農林漁業復興資金

ア 天災融資法に基づく災害資金の貸付

イ 農林漁業金融公庫の復旧資金の貸付

(2) 中小企業復興資金

(株)日本政策金融公庫の災害復旧資金貸付

(3) 住宅復興資金

ア 住宅金融公庫の災害復興住宅の建設資金及び補修資金の貸付

イ 住宅金融公庫の一般個人住宅の災害特別貸付

(4) 宅地防災工事資金

住宅金融公庫の宅地防災工事資金の貸付

4 鹿児島県市町村災害共済基金 《組合規約概要（昭和48年4月10日設立）》

(1) 目的

鹿児島県内の市町村が災害に伴う費用に充てるため互助共済方式によって行う積立金に関する事務を共同処理し、市町村の財政運用の健全化に資することを目的とする。

(2) 組織

鹿児島県内の全市町村をもって組織する。

(3) 基金の造成

ア 基金は各市町村の納付金とその運用によって造成する。

イ 各市町村の納付金の額（年額）は、鹿児島県市町村災害共済基金組合規約（以下「組合規約」という。）の定めるところによる。

ウ 市町村は、納付金の累積額が基準財政需要額の100分5（その金額が1億円をこえるときは、1億円とする。）に達したときは、それ以降納付しないことができる。

(4) 基金の取りくずし

ア 市町村は次の要件に該当するときは、組合規約の定めるところにより、基金の取りくずしを行うことができる。

(ア) 災害による減収補填を要するとき

(イ) 災害応急事業費の支出を要するとき

(ウ) 災害復旧事業費の支出を要するとき

(エ) その他災害に関する費用の支出を要するとき

イ 取りくずしの限度は、組合規約の定めるところによる。

(5) 基金の運用

基金は、災害による取りくずし金として交付するほか、次にあげる運用を行う。

ア 財政資金の融資斡旋

イ 災害応急事業資金の貸付

ウ 長期資金の貸付

5 生活資金対策

- (1) 簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付、郵便貯金等の預金者に対する非常払渡し等(窓口：郵便局)

ア 簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付等

イ 郵便貯金等の預金者に対する非常払渡し

ウ 郵便はがき等の無償交付

エ 銀行預金者に対する非常払渡し

- (2) 世帯更生資金

り災した低所得者世帯で資金の貸付と民生委員の指導援助により独立自活できると認められ、かつ、ほかの機関等からの融資が困難な者に対して貸し付けられる。

- (3) 母子寡婦福祉資金

災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦が自ら事業を開始する場合、必要な設備費、什器、材料等の購入費として貸し付けられる。

- (4) 生活保護

災害により生活が困窮し最低生活の維持ができない者に対し、生活保護法に基づき必要な援助を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。

《 生活保護法による扶助の種類 》

ア 生活扶助	オ 出産扶助
イ 住宅扶助	カ 生業扶助
ウ 教育扶助	キ 葬祭扶助
エ 医療扶助	ク 介護扶助

- (5) 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく措置（窓口：福祉政策課）

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、もって市民住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とし支援金を支給する。

ア 対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水、地震、その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- (ア) 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号の規定に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害

(イ) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害

(ウ) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害

(エ) (ア)又は(イ)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）

(オ) (ア)～(ウ)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）

(カ) (ア)若しくは(イ)の市町村を含む都道府県又は(ウ)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）

イ 対象世帯と支給額

被災世帯となった世帯のうち次に該当する世帯主に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)と住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)の合計額を支給する。

(ア) 住宅が全壊した世帯

(イ) 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した場合

(ウ) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯

(エ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

ウ 市の措置(支給事務の委託)

県から、被災者生活再建支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託された場合、市はその事務の円滑な措置を行う。